12-B552783-000027-10

2020

国家知識財産委員会 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property Annual Report 2020



本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2020年国家知識財産委員会年次報告書(2021年3月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。 https://ipkorea.go.kr/information/report_list.do

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

CONTENTS

第1章		概要・	• • •	• •		• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• •	• 2
第2章	Í ;	知的財產	至の動向	句及び	主要	統計	•			•		•		•		•	•	•	•	•		. . g
第1	節	海外の	知的則	才産の	動向		•			•		•		•		•	•	•	•	•		• 9
1.	. *	(国・・		• •			•	• •		•		•		•		•	•	•	•	•		• 9
2.	. 👎	国••		• •			•	• •		•		•		•		•	•	•	•	•		12
3.	. F	本・・					•			•		•		•		•	•	•	•	•		17
4.	. Ø	大州 • •					•			•		•		•		•	•	•	•	•		20
第2	節	韓国⊄	知的則	才産の	動向	•			•		•		•		•	•		•	•	•	•	• 27
1.	. <u>à</u>	三要イシ	ュー・				•	• •		•		•		•		•	•	•	•	•		27
2.	. 注	こ令の制力	定・改	正事項	頁••		•			•		•		•		•	•	•	•	•		32
3.	. <u>Ì</u>	三要判例					•			•		•				•	•	•	•	•		39
第3	節	知的則	才産関 退	車の主	要統	計•	指標		•		•		•		•	•			•	•	•	• 56
1.	. 産	E業財産	権分野				•			•						•	•	•	•	•		56
2.	. 著	脊作権分	野・・				•			•						•	•	•	•	•		65
3.	. そ	の他の	知的財	産分野	野••		•			•						•	•	•	•	•		68
4.	. 国	国際知的原	財産権	保護の	の指標	Ę.,	•			•		•		•		•		•				77
第3章	Ē	国家知識	財産す	美員会	の主	要活	動・		•		•				•					•	•	• 84
第1	節	国家知	□識財産	產委員	会の	概要			•		•								•	•	•	• 84
第 2	節	国家知	□識財産	至委員	会の	活動	内容				•				•			•	•		•	• 86
1.	. 第	55期委員	員会の	発足			•			•		•				•	•	•	•	•		86
2.	. 第	3回知	的財産	の日			•			•		•				•	•	•	•	•		87
3.	矢	的財産	人営の	表彰																		90

4. 知的財産トークコンサートの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
5. 知的財産保護政策協議会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
6. 知的財産の代替的紛争解決制度活性化教育セミナーの開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 5
7. IP を基盤とする起業活性化のための IP 活用の専門家フォーラムの開催・・・・	97
第3節 国家知識財産委員会の主要案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
1. 人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会の構成・運営計画 (案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
2. バイオ産業の知的財産 (IP) 政策提案 (案) ・・・・・・・・・・・ 1	00
3. 非対面時代、新韓流活性化のための海外著作権の進出拡大及び保護策(案)・1	03
4. 知的財産の価値評価体系の改善策(案)・・・・・・・・・・・・・・1	05
第4節 専門委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	09
1. 運営の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10)9
2. 5 つの分野別専門委員会・・・・・・・・・・・・・・・ 1	11
3. 2021 年知的財産政策イシューの発掘・・・・・・・・・・・・・1	15
第5節 特別専門委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	23
1. バイオ産業 IP 特別専門委員会・・・・・・・・・・・・・・・ 1	23
2. 人工知能 (AI) IP 特別専門委員会・・・・・・・・・・・・1	24
第6節 国家知的財産ネットワーク(KIPnet)運営・・・・・・・・・・ 1	27
1. 4 つの分科活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	27
2. 2020 国家知的財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス開催・・・・・・1	30
第7節 発刊資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	34
1. 2019 知的財産保護政策の執行年次報告書・・・・・・・・・・・・1	34
2. 国民の知的財産権保護のための政府用役契約のガイドライン・・・・・・1	35
第4章 知的財産施行計画の主要成果・・・・・・・・・・・・・・・ 1	39
第1節 2020年国家知識財産施行計画・・・・・・・・・・・・・・1	39
1. 推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	39

:	2.	5 7	大戦	略(D <u>ī</u>	重点	点割	果是	頁•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	142
第	21	節	施	行書	十厘	町の) 点	核	į •	評	征	付	不	į.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•			154
	1.	概	要•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	154
:	2.	評	価対	象	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	155
;	3.	評	価体	系	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	156
第	3 1	節	施	行言	十直	町の	ΣÈ	三要	成	果	į	(5	大	戦	略	ŕ,	21	0,	中	核	課	題))	•	•	•	•	•	•	•	•	•			159
	1.	市	場の	需	要	を	反	坱	し7	E	ΙP	資	産	化	<u>_</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•							•		159
:	2.	中	小•	ベ	ン	チ	ヤ	—1	企	業の	の _ま	起	業	•)	成	長	及で	۲1 ا	呆割	隻を	/ 弹	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	175
;	3.	玉	内の	知	的	財	産	の :	グロ	コー	— ,	バ)	ルj	生	出:	支	援	を引	強化	匕•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	190
,	4.	デ	ジタ	ルル	環	境	の1	創化	作	こす	付~	す	る:	公.	正	な	共/	生二	L S	コシ	ノフ	、テ	7	を	造	成	•	•	•	•	•	•	•	•	206
	5.	人	と文	化	を	中	心	- ط	する	る <i>5</i>	印色	的	財	産の	の	土;	壌	をす	冓鈞	돈•													•		212

表	[表 I -1] 韓国の国際知的財産権指数(項目別)・・・・・・・・・・・3
	[表Ⅱ-1] 2020 年知的財産強国推進計画・・・・・・・・・・・・ 14
	[表Ⅱ-2] 中国の「外商投資法実施条例」の知的財産権に関連する主要条項 ・・16
	[表Ⅱ-3] ブレグジット以降、英国の知的財産システムの変更事項・・・・・・ 21
	[表Ⅱ-4] EC「知的財産実行計画」の挑戦課題・・・・・・・・・・ 23
	[表Ⅱ-5] 欧州商標・登録デザイン審査ガイドラインの主な改正点・・・・・・ 24
	[表 II-6] 年度別 IP 金融規模の現状(2016~2020 年)・・・・・・・ 30
	[表Ⅱ-7] 特許法の主な改正内容(公布 2020.06.09 実施 2020.12.10)・・・・33
	[表Ⅱ-8] 特許法の主な改正内容(公布 2020.12.22 実施 2021.06.23)・・・・34
	[表Ⅱ-9] 特許法の主な改正内容(公布 2020.10.20 実施 2020.10.20)・・・・35
	[表Ⅱ-10] 商標及びデザイン保護法の主な改正内容 (公布 2020. 10. 20 実施 2020. 10. 20) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
	[表Ⅱ-11] 商標及びデザイン保護法の主な改正内容(公布 2020.12.22 実施 2021.06.23)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
	[表Ⅱ-12] 不正競争防止法の主な改正内容(公布 2020. 10. 20 実施 2021. 04. 21)36
	[表Ⅱ-13] 不正競争防止法の主な改正内容(公布 2020. 12. 22 実施 2021. 06. 23)37
	[表Ⅱ-14] 著作権法の主な改正内容(公布 2020.02.04 実施 2020.08.05)・・・38
	[表Ⅱ-15] 主要国の産業財産権の出願状況(2019年時点)・・・・・・ 58
	[表Ⅱ-16] 韓国企業(韓国人)の海外における特許出願の国別件数・・・・・59
	[表Ⅱ-17] 韓国企業(韓国人)の海外における商標出願の国別件数・・・・・60
	[表Ⅱ-18] 韓国企業(韓国人)の海外におけるデザイン出願の国別件数・・・・62
	[表Ⅱ-19] 産業財産権登録決定率の推移・・・・・・・・・・・・・64
	[表Ⅱ-20] 産業財産権審査処理期間の推移・・・・・・・・・・・・64
	[表Ⅱ-21] 産業財産権審判請求の状況・・・・・・・・・・・・65
	[表Ⅱ-22] 産業財産権の審判処理期間及び審判人数・・・・・・・・・65
	「表Ⅱ-23〕著作権登録の状況・・・・・・・・・・・・・・・・66

[表Ⅱ-24] 著作物種類別の違法コピー利用量(2019 年)・・・・・・・・67
[表Ⅱ-25] 著作権産業の経済的貢献度 (GDP における割合) ・・・・・・・ 68
[表Ⅱ-26] 植物新品種保護の出願及び登録状況・・・・・・・・・・69
[表Ⅱ-27] 品種名称の登録状況・・・・・・・・・・・・・70
[表Ⅱ-28] 類型別の知的財産権貿易収支・・・・・・・・・・・・72
[表Ⅱ-29] 機関形態別の知的財産権貿易収支の推移・・・・・・・・・73
[表Ⅱ-30] 産業別の知的財産権貿易収支の推移・・・・・・・・・・74
[表Ⅱ-31] 産業別の知的財産権貿易収支の推移・・・・・・・・・75
[表Ⅱ-32] 取引相手国別の知的財産権貿易収支の推移・・・・・・・・76
[表Ⅱ-33] スイスの国際経営開発研究所 (IMD) による韓国の科学インフラ指標の 状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
[表Ⅱ-34] 韓国の国際知的財産権指数(項目別)・・・・・・・・・79
[表Ⅱ-35] グローバルイノベーション指数 (GII) の上位 20 カ国・・・・・80
[表Ⅱ-36] グローバルイノベーション指数 (GII) 、韓国の部門別順位・・・・ 81
[表Ⅱ-37] グローバルイノベーション指数 (GII) 、韓国の知識及び技術の成果部門 のうち知識の創出の詳細項目別順位・・・・・・・・・・ 81
[表Ⅲ-1] 2020 年度国家知識財産委員会への上程案件・・・・・・・・87
[表Ⅲ-2] 第3回知的財産の日の記念行事のプログラム・・・・・・ 88
[表Ⅲ-3] 知的財産人賞受賞者及び功績の概要・・・・・・・・・ 91
[表Ⅲ-4] 知的財産トークコンサートの概要・・・・・・・・・・・ 94
[表Ⅲ-5] 知的財産の代替的紛争調停制度活性化教育セミナーの内容・・・・・96
[表Ⅲ-6] IP 活用の専門家フォーラムの内容・・・・・・・・・・97
[表Ⅲ-7] バイオ産業の知的財産イシュー ・・・・・・・・・ 102
[表Ⅲ-8] 海外著作権の進出拡大及び保護策・・・・・・・・・・・103
[表Ⅲ-9] 知的財産の価値評価体系の改善策・・・・・・・・・・・106
「表Ⅲ-10〕知的財産創出専門委員会のスケジュール・・・・・・・ 111

[表Ⅲ-11] 知的財産保護専門委員会のスケジュール・・・・・・・・ 112
[表Ⅲ-12] 知的財産活用専門委員会のスケジュール・・・・・・ 113
[表Ⅲ-13] 知的財産基盤専門委員会のスケジュール・・・・・・・ 114
[表Ⅲ-14] 新知的財産専門委員会のスケジュール・・・・・・・・ 115
[表Ⅲ-15] 2021 年知的財産政策の課題・・・・・・・・・・・ 117
[表Ⅲ-16] バイオ産業の知的財産政策イシュー議論・・・・・・・・ 124
[表Ⅲ-17] AI-IP 特委の運営・・・・・・・・・・・・125
[表Ⅲ-18] AI-IP 特委の小委員会の主要運営内容・・・・・・・・・125
[表Ⅲ-19]2020 年度 KIPnet 分科別の活動実績・・・・・・・・・・127
[表Ⅲ-20] 2020 年度 KIPnet カンファレンスプログラム・・・・・・・132
[表IV-1] 2020 年度施行計画の課題体系の改編要旨・・・・・・・・・139
[表Ⅳ-2] 2020 年度国家知識財産施行計画 5 大重点戦略導出体系・・・・・・140
[表Ⅳ-3] 2020 年度施行計画の 5 大戦略 21 主要課題・・・・・・・・ 141
[表IV-4] 細部課題別所管部処・・・・・・・・・・・・・・151
[表IV-5] 2020 年度施行計画の点検・評価の対象機関・・・・・・・・156
[表IV-6] 評価指標及び配点・・・・・・・・・・・・・・・157
[表Ⅳ-7] 評価の割合・・・・・・・・・・・・・・・・158
[表Ⅳ-8] 特許ビッグデータ基盤産業イノベーション戦略推進の手続き・・・・159
[表IV-9] 優先支援課題選定審議委員会・・・・・・・・・・159
[表IV-10] 中小企業の R&D 能力強化 IP 教育・・・・・・・・・ 160
[表IV-11] 2020年の各研究団の代表成果 ・・・・・・・・・・161
[表IV-12] 中小企業カスタマイズ型・密着型の特許戦略支援 (素材・部品・装置の分野) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
[表IV-13] 特許連携コンサルティングの優秀事例・・・・・・・ 164
[表IV-14] 需要ベース発明インタビューの代表事例・・・・・・・ 167
[表Ⅳ-15] 知的財産収入の再投資支援の代表事例・・・・・・・・ 168

[表IV-16]	海外の優秀食品トレンドブック(I 、 II)・・・・・・・ 170
[表IV-17]	出捐研に対する IP 経営戦略コンサルティング支援事業・・・・・ 173
[表IV-18]	2020 年度未活用特許の割合・・・・・・・・・・・ 174
[表IV-19]	知的財産を基盤とする起業を促進するための他の部処・機関の協力内容
[表IV-20]	中企部の「起業成長技術開発(礎(ティディムドル)起業)課題」との 連携事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
[表IV-21]	スタートアップ知的財産バウチャー支援企業数・・・・・・・ 177
[表IV-22]	素材・部品・装置の中核品目の R&D 事業支援・・・・・・178
[表IV-23]	ポストコロナ IP-R&D 事業支援・・・・・・・・ 179
[表IV-24]	輸出規制主要品目分野の特許戦略・・・・・・・・・ 180
[表IV-25]	中小企業の営業秘密保護支援事業の成果・・・・・・・ 183
[表IV-26]	寄託件数・・・・・・・・・・・・・ 183
[表IV-27]	技術保護管制支援件数・・・・・・・・・・・・・・ 184
[表IV-28]	中小企業の技術奪取関連保護対策・・・・・・・・・ 184
[表IV-29]	直近3年間の技術保護教育の実績・・・・・・・・・ 186
[表IV-30]	技術保護に対する認識改善の広報・・・・・・・・・ 186
[表IV-31]	技術保護支援班の構成・・・・・・・・・・・・・ 187
[表IV-32]	2020年度知的財産権侵害の取り締まり実績・・・・・・・・189
[表IV-33]	知的財産経営認証企業の状況・・・・・・・・・・ 193
[表IV-34]	海外知的財産権保護支援事業・・・・・・・・・・・ 194
[表IV-35]	2020年コンテンツの海外進出支援の主要実績・・・・・・・ 195
[表IV-36]	WIPO 主要会議の内容・・・・・・・・・・・・ 198
[表IV-37]	遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)関連のオンライン相談及び出張型 コンサルティング・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
[表IV-38]	特性調査基準 (TG) の制定・改訂事項・・・・・・・・・204

	[表IV-39] 新しい技術別主要著作権イシュー・・・・・・・・・ 208
	[表IV-40] 実感型コンテンツ制作支援の主要成果・・・・・・・・ 210
	[表IV-41] 職務発明補償優秀企業の認証実績・・・・・・・・・・ 212
	[表IV-42] 大学別起業教育プログラムの推進状況(代表成果)・・・・・・ 214
	[表IV-43] 年度別センター教育実績の状況・・・・・・・・・・ 216
	[表IV-44] 発明の大会及び発明フェスティバル・・・・・・・・ 217
	[表IV-45] 中小企業の著作権サービス統合管理体系の統計・・・・・・・ 218
	[表IV-46] 仁川広域市の特化分野ロボット産業・・・・・・・・・ 220
	[表 IV -47] ソウル特別市のテストベッドソウル実証事業・・・・・・・ 221
図	[図 I -1] 2020 年の国際知的財産権指数(上位 15 カ国)・・・・・・・・3
	[図Ⅱ-1]特許ビッグデータ基盤産業イノベーション戦略の推進手続き・・・・ 29
	[図Ⅱ-2]損害賠償算定方式の変更事項・・・・・・・・・・・・・・33
	[図Ⅱ-3]被告の問題されたデザイン・・・・・・・・・・・・・・・ 46
	[図 $II-4$] 原告の先行デザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
	[図Ⅱ-5] 原告の問題されたデザイン・・・・・・・・・・・・・・・ 48
	[図Ⅱ-6] 原告の先行デザイン・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
	[図Ⅱ-7] 産業財産権の出願状況・・・・・・・・・・・・・ 56
	[図Ⅱ-8] 主要国の特許出願シェア(2019)・・・・・・・・・・ 57
	[図Ⅱ-9] 主要国の商標出願シェア (2019) ・・・・・・・・・・ 57
	[図 II -10] 主要国のデザイン出願シェア(2019)・・・・・・・・・57
	[図Ⅱ-11]韓国企業(韓国人)の海外における特許出願の国別件数(上位 10 カ国)
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	[図Ⅱ-12] 韓国企業(韓国人)の海外における商標出願の国別件数(上位 10 カ国)
	[図Ⅱ-13] 韓国企業(韓国人)の海外におけるデザイン出願の国別件数(上位 10 カ 国)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

[図Ⅱ-14] 産業財産権の登録状況・・・・・・・・・・・・・・・63
[図Ⅱ-15]著作権登録の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・66
[図Ⅱ-16]著作物の種類別登録割合・・・・・・・・・・・・・・・・67
[図Ⅱ-17]知的財産権貿易収支の主要統計の推移・・・・・・・・・・ 71
[図Ⅱ-18]2020年の国際知的財産権指数(上位 15 カ国)・・・・・・・ 79
[図Ⅲ-1] 国家知識財産委員会の構成・・・・・・・・・・・・ 85
[図Ⅲ-2] 国家知識財産委員会の委員部処・・・・・・・・・・・ 86
[図Ⅲ-3]AI-IP 特委運営の手続き(案) ・・・・・・・・・・・100
[図Ⅲ-4]世界バイオ(医薬品、医薬機器)市場の規模・・・・・・・・101
[図Ⅲ-5]「2021 年知的財産政策イシュー」の推進日程・・・・・・・・116
[図IV-1] IP 連携の R&D の効果・・・・・・・・・・・・ 162
[図IV-2] IP-R&D 支援の手続き・・・・・・・・・・・・ 163
[図IV-3] R&D 再発見プロジェクト・・・・・・・・・・・165
[図IV-4] 標準特許創出支援事業の推進戦略・・・・・・・・・・・171
[図IV-5] 標準特許教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
[図IV-6] 共済に加入する企業数と掛金の規模・・・・・・・・・・177
[図IV-7] IP R&D 戦略支援の推進体系 ・・・・・・・・・・・・178
[図IV-8] 特許庁の IP-R&D と中企部の起業成長技術開発 R&D の共同事業プロセス
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
[図IV-9] IP-R&D 戦略策定プログラムの推進体系・・・・・・・・ 181
[図IV-10] 起業成長技術開発事業の推進体系・・・・・・・・・・ 182
[図IV-11] 共生調停委員会の組織図・・・・・・・・・・・ 187
[図IV-12] IP-DESK 設置状況・・・・・・・・・・・・・・191
[図IV-13] グローバル IP スター企業支援体系・・・・・・・・・ 192
[図IV-14] 中小企業の海外進出を促進するための関連部処協業体系の構築・・ 193
[図IV-15] 産業団地公団と地域知識財産センター1 対 1 マッチング体系・・・・193

	[図IV-16] 韓-WIPO 共同国際教育課程の手続き・・・・・・・・・・197
	[図IV-17] 国際知的財産共有事業推進体系・・・・・・・・・・ 197
	[図IV-18] ABS 法律支援団・・・・・・・・・・・・・・・200
	[図IV-19] 著作権案内資料の配布・・・・・・・・・・・ 209
	[図IV-20] 青年起業士官学校の IP 教育及びコーチングの推進体系・・・・・ 214
	[図IV-21] 先行技術文献の理解度向上のための機能・・・・・・・・ 219
写真	[写真Ⅱ-1]「コーヒーレ」と「テラ・ローザ」の建築物外形・・・・・・ 52
	[写真Ⅲ-1] 第3回知的財産の日の記念行事・・・・・・・・・・ 89
	[写真Ⅲ-2] 2020 年度知的財産人賞の受賞者・・・・・・・・・・ 90
	[写真Ⅲ-3] 2020 年知的財産トークコンサート・・・・・・・・・・ 94
	[写真Ⅲ-4] 2020 年知的財産保護政策協議会・・・・・・・・・・・ 95
	[写真Ⅲ-5] 知的財産の代替的紛争調停制度活性化教育セミナー・・・・・・ 96
	[写真Ⅲ-6] IP 活用の専門家フォーラム開催・・・・・・・・・・ 98
	[写真Ⅲ-7]第5期専門委員会の運営・・・・・・・・・・・・・110
	[写真Ⅲ-8] 人工知能(AI)-IP 特別専門委員・・・・・・・・・・126
	[写真Ⅲ-9] KIPnet IP-創出分科活動・・・・・・・・・・・・ 128
	[写真Ⅲ-10] KIPnet IP-活用・人材分科活動・・・・・・・・・ 129
	[写真Ⅲ-11] KIPnet IP-保護分科活動・・・・・・・・・・ 129
	[写真Ⅲ-12] KIPnet IP-著作権分科活動・・・・・・・・・・ 130
	[写真Ⅲ-13]2020 国家知的財産ネットワークカンファレンス・・・・・・ 133
	[写真Ⅲ-14]2019 知的財産保護政策の執行年次報告書・・・・・・・・ 134
	[写真Ⅲ-15] 国民の知的財産権保護のための政府用役契約のガイドライン・・ 136
	[写真IV-1] BBNJ 国際専門家ビデオセミナー・・・・・・・・・・202

国家知識財産委員会

2020 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property Annual Report 2020

第1章 概要

第1章 概要

2020年には新型コロナウイルス感染症」による世界的パンデミックの影響で世界経済が苦しむ中、世界の主要国はこの状況を乗り越えるためにさまざまな方策について模索している。特に、コロナ禍は非対面化、オンライン化、デジタル化を加速させることで、生活方式を変更させて新たな局面を迎える結果をもたらした。これを受け、各国は低迷している経済成長のためにさまざまな政策を策定すると同時に、新技術を開発して強力に保護できるよう、知的財産権の競争力強化を図った。

新型コロナウイルスにより、世界経済が低迷している中でも 2020 年の韓国の国際知的財産権指数は前年度と同様に 13 位(53 カ国、82.20 点)となっている。1 位は米国で95.28 点、2 位は英国で93.92 点、次いでフランス、ドイツ、スウェーデン、日本の順であった。国際知的財産権指数は全米商工会議所のグローバルイノベーション政策センター(GIPC)で毎年発表されるが、各国の政策決定者や企業家がイノベーション的な潜在力を強化し、投資及びリスクについて評価できる明確で客観的な評価要素を提供することを目的とする。特に、知的財産(IP)システムに最も強い影響を及ぼす 50 の評価指標を活用して特許権、著作権、商標権、デザイン権、営業秘密、IP の事業化、IP の執行、システムの効率性、知的財産関連国際条約加入の 9 つの分野に対する各国の知的財産をめぐる環境について分析・評価している。韓国は 9 つの分野で均等に高得点を取ったが、そのうちIP の事業化、執行、国際条約参加及び批准の分野が他の項目に比べて相対的に低い点数を獲得した。

¹ 新型コロナウイルス感染症とは、「SARS-CoV-2 感染による呼吸器症候群」のことである(韓国中央防疫対策本部の公式ウェブサイト

http://ncov.mohw.go.kr/baroView.do?brdId=4&brdGubun=41&dataGubun=&ncvContSeq=&contSeq=&board_id=&gubun=、2021.01.19 最終アクセス)。

95.28 93.92 100.00 91.50 91.08 90.56 90.40 89.64 88.98 85.34 84.64 84.42 83.18 82.20 90.00 79.62 78.38 80.00 70.00 60.00 50.00 40.00 30.00 20.00 10.00 0 フランス イタリア 米国 英 国 ドイツ 日本 スイス 豪州 スウェーデン アイルランド シンガポール 韓国 ハンガリーリー

[図 I -1] 2020年の国際知的財産権指数(上位 15 カ国)

出処:GIPC ウェブサイト (https://www.theglobalipcenter.com/)

[表 I -1] 韓国の国際知的財産権指数(項目別)

75 D	2016年	Ē.	2017	年	2018	8年	2019	年	2020年		
項目 	点数/湍	点	点数/剂	満点	点数/	満点	点数/	満点	点数/	満点	
特許、関連権利及び制限	5. 25	6	6. 25	7	7. 5	8	7. 5	8	8. 5	9	
著作権、関連権利及び制限	4.74	6	4. 99	6	5. 99	7	5. 99	7	5. 99	7	
商標、関連権利及び制限	4.75	5	6. 55	7	5. 55	6	5. 55	6	3. 75	4	
デザイン、関連権利及び制限	-	_	-	_	-	-	-	-	1.8	2	
営業秘密及び関連権利	1.85	3	2, 6	4	1.35	2	1.85	3	2. 1	3	
IP の事業化	1.80	3	2.0	4	1.75	3	3.41	6	3. 42	6	
IPの執行	4.73	6	4. 92	7	5. 01	7	5. 01	7	5. 29	7	
システムの効率性	_	_	_	_	3. 0	3	3. 75	4	4. 75	5	
国際条約参加及び批准	2.0	4	3.0	4	3. 0	4	3. 0	4	5. 5	7	
総点	23. 32	30	28. 31	35	33. 15	40	36. 06	45	41. 10	50	
換算点数(100点満点)	77. 73		80.8	9	82.	87	80.	13	82. 20		
順位	10位/387	カ国	9位/45	カ国	11位/5	0カ国	13位/50	0カ国	13位/53カ国		

出処:GIPC ウェブサイト(https://www.theglobalipcenter.com/)

国家知識財産委員会(以下、「知財委」)は科学・技術分野の特許、文化・芸術・コンテンツ分野の著作権など、さまざまな知的財産を創出し活用するための国家戦略を策定し、知的財産政策を調整する役割を果たす。2020年3月20日には知的財産に関する学識と豊かな経験を持つ民間委員を第5期知財委委員に委嘱し、委員会を発足させた。知財委は大統領所属国家知的財産政策の審議・調整機構であり、国務総理とジョン・サンジョ教授(ソウル大学法科大学院)が共同委員長を務め、科技情通部長官(幹事)など13人の政府委員と21人の民間委員からなる。特に、第四次産業革命時代の新しい知的財産イシューに対していち早く対応するため、人工知能(AI)・ビッグデータ分野の専門家を新規に委嘱し、バイオ・素材・南北の知的財産(IP)の協力の分野で活発に活動した委員を再任するなど、社会・経済的なイシューに適合する知的財産の専門家をさらに参加させたことに特徴がある。この他、知財委は第3回知的財産の日の記念式開催、知的財産人賞の表彰、知的財産トークコンサートの開催、知的財産保護政策協議会の運営、知的財産の代替的紛争調停制度を活性化させる教育セミナーの開催、IPを基盤とする起業活性化のためのIP活用の専門家フォーラムの開催を進め、韓国における知的財産活動の中心的な役割を担当してきた。

また、知財委は韓国の知的財産政策及び法制度を確立するために、2020年度国家知識財産施行計画(案)、2019年度国家知識財産施行計画の推進実績の点検・評価の結果及び2021年度の財源配分の方向(案)、人工知能(AI)-IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)、2020年知的財産イシュー政策化推進計画(案)、2019年国家知的財産ネットワーク(KIPnet)運営の結果(案)、2020年度中央部処・広域自治体における IP主要事業の推進状況の点検(案)、バイオ産業における知的財産(IP)政策提案(案)、非対面時代における新しい韓流を活性化させるための海外の著作権進出の拡大及び保護策(案)、知的財産の価値評価体系の改善策(案)の9つの案件について審議した。他にも5つの専門委員会、特別専門委員会(バイオ産業、人工知能)、国家知的財産ネットワーク(KIPnet)を運営している。

一方、知財委は国家知識財産施行計画の点検・評価及び財源配分の方向の実効性を高めるとともに、課題体系と IP 財政事業体系の連携を強化するために国家知識財産施行計画の課題体系を改編し、これを受けて 5 大戦略及び 21 の中核課題に対する各部処・自治体の政策の成果を点検・評価した。これをもとに 2020 年の韓国知的財産活動を評価し、2022 年の知的財産財源配分の方向を決定した。5 大戦略及び 21 の中核課題による各部処の主要成果は次のとおりである。

第一に、市場の需要を反映した IP 戦略資産化戦略を推進した。特許庁による特許技術調査分析、中小・ベンチャー企業部(以下、「中企部」)による中小企業の R&D 能力向上のための教育の実施、科学技術情報通信部(以下、「科技情通部」)によるグローバルフロンティア事業などを行い、IP-R&D による優秀な IP の創出を促進した。また、保健福祉部(以下、「福祉部」)による技術発掘コーディネーター事業などによるバイオヘルス技術ビジネスエコシステム造成、産業通商資源部(以下、「産業部」)による R&D 再発見プロジェクトなどによる技術の成果の活用促進、地域産業活力ファンド造成など、事業化有望技術の商用化のための開発支援を強化した。一方、知的財産取引の活性化のため、特許庁は特許技術の戦略的事業化を支援し、マザーファンドへの出資を実施した。さら

に、金融委員会(以下、「金融委」)は技術金融の信頼性を向上するための品質管理基準を設け、技術金融投資ファンドを継続的に造成して技術金融投資を拡大した。 特許庁は新技術分野における R&D の標準特許連携を強化するために、科技情通部、産業部など標準化担当関係部処と協力し、標準特許の創出を支援した。科技情通部は国家科学技術研究会から研究運営費の支援を受け、公共研究機関(以下、「公共研」)の IP 経営戦略を高度化させた。

第二に、中小・ベンチャー企業に対する起業・成長及び保護を強化した。特許庁はカスタマイズ・コンサルティングを実施するとともに、スタートアップ向けの知的財産バウチャー事業と中小企業向けの特許共済事業を運営して IP を基盤とする起業を活性化させ、IP サービスの費用支援を強化した。中企部はグローバルな中小企業育成プロジェクト支援事業を展開して中小企業の IP 競争力強化のための支援を拡大し、特許庁は知的財産権侵害に対する懲罰賠償制度を特許の分野から商標・デザイン権など知的財産権全般に拡大するなど、中小企業の IP 技術の保護を強化した。

第三に、韓国国内の知的財産のグローバル進出支援を強化した。知的財産の保護を強化するために、関税庁は電子通関システム(UNIPASS)である知的財産権統合情報管理システム(IPIMS)を用いて知的財産権侵害物品であるかどうかを鑑定し、特許庁は海外知識財産センター(IP-DESK)を設置(9カ国 15ヶ所)して知財権の出願、侵害調査などの費用を一部支援し、相談などの法律サービスを無償で提供した。外交部は知財権担当官の積極的な活動を支援し、各地域に応じた知的財産権保護事業を展開した。文化体育観光部(以下、「文体部」)は韓流コンテンツの海外進出をさらに後押しするために、コンテンツの海外進出マーケティングを支援し、WIPO信託基金支援事業の一環としてウェブセミナーの開催、著作権関連の国際紛争解決などを支援した。他にも環境部は生物・遺伝資源を確保するとともに国際ルールに対応するために、国家生物資源総合インベントリを構築し、生物資源の国際協力事業などを実施した。農林畜産食品部(以下、「農食品部」)は農林畜産検疫検査技術の開発事業を実施した。

第四に、デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムを造成した。文体部は人工知能、ブロックチェーンなど、主な技術の産業現場から著作権法制度に対する改善意見を取り入れて著作権法全部改正案をまとめ、教育部は新型コロナウイルスによる遠隔授業を支援するために、文体部・著作権協会と授業目的の著作物の利用規制を緩和することについて協議するなど、著作物の流通と利用を活性化させるための政策を推進した。一方、産業財産権の分野では職務発明制度を普及させることで、正当な補償の文化が定着するよう、特許庁が職務発明補償に関わる優秀な企業認証制度などを運営した。

第五に、人と文化中心の知的財産環境を構築するために、特許庁は IP 教育先導大学などを運営して実務と起業を連携した IP 専門人材を育成しており、教育部は実験室での起業に特化した先導大学を拡大して運営している。文体部は著作権の文化基盤を造成するために、著作権体験教室の運営、出張型著作権教育などを拡大して実施した。一方、17 の自治体は地域の環境や特性に合った地域の主力特化産業を育成し、地域の主力特化ブランドを開発できるよう支援するなど、地域の IP 力強化のために取り組んだ。

国家知識財産委員会

2020 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property Annual Report 2020

第2章

知的財産の動向及び主要統計

第1節 海外の知的財産の動向

第2節 韓国の知的財産の動向

第3節 知的財産関連の主要統計・指標

第2章 知的財産の動向及び主要統計

第1節 海外の知的財産の動向

1. 米国

1) 主要イシュー

2020年はトランプ政権の任期最後の年で、知的財産分野で国内外に多くの変化があった。2018年から相互に報復関税を課し、激化されてきた米中貿易摩擦は2020年1月15日、米中が「第1段階合意」に署名し一段落した。米中貿易摩擦の本質は中国の強制技術移転と知的財産権侵害問題であるため、「第1段階合意」では知的財産分野が主に取り扱われた²。米国は貿易合意で強制的な技術移転の防止及び知的財産執行強化のための中国の法制度改善を要求した(特に、知的財産権侵害の民事救済及び刑事処罰の拡大、判決の迅速な執行保証、営業秘密の侵害対応に関する法律の改正を要求した)。また、技術移転は自主的に行われるべきだと明記した。

北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉の結果である米国-カナダ-メキシコ協定(United States-Mexico-Canada Agreement、USMCA)が 2020 年 1 月 29 日に締結され、7 月 1 日に発行された。同協定は既存の NAFTA と比較して知的財産の分野で大規模な改正が行われ、営業秘密の保護規定、医薬品の保護の強化、包括的な水際対策など、強力な知的財産保護の規定が設けられている。営業秘密に関連し、営業秘密の定義を含め、民事・刑事上の救済手続きを具体的に明記した。また、公務員による営業秘密の不正開示、使用などについて規定した。バイオ医薬品の資料保護期間について締約国の最初の販売承認日から少なくとも 10 年と規定しており、著作権については自然人の寿命が基準ではない場合、発行時点から少なくとも 75 年間、創作されて以来、25 年間発行されていない場合は創作時点から70 年間保護するように規定している³。

他方で、米国国内では米国政府の主導の下、知的財産の保護を強化し、イノベーションを奨励するためのさまざまな努力が行われた。トランプ前大統領は知的財産の保護のための複数の大統領令に署名した。ひとまず、1月31日に「米国の消費者、企業、政府のサプライチェーン及び知的財産権のために、より安全かつ合法的な電子商取引の保証のための大統領令」を公布した。同大統領令第6条は違反情報の開示及び強化された執行努力に関する条項で、知的財産権の侵害などの法律的違反に関する情報を定期的に発表することについて規定されている。2020年にも米中貿易摩擦が続き、中国のIT企業を制裁する内容

² 合意文書は (1) 知的財産権、 (2) 技術移転、 (3) 食品・農産品貿易、 (4) 金融サービス、 (5) マクロ経済政策・為替レートの問題と透明性、 (6) 貿易の拡大、 (7) 双方の評価と紛争解決、 (8) 最終条項の全8章から構成される。

³ コ・ジュンソンのほか、「グローバル新通商規範の法制イシュー研究-CPTPP、USMCAを中心に」、「グローバル法制戦略研究19-17-⑫」、韓国法制研究院、2019、123-124頁

の大統領令が発動された。8月6日、トランプ前大統領は中国の動画アプリケーションティックトック(Tiktok)が位置情報、検索履歴などのネットワーク活動情報を自動的に保存することにより、米国人の個人情報及び安全保障が脅かされると判断し、ティックトックの運営会社である中国バイトダンスとの取引を禁止する内容の大統領令に署名した。また、モバイルメッセンジャーアプリケーション微信(WeChat)の運営会社テンセントとの取引を禁止する大統領令も発動した 4 。

米国は「知的財産権のための資源及び組織優先法」に基づき、大統領室傘下に知的財産政策を統合調整・管理する役割を果たす知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator、IPEC)を置いている。2020年3月27日、IPECは2019年米国政府の知的財産戦略と主な知的財産関連部処の知的財産活動を盛り込んだ「年次知的財産議会レポート(Annual Intellectual Property Report to Congress)」を発刊した。同報告書は米国の知的財産戦略を貿易相手国との交渉、貿易手段を含む米国が持つ法的権限の効果的使用、法執行措置及び協力の拡大、民間部門及びその他の利害関係者との交流の4つの分野に区分した。また、同報告書ではトランプ政権が中国との第1段階合意により、中国側に知的財産、技術移転などに関連する構造的な改革を要求したことを重要な成果として言及した。他にも国立知的財産権調整センター(National Intellectual Property Rights Coordination Center、IPR Center)の知的財産犯罪調査関連のトレーニングプログラム、税関国境保護局(CBP)と移民・関税執行局(ICE)の知的財産権侵害物品押収などの活動が盛り込まれている。。

IPEC は「2020-2023 米国知的財産に関する合同戦略計画(US Joint Strategic Plan on Intellectual Property(2020-2023)) ⁶」を発表した。同計画は米国政府が 2020 年から 2023 年までの 3 年間、健全な知的財産政策環境を支援するために実行する作業のための道筋をつけた。貿易による IP の保護及び執行の強化、政府の能力構築及び教育プログラムによる IP の保護強化、偽造・模倣品の防止など、貿易相手国との協力策を提示し、米中の第 1 段階合意の履行監督、オンラインセーフハーバー(Safe harbor)条項の検討など、法律当局の効果的な活用計画を明記した。また、法執行措置及び協力拡大に関連し、営業秘密奪取防止のための国家サイバー戦略の策定、国内外の法執行によるオンライン著作権侵害防止なども明記した⁷。

4 韓国知識財産研究院、「米トランプ大統領、ティックトックの脅威に対処するための大統領令を発表」、「IP NEWS」第2020-34号、2020

⁵ 韓国知識財産研究院、「米国知的財産執行調整官、年次知的財産権議会報告書の発行」、「IP NEWS」 第2020-15号、2020

⁶ IPECはイノベーションを促進し、効果的な知的財産の保護及び執行を確保するために、3年ごとに米国知的財産に関する合同戦略計画を策定し、大大統領と議会に提出する。

⁷ 韓国知識財産研究院、「米国知的財産執行調整官、『2020-2023米国知的財産に関する合同戦略計画』 を発表」、「IP NEWS」第2020-46号、2020

2) 法令の制定・改正事項

米国及び海外で安全な無線通信技術を採用するための戦略を開発し実施するための「2020年5Gとそれ以降のセキュリティに関する法案 (Secure 5G and Beyond Act of 2020)」が2020年3月に成立した。同法案は米国内の次世代移動通信システムとインフラのセキュリティを保証し、次世代移動通信システム及び基盤施設のセキュリティを最大限にするために、同盟国及び戦略的パートナーを支援する内容になっている⁸。

米国特許商標庁 (USPTO) は米国特許法 (35 USC) 第 154 条 (b) の特許権の存続期間の調整規定関連の実務規則 (37 CFR § 1.7041) を改正した。既存の実務規則 (37 CFR § 1.704) では、出願人に提供される特許権存続期間の削減期間について出願人が手続きの終結のための合理的努力をしていないことに対する結果として該当する期間というあいまいな内容と規定されていた。2019 年 1 月に連邦巡回控訴裁判所は、Supernus Pharmaceutical、Inc. v. Iancu の判決で特許権の存続期間の削減調整は出願人が出願手続きを完了するために合理的努力をしていない期間と同じでなければならないと判決し、USPTO は実務規則の改正により、特許権の存続期間の削減調整の場合、出願人が手続きの終結のために「合理的努力をしていなかった期間のみ」を削減することができるように規定した。

3) 主要判例

(1) 色彩商標の本質的区別の可能性を認めた判決

2020年には色彩商標の本質的区別の可能性を認める内容の連邦巡回控訴裁判所の判決があった。これに先立ち、USPTOは Forney Industries 社が出願した製品の包装の色彩商標について「本質的に特色がない」と判断し、これらの標章は区別性を十分に獲得したという点を立証する場合に限り、登録が可能であると通知した。これに対し、Forney 社は登録拒否決定に対する不服審判を USPTO 商標審査部(TTAB)に請求したが、TTAB も登録することができないと判断した。

同事件で連邦巡回控訴裁判所は、トレードドレスの面で色彩商標には本質的に特色がないと判断した TTAB の審決が正しくないという点を指摘し、区別的な色に基づいた製品の包装の商標は消費者に製品の出処を示すことができ、したがって、本質的に区別されることができると判決した。具体的には「特定の色がよく定義された形態、パターン又はその他のユニークなデザインと組み合わせて使用される場合にのみ、製品の包装の色の使用が本質的に区別されることができる」と説示した10。

⁸ 韓国知識財産研究院、「米国トランプ大統領、『5Gとそれ以降のセキュリティに関する法案』に署 名」、「IP NEWS」第2020-14号、2020

⁹ 韓国知識財産研究院、「米国特許商標庁、連邦巡回控訴裁判所の判決による特許権の存続期間の調整規 則の改正」、「IP NEWS」第2020-26号、2020

¹⁰ 韓国知識財産研究院、「米国の連邦巡回控訴裁判所、色彩商標の本質的区別の可能性を認める」、

(2) 普通名詞に「.com」を組み合わせた商標の登録可能性を認めた判決

ホテル予約サービスプロバイダのブッキングドットコム(Booking.com)社は、自社の名称である「Booking.com」を商標として出願したが、USPTO は普通名詞である「Booking (予約)」という言葉に「.com」という一般的な用語を追加したのは普通名詞に「会社(company)」のような言葉を結合させることと同じであり、商標権の対象にならないと判断して登録を拒否した。Booking.com は決定に不服とし、商標審判部(TTAB)に不服審判を請求したが、TTAB は USPTO の登録拒絶決定を認容し、これに対して Booking.com 社は地方裁判所に訴訟を提起した。1 審を判断したバージニア州東部地方裁判所はBooking.com 社の主張を一部認容したが、両者とも控訴した。2 審の第 4 巡回控訴裁判所は普通名詞である「Booking」が汎用トップレベルドメインである「.com」と結合し、記述的商標(descriptive trademark)と判断すると同時に、「Booking.com」は消費者調査に基づき二次的な意味を持つという点を明らかにした。

これに対し、連邦最高裁は「Booking.com」は普通名詞として機能するわけではないため、商標権の保護対象となることができると最終判決した。連邦最高裁によると、普通名詞は製品やサービスの分類的な名称で商標登録の対象としては不十分であるが、同事案で「Booking.com」は消費者に普通名詞として認識されるより、特定の会社の商標として認識されると説示した。「Booking.com」標章の商標登録が商標権者に「booking(予約)」という言葉の独占権を付与するという USPTO の主張に対し、連邦最高裁は同意しないと明らかにした¹¹。

2. 中国

1) 主要イシュー

米中の第1段階合意が締結された後、中国は知的財産の保護を強化するための国家計画及びガイドラインを策定し、貿易合意の履行への強い意志を示した。2020年4月に国家知識産権局(CNIPA)は「知的財産の保護強化に関する意見推進計画(2020-2021年)」を発表した。同計画は知的財産の法律・法規及び規範性文書の制定・改正、知的財産の行政執行及び司法保護の強化、知的財産保護体系の完備、知的財産の迅速な保護、知的財産の保護の対外交流及び協力の強化、知的財産の保護資源の保証の強化を6大重点方向として提示した。特に、4月までに知的財産執行強化のために、税関で特別取り締まり活動を実施し、税関の執行活動情報公開制度を確立し、8月までに関連司法政策を講じ、知的財産権の侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入することを明記した。

[「]IP NEWS」第2020-17号、2020

¹¹ 韓国知識財産研究院、「米国の連邦最高裁判所、『Booking.com』の商標権登録の可能性を認める」」、「IP NEWS」第2020-27号、2020

加えて、2020年の全国の知的財産権の侵害及び模倣品の取り締まり業務の概要12を確立 することにより、知的財産関連部処及び機関の年間知的財産行政業務の方向を提示した。 同業務の概要では重点分野の管理及び商品管理監督の強化、知的財産保護の強化、権利侵 害及び偽造犯罪の厳罰化、法規制度の策定、社会の共同管理構図の構築、対外交流協力の 強化、業務能力の向上の7つの方面の35の業務を提示した。前年度と比較して2020年に は執行人材の業務能力の向上、先端技術を活用したモニタリング強化、広報の拡大など、 既存の執行業務の効率性向上のためのさまざまな業務が追加された。同時に、新型コロナ ウイルスの効果的な防疫のために、マスク、防護服といった防疫用品の模倣品の製造・販 売の取り締まり計画も明らかにした。

第1段階合意では中国が司法判決の迅速な執行を保証するために、関連業務の指針及び 履行計画を発表し、四半期ごとに履行結果レポートをオンラインで公開することを要求し ており、それに応じて中国最高人民法院は 2020 年 3 月、知的財産権判決の執行に関する 執行業務実施計画及びガイドラインの草案を発表した。知的財産権判決執行業務の実施計 画は判決の適時執行の保証、判決執行の効率の向上、判決の執行公開の推進などの内容を 盛り込んでおり、知的財産権判決の執行業務ガイドラインは知的財産事件の具体的な範囲 を明記し、知的財産の民事・行政・刑事事件の強制執行の主体、執行手続きなどに関する 業務について規定することにより、当事者の強制執行の申請の利便性を向上させ、迅速な 執行を保証するようにした。

2020年5月13日、国務院は年間知的財産推進計画の「2020年において国家知的財産戦 略を更に実施し、知的財産強国の建設を加速するための推進計画(以下、「2020年知的財 産強国推進計画」)を発表した。同計画は知的財産権分野の改革の深化、知的財産権の保 護力の強化、知的財産権の創出及び活用の促進、知的財産権の国際交流及び協力の強化、 頂層設計(top level design)及び組織の実施強化の5大重点分野に対する 100 の政策措 置を提示した。政策措置の中には特許法及び著作権法改正の促進、知的財産関連裁判の標 準の統一及び訴訟手続きの簡素化による司法保護の強化などが強調された。

12 国家発展改革委員会、工業情報化部、国家知識産権局など、知的財産関連部処(機関)で構成される

全国の知的財産権の侵害及び模倣品の取り締まり業務の指導者グループは、毎年、年間の知的財産権 の侵害及び模倣品取り締まり計画を立てた業務の概要を発表する。

[表Ⅱ-1] 2020 年知的財産強国推進計画

重点分野	主な政策措置
知的財産権分野の改革の深化	高品質な知的財産権サービスを提供するための政策制定、知的財産権保護措置の経験の共有と拡大、放管服改革の深化、知的財産権関連業務・行政・情報を提供するための公共サービスの改善、特許代理業の自浄活動の深化推進など
知的財産権の保護力の強化	特許法及び著作権法改正の促進、知的財産権保護 センターの建設などにより、長期的な知的財産権 保護システムの構築、知的財産権行政執行を強化 し、各種専門行動を継続的に展開、知的財産権裁 判の標準の統一を推進し、民事訴訟手続きの簡素 化を試験的に実施
知的財産権の創出及び活用の促進	IP審査の品質と効率を改善して審査サイクルを短縮、異常な特許出願と悪質な商標出願・商標先取り行為を取り締まり、各地域の特性と組み合わせた商標と地理的表示商品ブランド開発を推進、知的財産権の移転・譲渡の活性化などを推進
知的財産権の国際交流及び協力の強化	多国間主義を守り、重点国との知的財産交流及び協力を推進、米中の第1段階合意の知的財産章の履行、2020年一帯一路関連の知的財産権ハイレベル会合の開催など
頂層設計及び組織の実施強化	知的財産強国戦略綱要制定の加速、第14回5カ年規 画の制定など

出処:韓国知識財産研究院、「中国国務院、2020 年知的財産強国推進計画を発表」、「IP NEWS」第 2020-21 号を参考にして著者が作成

2) 法令の制定・改正事項

中国の特許法第 4 次改正案が 2020 年 10 月 17 日に成立した。2008 年の第 3 次改正以降、12 年ぶりの全面改正という点で意味が大きい。2015 年の最初の草案が国務院の審議に提出され、懇談会、大衆からの意見聴取などの手続きを経て修正した結果、最終改正案が完成した。今回の改正特許法は特許、実用新案、デザイン侵害に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、法定損害賠償額を引き上げたという点で強力な特許保護制度を設けたものと評価される。詳しく見てみると、意図的な特許・実用新案・デザインの侵害に対して状況が深刻な場合、損害額(又は侵害による利益)の最大 5 倍まで賠償額を確定できるようにし、法定損害賠償額を「1 万元以上 100 万元以下」から「3 万元以上 500 万元以下」に

引き上げた。また、デザイン保護制度を再確立したが、部分デザイン制度を新設し、デザインの保護期間を従来の10年から15年に拡大し、デザインに対する国内優先権制度を導入し、中国国内で最初に出願した日から6カ月以内に同じテーマのデザインを出願する場合、優先権を享有することができると規定した。さらに、新薬発売の許可による特許権の存続期間の延長制度を導入して最大5年まで特許権の存続期間を補償することができるよう規定した。他にも新型コロナウイルスによるパンデミックのような「国家緊急事態、又は非常事態の発生時に公共の利益を目的とし、特許が初公開された場合」も公知例外に新たに入れ、新規性を喪失しない明記した。

著作権法第 3 次改正案も 2020 年 11 月 11 日、全国人民代表大会常務委員会会議で最終的に可決された。特許法と同様に改正著作権法でも懲罰的損害賠償制度が新設され、意図的な著作権侵害に対して最大 5 倍の範囲内で賠償額を算定することができるように規定し、法定損害賠償額の上限を 50 万元から 500 万元に引き上げた。また、著作物の定義を「文学、芸術、科学分野について独創性があり、一定の形式で表現することができる知的成果」と規定することにより、著作物の保護範囲を拡大した。さらに、放送権を「有線又は無線方式で著作物を公開電波又は中継放送する権利」と規定することにより、インターネット上のライブ中継放送も放送権で保護されることができるようにした。

一方、中国内の外国人投資促進のために制定された外商投資法実施条例(施行令)が2020年1月1日から施行された。2019年3月に制定された外商投資法が宣言的な規定のみ置いてあり、実効性に乏しいとの指摘が相次ぐことを受け、中国は外商投資法実施条例を制定して強制的な技術移転を禁止し、知的財産の保護のための詳細な規定を追加した。本実施条例は行政機関や公務員が行政手続きで公権力を用いて外国人の技術移転を強制する行為を禁止しており、外国人の営業秘密の取り扱い及び保護に関する行政機関の措置義務を明文化した。また、知的財産権の侵害に対する懲罰的損害賠償制度を確立することにより、外国人投資家及び外国人投資企業の知的財産権の保護を強化することを規定した。

[表Ⅱ-2] 中国の「外商投資法実施条例」の知的財産権に関連する主要条項

区分	中国の「外商投資法実施条例」の条項
懲罰的賠償による外国人の 知的財産権保護の強化	第24条 国は知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を確立し 知的財産紛争の多角的解決体系と知的財産の保護協力体制を完備して外国人投資家や外国人投資企業の知的財産権の保護レベルを強化する。
行政手段による 強制的技術移転の禁止	第25条 行政機関や関連担当者は登記登録、投資審査・登録、行政許可 その他の行政管理に関連する職務遂行行為を利用して外国人投資家や外国人投資企業に技術移転を強制する、又はこれを変則的に強制してはならない。
外国人の営業秘密保護のため の行政措置の義務付け	第26条 外国人投資家や外国人投資企業が提出した営業秘密資料・情報が必要な場合、職務遂行に必要な範囲に限定する必要があり 職務遂行と関係のない担当者が関連資料や情報にアクセスしてはならない。 行政機関は内部管理体系を完備し、職務遂行中に知った外国人投資家や外国人投資企業の営業秘密を保護するために有効な措置を取らなければならない。

3) 主要判例

(1) 人工知能創作物の著作権を認めた判決

中国 IT 大手のテンセントが開発した人工知能プログラム「ドリームライター (Dreamwriter)」は、既存の統計資料データを分析して経済の動向、スポーツ記事などを作成する。上海盈訊科技有限公司社(上海 Yingxun)がテンセントの許可なしにドリームライターの作成した記事を無断で自社のウェブサイトに転載し、これに対してテンセントは上海 Yingxun を相手取って著作権侵害に対する損害賠償請求訴訟を提起した。同事件の争点は人工知能が作成した記事の著作権を認めることができるかどうかであった。

本事件の管轄裁判所である広東省深セン市南山区人民法院(裁判所)は、ドリームライターの作成した文章が語文著作物の形式であり、当該記事は投資市場の情報に基づいてデータを選択・分析・判断し、合理的かつ表現の論理が明らか文章を創作したもので独創性があると判断した。また、文章の表現方式についてはテンセントの従業員が研究開発したプログラムの文章の配置・選択方式に基づいて決定されたものであるため、中国の著作権法上、語文著作物の保護要件を満たし、著作権者は企業に見ることができると説示した。これにより、南山区人民法院は上海 Yingxun に対して侵害行為の停止及び 1,500 万元の損害賠償を言い渡した¹³。

¹³ 韓国知識財産研究院、「中国テンセント、人工知能が作成した記事の著作権をめぐって紛争中」、

(2) 並行輸入商品の商標権侵害を否定した判決

中国広州知的財産権裁判所は正規輸入業者のオペル(Opel、欧宝)社と並行輸入業者の施富電気間の訴訟で並行輸入商品が商標権侵害及び不正競争行為であるかどうかについて判断した。オペルはドイツ OBO ベターマン(OBO BETTERMANN)から中国での避雷針の製造・販売の許可を受けた正規輸入業者であり、施富電気がシンガポールから OBO ブランドの正規品を並行輸入して販売する行為は商標権侵害及び不正競争行為に該当すると主張し、侵害禁止及び損害賠償を請求する訴訟を提起した。原審の広州市南沙区人民法院は原告敗訴の判決を下し、これに対してオペルは広州知的財産権裁判所に控訴した。

広州知的財産権裁判所は施富電気が並行輸入契約上の義務を遵守して 0B0 の正規品を販売し、商品の標章を損なったり隠蔽したりしておらず、商品の品質と包装を変形していないため、商標権侵害に該当しないと判断した。また、施富電気が安価で商品を販売したが、企業が営業利益を追求する行為は不正競争行為に該当せず、信義誠実の原則の違反及び商道徳に反する行為でもないと判示し、原審判決を維持した¹⁴。

3. 日本

1) 主要イシュー

日本政府は2003年に施行された知識財産基本法に基づき、毎年、知的財産推進計画を策定している。2020年5月27日、日本知的財産戦略本部が確定して発表した「年知的財産推進計画2020」は2020年1年間の国家知的財産戦略の基本方針及び詳細施策を提示している。同推進計画は新型コロナウイルス感染拡大により、リモート化・オンライン化が加速することを受け、アフターコロナのニューノーマル(new normal)に対応するためのデジタル変換への加速化及び文化産業におけるオンライン対応力の向上、知的財産権の保護や活用のバランス、価値デザイン経営の拡大を知的財産分野が進まなければならない方向に挙げた。主な戦略として「イノベーションのエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進」のための人材育成、中小企業及び農業分野における知的財産戦略の強化、AI及びデータ活用の拡大などを提示した。また、コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築のために、デジタル時代に適した著作権政策の維持、日本発のコンテンツ市場の裾野拡大、模倣品及び海賊版の利用を撲滅するための認識の改善などを提案した¹⁵。

日本特許庁 (JP0) は知的財産分野における地域・中小企業支援のための「第2次地域知的財産活性化行動計画」を策定した。同行動計画は2016年から2019年まで施行された「第1次地域知的財産活性化行動計画」を修正したもので、2020年から2022年までJP0と独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が地方自治体と連携して実施する。同

14 韓国知識財産研究院、「中国広州知的財産権裁判所、並行輸入商品の商標権侵害否定」、「IP NEWS」 第 2020-20 号、2020

[「]IP NEWS」第2020-09号、2020

¹⁵ 韓国知識財産研究院、「World IP Review」、2020、36-37頁

行動計画で示す基本方針は次のとおりである。第一に、ターゲットを意識した地域・中小企業支援の実施である。関係主体ごとにターゲットを意識して知的財産の権利化及び利活用のための効果的な戦略の構築を支援し、中小企業の知的財産の活用度レベルを高め、企業の利益の最大化を図ろうとする。JP0 及び INPIT は地域未来牽引企業などの知的財産活用の潜在力が高い企業を目指し、開始からビジネスの成長までの後続措置を支援する計画である。第二に、地域・中小企業の支援機関の連携と支援の融合である。JP0 以外の関係省庁、他の管連主体や地域の支援機関などと協力を強化し、各支援事業と JP0 の知的財産政策を融合して水平的・一体的な支援体制を構築する。第三に、重要成果指標・アウトプットの設定と新たな情勢を踏まえた取り組みである。各主体が重要成果指標を達成したのかを確認し、結果を共有して関係主体間の活動状況をお互いに把握することを明記した16。

また、日本政府は人工知能(AI)技術の活用を促進するための計画を策定し、それに伴う政策を実施している。JPO は 2016 年から「人工知能技術を活用した特許行政事務の高度化・効率化実証的研究事業」を実施してきた。同事業の一環として 2017 年 JPO の人工知能技術を活用するための活動計画を発表し、2020 年 7 月 17 日に「人工知能技術の活用のための活動計画 2020 年版」を発表した。同活動計画は特許分類付与、先行技術調査(検索式作成支援、画像検索技術の特許図面への適用)、先行図形商標の調査、指定商品・用役調査の開発を継続し、機械学習を用いた特許文献のランキング表示、特許文献から課題・効果の要約の生成について新たに導入することを提示した¹⁷。

2) 法令の制定・改正事項

JPO はデジタル技術を活用したデザインを保護し、デザイン制度の強化のために 2019 年 5 月、デザイン法改正を推進し、2020 年 4 月 1 日から施行した。改正デザイン法の主な改正事項は次のとおりである。第一に、物品に記録されない「画像(図)」と「建築物」を保護対象に入れた。また、壁、床、天井などで構成される内装(インテリア)」のデザインも一つのデザインとして登録できるように規定した。第二に、デザインの存続期間を「登録日から 20 年」から「出願日から 25 年」までに拡大した。第三に、悪意を持って侵害物品を構成部品に分割して製造・輸入する行為もデザイン権を侵害する行為と認め、間接侵害対象を拡大した¹⁸。

著作権侵害に対する対応を強化する内容の改正著作権法が2020年6月5日、日本の参議院本会議で可決され、2021年1月1日から施行された。改正著作権法はインターネット上の違法コピーへの対応を強化するために、リーチサイト¹⁹などを運営する行為を刑事処

17

¹⁶ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、『第2次地域知的財産活性化行動計画』策定」、「IP NEWS」第 2020-29号、2020

¹⁷ 韓国知識財産研究院、「日本特許庁、人工知能 (AI) 技術の活用のための活動計画改訂版を発表」、「IP NEWS」第2020-30号、2020

¹⁸ KOTRA海外市場ニュース、「日本のデザイン法改正に伴う韓国企業の留意事項」、2020.08.12

¹⁹ 侵害コンテンツのリンク情報などを集めたウェブサイト

罰の対象に規定し、リーチサイトなどに侵害コンテンツのリンクを掲載する行為を著作権侵害行為とみなし、民事・刑事上の責任を問うことができるようにした。また、違法にアップロードされた事実を知って侵害コンテンツをダウンロードする行為に対し、私的使用を目的としても一定の要件の下では違法なものとみなし、正規品が有償で提供されているコンテンツの違法ダウンロードを継続的に繰り返す場合には刑事処罰の対象になると規定した。他にも、写真に関する権利制限規定の対象をライブ配信、スクリーンショットに拡大し、著作権者から許諾を受けて著作物を利用できる権利については、当該著作権を譲り受けた者以外の第三者にも対抗できると明記した²⁰。

3) 主要判例

(1) 任天堂のマリオカートに関する不正競争行為を認めた判決

日本の最高裁判所は任天堂の「マリオカート」ゲームを取り巻く任天堂とマリカーの知的財産権侵害訴訟で最終的に任天堂の請求を認めた。マリカーはカートレンタル及び観光ツアーサービスを提供する企業で、任天堂キャラクターの衣装レンタルも提供してきた。2017年2月に任天堂は、マリカー(MariCAR)という言葉は「マリオカート(Mario Kart)」シリーズの略称で知られており、自社のキャラクターの衣装をレンタルし、その衣装を撮影した写真を広告・販売に用いた行為は著作権侵害及び不正競争行為に当たると主張し、訴訟を起こした。これに先立ち、任天堂はマリカーが出願した「マリカー」商標の登録無効審判を請求したが、JPOがこれを棄却した。

東京地裁は1審で「マリカー」という標章が任天堂の商品の表示として広く知られていると認め、任天堂キャラクターの衣装レンタル行為については不正競争行為に当たると判断し、不正競争行為の禁止及び損害賠償額1,000万円を支給することを決定した。

マリカーは同判決を不服として控訴したが、2020 年 1 月に開催された 2 審で日本知的財産高等裁判所はマリカーが「マリオカート」の顧客吸引力を不当に利用することで、不正競争行為をしたと判断し、5,000 万円の損害賠償金の支給を命じた。これに対し、マリカーは日本最高裁判所に上告したが、最高裁はマリカーからの上告を不受理としたため、任天堂が最終勝訴した 21 。

²⁰ 韓国知識財産研究院、「日本の議会、違法ダウンロードなどの対象を拡大する改正著作権法可決」、「IP NEWS」第2020-25号、2020

²¹ 韓国知識財産研究院、「日本最高裁判所、任天堂の知的財産権侵害行為を認めた知財高裁の判決を確定」、「IP NEWS」第2020-01号、2020

(2) リツイート行為の著作権侵害を認めた判決

日本の最高裁判所はツイッター(Twitter)上の画像をリツイート(Retweet²²)したときの画像の一部が自動的に切り取られ(trimming)、著作者の氏名が表示されなくなる場合、著作権の侵害に当たると判断した。本事件で、原告は2009年に自ら撮影した写真を自分のウェブサイトに掲載したが、2014年にその画像がツイッター上で不正投稿され、3つのアカウントがこれリツイートした。この過程で写真の上下の部分が切り取られ、原著作者の氏名が表示されなくなったため、原告(著作権者)はツイッターのユーザーにより、著作権(氏名表示権など)が侵害されたと主張してTwitterを相手取って訴訟を起こした。

ツイッター社側はトリミング(切り取り)された画像をクリックすると、名前が表示されている既存の画像を確認することができると主張したが、最高裁はユーザーが画像を確認するために一般的に画像をクリックすると見ることはできないとみなし、氏名表示権の侵害を認めた。また、裁判所は SNS で他人の著作物である写真の画像を含む掲示物を投稿した者はプロバイダ責任制限法第4条第1項の「侵害情報の発信者」に当たり、侵害情報の流通によって氏名表示権を侵害したものと判断した²³。

4. 欧州

1) 主要イシュー

2020年12月24日、英国は欧州連合(EU)とのブレグジットに関連する将来関係交渉が最終的に妥結したと発表した。これは、離脱後の移行期間終了まで残り1週間というタイミングで行われた成果で、これにより、英国は「ノーディールブレグジット(合意なき離脱)」の恐れから抜け出すことができた。英国とEUは離脱後も気候変動、エネルギー、輸送などの相互の関心分野では相互協力を持続する計画だと明らかにした 24 。

2021年1月1日からブレグジットの施行とともに、英国はEUの知的財産システムから分離され、英国知的財産権法(UK intellectual property law)を適用することになる。しかし、従来の欧州共同体の下で運営されている知的財産権保護制度には大きな変化がないと予想される。特許の場合、欧州特許庁(EPO)はEUの所属機関ではないため、英国知的財産庁(UKIPO)を介して欧州特許を出願するか、又は欧州特許条約(EPC)を介して特許権の保護を受けることができる。また、UKIPOに登録されているすべての欧州連合商標(EUTM)及び登録デザイン(RCD)、国際商標・デザインに対応する英国の権利が2021年

²² ツイッターで他のユーザーのツイート(投稿)を共有する行為

²³ 韓国知識財産研究院、「日本最高裁判所、リツイート行為の著作権侵害、初判決」、「IP NEWS」第 2020-30号、2020

²⁴ 東亜日報、「ノーディールブレグジット」ない... 英-EU将来関係交渉が妥結、今後の手続きは?」、 2020.12.25

1月1日から自動的に付与され、既存の出願日が維持される。著作権の場合も EU と英国で継続的に保護されることができ、英国の地理的表示も EU で保護を受けることができる。

[表Ⅱ-3] ブレグジット以降、英国の知的財産システムの変更事項

区分	主要内容
特許	・UKIPOを介して欧州特許を出願するか、又は欧州特許条約(EPC)を介して特許権を保護されることができる。 ・英国に拠点を置く欧州特許弁護士の代理業務、持続可能・補充的保護証明書(SPC)は欧州離脱後も継続的に有効
商標及びデザイン	・2021.01.01 付で UKIPO に登録されているすべての欧州連合商標 (EUTM) 及び登録デザイン (RCD)、国際商標・デザインに対応する英国の権利が自動的に付与され、既存の出願日が維持される。・権利者は UKIPO に出願申請書を提出したり、登録料を支払う必要はなく、別途の登録証を発行しない。 ・2021.01.01 前に EU 加盟国で開示された未登録のデザインは3年の保護期間中の残り期間についても英国で保護されるが、202.01.01以降に英国で開示された未登録のデザインは英国だけで3年間保護を受けることができる追加の未登録のデザイン制度が施行される。・英国の代理人は2021.01.01から出願される商標、デザインに関わるEUIPO業務を代理することはできないが、欧州離脱前に代理した業務は終了するまで代理することができる。
著作権と地理的表示	・著作権は継続的に EU と英国で保護を受けることができるが、国境間の協定は交渉の結果に伴い、修正されることがある。 ・英国のすべての地理的表示は継続的に EU で保護され、英国政府は2021.01.01 に施行される新しい英国の地理的表示に関するルールを設ける。

出処:韓国知識財産研究院、「英国知的財産庁、2021年1月1日以降の状況について案内」、「IP NEWS」第2020-46号を参考にして著者が作成

これまで英国は欧州離脱以降に備えるために政策と法制度を整備してきた。その一環として2020年7月9日、UKIPOは「2020-21共同計画(Corporate Plan 2020-21)」を発表した。同計画は欧州離脱への備えと離脱以降の英国経済を後押しするためのUKIPOの業務計画を盛り込んでいる。同計画によると、UKIPOは英国でのビジネスの開始や成長を目指す企業のために、タイムリーに高品質な知的財産権を付与することを保証するためであり、離脱以降、英国がEUから独立した経済体制を整え、さまざまな貿易交渉などで英国の利益を保護し、知的財産権システムを発展させるための交渉の結果を導出するように支援する方針である。また、デジタル環境での企業のイノベーション活動を支援するための最良の知的財産サービスを提供し、AI、データなどの新技術に関する知的財産システムを

構築し、炭素排出削減技術開発など人類が直面している課題の解決のための英国政府の政策を支援する²⁵。

欧州知的財産庁(EUIPO)は 2020 年7月1日から施行される「戦略計画 2025(Strategic Plan 2025)」により、「欧州の企業や市民のための知的財産の価値」を達成するための推進課題を実施している。同戦略計画は次の3つの戦略の推進要素(Strategic Drivers)を提示した。第一に、相互連結され、効率的かつ安定的な域内市場の知的財産システムである。このため、利用者のニーズを満たすツールを開発し、権利者の権利保護のための知的財産執行を改善し、知的財産の経験ハブを発展させる計画である。第二に、改善された顧客中心のサービスである。サービス方面でもとりわけ、利用者の経験、品質及び効率を向上させ、ビジネスに付加価値を高める新しいサービスと中小企業のための知的財産サービスを開発する。第三に、ダイナミックでイノベーション的な組

織である。このため、連続的学習(Continuous Learning)と持続可能な従業員の参加を 誘導し、デジタル時代に対応するように組織をイノベーションし、今後も持続可能なワー

クスペースを造成する計画である26。

欧州委員会(EU Commission、EC)を中心に、デジタル転換と持続可能な発展のための戦略も策定された。2020年2月19日、EC は将来のデジタル社会に備えるための戦略である「デジタル時代にふさわしい欧州(A Europe Fit for the Digital Age)」を発表した。同戦略は新たなビジネスの機会を開き、持続可能な経済発展のためにデジタル社会への転換を図ることを目的としており、欧州のデジタル将来社会への発展、信頼できる先導的な人口知能技術、欧州のデータ戦略などの行動方策を提示した27。その後、2020年11月25日、EC はデジタル転換に対応し、欧州の技術自主権の強化のための戦略である「知的財産実行計画(Intellectual Property Action Plan)」を発表した。同実行計画は欧州の企業、特に中小企業が欧州グリーンディール(Green Deal)とデジタル転換を加速させる最大限のイノベーションと創造性を発揮できるように支援することを目的とし、欧州のIP 理解

力の向上、IP 共有と利用の促進、複製、模倣品への対応、公明正大な行動などを提示し

_

た。

²⁵ 韓国知識財産研究院、「英国知的財産庁、『2020-21共同計画』を発表 」、「IP NEWS」第2020-29 号、2020

²⁶ 韓国知識財産研究院、「欧州知的財産庁、戦略計画2025を施行」、「IP NEWS」第2020-32号、2020

²⁷ 韓国知識財産研究院、「欧州委員会、デジタル未来の戦略を発表 」、「IP NEWS」第2020-08号、2020

[表Ⅱ-4] EC「知的財産実行計画」の挑戦課題

区分	主要内容
知的財産の保護の強化	 ・補充的保護証明制度、デザイン保護制度、非農産物の保護を念頭に置く GI 保護システムの改善など、現行 IP 制度をデジタル時代に適合するように改善 ・人工知能、ブロックチェーンのような新しい技術の影響を議論するための産業界との討論会を導入 ・細分化されており、複雑なEUの現行の知的財産保護システムを改善するために、各加盟国に統合特許システムの迅速な開始を要請
中小企業の IP 理解力の 向上	・中小企業が無形資産を資本に転換することを支援するための情報と諮問を提供
IP 共有と理解の促進	・パンデミックのような危機的状況に IP 共有を促進すると同時に、投資収益を保証する方策を提案・向上された著作権基盤のために努力し、IP 保護のデータ収集活動を行う。 ・コネクテッドカー、その他のIoT商品などに関する標準必須特許(SEP)ライセンスの透明性と予測可能性を向上させる案を提示
複製、模倣品に対応	·効果的かつバランスの取れた執行を強化する。たとえば、デジタルサービス法パッケージの補完要素としてEU反偽造ツール(anti-counterfeiting toolbox)を樹立
公明正大な活動	·第三国での産業スパイ行為、知的財産権の流用を企むなどの不 公正な事例への対応を強化し、グローバルスタンダードを立て る役割を果たす。

出処:韓国知識財産研究院、「欧州委員会、知的財産実行計画を発表」、「IP NEWS」 第 2020-48 号を参考にして著者が作成

2) 法令の制定・改正事項

改正された欧州連合商標 (EUTM) ・登録デザイン (RCD) 審査ガイドライン (the Guidelines for Examination of EUTMs and RCDs) が 2020 年 2 月 1 日から発効した。今回の改正では欧州連合商標に対してのみ改正が行われ、デザインは以前と同じである²⁸。

²⁸ 在ベルギー大韓民国大使館ウェブサイト、「[知財権政策] EU知的財産庁 (EUIPO) 改正審査基準の主要内容」、2020.05.09

[表Ⅱ-5] 欧州商標・登録デザイン審査ガイドラインの主な改正点

区分	主要内容
代理人 法人/協会	・EUIPO が代理法人に ID を付与するためには、EU 商標規則 (EUTMR) 第 120 (1) 、施行規則 (CDR) 第 78 (1) に基づき、 少なくとも 2 人以上の現業弁護士や専門代理人が存在すべき ・改正審査基準に基づき、各法人のメンバーは先に有効な個人 ID の発行を受け、同一住所に 2 人以上の登録代理人の要件を満た した後、EUIPO は代理法人に ID を付与
標章の表示	・背景色と対比される白色(white against a background)、又は透明な要素が含まれている標章を EUTM に出願したい出願人は出願時に商標タイプを「その他 (other)」オプションに選択し、標章の説明欄 (description field) でその特徴の説明を記載 ・「標章の説明」は商標の出願・登録公告時にともに公開されるため、該当欄を活用することは EUTM の主な特徴に当たる。
使用による識別力	・従来の検討基準である外挿(extrapolation)に基づいた伝統的なモデルからさらに進み、商標出願人は市場が超国家的な地域に統合されたことを証明できる。 ・EU 市場は、①経済営業主体が複数の加盟国を単一の流通ネットワークに統合/グループ化、②加盟国間の地域的、文化的又は言語的類似性の存在の2つの場合に地域区別が可能・2つのシナリオの下でEUTMへの出願人はEU域内の関連領域全体で識別力を証明するための証拠の妥当性を説得力のあるように説明可能
商標不使用期間の計算	 ・5年の商標不使用期間の算定のための商標登録完了日(the date of completion of the registration proceedings) は 国内法に基づいて決定されるべき ・したがって、官報抄録(official extract) 上の登録日(date of registration) がこれと一致すると推定することはできない。
期限延長	・異議申立手続の進行中にたとえいずれかの当事者の同意があったとしても期限延長のための後続申込(subsequent request) は自動的な付与ではなく、EUIPOの裁量事項に当たる。

・文字を書く一般的な方法から出発した大文字と小文字の組み合わせは (irregular capitalisation) 同じではない文字標章とみなされる結果をもたらす。

標識の同一性

・文字表彰が不規則的に大文字化 (ex AIDAmia) された場合、標章の表示比較を必ず考慮しなければならず、これは1つの単語を外観・観念的に各要素に細分化して考察することを正当化することができる。

出処:在ベルギー大韓民国大使館ウェブサイト、「[知的財産権政策] EU 知的財産庁 (EUIPO) 改正審査基準の主要内容」 (2020.05.09) を参考にして著者が作成

3) 主要判例

(1) 人工知能を発明者とした特許出願を拒絶した判決

欧州特許庁 (EPO) は 2019 年 11 月、人工知能 (AI) を発明者とした特許出願について非公開で口頭審理を行い、拒絶決定を下した。人工知能の開発者であるスティーブン・ターラー (Stephen Tahler) 博士は自らニューラルネットワークを接続・拡張して新しいアイデアを生み出す AI 創作機械 (Creativity Machine) 」ダブス (DABUS) 」を開発した。ダブスは模型を自由自在に変えることができる食品容器と危険な状況で注意を引く構造装置及び方法を発明し、英国サリー (Surrey) 大学のライアン・アボット (Ryan Abbott) の研究チームは 2018 年に人工知能的のダブスを発明者にしてダブスが発明した上記 2 つの特許を英国特許庁 (UKIPO) 、欧州特許庁 (EPO) 及び米国特許商標庁 (USPTO) に出願した。

同出願について EPO は、ダブスが欧州特許条約 (EPC) 第81条施行規則 (Rule) 第19条の「発明者」の要件を満たしていないと判断し、その特許出願に関する拒絶決定を下した。本決定の判断根拠となった EPC の規定では、発明者は機械ではなく、人間 (human being) であることを規定している²⁹。

(2) オンラインマーケットでの模倣品の保管は商標権侵害ではないと判断した判決

2020年4月2日、欧州司法裁判所(CJEU)はアマゾン(amazon)が販売者の商品を単に保管することは商標権侵害を構成しないと判決した。coty社は香水の「ダビドフ(davidoff)」のEU商標権のライセンスを保有するグローバルビューティー企業にアマゾン欧州(amazon europe)ウェブサイトでダビドフの商標権を侵害した香水瓶が流通されていることを見つけ、アマゾン欧州に該当商品の回収と模倣品販売者の身元開示を要請した。アマゾン欧州は商標権を侵害した香水瓶30個をcoty社に渡したが、販売者の身元

²⁹ 韓国知識財産研究院、「欧州特許庁、発明者を人工知能にした特許出願を拒絶」、「IP NEWS」第 2020-01号、2020

公開は拒否した。これに対し、coty 社はドイツの裁判所にアマゾン欧州がダビドフの香水商品を備蓄したり、配送禁止措置をとることを主張したが棄却され、coty 社はドイツ連邦最高裁判所(bundesgerichtshof)に控訴を提起した。ドイツ連邦最高裁判所はドイツに本社を置くアマゾンの注文履行子会社「アマゾン fc グラーベン(amazon fc graben)」が第三の販売者に代わり、その商品を単に保管したことを確認する一方、CJEU に「アマゾン社が第三の販売者に代わり、商品を保管したことが商標権を侵害するかどうか」に対する判断を要請した。

CJEU は、アマゾン社は侵害を知らないまま商標権侵害商品を保管した第三の販売者にすぎず、EU 市場にその商品を発売することを目的に販売するか、販売を目的として模倣品を供給しない以上、アマゾン社が自ら商標権を使用したものではないと判断した³⁰。

一方、ドイツでも 2020 年 5 月 1 日、商標の現代化法(Markenrechts Modernisierungs Gesetz、MaMoG)の施行により、商標の無効及び取消手続きが導入されている。これに先立ち、EU 加盟国内の商標法及び手続きを統一させることを目的として 2015 年 12 月に改正された EU 指針(Directive 2015/2436)第 45 条で商標の無効及び取り消しに関する行政手続を規定し、各加盟国は 2023 年 1 月までにこれに関連する国内法を整備することを明記している。これにより、ドイツは商標登録対象の拡大、DPMA に登録することができる事項の追加などが規定された改正商標法を 2019 年 1 月 14 日から施行されており、今回の商標の現代化法の施行により、ドイツ国内での商標の無効及び取消手続を進めることができるようになった。同法によると、先行権利者は同法第 9 条~第 13 条に基づき、先行権利の存在など、相対的事由に起因した商標権取消手続を提起することができる、ただし、商標の無効・取消手続を DPMA や裁判所に申請して審理が開始される場合、同一事由に対しては各機関に相互交差して無効・取消請求を提起することはできないように規定した³¹。

³⁰ 韓国知識財産研究院、「欧州司法裁判所、オンラインマーケットでの模倣品の保管は商標権侵害ではないと判決」、「IP NEWS」第2020-16号、2020

³¹ 韓国知識財産研究院、「ドイツ特許商標庁、商標の無効と取消制度を新設」、「IP NEWS」第2020-21 号、2020

第2節 韓国の知的財産の動向

1. 主要イシュー

1) データの保護と活用

2020 に年は新型コロナウイルスの世界的流行により、デジタル化が急速に進み、データの重要性がさらに増している。データの蓄積が急速に増加³²し、これにより、ビッグデータ市場規模も拡大しており³³、データを活用するビッグデータ関連技術と人工知能技術も注目されている。これを受け、米国、日本などの主要国を中心にデータ保護法制とデータ活用促進戦略が策定された。韓国も知財委、科技情通部、文体部、特許庁などの主要部処を中心にデータ保護及び活用を促進するための政策が提示された。

第26回知財委に上程された「2020年知的財産イシュー政策化推進計画(案)」は、2020年知的財産政策イシューの一つとして「ビッグデータの保護及び利用促進のための法的課題」を選定し、5つの法的課題を発掘して提案した。第一に、データ活用促進のためのプラットフォームの高度化が示された。10大分野別にビッグデータ・プラットフォームを通じて全周期のデータ活用基盤を強化し、データの相互連携や互換性のための標準確立及び品質管理の根拠となる法的基準及びガイドを作成することを促した。第二に、韓国型データ取引ガイドラインを制定し、事業者が契約の類型に応じてと自主的に活用できるように提供することを提案した。第三に、ビッグデータを類型別に分けて情報解析に必要な範囲に限り、著作物の複製・翻案を行うことができる著作権制限規定を新設する案である。第四に、データ流通取引活性化のための法律を制定し、「(仮称)韓国統合データ取引所」設立に関する法的根拠と規定を設けることを提案した。最後に、ビッグデータの不正取得・使用・開示行為を不正競争行為に規律し、権利者を保護できるように不正競争防止法上の規定を新設することを提案した。

2020年、韓国政府は新型コロナウイルスによる危機を克服し、コロナ以降、世界経済をリードするための国家発展戦略として「韓国版ニューディール」を発表した。韓国版ニューディールは「デジタルニューディール」と「グリーンニューディール」を軸に推進され、デジタル化・グリーン化関連事業、経済活力の向上のために波及力が大きい事業などを中心に、10大代表課題を選定した。そのうち、「データダム」はデジタルニューディールの中核事業で、さまざまな分野のデータを蓄積・分析し、人工知能及びデータ経済を加速させることを目的とする。2020年には計6,449億ウォンを投入してビッグデータプラットフォーム及びセンターを拡充し、人工知能の学習データを大規模に構築して開放した。2020年データダム事業は次の4つの方面で成果を収めた。第一に、ビッグデータプラットフォーム及びセンターを拡大して構築した。2019年に構築した10の分野のプラットフォーム(100のセンター)に加え、2020年には6つのプラットフォームを追加で構築した

³² 世界のデータ量は2018年33ZB (ゼタバイト) から2025年175ZBへと530%増加すると見込まれている。 (出処:欧州委員会ウェブサイト)

³³ 新型コロナウイルス以降、2020年~2024年の間にグローバルなビッグデータ市場規模が年平均13%以上成長し、1,425億ドルを記録すると見込まれている。(出処: Technavio)

34。プラットフォームを通じてユーザーが無料でダウンロードする、又は有料で購入した利用実績は57,793件で、2,942件の前年同期に比べて約19.6倍に増加した。第二に、データバウチャー支援事業で中小企業とスタートアップを対象にデータの購入・加工サービスを支援している。2020年は2,040社を支援したが、特に、非ICT分野の企業の参加割合が2019年の33.1%から2020年に64.8%に増加した。第三に、人工知能学習用データを大規模に構築し、スタートアップなどの企業が人工知能の製品・サービス開発に活用できるように開放した。2019年までに人工知能学習用データ21種4,650万件を構築・開放して約1.2万人が約4.8万回を活用し(2020年11月の累積基準)、2020年には170種3.75億件のデータを構築・開放した。第四に、人工知能の融合先導事業に53社(機関)が参加して7つのプロジェクトを推進した。本事業はデータと人工知能を経済的な波及効果と国民体感度の大きい分野で主導的に融合する事業で、今年は軍の医療支援、感染症対応、海岸境界などの分野³5に関連したプロジェクトを推進しており、新型コロナウイルスなど感染症のデータ(1万1千件)、産業団地の生産設備別エネルギー消費データ(6千万件)など、従来はアクセスが困難であったデータを活用して人工知能を学習させ、人工知能企業の技術力向上を支援した³6。

文体部は2020年7月に公開した著作権法の全部改正案にビッグデータ分析の過程で著作物を自由に利用できるようにする著作財産権免責規定を導入した。情報分析のための複製・転送を認める規定(データマイニング条項)を新設³7したが、これは著作物の本来的利用(著作物の表現の体感)ではない限り、ビッグデータの活用・分析に著作物を利用できるようにし、関連産業を促進させることを目的とした。現行法上、人工知能の学習(ディープラーニング)及びビッグデータなどのコンピュータ分析のため、大量の情報を使用する場合に著作物が含まれれば、著作権侵害が免責かどうかが不安要因として作用した。本条項によると、コンピュータを利用した自動化された情報分析に必要だと認められる範囲内では利用許諾を受けなくても著作物を利用することができ、これは、学術研究目的だけではなく、商業目的の情報分析にも適用される。

※著作権法の全部改正案第35条の5の適用要件

34 (2019) 金融、環境、文化、交通、ヘルスケア、流通、通信、中小企業、地域経済、森林 (2020) 農 食品、海洋水産、消防安全、スマート治安、ライフログ、デジタル産業イノベーション

³⁵ ①軍の医療支援、②感染症対応、③沿岸境界、④産業団地のエネルギー効率化、⑤違法コピー品の見極め、⑥地域の主力特化産業の技術イノベーション、⑦国民安全確保

³⁶ 科技情通部プレスリリース、「デジタルニューディールの主要軸であるデータダム事業の成果報告会 を開催」、2020. 12. 15

³⁷ 著作権法の全部改正案第35条の5(情報分析のための複製・転送)

①コンピュータを利用した自動化分析技術を用いて多数の著作物を含む大量の情報を解析(パターン、トレンド、相関関係などの情報を抽出するもの)することにより、追加的な情報、又は価値を生成するために次の各号の要件を満たした場合は必要な限度内で著作物を複製・転送することができる。

^{1.} その著作物に対して適法にアクセスできる場合であること

^{2.} その著作物に表現された思想や感情を自ら体感する、又は他の人に体感させることを目的とする場合ではないこと

②第1項の規定に基づき、作成された複製物は情報分析のために必要な限度内で保管できる。

- ・コンピュータを利用した自動化分析技術により、大量の情報を解析 (パターン、トレンド、相関関係などの情報を抽出) するための目的
- ・適法にアクセスできる著作物などであること
- ·その著作物などに表現された思想・感情などを人が体感するための使用ではないこと

特許庁は特許ビッグデータ活用を促進するためのサービスを拡大した。3月2日、ビッグデータと人工知能(AI)技術を適用した特許サービス「次世代特許ネット」を開通し、6月18日には韓国特許戦略開発院に「国家特許ビッグデータセンター」を開所し、特許分析に基づいた将来有望な技術の発掘及び育成戦略の策定を推進した。特許庁本センターを通じて2020年までにAI、未来型自動車など17大新産業、造船・化学など10大主力産業、国民生活に密接した社会問題について産業別の特許動向のモニタリング及び分析、危機信号の探知などと一緒に、有望技術の発掘など、産業別・技術別の中核情報を生産して提供する計画である。具体的には、2020年にはAI、IoT家電、再生可能エネルギー、未来型自動車、無人飛行体など新産業分野の将来有望な技術など、「特許ビッグデータ基盤産業イノベーション戦略」を提供し、新型コロナウイルスの治療剤及びワクチン開発など社会懸案に対する技術的な解決策を提示した38。

[図Ⅱ-1] 特許ビッグデータ基盤産業イノベーション戦略の推進手続き

①環境分析	2段階		3段階		4段階
・主要国の政策動向 ・経済・産業 DB ・市場分析レポート	·有効特許抽出 ·定量指標算出 ·Landscape 分析	→	・キーワード・ SNA の分析・特許群集化・政策・規制の観点分析	→	・有望技術の発掘・投資戦略導出・政策提案導出

38 特許庁プレスリリース、「世界の特許ビッグデータから新たな成長エンジンを探す!」、2020.06.18

2) 知的財産金融の活性化

2020年は知的財産、金融市場の形成の基盤を強固に固める一年であった。韓国の知的財産金融市場の規模は2019年に1兆ウォン以上を達成したことに続き、2020年には史上初めて2兆ウォン台を突破した。金融類型別にはIP担保融資額1兆930億ウォン、IP保証額7,089億ウォン、IP投資額2,621億ウォンを記録した³⁹。

(単位:億ウォン)

[表Ⅱ-6] 年度別 IP 金融規模の現状 (2016~2020 年)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
IP担保	202	866	884	4, 331	10, 930
IP保証	4, 934	4, 930	4, 872	7, 240	7, 089
IP投資	638	1,075	1,876	1, 933	2, 621
合計	5, 774	6, 871	7, 632	13, 504	20, 640

※保証機関(3つ、信用保証基金・技術保証基金・ソウル信用保証財団)、国策・市中・ 地方銀行(8つ)、投資機関対象を集計(2021年1月、特許庁・韓国発明振興会)

2020年には知的財産金融の活性化を支援するための政策が本格的に推進された。2020 年7月に特許庁は、中企部、法務部、文体部、金融委などの関係部処と合同で「知的財産 (IP) 金融投資40活性化の推進戦略 を発表した。同戦略は、知的財産金融投資という新 しい投資方式でイノベーション企業の起業と成長を支援することにより、経済を元気づけ る目的で策定され、今後5年間でIP金融投資を1兆3千億ウォン規模に成長させること を目指している。IP 金融投資の活性化のための4大戦略及び14の分野の推進課題は次の とおりである。第一に、知的財産投資市場に良質の知的財産権を供給する。投資有望な特 許に関する情報を提供し、特許収益化関連の法制度を改善し、海外での権利確保の支援を 拡大して知的財産の収益性を向上する。第二に、投資家の性向に合うさまざまな知的財産 投資商品を発売する。政策資金を活用して知的財産そのものに投資する専用ファンドを新 設し、個人投資家が直接投資できるクラウドファンディング型投資商品を発売する。第三 に、投資商品としての資本流入を誘導する。ベンチャー投資税制優遇を知的財産投資にも 適用するなど、知的財産担保に対する質権設定の手数料体系を改善し、知的財産金融を実 施する銀行の負担を軽減する。第四に、市場フレンドリーな投資構築及び裾野拡大に取り 組む。知的財産金融センターを設置して国民向けの総合相談を提供し、侵害訴訟損害賠償 額を現実化するなどして投資フレンドリーな知的財産保護環境を構築する。また、金融研 修院などに知的財産金融課程を追加し、知的財産金融の専門人材を育成する。

9月4日、特許庁及び関係部処は第27回知財委で「知的財産の価値評価体系の改善策」 を発表した。知的財産の価値評価体系を改善するために価値評価機関の2段階認証制度及

³⁹ 特許庁プレスリリース、「韓国の知的財産 (IP) 金融2兆ウォンを突破」、2021.02.04

⁴⁰ 知的財産金融投資とは、特許権などの知的財産そのものに投資し、ロイヤリティ、売買、訴訟などによる収益を追求する投資の形を意味する。

び昇降制などを導入し、知的財産の価値評価サービスの品質向上を支援する計画であり、市場の需要に応じて略式型評価モデル(小口金融支援)、モジュール型評価モデル⁴¹など、さまざまな価値評価サービスを提供する方針である。また、公正な価値の評価が反映されるよう、IP 価値評価実務ガイドで現物出資の評価に関するガイドライン及び注意事項を提供し、民間の知的財産評価サービス業の育成のために、公共データを公開して知的財産の価値評価教育課程を運営する計画である。

10月29日、特許庁は「知的財産(IP)取引活性化対策」を発表した。特許庁は知的財産取引市場の活性化及び取引環境の改善のための3大戦略として、①民間仲介機関を育成して取引システム構築、②知的財産取引需要の創出、③知的財産取引のためのインフラ整備などを提示した。上記の戦略に基づき、アイデア取引プラットフォーム構築、知的財産取引支援ファンド組成(2021年1,200億ウォン規模)、専用実施方式のIP取引活性化などを推進していく。

3) 新型コロナウイルスへの対応と知的財産の争点

新型コロナウイルスが世界的に拡大し、各国はこれに対応するための知的財産政策を策定した。2020年7月21日、特許庁は米国、日本、中国、欧州特許庁からなる五庁(IP5)と共同で、コロナ禍への共同対応について議論するための五庁長官会合をテレビ会議形式で開催した。同会合で五庁長官はコロナ危機への共同対応に関する「五庁共同声明」を発表し、全産業分野での知的財産の保護を強化することで、現在の景気後退を克服することにした。特に、新型コロナウイルスの診断・治療・予防に関する特許及び技術情報を透明に公開し、関連技術の進展を促進させることで合意した42。

コロナ禍にいち早く対応するために、新型コロナウイルスのワクチン・治療薬及び診断・防疫技術開発の支援政策が講じられている。特許庁は50億ウォン規模の予算を編成し、中小・中堅企業と大学・公共研を対象に72の課題(機関)にIP-R&D戦略の支援を提供する方針である。本事業は、具体的に①ワクチン・治療薬、診断・防疫技術などの新型コロナウイルスへの対応技術、②感染症伝播の防止と患者の処置のための防疫物品・医療機器関連技術、③非対面・デジタル化など経済・社会構造の変化に応じて発生する新たな製品・サービスに関するイノベーション技術の先取りを支援するための研究開発にもIP-R&D戦略を支援する計画である。これにより、ポストコロナ時代の中核技術に関する優秀特許の確保を支援することで、将来の競争力強化につなげようとした43。

⁴¹ 評価機関と銀行が価値評価領域(技術性、権利性、市場性、事業性)の一部を選択し、共同評価を実施する評価方式

⁴² 特許庁プレスリリース、「世界知的財産5大強国 (IP5) コロナ危機への共同対応をすることに!」、 2020.07.22

⁴³ 特許庁プレスリリース、「新型コロナウイルスのワクチン・治療薬及び診断・防疫技術開発、緊急特 許戦略で援護射撃!」、2020.07.15

新型コロナウイルス感染拡大により、業績悪化に直面している企業(被害企業)への支援も拡大した。特許庁は2020年4月に韓国発明振興会など6つの傘下の公共機関と共同で「新型コロナを乗り越えるための公共機関長間の懇談会」を開催し、新型コロナウイルスの被害企業及び地域への支援策について議論した。特許庁及び傘下の公共機関は「新型コロナウイルスへの対応TF (Task force)」を中心に、被害企業を対象としたIP担保融資優先支援、特許共済掛金の納付猶予などを継続的に支援することに決定した。特に、新型コロナウイルスによる特別災害地域(大邱、慶北)からの出願人に対し、手数料の一定の割合を減免することにした。新型コロナウイルスが急拡大した2月から4月まで全国17の地域知識財産センターに「コロナ被害相談センター」を設置し、被害企業を対象にIP担保融資12件(76.6億ウォン)を実施し、マスク、手指消毒剤などの模倣品(粗悪品)特別取り締まりを実施した4。

世界がパンデミック(世界的流行)に瀕しているなか、世界各国は新型コロナウイルスのワクチン及び治療薬の迅速な供給のために、コバックスファシリティ(COVAX Facility⁴⁵)、強制実施権の発動など、さまざまな方法を模索している。2020年3月、ドイツとカナダは新型コロナウイルスのパンデミックのような感染症緊急時における医薬品の生産・製造・使用・販売などに対する政府の権限を一時的に強化し、ブラジル、チリななども関連法制度の改善を進めている。韓国の現行法は国家非常事態(緊急事態)、極度の緊急状況や公共の利益のために非商業的に実施が必要な場合、特許期間が満了していない特許発明を政府が直接実施するか、又は政府以外の者に行わせることができるよう、強制実施権に関する規定⁴⁶を設けている。これに関連し、特許庁はコロナ禍に迅速に対応するために、「特許権の収用・実施等のための補償金額又は対価の額を算定する基準の告示」を2020年6月に制定し、本告示は特許権の収用・実施に関する規定第5条の2で定める基準に基づき、補償金額や対価の額を定めることができない場合に適用される。

2. 法令の制定・改正事項

1) 特許法

2020年5月に改正された特許法は、特許権者の生産能力を超える特許侵害者の製品販売に対しても損害賠償を受けることができるように規定することで、損害賠償額の現実化を図った。従来は侵害者が特許権者の製品の生産能力を超える製品を市場に販売しても超過販売量に対しては損害賠償を受けることができず、通常のライセンス契約の締結より侵害

⁴⁴ 特許庁プレスリリース、「特許庁、コロナ禍の早期克服に向けた協力拡大」、2020.04 20

⁴⁵ ワクチンの共同購入・配分する国際的な枠組みで、2020年に発足した。世界保健機関(WHO)が主導し、途上国へのワクチン普及を進める国際組織「Gaviワクチンアライアンス」や感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)などと連携して取り組んでいる。高・中所得国は、拠出金をCOVAXに支払い、拠出金は開発や製造設備の整備に使われる。

⁴⁶ 政府などによる強制実施(特許法第106条の2)、特許発明の不実施・不十分な実施、公共の利益のために特別に必要な場合など、第三者による特許発明の強制を実施(特許法107条)

行為がかえって利益となる不合理な状況が続いた 47 。しかし、特許法の改正により、特許権者の生産能力を超える製品の販売に対しても特許発明の実施に伴う実施料を賠償させることが可能になった 48 。

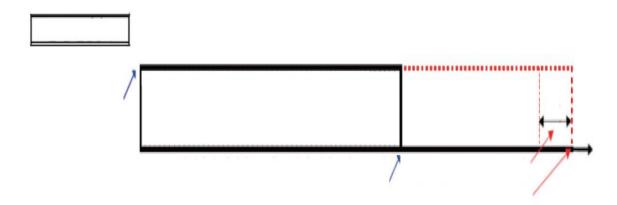
[表Ⅱ-7] 特許法の主な改正内容(公布 2020.06.09 実施 2020.12.10)

現行算定方式	主要内容
損害賠償額算定方式の改善 ⑤単位当たりの利益額 夏のパープ (1,000ウォン) 現行指 のアンスと 引除)	侵害行為がなければ、特許権者(又は専用実施権者)が販
	売することができた数量だけではなく、特許権者(又は専用実施権者)の生産能力を超える数量に対しては 補償 た平 (損害額算定 無)
	書 <mark>書額(600万ウォン) こしており、_地垣</mark> りの叙事に台理
No. X C UMV	的な実施料率を乗じた金額を補償額に算定するようにす
	ろ。 ③販売不可数量(1,000個)

②権利者の生産可能数量-実際の販売数量(6,000個)

[図Ⅱ-2] 損害賠償算定方式の変更事項

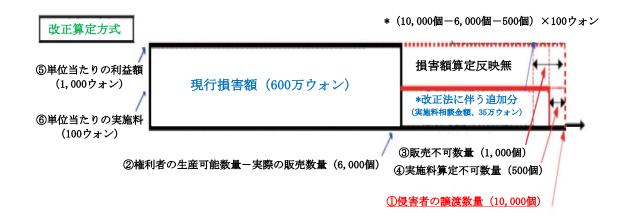
①侵害者の譲渡数量(10,000個)



- ·算式: (権利者の生産可能数量 実際の販売数量) ×単位当たりの利益額
 - = 損害額(権利者の生産可能数量を限度とする)
- ・問題点:<u>権利者の生産能力を限度として損害額が算定</u>されるため、侵害者の譲渡数量が権利者の生産能力を超える場合、<u>侵害者は侵害した方がもっと利得</u>となる不合理発生

⁴⁷ 特許庁プレスリリース、「損害賠償額の現実化に向けた商標法、デザイン保護法、不正競争防止法改 正案、国会で成立」、2020.12.02

^{48 (}現行) 特許権者の生産能力の範囲×単位当たりの利益額(改正) (特許権者の生産能力の範囲×単位当たりの利益額)+(超過分×合理的な実施料率)



- ・算式:[譲渡数量(販売不可数量を除く)のうち(権利者の生産可能数量 実際の販売数数量)×単位当たりの利益額]+(超過分×実施料率)= 損害額(実施不可能な事由は除く)
- ・損害額:6,000 個(②) ×1,000 ウォン(⑤) + [10,000 個(①) 6,000 個(②) 500 個(④)]×100 ウォン(⑥) = 6,350,000 ウォン
 - ※権利者の販売不可数量(③)が権利者の生産能力超過分の範囲内であれば、別途で計算しない(重複計算不可)。
- 注 1) 侵害者の譲渡数量(10,000 個)が権利者の生産可能数量から販売数量を除いた数量 (6,000 個)よりも多い場合に当たる算定方式

出処:特許庁プレスリリース (2020.12.02)

2020年12月に改正された特許法は優先審査の対象に「災害の予防・対応・復旧などに必要だと認められる場合」を追加することで、コロナ禍のような国家災害状況に限って特許出願の優先審査を適用することができるようにした。

[表Ⅱ-8] 特許法の主な改正内容(公布 2020. 12. 22. 実施 2021. 06. 23)

改正事項	主要内容
優先審査の対象に災害状況を追加 (第 61 条第 3 号新設)	大統領令で定める特許出願で、災害の予防・対応・復 旧などに必要だと認められる場合にも優先審査を適用 することができように規定

2020年10月に特許法の一部を改正し、被害者の告訴がなくても特許権侵害行為について処罰できるようにした。以前は特許権者の告訴があってこそ、特許権侵害捜査が可能な「親告罪」に該当したが、特許権者の告訴がなくても職権捜査が可能な「反意思不罰罪」に改正し、特許権の保護を一層強化した。

[表Ⅱ-9] 特許法の主な改正内容(公布 2020.10.20 実施 2020.10.20)

改正事項	主要内容
	現行法は特許権侵害罪について「告訴がなければ」公
特許侵害罪を「親告罪」から	訴を提起することができないようにしていたが、改正
「反意思不罰罪」に改正	法は「被害者の明示的な意思に反して」公訴を提起す
(第 225 条第 2 項の改正)	ることができないと規定することにより、特許権者の
	告訴がなくても刑事告訴ができるようにする。

2) 商標法とデザイン保護法

2020年10月に成立した商標法及びデザイン保護法の一部改正案は、商標やデザインの 意図的な侵害行為に対し、損害額の3倍まで賠償できるように懲罰的損害賠償制度を導入 した。また、賠償額を判断する際に考慮すべき要素として商標の場合は、侵害行為によっ て商標の識別力や名声に傷がついて程度、故意又は損害発生の懸念を認識した程度、侵害 行為による商標権者の被害規模、侵害行為による侵害者の経済的利益などを明記し、デザ インの場合、侵害行為をした者の優越的地位についても考慮するように規定した。

[表Ⅱ-10] 商標及びデザイン保護法の主な改正内容(公布2020.10.20 実施2020.10.20)

改正事項	主要内容
懲罰的損害賠償制度の導入 (商標法第110条第4項の改正及び 第7項、第8項の新設、デザイン保 護法第53条第2項及び第115条第4項 の改正、第7項及び第8項の新設)	損害賠償請求の際の使用について「通常」受けることができる金額で「合理的に」受けることができる金額に改正し、意図的な侵害行為に対して損害額の最大3倍まで賠償額を定めることができるように規定する
商標権侵害に対する法定損害賠償 額の最高限度引き上げ (商標法第 111 条第 1 項の改正)	商標侵害に対する損害賠償額を「5千万ウォン以下」から「1億ウォン以下(故意的な侵害は最大3億ウォン)」に引き上げる。

2020年12月、商標法とデザイン保護法を一部改正49し、侵害行為がなければ実施権契約により権利者が受けることができた利益も損害賠償額に含まれるように規定した。これに先立ち、5月に改正された特許法に先に導入されたもので権利者の生産能力を超える販売量に対しても補償を受けることができるように規定することで、商標使用権契約の締結より侵害行為がかえって利益になる不合理な状況を解消しようとした。このような損害賠償額算定方式を改善し、懲罰的損害賠償制度の効果をさらに最大化することが可能になった。

[表Ⅱ-11] 商標法及びデザイン保護法の主な改正内容(公布 2020.12.22 実施 2021.06.23)

改正事項	主要内容
	侵害行為がなければ権利者(又は専用実施権者)が販
損害賠償額算定方式の改善	売することができた数量のみならず、権利者(又は専
(商標法第 110 条第1項の改正、	用実施権者)の生産能力を超える数量に対しても補償
第2項の削除、デザイン保護法第	を受けることができるように規定しており、超過する
115 条第1項及び第2項の改正)	数量に合理的な実施料率を乗じた金額を補償額と算定
	するようにする。

3) 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

2020年10月に改正された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不正競争防止法」)は、従来、営業秘密侵害に適用された懲罰的損害賠償制度をアイデア奪取行為にも損害額の3倍まで適用することができるように規定した。また、不正競争行為に対する是正勧告に従わない場合、違反事実を公表できるようし、行政調査及び是正勧告の実効性を高めた。他にも不正競争防止及び営業秘密に対する実態調査、基本計画及び施行計画の策定に対する法的根拠を新設した。

[表Ⅱ-12] 不正競争防止法の主な改正内容(公布 2020. 10. 20 実施 2021. 04. 21)

改正事項	主要内容
アイデア奪取行為に対する	懲罰的損害賠償制度(最大3倍まで賠償)の適用対象を
懲罰的損害賠償制度の導入	「営業秘密侵害行為」から「第2条第1号ヌ目の行為
(第14条の2第6項の改正)	(アイデア奪取行為)」に改正する。

^{49 2020}年12月22日、商標法、デザイン保護法とともに成立した不正競争防止法にも改定された損害賠償額算定方式が同じように反映される。

実態調査、基本計画、実施計画	特許庁長は不正競争防止及び営業秘密保護のために、
の策定に対する法的根拠の新設	関係中央行政機関長との協議を経て基本計画(5年)、
(第2条の2、第2条の3、	施行計画(毎年)を策定し、実態調査(毎年)を実施
第2条の4の新設)	しなければならないと規定
行政調査中の紛争調停申請時、 調査中止の根拠の新設 (第7条第3項、第4項など新設)	不正競争行為に対する行政調査中に同じ事案で発明進 行法上の産業財産権紛争調停委員会に紛争調停を申請 した場合は調査を中止することができ、紛争調停が成 立した場合は調査を完了することができるようにす る。
是正勧告不履行による	違反行為をした者が是正勧告を履行していない場合、
違反行為公表の根拠の新設	違反行為の内容及び是正勧告の事実などを公表するこ
(第8条及び第9条の改正)	とができると規定する。

2020年12月に改正された不正競争防止法にも特許法、商標法、デザイン保護法と同じように改善された損害賠償額算定方式が反映された。これにより、不正競争行為などの侵害行為がなければ受けることができた利益を損害賠償額に入れることができるようになった。

[表Ⅱ-13] 不正競争防止法の主な改正内容(公布 2020. 12. 22 実施 2021. 06. 23)

改正事項	主要内容
損害賠償額算定方式の改善 (不正競争防止法第 14 条の 2 の改正)	侵害行為がなければ、権利者(又は専用実施権者)が販売することができた数量にみならず、権利者(又は専用実施権者)の生産能力を超える数量に対しても補償を受けることができるように規定しており、超過する数量に合理的な実施料率を乗じた金額を補償額と算定するようにする。

4) 著作権法の改正

著作権紛争の迅速な解決のための職権調停の決定を導入し、著作権虚偽登録の職権抹消根拠新設などを主要内容とする改正著作権法が2020年8月から施行された。改正著作権法は、職権調停50の過程で韓国著作権委員会の調停部が提示した調停案をどちらかの当事者が合理的な理由なく拒否した場合及び紛争調停予定価額が1千万ウォン未満の場合に調

⁵⁰ 現行「著作権法」上の紛争調停制度の下では、当事者の一方が同意しなければ調停が成立せず、訴訟が唯一の紛争解決策であり、これにより、小さな著作権侵害に対しても刑事告訴と和解金の強制が乱発する弊害があった。この問題を防止し、調停制度の実効性を高めるために「職権調停制度」が導入される(出処:文体部プレスリリース、2020.01.09)

停部の職権で調停に代わる決定をすることができるようにした。ただし、当事者が2週間以内に異議申立をする場合、決定は効力を失う。また、これまで著作権登録の無方式主義により、正当な権限がないか、著作権を認められにくい対象でも、著作権が登録されて混乱を招くことがあったが、改正著作権法は保護されない著作物の場合や、権限のない者が著作権登録を申請する場合、登録を拒否することができるようにし、事後でも誤って登録されていることが確認された場合、職権で登録を抹消できるように規定することで、真の著作権者の権利を保護することができるようにした。他にも捜査目的の著作物の複製、教科用図書に掲載された著作物の利用、試験問題のための公衆送信などを著作財産権が制限される場合に追加し、公益的に必要な場合に自由に著作物を利用できるようにした。

[表Ⅱ-14] 著作権法の主な改正内容 (公布 2020.02.04 実施 2020.08.05)

改正事項	主要内容
著作権紛争の職権調停決定の導入 (第 117 条第 2 項の改正、 第 117 条第 3~5 項、 第 118 条の 2 新設など)	韓国著作権委員会の調停部が職権調停の決定をすることができるように規定 韓国著作権委員会の業務として著作権審議、著作権紛
著作権登録を委員会の業務に変更 (第 112 条第 1 項の改正)	争の斡旋及び調停のほか「著作権登録関連業務」を新たに追加する。
著作権登録手続きの改正、 職権抹消制度の導入 (第 55 条の改正、第 55 条の 3、 第 55 条の 4 の新設など)	著作権登録申請拒否の理由として「登録を申請する権限のない者が登録を申請した場合」、「登録を申請した対象が著作物ではない場合」などを追加著作権委員会の職権により、著作権登録に対する錯誤・漏れの通知及び職権更正、抹消登録などを行うことができるよう規定
著作財産権制限事由の追加 (第 23 条、第 25 条第 2 項、 第 32 条の改正など)	立法・行政目的の内部資料として必要な場合を追加 し、教科用図書を本来の目的として利用するために必 要な限度内で教科用図書に掲載した著作物を複製・配 布・公衆送信することができるように規定

3. 主要判例

- 1) 特許関連の主要判例
 - (1) 上告審進行中に訂正審決が確定した場合、再審事由に該当するかの判断 (大法院 2020.01.22 言渡 2016 フ(亨) 2522 判決)

①事件の概要

原告は2015年12月24日、被告を相手取って特許審判院に「ロール網戸のロック構造」という名前のこの事件の特許発明(特許番号省略)の進歩性が否定されると主張し、登録無効審判(2015 タン(号)5713)を請求した。特許審判院は2016年5月20日、この事件の特許発明は先行発明1、2又は先行発明1、3の結合によって簡単に発明することができないため、その進歩性が否定されないという理由で原告の審判請求を棄却する審決を下した。

原告は2016年6月22日、被告を相手取って特許法院にこの事件の審決の取り消しを求める訴訟を提起した。特許法院は2016年10月21日、この事件の特許発明は請求範囲第1項(以下、「この事件の第1項発明」とし、残り請求項も同じ方式と呼ぶ)、この事件の第3項、第4項の発明は先行発明1ないし3によって進歩性が否定されると見て、この事件の審決を取り消した。

被告は2016年11月4日、上記の判決に対して上告を提起し、2016年11月28日、この事件の第1項発明のロッキング部の形成位置を「スライドドアの中に」に限定する内容で特許審判院に訂正審判請求(2016ジョン(정)139号)をした。特許審判院は2017年2月8日、この事件の第1項発明を上記のような内容で訂正する審決を下し、訂正審決はその頃、被告に送達された。

②事件の争点

本事件で被告が原審判決の言渡後に訂正審判を請求し、上告審進行中に訂正審決が確定 した場合であるが、この場合、民事訴訟法第451条第1項第8号に規定する再審事由に該 当するかどうかが問題となった。

③裁判所の判断

これに対して裁判所は、再審は確定された終局判決に対して判決の効力を認めることができない重大な欠陥がある場合、例外に判決の確定に伴う法的安定性を後退させ、その欠陥を是正することにより、具体的定義を実現するために行われたものである(大法院1992.07.24 言渡91夕(中)45691判決などを参照)。行政訴訟法第8条の規定により、審決取消訴訟に準用される民事訴訟法第451条第1項第8号は「判決の基礎となった行政処分が他の行政処分によって変更されたとき」を再審理由として規定している。これは、判決の審理・判断の対象となる行政処分そのものがその後、他の行政処分によって確定的・遡及的に変更された場合を言うことではなく、確定判決に法律的に拘束力を与えるか、またはその確定判決で事実認定の資料となった行政処分が他の行政処分によって確定的・遡

及的に変更された場合を意味する。ここで「事実認定の資料となった」というのは、その 行政処分が確定判決の事実認定において証拠資料として採用され、その行政処分の変更が 確定判決の事実認定に影響を与える可能性がある場合をいう(大法院 1994. 11. 25 言渡 94 夕(中)33897 判決、大法院 2001. 12. 14 言渡 2000 夕(中)12679 判決などを参照)。これによ り、特許権者が訂正審判を請求し、特許無効審判に対する審決取消訴訟の事実審弁論終結 後に特許発明の明細書、又は図面(以下、「明細書など」)に対して訂正を行うという審 決(以下、「訂正審決」)が確定されたとしても訂正前の明細書などで判断した原審判決 に民事訴訟法第 451 条第 1 項第 8 号に規定する再審事由があると見ることはできないと判 断した。

一方、訂正審決の確定が民事訴訟法第 451 条第 1 項第 8 号に規定された再審事由に該当するという趣旨で判示した審決取消訴訟に関する大法院 2001. 10. 17 言渡 99 フ(후)598 判決、大法院 2008. 07. 24 言渡 2007 フ(후)852 判決、大法院 2010. 09. 09 言渡 2010 フ(후)36 判決、特許権侵害を原因とする民事訴訟に関する大法院 2004. 10. 28 言渡 2000 タ(다)69194 判決だけではなく、特許無効審判手続での訂正請求に対する審決の確定が民事訴訟法第 451 条第 1 項第 8 号に規定された再審事由に該当するという趣旨で判示した大法院 2006. 02. 24 言渡 2004 フ(후)3133 判決をはじめとする同様な趣旨の判決は、この判決の見解に背馳する範囲内で、これをすべて変更した。

(2) ファーストジェネリックの特許侵害と特許権者のオリジナル保険薬価の引き下げ及 び損害発生の間の相当な因果関係に対する判決 (大法院 2020.11.26 言渡 2016 タ(叶)260707 判決)

①事件の概要

イーライリリー・アンド・カンパニー・リミテッド(以下、「リリー・リミテッド」)と原告ともイーライリリー・アンド・カンパニー(以下、「リリー・カンパニー」)の子会社である。リリーリミテッドは一般名を「オランザピン」とする薬剤学的化合物であるこの事件の特許発明(特許番号省略、特許権の存続期間 2011.04.24)の特許権者である。原告は1997年7月31日、食品医薬品安全庁長(以下、「食薬庁長」)から「(成分名省略)」を成分とする医薬品である「(製品名1省略)10 mg」、「(製品名1省略)5 mg」(以下、合わせて「原告製品」)に関する輸入品目許可を受け、原告製品を国内に輸入・販売してきた。その後、原告製品は国民健康保険の療養給付対象に決定され、給付上限額が定められて「薬剤給付一覧及び給付上限金額表」(以下、「薬剤給付一覧表」)に告示された。

被告は食薬庁長に 2008 年 4 月 29 日に「(製品名 2 省略) 10 mg」について、2009 年 11 月 27 日に「(製品名 2 省略) 5 mg」(以下、合わせて「被告製品」)について製造販売品目申告をした。被告製品は原告製品と同一成分・同一剤型の薬剤である(以下、同一成分・同一剤型の薬剤を「ジェネリック医薬品」とする)。被告は製造販売品目申告後、健康保険審査評価院長に被告製品を国民健康保険の療養給付対象に決定の申請(以下、「この事件の療養給付対象決定申請」)した。当時、被告は被告製品をこの事件の特許発明の

特許権の存続期間の満了日後に販売する予定であった。保健福祉部長官は被告製品を療養給付対象に決定し、薬剤給付一覧表に登載・告示した。

特許法院は 2010 年 11 月 5 日、被告が提起した審決取消訴訟で、この事件の特許発明の進歩性が否定されるため、特許登録が無効になるべきという理由で被告の請求を受け、これとは異なってこの事件の特許発明に対する無効審判請求を棄却した特許審判院の審決を取り消す判決(以下、「進歩性否定判決」)を言い渡した。すると被告は 2010 年 11 月 10 日、健康保険審査評価院長に、被告が特許法院で進歩性否定の判決を受けて勝訴し、大法院でもその特許が無効と確定される可能性があるため、被告製品は「登録後直ちに、又は特許権に関する紛争過程中に販売できるものと明らかになったとき」に該当するという理由で、被告製品の販売予定時期を直ちに変更する申請(以下、「この事件の販売予定時期の変更申請」)をし、保健福祉部長官は 2010 年 11 月 29 日、保健福祉部告示第 2010-103 号で薬剤給付一覧表を改訂し、原告製品の上限額の引き下げの施行日を 2011 年 4 月 25 から 2011 年 1 月 1 日に変更し、その上限額を 2011 年 1 月 1 日以前までの最終上限額の 80%にすると告示(以下、「この事件の告示」)した。

リリーリミテッドは2010年11月24日、進歩性否定の判決に不服として上告した。大法院2012年8月23日、この事件の特許発明の進歩性が否定されないという理由で、これとは異なった判断を下した進歩性否定の判決を破棄差し戻す判決(大法院2010フ(후)3424)を言い渡した。差し戻した後、特許法院は2012年11月29日、この事件の特許発明に対する無効審判請求を棄却した特許審判院の審決が適法であるという判決を言い渡し、その判決が確定することにより、特許審判院の審決が確定された。

②事件の争点

本事件で争点は、被告の行為により原告に原告製品の上限額の引き下げという損害を与えたかどうかである。つまり、特許法院での特許無効訴訟をもとに被告製品の販売予定時期を直ちに変更することにより、変更された製品の上限額によって原告に損害を与えたかどうかが問題になる。

③裁判所の判断

原告が薬剤給付一覧表に登録された原告製品の上限額について持つ利益は、国民健康保険法などの根拠法令に基づいて保護される法律上の利益と見ることができるが、一方では、国民健康保険法令で定められた薬剤の上限金の調整事由がある場合、保健福祉部長官の適法な調停に応じて変動されることもある利益である。それから被告は本来、被告製品をこの事件の特許発明の特許権の存続期間の満了後、療養給付対象の薬剤として販売するために、この事件の療養給付対象決定の申請をして被告製品が薬剤給付一覧表に登録・告示され、これは、関連規定に基づくもので、被告のこの事件の療養給付対象決定申請が違法であるとすることはできない。

特許を無効にするという審決が確定しなければ、その特許権は最初からなかったものとならないため(特許法第133条第3項)、特許無効審決が確定するまでは、特許は無効ではない。しかし、被告は特許法院が進歩性否定の判決を言い渡したら、これを根拠に関連

規定で原告製品の特許権にもかかわらず、被告製品を薬剤給付一覧表の登載後、直ちに療養給付対象の薬剤として販売できる事由に例示した「特許紛争の勝訴の可能性など」を疎明し、この事件の販売例定時期の変更申請をしたもので、このような被告の行為を違法と評価することは難しい。

被告によるこの事件の販売予定時期の変更申請は、原告製品の上限額を引き下げてほしいという薬剤上限額の調整申請ではなく、ジェネリック医薬品である被告製品の上限額は関連規定に基づき、最初登録製品である原告製品の上限額の一定の割合により決まるため、被告が原告に原告製品の上限額の引き下げという損害を与える目的で、この事件の販売予定時期の変更申請をしたと見ることも難しい。さらに、原告製品の上限額の引き下げの施行時期をいつにするかは保健福祉部長官の裁量にかかっているという点は先述したとおりである。つまり、原告製品の上限額が2011年1月1日から引き下げられたのは、保健福祉部長官がこの事件の告示をしたためであり、被告が被告製品を製造・販売したためではないため、原告が主張する一連の被告製品の発売行為中、被告製品の製造・販売行為を原告製品の上限額の引き下げの原因と見ることはできない。

結局、被告がジェネリック医薬品の被告製品について、この事件の療養給付対象決定の申請とこの事件の販売予定時期の変更申請をした後、保健福祉部長官がこの事件の告示として原告製品の上限額の引き下げの施行時期を変更し、原告が原告製品の上限額の引き下げという不利益を被った側面はある。しかし、被告の申請行為を違法だと見ることは難しい点、保健福祉部長官のこの事件告示を違法な処分だと見る資料もない点、関連規定の趣旨が国民健康保険財政を健全化し、円滑な療養給付を継続的に確保することにあるという点と、国民健康保険制度の公益的性格などを考慮すると、上記のような原告の不利益はジェネリック医薬品の療養給付対象決定の申請があれば、保健福祉部長官が最初登録製品の上限額を引き下げることができ、最初登録製品の特許の無効化可能性が疎明されると、ジェネリック医薬品を薬剤給付一覧表に登録後、直ちに療養給付対象の薬剤として販売できるようにした関連制度を採用した結果によるものである。結局、原告が原告製品の上限額について持つ利益は、この制度内で保護されることができる分に過ぎず、その制度で定めた手続きによる結果が原告に不利に働いても、これを被告の責任に帰することではない。したがって、被告の行為が違法であるか、被告の行為と原告製品の上限額の引き下げの間に相当な因果関係があると見ることができない。

2) 商標関連の主要判例

(1) 先登録著名商標との出処混同に該当するかどうかの判断 (大法院 2020.04.29 言渡 2019 フ(후)12179 判決)

①事件の概要

原告は被告を相手取ってこの事件の登録商標には旧商標法第7条第1項第7号 51 、第10号 52 、第11号 53 、第12号 54 の無効事由があるため、その登録は無効となるべきだと主張したが、(2017タン(당)2329)、特許審判院はこの事件の登録商標には原告が主張する無効事由がないと判断して棄却する審決を下した。原告は審決の取消訴訟を提起したが(2019 π 3106)、特許法院もこの事件の登録商標には無効事由がないとし、棄却する判決を下した。これに対し、原告は大法院に上告した。

②事件の争点

かどうかが争点となった。

M.CM. からなる被告のこの事件の登録商標が MCM からなる原告の先登録 商標との関係で旧商標法第7条第1項第10号に該当するかどうかに関連し、先登録商標がこの事件の登録商標の出願日当時、需要者に顕著に認識されている著名商標に該当するのかどうか、各商標の呼称・認識及び指定商品などに照らしてこの事件の登録商標は需要者がその商標から著名な先登録商標を簡単に連想して出処に混同を生じさせる恐れがある

⁵¹ 第7条第1項第7号 先出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標としてその指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標7の2。先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標としてその指定商品と同一又は同一であると認識されている商品に使用する商標

⁵² 第10号 需要者の間で顕著に認識されている他の商品や営業と混同を生じさせたり、その識別力又は 名声に傷がつく恐れがある商標

⁵³ 第11号 商品の品質を誤認させるか、需要者を欺瞞する恐れがある商標

⁵⁴ 第 12 号 国内又は海外の需要者の間で特定人の商品を表示するものと認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として不当な利益を得ようする、又はその特定の人に損害を与えようとするなど、不正な目的をもって使用する商標 12 の 2。国内又は外国の需要者の間で特定地域の商品を表示するものと認識されている地理的表示と同一又は類似の商標として不当な利益を得ようとする、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を与えようとするなど、不正な目的をもって使用する商標

③裁判所の判断

先登録商標はこの事件の登録商標の出願日当時、需要者に顕著に認識されている著名商標である。

この事件の登録商標の上部の **M CM·C** は下段の **M I C M A C** L A B に 比べ、かなり大きく、太い文字となっているため、需要者に強い印象を与え、商標で高い 割合を占めており、強い識別力を持つ。需要者が重点的識別力を持つ部分を見て、特別な 困難さもなく「エムシーエムシー」と発音し、先登録商標は「エムシーエム」と発音されるため、これらはすべて最初の三音節が「エムシーエム」と同じであり、ただこの事件の 登録商標の場合、最後に「シー」という音節が追加されている程度の差しかない。

被告が営業活動をするなか、「ミックマックラボ」、「MICMACLAB」という商号を使用したという事情だけで、韓国の需要者の多くがこの事件の登録商標を「ミックマック」又は「ミックマックラボ」と広く呼称・認識すると見ることはできない。

したがって、この事件の登録商標は需要者が先登録商標を簡単に連想して出処に混同を 生じさせる恐れがあるため、旧商標法第7条第1項第10号に該当し、その登録が無効と なるべきである。

それにもかかわらず、原審は被告のこの事件の登録商標が原告の先登録商標と類似しておらず、需要者層が重なる程度が大きくないというなどの理由で、旧商標法第7条第1項第10号に該当しないと判断し、このような原審の判断には旧商標法第7条第1項第10号に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼした誤りがあるため、この点を指摘する上告の理由の主張には理由があり、原審判決を破棄し、原審法院に差し戻す。

(2) 国内の一部の地域に限られて使用された商標が「特定人の商標や商品と認識」する ことができるかどうかの判断 (大法院 2020, 09, 03 言渡 2019 フ(후)11688 判決)

①事件の概要

被告は原告を相手取って事件の登録サービス標には旧商標法第7条第1項第11、12号に該当するか、又は旧商標法第6条第1項第3、7号に該当し、また、原告のこの事件の登録サービス標権の行使が権利濫用に該当すため、その登録が無効となるべきだと主張し(2018 タン(号)459)、特許審判院はこの事件の登録サービス標には被告が主張する第7条第1項第11号に該当する無効事由があると判断し、認容する審決を下した。すると、原告は上記の審決の取消訴訟を提起したが(2018 ホ(奇)8395)、特許法院はこの事件の登録サービス標には被告が主張する登録無効果理由がないとし、審決を取り消す判決を言い渡した。これに対し、被告は大法院に上告した。

②事件の争点

旧商標法第7条第1項第11号に規定している需要者を欺瞞する恐れがある商標に該当するためには、先使用商標が必ずしも著名である必要があるわけではないが、少なくとも国内の一般取引で需要者や取引者にとってその商標や商品といえば、すぐに特定人の商標や商品だと認識される程度に知られているべきである。つまり、この事件で被告の先使用標章がこの事件の登録サービス標の登録決定日の頃、国内の一般取引において需要者や取引者にとっては、少なくとも特定人の商標として認識されることがあったのかどうかが争点であり、特に、国内の一部の地域に限られて使用される商標について「特定人の商標や商品だと認識」されたと判断することができるかどうかが重要な争点となった。

③裁判所の判断

登録無効審判請求の対象となった登録商標が、旧商標法第7条第1項第11号に規定している需要者を欺瞞する恐れがある商標に該当するためには、先使用商標やその使用商品が必ずしも著名である必要があるわけではないが、少なくとも国内の一般取引で需要者や取引者にその商標や商品といえば、すぐに特定人の商標や商品と認識される程度には知られている必要があり、その判断は登録商標の登録決定時を基準としなければならない。ここで「特定人の商標や商品と認識」されたとするためには、先使用商標が必ずしも国内全域で需要者や取引者に知られているべきではなく、特定人の商標などとして認識されたかどうかは、その商標の使用期間、方法、態様及び利用範囲などと取引の実情などに照らしてみると、社会通念上、客観的にかなりの程度で知られていることを基準として判断しなければならない。

先使用標章 **웨딩** 書、Wedding CooL がこの事件の

登録サービス標の 過号 との関係で旧商標法第7条第1項第11号に該当するかについて、1)被告は約6年6カ月間、大邱地域で計23回にわたり結婚、ウェディングファッション、結納などをテーマにした大規模な博覧会を主催した点、2)被告は2010年頃から2011年頃まで大邱MBC TVとラジオを通じて、上記の博覧会などを広報する内容の広告を流したこと、3)2006年から2011年まで大邱・慶北地域で結婚している人々の多くが被告と結婚相談をするか、又は結婚式の契約をするなどして被告のサービスを利用した点、4)大邱・慶北地域の同種業界の従事者の多くは、先使用標章がこの事件の登録サービス標の登録結果日の頃、大邱・慶北地域で被告側の出処表示としてかなりの程度で知られていたという趣旨で供述している点など、先使用標章の使用期間と方法及び態様、先使用標章に対する広告・広報の程度とマスコミでの報道内容、売上高の増減推移、同種業界の認識のような、いくつかの事情を見ると、先使用標章はこの事件の登録サービス標の登録決定日の頃、国内の一般取引において需要者や取引者にとっては、少なくとも特定人の商標として認識されることができる程度には知られていると見ることが妥当である。

それにもかかわらず、原審は先使用商標が国内全域で登録商標の指定商品の需要者や取引者に特定人の商標や商品として認識されるほど知られているものでなければならないし、先使用商標の使用が国内の一部地域に限られた場合でも、先使用商標が登録商標の指

定商品の国内需要者及び取引者の全体を基準に見たとき、特定人の商標や商品と認識されるほど知られているものと見ることができなければならないと前提した後、先使用標章はこの事件の登録サービス標の登録決定日の頃、その使用業種について国内需要者と取引者に特定人の営業の出処表示として認識されたと見ることはむずかしいという理由で、この事件の登録サービス標が先使用標章との関係で旧商標法第7条第1項第11号に該当しないと判断した。原審の判断には旧商標法第7条第1項第11号の「需要者を欺瞞する恐れがある商標」に関する法理を誤解して判決に影響を及ぼした誤りがあるため、この点を指摘する上告の理由の主張には理由があり、原審判決を破棄し、原審法院に差し戻す。

3) デザイン関連の主要判例

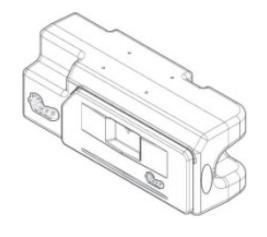
(1) 先行デザインと類似しているかどうかの判断基準の判決 (大法院 2020.09.03 言渡 2016 フ(후)1710 判決)

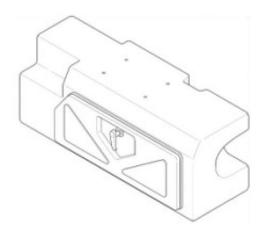
①事件の概要

原告は2013年6月25日、トラック用ロッカー(図**II**-4)に関するデザインについて、デザイン登録(以下、「先行デザイン」)を受けたデザイン権者である。被告は貨物車両用工具箱(図**II**-3)について2015年4月7日にデザインを出願し、同年7月27日に登録(以下、「問題となったデザイン」)を受けたデザイン権者である。原告は被告を対象に、被告の問題となったデザインはデザイン保護法第33条第1項新規性及び同条第2項上の進歩性が否定され、無効だと主張し、特許審判院に無効審判を請求した。

[図Ⅱ-3] 被告の問題となったデザイン

[図Ⅱ-4] 原告の先行デザイン





これに対し、特許審判院は問題となったデザインが原告の先行デザインと同一・類似していないばかりか、先行デザインから容易に創作することができるデザインだ判断することは難しいという理由で、原告の審判請求を棄却する審決を下した(特許審判院2016.03.04 2015 タン(당)5011 号)。原告は特許審判院の審決の取消を求める訴訟を特許法院に提起し、特許法院は被告の問題となったデザインと原告の先行技術はその支配的な

特徴が同一・類似しており、全体的に見る人にとって同様の審美感を感じさせる類似のデザインで、問題となったデザインは無効だと判断し、特許審判院の審決を取消した(特許法院 2016.07.15 言渡 2016 π (ਰ)2010 判決)。これを不服として被告は大法院に上訴した。

②事件の争点

本事件の争点は、被告の問題となったデザインが原告の先行技術と同一・類似している ため、その登録を無効にしなければならないかどうかである。

③裁判所の判断

結論から言うと、大法院は特許法院の判断に誤りがないという理由で、被告の上告を棄却した。

ひとまず、大法院は両デザインに共通している部分に言及した後、その共通部分は貨物 自車両用工具箱の機能を確保するうえで不可欠な形状と判断することは難しく、貨物車両 用工具箱の取引時、需要者は上記のような共通部分の特徴を含む物品全体の外観による審 美感を考慮して物品を取引すると判断した。したがって、単純に両デザインに共通してい る形状が機能に関連する部分であるか、取り付けた後に見えない部分であるという理由だ けで、デザインの類似の判断の際、その重要度を低く評価することができず、それも含め て全体として観察して感じられる審美感に基づき、デザインの類否について判断しなけれ ばならないとした。

同時に、大法院は、両デザインに共通している部分は従来の貨物車両用工具箱のデザインからはよく見ることができない、斬新な形状であるとともに、物品の全体の外観に占める割合が大きく、デザインの構造的な特徴をよく示す、需要者の注意を引きやすい部分に該当するうえ、両デザインはボディ部と開き戸の部分にエンボス加工又はデボス加工に形成された柄の位置や形状など、いくつかの相違点があるものの、このような違いが両デザインの支配的特徴の類似性を相殺して互いに異なる審美感を持つようにするほどだとはみなすことは難しいと判断した。このように大法院は、問題となったデザインと先行技術は全体的に見ると、審美感が類似しているうえ、類似しているデザインに該当するため、問題となったデザイン登録は無効となるべきだと結論付けた。

(2) 先行デザインと類似しているかどうかの判断基準の判決 (特許法院 2020.11.13 言渡 2019 ホ(허)8613 判決)

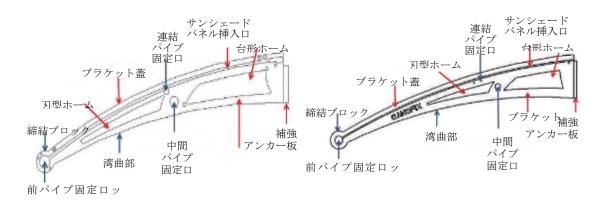
①事件の概要

原告はサンシェードフレーム(図II-6)について 2009 年 4 月 29 日、デザインを出願して 2010 年 8 月 2 日に登録(以下、「問題となったデザイン」)を受けたデザイン権者で、その先行デザインのサンシェードフレーム(図II-5)のデザイン権者(以下、「先行デザイン」)でもある。被告は原告を対象に、原告の問題となったデザインはデザイン保

護法第33条第1項新規性が否定され、無効だと主張し、特許審判院に無効審判を請求した。その主張が受け入れられ、特許審判院は問題となったデザインの登録を無効とする審決を下した(特許審判院2019.11.07 2018 タン(マ)3217号)。これを不服として、原告は特許審判院の審決の取消を求める訴訟を特許法院に提起した。

[図Ⅱ-5] 原告の問題となったデザイン

[図Ⅱ-6] 原告の先行デザイン



②事件の争点

本事件の争点は、原告の問題となったデザインが原告の他の先行技術と同一・類似しているため、その登録を無効にしなければならないかどうかである。

③裁判所の判断

結論から言うと、特許法院は特許審判院の審決を取り消すと判示した。特許法院は両デザインの共通点と相違点を検討する前に、両デザインの支配的な特徴を分析した。ひとまず、特許法院は、人の視覚で観察される審美感と遮陽の全体的形状・機能を重視する「サンシェードフレーム」の一般需要者は問題となったデザイン中、ブラケットの全体的形状と模様に注意を払うものとみなし、問題となったデザイン中、見る人の注意を最も引きやすい要部、つまり、支配的特徴は翼の半分の形で形成されたブラケットの全体的形状と上部の曲率」だと判断した。

このような支配的特徴に照らしてみると、両デザインの相違点は微細な違いに過ぎないか、全体的な審美感に特別な影響を与えないとみなし、問題となったデザインは全体的に先行デザインと異なる美感的価値が認められない、先行デザインと類似のデザインに該当すると言及した。一方、両デザインの共通点、特に、要部に該当する部分はその物品の機能を確保できる選択可能な代替形状が存在するため、物品の機能を確保するうえで不可欠な形状ではないため、基本的、機能的形態とみなすことができず、両デザインの類否判断において、そのような共通点は重要だと判断した。つまり、問題となったデザインと先行技術は類似しているデザインに該当するため、問題となった特許は無効とすべきだと結論付けた。

4) 不正競争関連の主要判例

(1) 正当な対価を支払わず、他人のアイデア情報を使用した行為が不正競争行為に該当するかどうかの判断

(大法院 2020.07.23 言渡 2020 タ(다)220607 判決)

①事件の概要

被告(株式会社ジェネシスビービーキュー)は原告(エスエム・コンテンツ・アンド・コミュニケーションズ株式会社の訴訟受継者である株式会社エスエム・カルチャー・アンド・コンテンツ)とこの事件の契約により、原告から被告が新製品の名称、広告に使用するこの事件の広告用役の結果物(ネーミング、コンテなど)の提供を受けた。これにより、被告は原告にこの事件の広告用役結果物の製作費全額を支払わなければならないにもかかわらず、被告は原告にその製作費を支払わないまま、他の広告代理会社 A を介して原告が提供したコンテなどをもとに広告を制作し、原告が提供したネーミングにより作られた製品名称で被告の新製品を発売した。

これに対し、原告が被告と A を相手取って彼らの行為が著作権侵害、不正競争行為などに該当すると主張し、この事件の広告の使用禁止及び廃棄、この事件のネーミングの使用禁止及び廃棄、損害賠償を求めた事案である。

②事件の争点

不正競争防止法第2条第1号(ヌ)目で定めた不正競争行為に該当するかを判断する基準が問題となり、アイデア情報提供が上記の(ヌ)目の施行日の前に行われたが、上記の

- (ヌ) 目の不正競争行為に該当する行為がその施行日以降に継続している場合、上記の
- (ヌ)目が適用されるかが問題となった。

また、不正競争防止法第2条第1号(ル)目で定めた不正競争行為に該当するかを判断する基準が主な争点となった。

③裁判所の判断

ひとまず、不正競争防止法第2条第1号(ヌ)目に関連し、(ヌ)目の本文は「事業提案、入札、公募など取引交渉又は取引過程で経済的価値を持つ他人の技術的又は営業上のアイデアが含まれている情報をその提供目的に違反し、自分又は第三者の営業上の利益のために不正に使用するか、または他人に提供して使用させる行為」を不正競争行為と規定している。上記の(ヌ)目は取引交渉又は取引過程で提供された経済的価値を持つアイディオを正当な補償なしに使用する行為を規制するために2018.04.17法律第15580号に改正された不正競争防止法(2018.07.18 実施)で新設された規定である。

ここで、「経済的価値を持つ技術的や営業上のアイデアが含まれている情報(以下、「アイデア情報」)に該当するかどうかは、アイデア情報の保有者が情報を用いて競争相手に対して競争の利益を得ることができるか、または情報の取得や開発のために相当な費用や労力が必要な場合なのかなどにより、具体的・個別的に判断しなければならない。た

だし、アイデアを提供された者がアイデアを提供された当時、すでに知っていたか、または同種業界で広く知られているアイデアは上記の(ヌ)目の保護対象外となる。「取引交渉や取引過程で提供されたアイデア情報をその提供目的に違反して不正に使用するなどの行為」に該当するためには、取引交渉や取引過程の具体的な内用と性格、アイデア情報の提供が行われた動機と経緯、アイデア情報の提供で達成しようとする目的、アイデア情報提供に対する正当な対価の支払いの有無などを総合的に考慮し、アイデア情報の使用などの行為がアイデア情報提供者との取引交渉又は取引過程で発生した信頼関係など反すると評価されなければならない。

アイデア情報提供が上記の(ヌ)目の施行日の前に行われたとしても上記の(ヌ)目の 不正競争行為に該当する行為がその施行日以後に継続していれば、上記の(ヌ)目が適用 されることができる。

不正競争防止法第2条第1号(ル)目に関連し、第2条第1号(ル)目は保護対象の「成果など」のタイプに制限を置いていないため、有形物のみならず、無形物もこれに含まれ、従来の知的財産権法に基づいては保護を受けにくかった新たな形の結果物も含まれることができる。「成果など」を判断する際には上記のような結果物が持った名声や経済的価値、結果物に化体された顧客吸引力、該当事業分野で結果物が占める割合と競争力などを総合的に考慮しなければならない。これらの成果などが「かなりの投資や努力で作られた」かは、権利者が投入した投資や努力の内容と程度を、その成果などが属する産業分野の慣行や実態に照らして具体的・個別的に判断するものの、成果などを無断で使用することにより侵害された経済的利益が、誰でも自由に利用することができる、いわゆる公共領域(public domain)に属していないと評価されなければならない。また、上記の

(ル)目で定める「公正な商取引慣行や競争の秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用」した場合に該当するためには、権利者と侵害者が競争関係にあるか、または近い将来に競争関係に置かれる可能性があるか、権利者が主張する成果などが含まれている産業分野の商取引慣行や競争秩序の内容と、その内容が公正であるか、上記のような成果などが侵害者の商品やサービスによって市場で代替されることができるか、需要者や取引者に成果などがどれほど知られているか、需要者や取引者を混乱する可能性があるかなどを総合的に考慮しなければならないと裁判所は明記した。

(2) 実際のゴルフコースを 3D 映像で製作し、スクリーンゴルフ (室内ゴルフ) に無断で 使用した場合、不正競争行為に該当するかどうかの判断 (大法院 2020.03.26 言渡 2016 タ(다)276467 判決)

①事件の概要

原告ら(株式会社シンテジン、慶山開発株式会社、株式会社トンカンホールディングス ほか 1 人)は、この事件のゴルフ場を所有・運営しており、被告(株式会社ゴルフゾーンニューディンホールディングス)はスクリーンゴルフ(室内ゴルフ)のシミュレーターに 使用されるソフトウェアとハードウェアを開発して販売するだけでなく、国内外の多くのゴルフ場の実際の様子を撮影し、その写真などをもとに、実際のゴルフ場の様子をほぼそ

のまま再現したスクリーンゴルフシミュレーションシステム用 3D ゴルフコース映像を制作してスクリーンゴルフ場の運営会社に提供する事業を営んできた。

被告が原告が所有するゴルフ場を無断で撮影した後、その写真などをもとに 3D コンピュータグラフィックスなどを用いて、上記ゴルフ場のゴルフコースをほぼそのまま再現した立体的イメージのゴルフコース映像を制作した後、それをスクリーンゴルフ場の運営会社に提供したが、原告が被告の上記の行為が旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号(ヌ)目で定めた不正競争行為などに該当するとし、損害賠償を求めた事案である。

②事件の争点

旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第1号(ヌ)目で定めた不正競争 行為に該当するかを判断する基準が主な争点となった。

③裁判所の判断

大法院、「競争相手がかなりの努力と投資によって構築した成果物を商道徳や公正な競争秩序に反し、自分の営業のために無断で利用することで、競争相手の努力と投資に便乗して不当に利益を得て競争相手の法律上、保護する価値がある利益を侵害する行為は不正な競争行為として民法上の不法行為に該当する」と判断したことがある。

その後、2013.07.30 法律第 11963 号に改正された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 2 条第 1 号(ヌ)目は、上記の大法院決定の趣旨を反映し、「その他、他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」を不正競争行為の一つに追加し、2018.04.17 法律第 15580 号に改正された不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律で、上記の(ヌ)目は(ル)目変更された。上記の(ル)目は旧不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(2013.07.30 法律第 11963 号に改正される前のもの)の適用範囲に含まれていなかった、新しいタイプの不正競争行為に関する規定を新設したものである。これは、新たに登場する経済的価値を持つ無形の成果を保護し、立法者が不正競争行為のすべての行為を規定していない点を補完し、裁判所が新たなタイプの不正競争行為をより明確に判断できるようにすることで、変化する取引観念をタイムリーに反映し、不正競争行為を規律するのための補足的一般条項の性格を持つ。

上記のような法律の規定と立法経緯などを総合すれば、(ル)目はその保護対象の「成果など」のタイプに制限を設けていないため、有形物だけでなく、無形物もこれに含まれ、従来の知的財産権法に基づいて保護を受けにくかった新しい形の結果物も含まれることができる。「成果など」を判断する際には、上記のような結果物が持った名声や経済的価値、結果物に化体された顧客吸引力、該当事業分野で結果物が占める割合と競争力などを総合的に考慮しなければならないし、このような成果などが「かなりの投資や努力で作られた」かは、権利者が投入した投資や努力の内容と程度を、その成果などが属する産業分野の慣行や実態に照らして具体的・個別的に判断するものの、成果などを無断で使用することで侵害された経済的利益が、誰でも自由に利用することができる、いわゆる公共工

リア(public domain)に属していないと評価できなければならない。また、(ル)目が定める「公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用」した場合に該当するためには、権利者と侵害者が競争関係にあるか、または近い将来に競争関係に置かれる可能性があるか、権利者が主張する成果などが含まれている産業分野の商取引慣行や競争秩序の内容とその内容が公正であるか、上記のような成果などが侵害者の商品やサービスによって、市場で代替されることができるか、需要者や取引者に成果などがどれほど知られているが、需要者や取引者が混同する可能性があるかなどを総合的に考慮しなければならない。

ゴルフ場の総合的な「イメージ」は、ゴルフコースの設計とは別にゴルフ場を造成・運営する会社などの相当な投資や努力で作られた成果に該当し、甲の会社の行為は乙の会社などの成果などを、公正な商取引慣行や競争の秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することにより、会社などの経済的利益を侵害する行為に該当する。

4) 著作権関連の主要判例

(1) 建築著作物の侵害かどうかの判断 (大法院 2020.04.29 言渡 2019 ド(도)9601 判決)

①事件の概要

慶南泗川海岸観光路に建てた「コーヒー・レ (Coffee Leh)」に関連し、2013年8月初め頃、建築主の甲は建築士の被告人に設計を依頼し、2014年8月に完成した。これに対し、江陵の有名なコーヒー専門店の乙 (「テラローザ」)は自分の建築著作物の侵害を主張した。乙は、江陵本店の建物は建築の専門書籍に掲載されるなど、建築業界に広く知られているため、建築士の被告人が知らないはずがないと主張し、被告人は周辺でもよく見られる形で「コーヒー・レ」の建物を設計しただけだと主張した55。

[写真Ⅱ-1] 「コーヒーレ」と「テラ・ローザ」の建築物外形

慶南泗川の「コーヒー・レ」

江陵の「テラローザ」





⁵⁵ 朝鮮日報、「これまで『偽物の建物』で営業してきましたね」商売をやめるべきか」、2020.06.15

出処:朝鮮日報報道記事(2020.06.15)

結局、被告人はテラローザの建築デザインを模倣して建築した疑いで起訴され、1 審と 控訴審で有罪が認められて上告した。当時のカフェの設計と施工を任せた建築主の甲も同 じ容疑で起訴されたが、被告人と共謀したという証拠がないという理由で、1 審で無罪が 言い渡された⁵⁶。

②事件の争点

建築士の被告人が甲から建築を依頼され、乙が設計・施工したカフェ建築物のデザインを模倣して甲のカフェ建築物を設計・施工することにより、乙の著作権を侵害したという内容で起訴された事案で、乙のカフェ建築物が建築著作物として成立するかどうかと、これを模倣した場合、建築著作物の侵害となるかどうかが問題になった。

③裁判所の判断

著作権法は、第4条第1項第5号で「建築物・建築のための模型及び設計図書、その他の建築物」を著作物として例示している。ところが、建築物のような建築著作物は、いわゆる機能的著作物であり、建築分野の一般的な表現方法、その用途や機能自体、著作物利用者の利便性などに応じて、その表現が制限される場合が多い。したがって、建築物がそのような一般的な表現方法などに応じて機能や実用的な思想を示しているだけなら、その創作性を認めることは難しいが、思想や感情に対する創作者自身の独自の表現を含んでおり、創作者の創造的個性が現れている場合なら創作性を認めることができるため、著作物として保護を受けることができる。

上記の法理と適法に採用された証拠に照らしてみると、被害者控訴外人が設計して江陵市(住所1省略)に施工したカフェ「○○○」の建築物(以下、「被害者の建築物」)は外壁と屋根スラブがつっくき、1階、2階の間のスラブに至るまで一つの線になっている形状、スラブの突出程度と仕上げ角度、両側外壁の傾斜形と程度など、さまざまな特徴が一緒に合わせられ、創作者自身の独自の表現を含んでいる。このように、被害者の建築物は一般的な表現方法による機能又は実用的な思想だけでなく、創作者の創造的個性を表しているため、著作権法で保護される著作物に該当するとみなすべきである。

同様の趣旨で、被害者の建築物の創作性が認められると判断した原審判断に建築著作物の創作性に関する法理を誤解したが誤りはない。

著作権侵害が認められるためには、侵害者の著作物が著作権者の著作物に依拠してそれを利用し、侵害者の著作物と著作権者の著作物の間に実質的な類似性が認められなければならない⁵⁷。著作権の保護対象は人間の思想や感情を言葉、文字、音、色などで具体的に外部に表現した創作的な表現形式であるため、著作権を侵害しているかどうか区別するた

⁵⁶ リーガル・タイムズ、「有名な建築物を無断で模倣すると、著作権侵害」、2020.05.12

⁵⁷ 大法院2007.12.13言渡2005タ(다)35707判決、大法院2018.05.15 言渡2016タ(다)227625判決などを参照

めに二つの著作物の間に実質的な類似性があるかを判断する際には創作的な表現形式に該当するものだけを持って比較しなければならない⁵⁸。

原審は、被告人が2013年8月初旬から設計して泗川市(住所2省略)に施工したカフェ「△△△」の建築物と被害者の建築物との間に実質的な類似性が認められるとした第1審の判断を維持した。原審判決理由を関連法理と適法に採用された証拠に照らしてみると、原審の判断に論理と経験の法則に反し、自由心証主義の限界外、又は建築著作物の実質的類似性に関する法理を誤解した誤りがないと判断した。

(2) 回復著作物に関する小説「待望」事件 (大法院 2020. 12. 10 言渡 2020 ド(도)6425 判決)

①事件の概要

A 社の創設者コ氏は日本の作家山岡荘八が 1967 年に執筆を終えた後、現地出版社の「講談社」で出版した小説「徳川家康」の前の部分を翻訳し、1975 年 4 月から「全訳版 待望 1 冊」というタイトルで販売してきた。

A 社で翻訳・販売した「待望1冊」は回復著作物を翻訳した「二次的著作物」であるため、1975 年当時、販売が可能であった。以前、外国著作物の二次的著作物である場合、原著作権者の許可を受けなくても出版が可能であったが、1996 年からは許可が必要だと著作権法が改正された。ただし、以前に出版され出版物については販売を許可した。ところが、他の出版社である B 社が原著作物の著作権を取得した 1999 年以後の 2005 年、A 社が「待望1冊」の修正・増減版を出し、2016 年 3 月、1 冊の第 2 版 18 刷まで発行して回復著作物を無断複製・配布し、問題となった。検察は原著作者の著作権侵害に該当するとし、A さんと出版社を起訴した。

1審は「発行期間が非常に長く、発行部数も多いことに照らし、著作権契約を正式に締結した出版社の被害が甚大である」と有罪を認め、コ氏に懲役8カ月に執行猶予1年を、出版社には罰金1,000万ウォンを言い渡した。2審も2005年版「待望」1冊を発行した行為に対し、回復著作物に関する著作権侵害が例外的に認められる「二次的著作物」の利用行為」に該当しないと判断して有罪を認めた。

②事件の争点

本事件は、1995 年 12.06 法律第 5015 号に改正された著作権法附則第 4 条第 3 項の規定 の趣旨及び上記の規定で許認める回復著作物を原著作物とする二次的著作物の利用行為の 範囲が争点となった。

⁵⁸ 大法院2013.08.22言渡2011ド(도)3599判決などを参照

③裁判所の判断

1995.12.06 法律第5015 号に改正された著作権法(以下、「1995 年改正著作権法」)は、国際的な基準により、外国人の著作権を遡及的に保護しつつ、附則第4条で上記の法律施行前の適法な利用行為により製作された複製物や二次的著作物などを法施行後も一定の期間、利用できるようにすることで、1995 年の改正著作権法に基づき、遡及的に著作権法の保護を受けられるようになった外国人の著作物(以下、「回復著作物」)を1995 年の改正著作権法の施行前に適法に利用してきた者の信頼を保護する一方、これまでの労力と費用を回収できる機会も付与した。特に、二次的著作物の作成者は単純な複製とは異なり、かなりの投資をしている場合が多いため、附則第4条第3項により、回復著作物の二次的著作物の作成者の利用行為を期間の制限なし許容しつつ、著作権の排他的許諾権の性格を補償請求権に緩和することにより、回復著作物の原著作者と二次的著作物の作成者との間の利害関係を合理的に調停したいた。

1995年の改正著作権法附則第4条第3項は、回復著作物を原著作物とする二次的著作物として1995年1月1日の前に作成されたもの利用し続ける行為に対する規定で、新たな著作物を創作することを可能にする規定にみなすことはむずかしく、上記の附則第4条第3項が許可する二次的著作物の利用行為を過度に広く認めることになると、回復著作物の著作者の保護が形骸化するか、または回復著作物の著作者の二次的著作物の作成権を侵害する恐れがある。したがって回復著作物を原著作物とする二次的著作物とそれを用いた著作物が実質的に類似しても、上記の二次的著作物を修正・変更するなかで付加した新たな創作性が量的・質的に相当あり、社会通念上、新しい著作物とみなす程度に達したならば、上記の附則第4条第3項に規定する二次的著作物の利用行為には含まれないと判断した。

第3節 知的財産関連の主要統計・指標

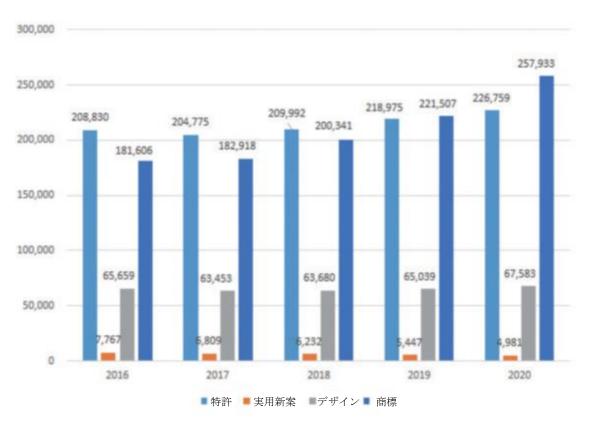
1. 産業財産権分野

1) 出願状況

(1) 国内の出願状況

2020年の韓国国内における産業財産権の出願件数は、過去最高を記録した。産業財産権全体の出願件数は計55万7,256件と2019年比で約9.1%増加した。権利別に見ると、特許出願は22万6,759件で前年比3.6%増加しており、実用新案登録出願は4,981件と前年比で唯一減少の-8.6%という増減率を記録した。デザイン登録の出願は6万7,583件(3.9%)で商標登録の出願は25万7,933件(16.4%)を記録した。

[図Ⅱ-7] 産業財産権の出願状況



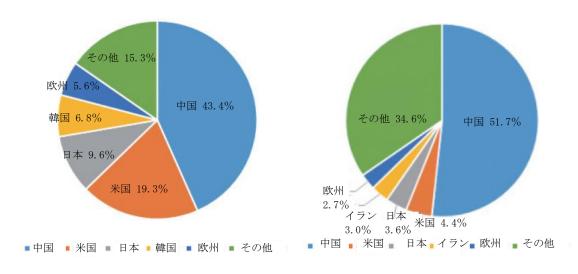
注 1) PCT 出願(特・実)、国際デザイン出願、マドリッド出願(商標)を含む。 出処:特許庁 IPSS 知的財産統計サービス「知的財産統計月報」(2020年12月号)

(2) 主要国の出願状況

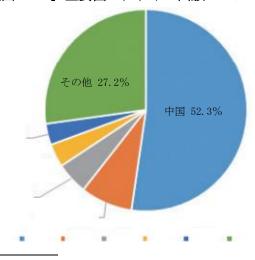
世界知的所有権機関(WIPO)によると、2019 年の全世界における特許出願件数は約320万件と前年比で3.0%減少した。これは2009 年の金融危機以来初めての減少である。一方、実用新案は前年比9.1%増の230万件を記録し、商標とデザインの出願もそれぞれ5.9%(約1,520万件)、1.3%(約140万件)増加した 59 。

全世界の特許出願件数の84.7%がIP5の国々であることも分かった。そのうち中国の割合が43.4%と最大で、続いて米国(19.3%)、日本(9.6%)、韓国(6.8%)、欧州(EP0、5.6%)の順であった。商標も中国が51.7%と出願件数最多を記録した。2位から5位までは僅差で、米国(4.4%)、日本(3.6%)、イラン(3.0%)、欧州(EUIPO、2.7%)であった。一方、デザイン出願は中国(52.3%)、欧州(EUIPO、8.3%)、韓国(5.1%)、米国(3.7%)、トルコ(3.4%)の順となった。

[図Ⅱ-8] 主要国の特許出願シェア (2019) [図Ⅱ-9] 主要国の商標出願シェア (2019)



[図Ⅱ-10] 主要国のデザイン出願シェア (2019)



⁵⁹ WIPO「WIPO IP Facts and Figures 2020」2020、7頁

中国 欧州 韓国 米国 トルコ その他

注1) 欧州の特許はEPO に提出された出願件数、商標・デザインはEUIPO に受理された出願件数が基準

出処: WIPO IP Facts and Figures 2020

トルコ 3.4%

[表Ⅱ-15] 主要国の産業財産権の出願状況(2019年時点)

	韓国 特許	商標	デザイン
中国	1,400,661件(公9.2%)3%	7,833,081 件 (6.4%)	711,617 件 (0.4%)
米国	621,453 件 (4.1%)	672,681 件 (5.1%)	49,848 件 (5.7%)
日本	307,969 件 (△1.8%)	546, 244 件 (6. 7%)	32,176 件 (1.9%)
韓国	218,975 件 (4.3%)	284,072 件 (7.6%)	69,360 件 (1.5%)
欧州	181,479 件 (4.1%)	407,712 件 (3.8%)	113,319 件 (4.4%)

注1) 括弧の中は前年比増減率

出処: WIPO statistics database (2020.09)

(3) 韓国企業の海外の国別出願状況

2019 年に韓国が特許を最も多く出願した国は米国で、続いて中国、欧州、日本、インドの順であった。前年度との比較において特許出願件数の上位 10 カ国は、ほぼ変動がなかった。1 位から 9 位までの順位は同じで、10 位は 2018 年のロシアから 2019 年にはシンガポールに変化した。1 位から 10 位の国のうち、シンガポール(25.4%)、オーストラリア(25.9%)、中国(15.5%)への特許出願が比較的大きく増加した。この他にも米国(7.3%)、欧州(14.5%)、日本(11.1%)、インド(15.2%)、ベトナム(5.0%)への特許出願は、前年比で増加した一方、ドイツ(-3.9%)、インドネシア(-14.0%)への出願は減少した。

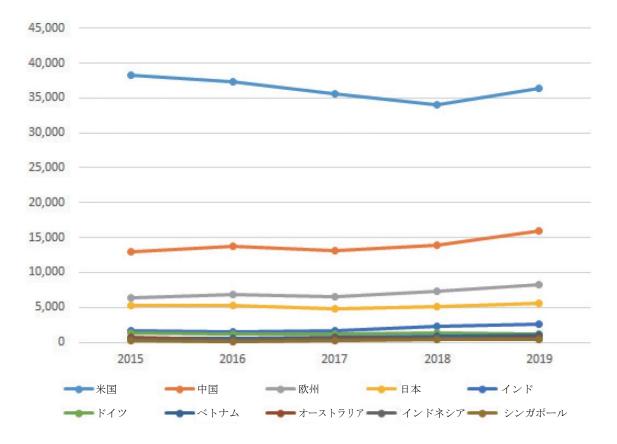
[表Ⅱ-16] 韓国企業(韓国人)の海外における特許出願の国別件数(上位10カ国)

(単位:件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019
米国	38, 205	37, 341	35, 565	33, 961	36, 424
中国	12, 907	13, 764	13, 180	13, 875	16, 019
欧州 (EPO)	6, 410	6, 824	6, 455	7, 280	8, 332
日本	5, 222	5, 216	4, 735	5, 070	5, 634
インド	1, 664	1, 533	1, 670	2, 321	2, 673
ドイツ	1, 423	1, 204	1, 171	1, 313	1, 262
ベトナム	527	576	697	922	968
オーストラリア	657	468	490	582	733
インドネシア	432	367	386	579	498
シンガポール	187	162	205	354	444

出処: WIPO statistics database (2021.01)

[図Ⅱ-11] 韓国企業(韓国人)の海外における特許出願の国別件数(上位 10 カ国)



出処: WIPO statistics database (2021.01)

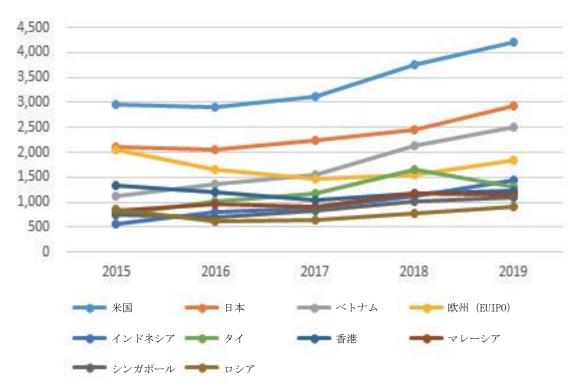
商標の出願件数を見ると、2019年には米国、日本、ベトナム、欧州、インドネシアにおいて過去最多の商標を出願したことが分かった。そのうちインドネシアは前年比28.6%増と上位10カ国の中で最大の増加率を記録し、日本(18.7%)、ベトナム(18.0%)、欧州(17.6%)も前年比で増加を記録した。一方、タイの出願は前年比で19.7%減少し、マレーシアの出願件数も小幅に減少した。

[表Ⅱ-17] 韓国企業(韓国人)の海外における商標出願の国別件数(上位10カ国)

(単位:件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019
米国	2, 965	2, 918	3, 119	3, 768	4, 216
日本	2, 109	2, 064	2, 231	2, 466	2, 926
ベトナム	1, 125	1, 349	1, 555	2, 129	2, 513
欧州 (EUIPO)	2, 040	1, 641	1, 457	1, 557	1,831
インドネシア	555	788	885	1, 110	1, 428
タイ	761	1, 007	1, 187	1, 641	1, 318
香港	1, 343	1, 205	1,050	1, 163	1, 231
マレーシア	835	957	896	1, 177	1, 156
シンガポール	741	697	841	1, 015	1, 094
ロシア	854	605	651	787	895

出処: WIPO statistics database (2021.01)



[図Ⅱ-12] 韓国企業(韓国人)の海外における商標出願の国別件数(上位 10 カ国)

出処: WIPO statistics database (2021.01)

一方、デザインは中国に最も多くの出願をしたことが分かった。続いて米国、欧州、日本、インドの順であった。2019 年度の上位 10 カ国のデザイン出願は前年比で軒並み増加したが、そのうちインド(126.5%)、ベトナム(111.5%)、カナダ(110.0%)、オーストラリア(84.1%)の出願が大きく増加したことが分かった。

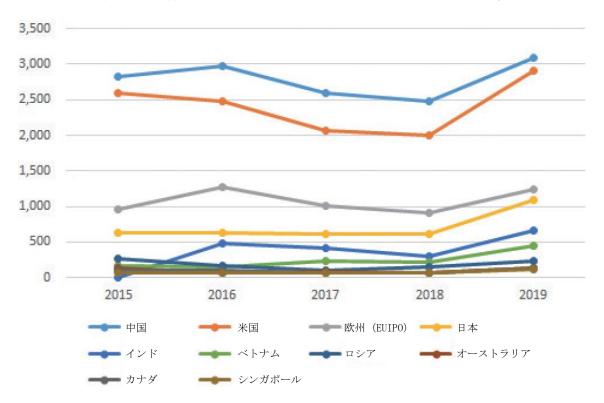
[表Ⅱ-18] 韓国企業(韓国人)の海外におけるデザイン出願の国別件数(上位 10 カ国)

(単位:件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019
中国	2, 818	2, 982	2, 592	2, 481	3, 089
米国	2, 592	2, 476	2, 065	1, 997	2, 909
欧州 (EUIPO)	961	1, 271	1, 016	907	1, 241
日本	630	621	620	617	1, 094
インド	8	482	408	291	659
ベトナム	168	158	235	208	440
ロシア	260	163	103	150	226
オーストラリア	138	64	80	69	127
カナダ	93	98	69	60	126
シンガポール	71	73	73	70	118

出処: WIPO statistics database (2021.01)

[図Ⅱ-13] 韓国企業(韓国人)の海外におけるデザイン出願の国別件数(上位 10 カ国)

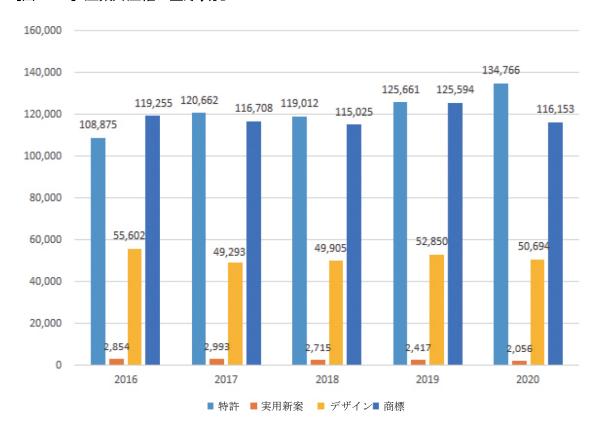


出処:WIPO statistics database (2021.01)

2) 登録状況

2020年の韓国における産業財産権登録件数は30万3,669件で、前年比0.9%減少した。特許を除くと、実用新案、デザイン、商標はすべて前年比で減少したが、そのうち実用新案が-14.9%と最も大きく減少した。特許登録件数は13万4,766件と、前年比で7.2%増加した。

「図Ⅱ-14〕産業財産権の登録状況



注 1) PCT 出願(特・実)、国際デザイン出願、マドリッド出願(商標)を含む。 出処:特許庁 IPSS 知的財産統計サービス「知的財産統計月報」(2020年12月号)

産業財産権別の登録決定率を見ると、2019年の特許登録決定率は68.8%と前年比3.8 ポイント増加した。実用新案、商標、デザインの登録決定率もすべて前年比で小幅に増加 した。

[表Ⅱ-19] 産業財産権登録決定率の推移

区分	2015	2016	2017	2018	2019
特許	63. 0	60. 0	63. 1	65. 0	68. 8
実用新案	45. 2	40. 3	44. 1	43.8	44. 3
商標	79. 9	80.6%	80.8	81. 7	82. 0
デザイン	85. 4	86. 9	87.7	87. 2	88. 0

(単位:%)

(単位:月)

注1)登録決定率 = 登録決定 ÷ (登録決定 + 拒絶決定 + FA以降取り下げ・放棄) 出処:特許庁「2019 知的財産統計年報」

3) 審査処理の状況

2019年の特許及び実用新案の審査処理期間は10.8カ月と、2018年の10.3カ月に比べて小幅に増加した。デザインの審査処理期間は5.4カ月と、2015年以降毎年増加傾向にある。商標の審査処理期間も6.8カ月と前年比で1.3カ月増加した。

[表Ⅱ-20] 産業財産権審査処理期間の推移

区分 2015 2016 2017 2018 2019 特許・実用新案 10.0 10.6 10.4 10.3 10.8 デザイン 4.7 4.9 4.9 5.4 4.4 商標 4.7 4.8 5.0 5. 5 6.8

注1) 1次審査処理期間が対象

出処:特許庁「2019 知的財産統計年報」

4) 審判の状況

2019年度の産業財産権の合計審判請求件数は9,008件と、前年比で約千件減少した。権利別の審判請求件数は前年比で軒並み減少したが、そのうち特許が3,947件と、前年比で最も大きく減少した。

2019年の産業財産権審判処理期間も前年に比べて短くなった。特許・実用新案の審判処理期間は11.4カ月と前年比で4.2カ月減少し、商標・デザインの審判処理期間も7.8カ月と1.2カ月減少した。

「表Ⅱ-21] 産業財産権審判請求の状況

2017 区分 2015 2016 2018 2019 特許 6,796 5, 798 9, 112 4,876 3,947 実用新案 252 306 241 207 167 デザイン 477 512 422 478 412 商標 4, 145 4, 346 4, 216 4,590 4, 482 計 13, 986 11,960 10,677 10, 151 9,008

(単位:件)

(単位:人、カ月)

出処:特許庁「2019 知的財産統計年報」

[表Ⅱ-22] 産業財産権の審判処理期間及び審判人数

区分 2015 2016 2017 2018 2019 特許・実用 78 78 78 79 79 審判官 商標・デザイン 28 28 28 28 28 合計 106 106 106 107 107 特許・実用 7.2 10.0 11.9 15.6 11.4 審判処理 商標・デザイン 8.9 9.1 7.8 6.4 9.0 期間 合計 6.9 9.5 10.5 12.0 9.6

出処:特許庁「2019 知的財産統計年報」

2. 著作権分野

1) 著作権登録の状況

2019年の著作権登録件数は計 47,063件と、前年度(44,919件)に比べ 4.77%増加した。そのうち著作物は 46,730件、著作隣接物は 241件、データベースは 92件であった。

著作物の種類別に見ると、美術著作物が全体の34.3%と最も大きな割合を占め、コンピュータプログラムが二番目に多い32.3%だった。続いて、語文(10.3%)、編集、(6.5%)、音楽(4.3%)、映像(4.1%)の順となった。

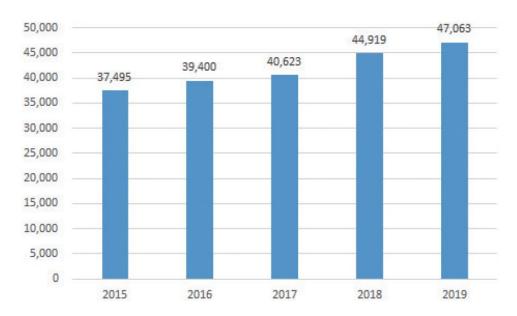
[表Ⅱ-23] 著作権登録の状況

(単位:件)

	種類	2015	2016	2017	2018	2019
	言語	4, 192	4, 616	4, 155	4, 481	4, 858
	音楽	1, 310	1,820	2, 085	2, 229	2, 037
	演劇	127	48	126	55	123
	美術	10, 519	11, 344	11, 325	13, 403	16, 149
	建築	52	91	74	66	67
著作物	写真	335	508	1, 114	1, 123	1, 238
	映像	1, 859	1, 089	1, 159	2, 098	1, 943
	図形	472	450	484	466	704
	編集	2, 703	3, 045	3, 566	2, 985	3,060
	二次的	714	799	492	623	1, 353
	コンピュータプログラム	14, 477	14, 502	15, 180	16, 210	15, 198
著作	実演	7	7	6	33	5
隣接物 レコード		552	954	700	1, 077	236
	データベース		127	157	70	92
	合計	37, 495	39, 400	40, 623	44, 919	47, 063

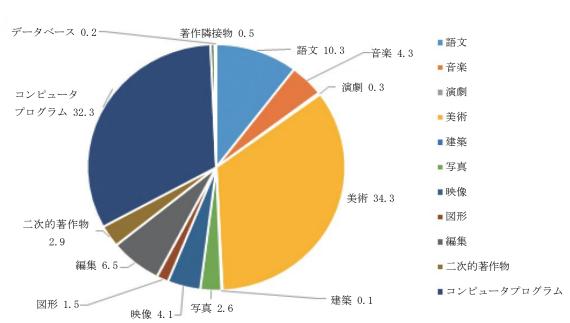
出処:韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

[図Ⅱ-15] 著作権登録の状況



出処:韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

[図Ⅱ-16] 著作物の種類別登録割合



(単位:%)

出処:韓国著作権委員会 (www.copyright.or.kr)

2) 著作権侵害の状況

韓国著作権保護院が 2019 年に実施した違法コピーの利用実態調査の結果によると、2019 年一年間で調査対象者が利用した違法コピーの利用量 60 は 1,466,942 件であった。分野別では音楽が 62%と最も多く、続いて放送(31.5%)、映画(3.7%)、出版(1.5%)、ゲーム(0.6%)の順となった。違法コピー利用の多くはオンライン上で発生しており、オンライン上の違法コピー利用量は 1,439,094 件(98.1%)、オフラインは 27,848 件(1.9%)であった 61 。

[表Ⅱ-24] 著作物種類別の違法コピー利用量(2019 年) (単位:個、%)

コンテンツ	音楽	映画	放送	出版	ゲーム	全体
利用量	919, 812	53, 952	461, 748	21, 948	9, 482	1, 466, 942
割合	62. 7	3. 7	31. 5	1.5	0.6	100.0

出処:韓国著作権保護院「2020 著作権保護の年次報告書」

60 韓国著作権保護院が満13歳~69歳の利用者2万人を対象に違法コピー利用実態調査を実施した結果で、違法コピーの利用量は調査対象者が一年間に有料で利用・購入したか、無料で利用・獲得した違法コピーの数を意味する。2020年に「著作権保護の年次報告書」が全面改編されたことに伴い、変更前(2019年以前)の結果との比較は不可能になっている。

61 韓国著作権保護院「2020著作権保護の年次報告書」2020、69頁

3) 著作権産業

2018年の名目 GDP において著作権産業の付加価値が占める割合は 8.91%と、2017年比で 0.70ポイント増え、2014年以降最も大きく増加したことが分かった。主要著作権産業の割合は 5.27%で、前年比 0.45ポイント増加した。

実質 GDP における著作権産業の付加価値の割合は全体で 9.26%で前年比 0.78 ポイント 増加しており、主要著作権産業の割合は 5.40%と、前年比 0.47 ポイント増加したことが 分かった。

[表Ⅱ-25] 著作権産業の経済的貢献度⁶² (GDP における割合) (単位:%)

	区分	2014	2015	2016	2017	2018
名目GDPに	著作権産業全体	8. 67	8. 09	8. 30	8. 21	8. 91
おける割合 ⁶³	主要著作権産業	4. 11	4. 38	4. 18	4.82	5. 27
実質GDPに	著作権産業全体	9. 17	8. 68	9.40	8.48	9. 26
おける割合	主要著作権産業	4. 16	4. 44	4. 48	4. 93	5. 40
全ての産業	名目GDP	1, 486. 0	1, 564. 1	1, 641. 7	1,835.7	1, 898. 2
(兆ウォン)	実質GDP	1, 426. 9	1, 466. 7	1, 509. 7	1, 760. 8	1,812.0

出処:韓国著作権委員会「著作権統計」2020年第9巻通巻第10号

3. その他の知的財産分野

1) 植物新品種

2020年の植物新品種は出願件数 726件、登録件数 453件と、前年比で小幅に増加した。 品目別の出願は花卉類が 281件 (38.7%)で最も多く、続いて野菜類 (248件、34.

2%) 、食料作物(66件、9.1%)、果樹類(59件、8.1%)、特用作物(28件、3.

9%) 、キノコ類 (16件、2.2%) 、山林造景樹 (15件、2.1%) 、飼料作物 (9件、1.

2%)、水産植物(4件、0.6%)の順であった。

62 著作権産業の経済的貢献度は、国内の著作権産業について売上高、付加価値、雇用などの面でその規模を算出し、これにより国家経済における著作権産業の重要性と産業の実態を定量的観点から見ることができるもので、重要な指標として活用されている。

⁶³ 名目 (実質) GDPにおける割合 = 全体 (主要) 著作権産業の名目 (実質) 付加価値 ÷ 名目 (実質) GDP \times 100

品目別登録件数も類似の結果となった。花卉類が186件(41.1%)で最も多く、次に野菜(158件、34.9%)、食料作物(45件、9.9%)、果樹類(30件、6.6%)、特用作物(14件、3.1%)、キノコ類(14件、3.1%)、飼料作物(3件、0.7%)、山林造景樹(3件、0.7%)の順であった。

[表Ⅱ-26] 植物新品種保護の出願及び登録状況

(単位:件)

区分	合	計	1998-	-2015	20	16	20	17	20	18	20	19	20	20
区刀	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録
食糧 作物	1, 432	1, 188	1, 105	898	61	56	85	66	62	70	53	53	66	45
野菜類	2,832	1,816	1, 727	1,070	204	128	218	146	203	144	232	170	248	158
果樹類	948	509	568	335	60	34	89	29	78	47	94	34	59	30
花卉類	5, 934	4, 451	4, 424	3, 203	318	317	297	259	362	271	252	215	281	186
特用 作物	475	335	347	236	26	21	23	24	23	15	28	25	28	14
飼料 作物	91	54	63	39	5	4	2	0	7	7	5	1	9	3
キノコ 類	315	217	223	132	22	26	22	11	17	15	15	19	16	14
山林 造景樹	79	28	32	17	3	1	5	3	10	3	14	1	15	3
水産 植物	43	20	22	16	5	2	4	2	5	0	3	0	4	0
山林 その他	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	12, 15 1	8, 620	8, 513	5, 948	704	589	745	540	767	572	696	518	726	453

出処:国立種子院 (https://www.seed.go.kr/)

2020年の品種名称登録は計 1,554件で前年比 11件減少した。そのうち野菜類が 914件で最も大きな比率を占めており、続いて花卉類(408件)、果樹類(96件)の順であった。食糧作物は 80件が登録された。

[表Ⅱ-27] 品種名称の登録状況

区分	合計		-2016		20	17	20	18	20	19	20	20
卢 万	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶	登録	拒絶
合計	45, 458	3,061	38,634	2,355	1,565	202	1,671	92	1,565	129	1,554	234
食糧作物	1,784	142	1,458	105	104	9	64	4	63	4	80	9
野菜類	18,881	2, 148	15,016	1,681	924	149	880	62	932	80	914	155
果樹類	1,667	169	1,240	134	114	6	100	6	104	12	96	8
花卉類	21,544	470	19,598	326	364	36	550	17	412	20	408	57
特用作物	666	80	540	67	31	1	42	3	25	7	23	2
飼料作物	509	17	432	14	16	1	23	_	15	1	21	1
キノコ類	403	35	351	28	12	_	12	-	14	5	12	2
その他類	4	_	4	_	_	_	_	_	_	_	_	_

(単位:件)

出処:国立種子院 (http://www.seed.go.kr/)

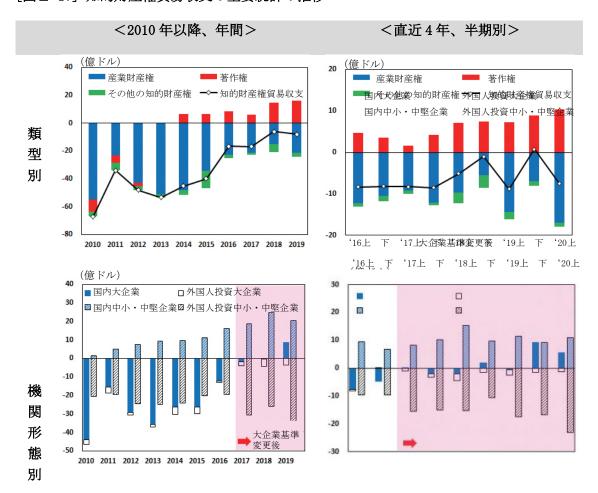
2) 知的財産権の貿易収支

(1) 概観

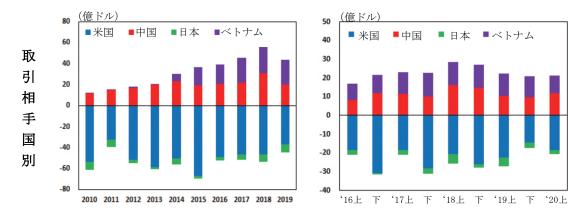
2020年上半期(暫定値)における韓国の知的財産権の貿易収支⁶⁴は、類型別では特許及び実用新案権(-9.7億ドル)、機関形態別では外国人投資中小・中堅企業(-23.0億ドル)、産業別では化学製品・医薬品製造業(-2.8億ドル)、取引相手国別では米国(-18.5億ドル)などを中心として7.5億ドルの赤字となったことが分かった。

^{64 2020}年9月18日に韓国銀行が発表した2020年上半期の知的財産権の貿易収支だが、これは暫定値のため、翌々年3月に (2022年3月) に発表される確定統計とは一致しないことがある。

「図Ⅱ-17] 知的財産権貿易収支の主要統計の推移



注:陰影は大企業(公正取引委員会が 指定する相互出資制限企業集団)の基 準の変更(2017年)を反映(資産総額 5 兆ウォン→10 兆ウォン) 注:陰影は大企業(公正取引委員会が 指定する相互出資制限企業集団)の基 準の変更(2017年)を反映(資産総額 5 兆ウォン→10 兆ウォン)



2) 類型別

類型別に見ると、産業財産権(-17.0億ドル)は赤字となった一方、著作権(10.4億ドル)は黒字となった。産業財産権の中では、特許及び実用新案権(-9.7億ドル)、商標及びフランチャイズ権(-7.4億ドル)を中心に赤字となったが、著作権は研究開発及びSW著作権(9.7億ドル)を中心に黒字となった。文化芸術著作権分野は2017年に知的財産権の貿易収支統計が出されるようになって以来初の黒字を記録した。これは韓国の大衆音楽(K-pop)とドラマの世界的な人気によるものと分析される⁶⁵。

[表Ⅱ-28] 類型別の知的財産権貿易収支

(単位:億ドル)

	2018 2019p		20	18	20	2020p	
	年間	年間	上期	下期	上期	下期	上期
反支	-6.1	-8.0	-5. 1	-1.0	-8.8	0.8	-7. 5
	-15. 2	-21. 4	-9.7	-5.6	-14.5	-7. 0	-17.0
特許及び実用新案権	-16. 5	-18. 9	-9.4	-7.1	-13.4	-5. 5	-9.7
デザイン権	-1.8	-0.8	-1.0	-0.9	-0.9	0.1	0.1
商標及びフランチャイズ権	3.0	-1.7	0.7	2.4	-0.1	-1.6	-7.4
著作権	14. 7	16. 2	7.2	7.5	7.4	8.8	10.4
文化芸術著作権	-2.9	-1.8	-1.5	-1.4	-0.9	-0.9	0.8
研究開発及びSW著作権	17.6	18.0	8.6	8.9	8.2	9.8	9.7
その他の知的財産権	-5.5	-2.8	-2.6	-2.9	-1.7	-1.0	-0.9
輸出	150. 2	152. 7	72. 7	77. 5	76. 4	76. 2	74. 0
産業財産権	68. 9	64. 9	33. 6	35. 3	33. 9	31. 0	23.3
特許及び実用新案権	44. 3	44. 3	22. 1	22. 1	22.9	21.4	17.8
デザイン権	1.0	1.5	0.5	0.5	0.4	1.0	0.9
商標及びフランチャイズ権	23.6	19. 2	11.0	12.7	10.6	8.6	4.6
著作権	80.4	86. 2	38.6	41.8	41.7	44. 5	50.2
文化芸術著作権	13. 4	14.8	6.3	7.1	7.0	7.8	7.5
研究開発及びSW著作権	67.0	71. 4	32.3	34.8	34.8	36. 7	42.7
その他の知的財産権	0.9	1.5	0.6	0.3	0.8	0.7	0.4
輸入	156. 3	160. 7	77.8	78. 5	85. 2	75. 4	81. 5
産業財産権	84. 1	86. 4	43.3	40. 9	48. 4	38. 0	40.4
特許及び実用新案権	60.7	63. 2	31.5	29. 2	36. 3	26. 9	27.5
デザイン権	2.8	2.3	1.4	1.4	1.4	0.9	0.8
商標及びフランチャイズ権	20.6	20.9	10.3	10.3	10.7	10. 2	12.1
著作権	65.7	70. 1	31.4	34. 3	34. 4	35. 7	39.8

⁶⁵ 韓国経済新聞「BTS・Kドラマの夢のコラボ…韓国、文化芸術著作権の黒字国に」、2020.09.18 (https://www.hankyung.com/economy/article/2020091850567)

文化芸術著作権	16.3	16.6	7.8	8.5	7.8	8.8	6.8
研究開発及びSW著作権	49.5	53. 5	23.6	25.8	26.6	26.9	33.0
その他の知的財産権	6.4	4.2	3.2	3.3	2.5	1.7	1.3

出処:韓国銀行プレスリリース (2020.09.18)

(3) 機関形態別

機関形態別に知的財産権の貿易収支を見ると、外国人投資企業を中心に赤字となった。 一方、国内の大企業(5.6億ドル)及び国内の中小・中堅企業(10.8億ドル)は黒字であった。

[表Ⅱ-29]機関形態別の知的財産権貿易収支の推移 (単位:億ドル)

	2018	2019p	20	018	20	19p	2020p
	年間	年間	上期	下期	上期	下期	上期
収支	-6. 1	-8.0	-5. 1	-1.0	-8.8	0.8	-7.5
 企業	-5. 4	-8.6	-4.6	-0.8	-8.7	0. 1	-7.8
大企業	-4. 5	5. 1	-4.6	0.1	-2.5	7.6	4.4
韓国の大企業	-0.3	8. 7	-2.1	1.8	-0.5	9. 2	5.6
外国人投資大企業	-4.1	-3.6	-2.5	-1.7	-2.0	-1.6	-1.2
中小・中堅企業	-0.9	-13.7	0.0	-0.9	-6.2	-7.5	-12.2
韓国の中小・中堅企業	24. 9	20.6	15.2	9. 7	11.3	9. 2	10.8
外国人投資中小・中堅企業	-25.8	-34. 3	-15.2	-10.6	-17.6	-16.7	-23.0
非営利法人及びその他	-0.7	0.6	-0.6	-0.2	-0.1	0.7	0.3
輸出	150. 2	152. 7	72. 7	77. 5	76. 4	76. 2	74. 0
企業	148. 7	150. 2	72.0	76.8	75. 6	74.6	72.8
大企業	70. 1	78.8	33.7	36.3	39. 3	39.4	39.0
韓国の大企業	69.6	77.9	33.5	36.2	39.0	39.0	38.6
外資系投資大企業	0.4	0.8	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4
中小・中堅企業	78. 7	71.5	38.2	40.4	36. 2	35. 2	33.8
韓国の中小・中堅企業	42.7	39.0	24.6	18. 1	19. 9	19. 1	20.9
外国人投資中小・中堅企業	36.0	32.5	13.7	22.3	16. 4	16. 1	12.9
非営利法人及びその他	1. 5	2.4	0.7	0.7	0.8	1.6	1.2
輸入	156. 3	160. 7	77.8	78. 5	85. 2	75. 4	81.5
企業	154. 1	158. 8	76. 5	77.6	84. 3	74.5	80.6
大企業	74. 5	73.7	38.3	36. 2	41.9	31.8	34.6
韓国の大企業	70.0	69.2	35.6	34.4	39. 4	29.8	33.0
外資系投資大企業	4.6	4. 4	2.7	1.8	2.4	2.0	1.6

中小・中堅企業	79.6	85. 2	38.2	41.4	42. 5	42.7	46.0
韓国の中小・中堅企業	17.8	18.4	9.3	8.4	8.5	9.9	10.1
外国人投資中小・中堅企業	61.8	66.7	28.9	32.9	33. 9	32.8	35.9
非営利法人及びその他	2. 2	1.8	1.3	0.9	0.9	0.9	0.9

出処:韓国銀行プレスリリース (2020.09.18)

(4) 産業別

産業別ではサービス業 (-5.5 億ドル) が最大の赤字を記録し、製造業も 2.1 億ドルの赤字を記録した。製造業分野の中でも、化学製品・医薬品製造業 (-2.8 億ドル) とその他の輸送機器 (-1.1 億ドル) が赤字を記録した一方で、電気電子製品 (1.7 億ドル)、自動車・トレーラー (3.3 億ドル) は黒字であった。

[表Ⅱ-30] 産業別の知的財産権貿易収支の推移 (Ⅰ) (単位:億ドル)

	2018	2019p	20	18	201	.9p	2020p
	年間	年間	上期	下期	上期	下期	上期
収支	-6. 1	-8.0	-5. 1	-1.0	-8.8	0.8	-7. 5
農林漁業	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0
鉱業	0.0	-0.0	0.0	0.0	-0.0	0.0	0.0
製造業	-12.2	-7.8	-8.3	-3.9	-9.1	1.3	-2.1
電気電子製品	-7.4	-4.9	-3.9	-3.5	-5.5	0.5	1.7
化学製品・医薬品	-4.6	-2.7	-2.5	-2.1	-2.0	-0.7	-2.8
自動車・トレーラー	9. 1	9.2	2.5	6.6	3. 5	5. 7	3.3
その他の輸送機器	-2.9	-1.4	-1.5	-1.4	-0.8	-0.6	-1.1
電気、ガス、蒸気業	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0
環境産業	-0.0	-0.0	-0.0	0.0	-0.0	0.0	-0.0
建設業	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.0	-0.0	-0.0
サービス業	6.8	0.3	3.7	3.1	0.7	-0.4	-5.5
卸売・小売業	-2.8	-3.9	-3.0	0.2	-2.2	-1.6	-2.2
情報通信業	12.7	5.8	8.7	4.0	4.3	1.4	-2.0
その他	-0.5	-0.4	-0.4	-0.1	-0.4	0.0	0.1

「表Ⅱ-31] 産業別の知的財産権貿易収支の推移(Ⅱ)

2018 2019p 2018 2019p 2020p 年間 年間 上期 下期 上期 下期 上期 輸出 150.2 152.7 72.7 77.5 76.4 76.2 74.0 農林漁業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 鉱業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 製造業 67.6 33.0 34.6 35.5 35.8 35.2 71.2 電気電子製品 56.2 27.0 25.8 29.3 26.9 29.2 52.9 化学製品·医薬品 0.7 2.1 0.2 0.5 0.9 1.2 0.9 自動車・トレーラー 7.6 6.7 4.6 11.6 11.5 4.1 4.7 その他の輸送機器 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.1 0.0 電気、ガス、蒸気業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 環境産業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 建設業 0.3 0.3 0.2 0.1 0.2 0.1 0.1 サービス業 81.3 80.039.0 42.3 40.3 39.7 38.1 卸売・小売業 6.0 4.1 1.1 4.9 1.9 2.2 2.0 情報通信業 69.8 67.7 35.6 34.2 35.0 32.7 32.5 その他 1.1 0.5 0.5 0.5 0.6 0.6 1.0 輸入 156.3 160.7 77.8 81.5 78.5 85.2 75.4 農林漁業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 鉱業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 製造業 79.8 79.0 41.3 38.5 44.5 34.5 37.3 電気電子製品 60.3 61.1 31.0 29.3 34.8 26.4 27.5 化学製品·医薬品 5.3 4.8 2.8 2.5 2.9 1.9 3.7 自動車・トレーラー 2.3 2.5 1.6 1.0 1.3 1.0 1.3 その他の輸送機器 0.6 2.9 1.4 1.5 1.4 0.8 1.1 電気、ガス、蒸気業 0.0 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0環境産業 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 建設業 0.4 0.4 0.3 0.2 0.2 0.2 0.1 サービス業 74.5 79.7 35.4 39.1 39.6 40.1 43.6 卸売・小売業 8.9 8.0 4.1 4.7 4.1 3.9 4.3 情報通信業 62.0 26.9 30.7 57.1 30.1 31.3 34.5 その他 0.6 0.9 0.6 0.5 1.5 1.5 0.9

(単位:億ドル)

(5) 取引相手国別

取引相手国別に見ると、米国 (-18.5億ドル)を相手に最大の赤字を記録し、英国 (-4.5億ドル)、日本 (-2.2億ドル)に対しても赤字となった。一方で中国を相手に 11.9億ドルの黒字を記録し、ベトナムに対しても 9.5億ドルの黒字となった。

[表Ⅱ-32] 取引相手国別の知的財産権貿易収支の推移 (単位:億ドル)

	2018	2019p	20	18	201	19p	2020p
	年間	年間	上期	下期	上期	下期	上期
収支	-6. 1	-8.0	-5. 1	-1.0	-8.8	0.8	-7. 5
米国	-46. 6	-36. 8	-20. 5	-26. 1	-22.3	-14. 5	-18. 5
英国	0.6	-4.9	-0.1	0.7	-2.5	-2.5	-4.5
中国	30. 9	20.1	16. 1	14.8	10.5	9.6	11.9
ベトナム	24. 6	23. 2	12.4	12.2	11.7	11. 4	9. 5
日本	-6. 9	-7.8	-5.3	-1.6	-5.0	-2.8	-2.2
その他	-8. 7	-1.8	-7.8	-1.0	-1.3	-0.5	-3.7
輸出	150. 2	152. 7	72. 7	77. 5	76. 4	76. 2	74. 0
米国	22. 0	26.8	11. 7	10.3	11.8	14. 9	12.6
英国	10. 5	13.4	4.8	5. 7	5.4	8.0	9. 2
中国	33.0	25. 6	17.2	15.8	15. 1	10. 5	13.0
ベトナム	24.8	23.3	12.5	12.3	11.8	11. 5	9.6
日本	4. 3	4.8	2. 1	2. 2	2.3	2. 5	2. 5
その他	55. 5	58.8	24. 4	31.2	30.0	28.8	27. 1
輸入	156. 3	160. 7	77.8	78. 5	85. 2	75. 4	81. 5
米国	68. 6	63. 5	32. 3	36. 4	34. 2	29. 4	31. 2
英国	9. 9	18.3	4. 9	5.0	7.9	10.4	13.6
中国	2. 1	5.4	1. 1	1.0	4.6	0.9	1. 1
ベトナム	0. 1	0.2	0. 1	0. 1	0.1	0.1	0.1
日本	11. 2	12.6	7. 4	3. 9	7.3	5.3	4.8
その他	64. 3	60.6	32. 1	32. 1	31.2	29. 3	30.8

4. 国際知的財産権保護の指標

1) スイスの国際経営開発研究所 (IMD) による科学インフラ指標

スイスの国際経営開発研究所 (International Institute for Management Development 、IMD) は毎年、全世界約60カ国の国際競争力を評価し、「IMD世界競争力年鑑 (The IMD World Competitiveness Yearbook)を発表している。評価体系は、経済の運用成果と政府の行政効率、企業の経営効率、発電インフラという4つの部門と下位にある20項目及び340の指標から構成されている。

2020年、韓国の科学インフラの順位は3位で2019年と同じ順位だった。GDP に対する研究開発投資総額の割合(1段上昇)、人口千人当たりの研究開発人材の数(2段上昇)、企業の研究開発人材の総数(1段上昇)などの項目で前年より順位が上昇した。一方、国民1人当たりの研究開発投資は8位と1段下落しており、知的財産権保護の程度は38位と前年比で1段下落した。この他にも、科学技術分野の学士号の比率、科学分野の論文数などの項目で順位が下落した。

[表Ⅱ-33] スイスの国際経営開発研究所 (IMD) による韓国の科学インフラ指標の状況

区分	順	順位変動		
△ カ	2019年	2020年	順征変勢	
科学インフラ	3	3	-	
研究開発投資総額	定量	5	5	-
GDPに対する研究開発投資総額の割合	定量	1	2	↓ 1
国民1人当たりの研究開発投資	補助*	9	8	1
企業の研究開発費の支出	定量	5	5	-
GDPに対する企業の研究開発費の割合	定量	2	2	-
研究開発人材の総数	定量	6	6	-
人口1千人当たりの研究開発人材の数	定量	5	3	1 2
企業の研究開発人材の総数	補助*	6	5	↑ 1
人口1千人当たりの企業研究開発人材の数	補助*	3	3	-
人口1千人当たりの R&D研究者の数	定量	2	2	-
科学技術分野の学士号の割合	定量	11	16	↓ 5
科学分野の論文数	定量	9	10	↓ 1
ノーベル賞の受賞数	補助*	29	29	-
人口百万人当たりのノーベル賞受賞数	定量	29	29	-
出願人国籍別の特許出願数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの出願人国籍別の特許出願数	定量	3	3	-

出願人国籍別の特許登録数	定量	4	4	-
人口10万人当たりの 出願人国籍別の権利有効特許の件数	定量	4	4	-
中間-先端産業の付加価値の割合	定量	4	4	-
科学研究関連の法律が イノベーションを支援する程度	設問	34	31	↑ 3
知的財産権保護の程度	設問	37	38	↓ 1
産学間の知識伝達の程度	設問	35	30	↑ 5

^{*}補助指標(Background information) は実際の部門別順位の評価には使用せず、参考資料としてのみ活用

出処:IMD「2019 IMD World Competitiveness Yearbook」と「2020 IMD World Competitiveness Yearbook」の資料を韓国科学技術企画評価院「2020 IMD 世界競争力分析」から再引用

2) GIPC の国際知的財産権指数

2020年2月4日、米国商工会議所の世界革新政策センター (GIPC) は「2020 GIPC 国際 知的財産権指数 (2020 GIPC International IP Index (第8版) - Art of the Possible)」報告書を発表した。同報告書は、各国の政策決定者らや企業家 らがイノベーションにつながる潜在力を強化し、投資とリスクについて評価することを可能にする明確で客観的な評価要素を提供することを目的としている。

知的財産 (IP) システムに最も強い影響を与える 50 の評価指標を活用し、特許権、著作権、商標権、デザイン権、営業秘密、IP 資産の事業化、知的財産の執行、システムの効率性、知的財産に関する国際条約への加入という 9 つの分野について国ごとの知的財産環境を分析・評価する。

2020年の韓国の国際知的財産権指数は13位(全53カ国中)で、前年と同じ順位を記録した。分野別に見ると「営業秘密及び関連権利」、「特許、関連権利及び制限」、「商標、関連権利及び制限」などが比較的優秀であった。本報告書では、韓国が不正競争防止法の改正により、営業秘密の侵害に対する刑事処罰を強化し懲罰的損害賠償制度を導入した点が高く評価された。一方、特許法条約(Patent Law Treaty)及びサイバー犯罪条約(Convention on Cybercrime)の加盟国ではないことが不十分な点として指摘された。

100.00 95.28 93.92 91.50 91.08 90.56 90.40 89.64 88.98 85.34 84.64 84.42 83.18 82.20 79.62 78.38 80.00 60.00 60.00 60.00 10.

[図Ⅱ-18] 2020年の国際知的財産権指数(上位15カ国)

出処:GIPC ウェブサイト (https://www.theglobalipcenter.com/)

[表Ⅱ-34] 韓国の国際知的財産権指数(項目別)

項目	201	6年	2017	年	2018	年	2019	9 年	202	20年
ヴ ロ	点数/	満点	点数/剂	満点	点数/淌	点	点数/	満点	点数	/満点
特許、関連権利 及び制限	5. 25	6*	6. 25	7	7. 5	8	7. 5	8	8. 5	9
著作権、関連 権利及び制限	4. 74	6	4. 99	6	5. 99	7	5. 99	7	5. 99	7
商標、関連権利 及び制限	4. 75	5	6. 55	7	5. 55	6	5. 55	6	3. 75	4
デザイン、関連権 利及び制限	_	_	_	_	_	-	_	_	1.8	2
営業秘密 及び関連権利	1.85	3	2.6	4	1. 35	2	1.85	3	2. 1	3
IPの事業化					1. 75	3	3. 41	6	3. 42	6
執行	4. 73	6	4. 92	7	5. 01	7	5. 01	7	5. 29	7
システムの 効率性	-	_	_	_	3.0	3	3. 75	4	4. 75	5
国際条約への 加盟及び批准	2. 0	4	3.0	4	3. 0	4	3. 0	4	5. 5	7
総点	23. 32	30	28. 31	35	33. 15	40	36. 06	45	41. 10	50
換算点数 (100 点満点)	77.	73	80.8	9	82. 8'	7	80.	13	82	. 20
順位	10位/3	8カ国	9位 /45	カ国	11位 /50	カ国	13 位 /	50カ国	13 位	/53カ国

出処:GIPC ウェブサイト (https://www.theglobalipcenter.com/)

3) グローバルイノベーション指数 (GII)

グローバルイノベーション指数 (Global Innovation Index、GII) とは WIPO、欧州経営大学院 (INSEAD) などが全世界の WIPO 加盟国を対象にイノベーション力を測定し算出するもので、2007 年に初めて導入された。2020 年には 7 つの分野、80 の細部指標 66 に基づいて 131 カ国を対象に評価を行った 67 。

2020年に韓国はグローバルイノベーション指数で10位(56.11点)となり、この指標が開発されて以来初の10位入りを果たした。1位は昨年に続いてスイスが獲得し、スウェーデン、米国、英国、オランダ、デンマーク、フィンランド、シンガポールなどがその後に続いた。

[表Ⅱ-35] グローバルイノベーション指数(GII) の上位 20 カ国

区分	2020年の順位	2019年の順位	前年比	2020年の総合指数
スイス	1	1	-	66. 08
スウェーデン	2	2	-	62. 47
米国	3	3	-	60. 56
欧州	4	5	1	59. 78
オランダ	5	4	↓ 1	58. 76
デンマーク	6	7	1	57. 53
フィンランド	7	6	↓ 1	57. 02
シンガポール	8	8	-	56. 61
ドイツ	9	9	-	56. 55
韓国	10	11	† 1	56. 11
香港	11	13	1 2	54. 24
フランス	12	16	1 4	53. 66
イスラエル	13	10	↓ 3	53. 55
中国	14	14	-	53. 28
アイルランド	15	12	↓ 3	53. 05
日本	16	15	↓ 1	52. 70
カナダ	17	17	-	52. 26
ルクセンブルク	18	18	-	50. 84
オーストリア	19	21	1 2	50. 13
ノルウェー	20	19	↓ 1	49. 29

⁶⁶ インプット部門(5):制度、人的資本及び研究、インフラ、市場の高度化、ビジネスの高度化 / アウトプット部門(2):知識・技術の産出、創造的な産出

⁶⁷ 特許庁プレスリリース「韓国、グローバルイノベーション指数初の10位入り」2020.09.02

出処:特許庁プレスリリース (2020.09.02); SC Johnson College of Business・INSEAD ・WIPO「Global Innovation INDEX 2020: Who Will Finance Innovation?」

部門別順位を見ると、人的資源及び研究で1位となり、ビジネスの成熟度(7位)、市場の成熟度(11位)、知識及び技術の成果(11位)などでも高い順位を記録した。

[表Ⅱ-36] グローバルイノベーション指数(GII)、韓国の部門別順位

区分	2016	2017	2018	2019	2020
制度	31	35	26	26	29
人的資源及び研究	3	2	2	1	1
インフラ	9	13	13	15	14
市場の成熟度	14	14	14	11	11
ビジネスの成熟度	13	17	20	10	7
知識及び技術の成果	5	6	9	13	11
創造的な成果	21	15	17	17	14

出処: KISTEP「2020 年グローバルイノベーション指数 (GII) の分析と示唆点」2020

知識及び技術の成果部門のうち「知識の創出」分野の細部項目を見ると、内国人の特許 出願で1位となり、内国人のPCT 出願(2位)、内国人の実用新案(7位)も10位以内に 入った。一方、科学技術論文の掲載は27位にとどまった。

[表Ⅱ-37] グローバルイノベーション指数(GII)、韓国の知識及び技術の成果部門の うち知識の創出の詳細項目別順位

区分	2016	2017	2018	2019	2020
知識及び技術の成果	5	6	9	13	11
知識の創出	3	2	3	8	7
- 内国人の特許出願	1	1	1	1	1
- 内国人のPCT出願	1	1	1	1	2
- 内国人の実用新案	5	1	5	7	7
- 科学技術論文の掲載	25	25	25	24	27
- H指数	19	19	18	18	17

出処: KISTEP「2020 年グローバルイノベーション指数(GII) の分析と示唆点 | 2020

国家知識財産委員会

2020 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property Annual Report 2020

第3章

国家知識財産委員会の主要活動

- 第1節 国家知識財産委員会の概要
- 第2節 国家知識財産委員会の活動内容
- 第3節 国家知識財産委員会の主要案件
- 第4節 専門委員会の運営
- 第5節 特別専門委員会の運営
- 第6節 国家知的財産ネットワーク (KIPnet) 運営
- 第7節 発刊資料

第3章 国家知識財産委員会の主要活動

第1節 国家知識財産委員会の概要

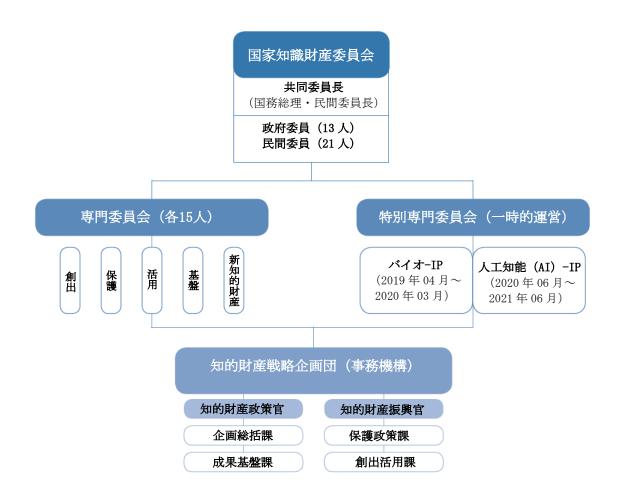
国家知識財産委員会 (Presidential Council on Intellectual Property、以下、「知財委」) は知的財産を創出して活用するための国家戦略を策定し、知的財産政策を調整する役割を果たしている。知財委の発足前は各関係部処で知的財産政策を分散して策定・推進していたため政策が一貫性に欠け非効率だったことから、部処ごとに分散していた知的財産政策を総括調整し、有機的に連携する部処横断的な組織を設立する必要性が提起された。これを受け、2011年5月に公布された「知識財産基本法⁶⁸」に基づき、同年7月28日に知財委が発足した。

知識財産基本法に基づき、知財委は国務総理、民間委員長、政府委員 13 人、民間委員 21 人からなり、科学技術情報通信部長官が幹事委員の役割を果たす。委員会の傘下に創出・保護・活用・基盤・新知識分野の 5 つの専門委員会を設けており、委員会の案件の事前検討及び知的財産政策イシューを発掘している。また、一時組織として特別専門委員会が設置され、重要事案に対する専門的な検討の役割を果たす。一方、知識財産戦略企画団が事務局として委員会の業務支援を担当している。

知財委の主な機能としては、国家知識財産基本計画及び実施計画の策定・変更に関する 事項、基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項、知的財産関連 の財源配分、知的財産の創出・保護・活用の促進と基盤づくりのための施策など、知的財 産関連の主要政策の審議・調整・点検などがある。

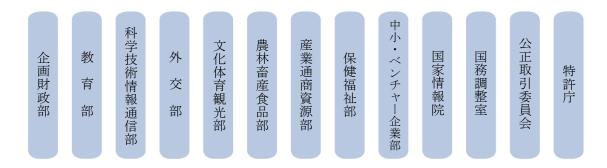
⁶⁸ 知識財産基本法第6条(国家知識財産委員会の設置及び機能)①知的財産に関する政府の主要政策と計画について審議・調整し、その推進状況を点検・評価するために、大統領所属に国家知識財産委員会を設ける。

[図Ⅲ-1] 国家知識財産委員会の構成



知財委の委員部処として科技情通部、文体部、産業部、特許庁などの関係部処が知的財産の創出・活用・保護・基盤及び新知的財産に関する業務を担当している。特許庁は特許、実用新案、商標、デザインなどの産業財産権に関する全般的な業務を担当し、文化・芸術、コンテンツ、著作権分野は文体部で担当する。科技情通部は科学技術政策の総括部処として IP-R&D 戦略、研究産業育成、公共研究機関の IP 経営戦略の高度化などを行う。遺伝資源、植物新品種などの新知的財産は科技情通部、農食品部、産業部、福祉部、環境部、海洋水産部(以下、「海水部」)などがそれぞれ分担して管理する。他にも、知的財産の保護に関連して法務部、外交部など複数の関係部処で機能に応じて、それぞれの業務を行っている。

[図Ⅲ-2] 国家知識財産委員会の委員部処



第2節 国家知識財産委員会の活動内容

1. 第5期委員会の発足

政府は2020年3月20日、知的財産に関する豊かな学識と経験を有する民間委員を第5期国家知識財産委員会(以下、「委員会」)委員に委嘱し、第5期委員会を発足させた。 委員会は大統領所属の国家知的財産政策の審議・調整機構として、国務総理とジョン・サンジョ教授(ソウル大法科大学院)が共同委員長を務め、科技情通部長官(幹事)など13人の政府委員と21人の民間委員からなる。

第5期委員会は国内及び国際的に知的財産に関する研究・活動の経験が豊富で、主な分野に関する専門的知見を持つ委員を中心からなっている。特に、第四次産業革命の時代を迎え、新しい知的財産イシューに対するいち早い対応のために、人工知能(AI)・ビッグデータ分野の専門家を新規委嘱し、バイオ・素材・南北知的財産(IP)の協力の分野で活発に活動した委員が再任するなど、社会・経済的イシューに対応できる知的財産の専門家の参加が拡大した。また、さまざまな利害関係を調整する役割のために所属機関(産学研及び協会など)の多様性も考慮された。これにより、第5期委員会は第四次産業革命の時代にふさわしい法・制度の整備、海外における韓国企業の知的財産(IP)の保護・活用を強化するため、国内外の機関との協力強化など、部処横断的に知的財産イシューに対していち早く対応し、国内外の協議体系を強化するなど、知的財産強国を実現するうえで中心的な役割を果たすものと期待される。

第 26 回会議では「2020 年度国家知識財産施行計画(案)」、「2019 年度施行計画の推進実績の点検・評価の結果(案)及び 2021 年度財源配分の方向(案)」、「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の構成・運営計画(案)」が審議・確定されており、「2020 年知的財産イシュー政策化推進計画(案)」と「2019 年度国家知的財産ネットワーク(KIPnet)の運営の結果(案)」が報告・受け付けられた。

第27回会議では「2020年度中央部処・広域自治体のIP主要事業推進状況の点検 (案)」が報告・受け付けられた。また、「バイオ産業の知的財産(IP)政策提案 (案)」、「非対面時代、新韓流活性化のための海外における著作権進出の拡大及び保護 策(案)」、「知的財産価値評価体系の改善策(案)」が審議・確定された。

[表Ⅲ-1] 2020 年度国家知識財産委員会への上程案件

区分	案件番号	案件名
	1号	2020年度国家知識財産施行計画(案)
** 06 lei	2号	2019年度国家知識財産施行計画の推進実績の点検・評価の結果及び2021年度財源配分の方向(案)
第 26 回 (2020. 03. 31)	3号	人工知能(AI)-IP特別専門委員会の構成・運営計画(案)
	4号	2020年知的財産イシュー政策化推進計画(案)
	5号	2019年に国家知的財産ネットワーク(KIPnet)の運営の結果 (案)
	1号	2020 年度中央部処・広域自治体の IP 主要事業推進状況の点 検 (案)
第 27 回 (2020. 09. 04)	2号	バイオ産業の知的財産(IP)政策提案(案)
	3号	非対面時代、新韓流活性化のための海外における著作権進出 の拡大及び保護策(案)
	4号	知的財産価値評価体系の改善策(案)

2. 第3回知的財産の日

2020年9月4日、知財委は「第3回知的財産の日の記念式」をオンラインで開催した。同委は今回の行事をコロナ拡大及びソーシャルディスタンス第2段階により、最初に非対面記念式に開催し、科技情通部、特許庁、関係機関と広報協力チャンネルを構築し、SNS(Social Network Service:ソーシャルネットワークサービス)、双方向のコミュニケーションプラットフォームなどを通じて生中継した。

この日の記念行事は計3部(①記念式、②国民とのコミュニケーション、③専門家とのコミュニケーション)で構成され、国民との双方向コミュニケーションの形で行われた。

この行事は2017年12月に「知識財産基本法⁶⁹」の改正で、毎年9月4日が「知的財産の日」に指定された後、3回目で開催される記念式で、知的財産振興功労者に対する政府褒賞で士気を高め、知的財産に対する国民の理解と関心を高めるために行われた。

^{69 「}知識財産基本法」第29条の2(知的財産の日)①知的財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解 と関心を高めるために、毎年9月4日を知的財産の日にする。

第3回記念式は「大韓民国知的財産、ON-世界未来価値」をテーマに、ジョン・サンジョ国家知識財産委員会の共同委員長の祝辞で始まり、ムン・ジェイン大統領の書面祝辞(チェ・ギョウン科技情通部長官代読)、パク・ビョンソク国会議長の映像祝辞、知的財産の価値と重要性を喚起するテーマ映像の順で行われた。また、研究・創作・発明など、現場で努力する知的財産人や団体の士気高め、ねぎらうために、知的財産の発展に寄与した功労者に対する功績紹介及び受賞の感想発表の順で行われた。

テーマ映像は国民参加型で製作され、「あなたにとって知的財産とは何か?」という質問を皮切りに主要国の貿易摩擦及び日本の輸出規制、コロナ禍というグローバルな環境下で、知的財産の先進国への飛躍に知的財産の先取りや保護が中核だというメッセージを込めた。

一方、式典の後は知的財産トルクコンサートと AI-知的財産カンファレンスが開催された。

[表Ⅲ-2] 第3回知的財産の日の記念行事のプログラム

区分	内容
	知的財産の日の記念式
	·開会宣言、国民儀礼
第1部	·記念演説(国家知識財産委員会委員長)
245 T ± tb	・祝辞(ムン・ジェイン大統領(書面)、パク・ビョンソク国会議長(映像))
	・テーマ映像上映
	・知的財産功労者の功績紹介及び受賞の感想
第2部	国民とのコミュニケーション:知的財産トークコンサート
舟4即	・テーマ:第四次産業革命の時代、知的財産権の範囲と価値
	専門家とのコミュニケーション: AI-知的財産カンファレンス
第3部	・テーマ:セッション 1) 私たちの生活の AI、身近にある知的財産 セッション 2) AI 時代の知的財産の方向

[写真Ⅲ-1] 第3回知的財産の日の記念行事



国歌斉唱ジョ・ビョンジュバリトン



テーマ映像



ジョン・サンジョ共同委員長の記念演説



ムン・ジェイン大統領の書面祝辞 (科技部長官代読)



パク・ビョンソク国会議長の祝辞



知的財産人賞受賞者の感想発表



知的財産トークコンサート



AI-知的財産カンファレンス

3. 知的財産人賞の表彰

「第3回知的財産の日の記念式」の行事では知的財産の発展に寄与した機関や個人に国務総理表彰など知的財産人賞を表彰した。知的財産政策及びビジネスで優秀な成果を収めた自治体と知的財産の創出・保護・活用及び基盤づくりに貢献し、国家知的財産の発展に大きな影響を及ぼし、国内外で認められている個人に対して機関長(団体長)からの推薦を受けた後、書面審査と功績審査を経て、最終受賞者を確定した。

自治体団体表彰は国家知識財産委員会共同委員長による表彰1点を表彰し、個人表彰は 国務総理・国家知識財産委員会共同委員長・科学技術情報通信部長官・文化体育観光部長 官・農林畜産食品部長官・産業通商資源部長官・中小・ベンチャー企業部長官・公正取引 委員長・特許庁長などによる表彰18点が行われた。

[写真Ⅲ-2] 2020 年度知的財産人賞の受賞者





















[表Ⅲ-3] 知的財産人賞受賞者及び功績の概要

地方自治体:1点

区分	受賞団体*	功績の概要
国家 知識財産委員会 共同委員長 表彰		仁川地域の特色に合った知的財産(IP)政策事業を展開し、技術競争力を保有している強小企業の育成、技術を基盤とする起業予備軍のIP-R&D能力強化支援による起業活性化、戦略産業育成の推進及び未来産業開発など、仁川市で注力するIP産業の活性化に寄与した。

^{* 2019} 年国家知識財産施行計画の推進実績の点検及び評価の結果、最優秀自治体

個人:18点

区分	受賞者	功績の概要
国務総理表彰	イ・ヘワン 成均館大学教授	著作権法の分野の権威ある著書の執筆、著作権法全 面改正研究班委員長として活動などを通じて知的財 産保護法制の発展に寄与し、韓国著作権委員会委 員、公共データ提供紛争調停委員会委員長などを務 め、知的財産の保護及び活用に寄与した。
	ジョン・グァンドク 韓国科学技術研究院 責任研究員	67件の特許登録(海外特許18件、技術移転3億ウォン/5件)及び2020年二酸化炭素転換技術の特許移転など、国内外の知的財産権の確保及び活用で国の新成長産業の発掘に寄与した。
国家 知識財産 委員会 共同委員長	イ・ジョンラン* 文化体育観光部 行政主事	コンテンツの海外販路開拓、インフラの拡充などで コンテンツ輸出額の増大及び国内の知的財産の海外 進出に寄与した。
共同委員長 表彰	ホ・ジュノ* 特許庁行政主事	IP礎 (ティディムドル) プログラムを通じて起業予備軍の「知的財産を基盤とする起業」のコンサルティング及び教育を支援し、知的財産を基盤とする起業予備軍育成(870人)及び起業(243件)の達成に寄与した。
科学技術		科学技術の研究開発の分野で複数の特許を出願して おり、当該技術を事業化し、研究所企業を設立して 研究設備の技術事業化に寄与した。
情報通信部 長官 表彰	オク・ギョンシク 韓国食品研究院 主任研究員	大面積 - 高分解能テラヘルツ波食品の非破壊検査技術を普及型に開発し、技術移転に成功し、食品産業の競争力強化、非破壊技術の国産化、食品の安全事故の削減に寄与した。

文化体育 観光部長官 表彰	パク・ミンチョル	世界初の4K級の高解像度の映像表示と5Gネットワー	
	韓国科学技術研究院 責任研究員	ク通信が可能な人工知能ベースのスマートARメガネ を開発し、文化技術の裾野を拡大し、国産化、知的 財産権の確保に寄与した。	
	ジョン・ヒョンスン 韓国著作権保護院 著作権保護審議委員会 事務局長	2007年10月から著作権保護の審議のための専門委員と事務局長として勤務し、是正勧告などによるオンライン上の違法コピー物の流通遮断と著作権者の権利の保護に寄与した。	
農林畜産 食品部 長官 表彰	キム・チャンジュ 農業技術実用化財団 責任研究員	農生命資源・技術取引分野の制度の改善、インフラ 構築、技術マーケティングによる取引市場の量的・ 質的成長を牽引し、農業者を対象とする知的財産コ ンサルティング、教育、事業化支援などを行い、農 業現場の優秀技術の発掘及び実用化に寄与した。	
	チョ・ウンソク 国立畜産科学院 農業研究士	韓国固有の遺伝資源である在来豚を活用した新品種 改良体系の確立と普及拡大による韓国型種豚の新系 統育種基盤を構築し、海外品種の輸入代替率及び養 豚産業の競争力向上に寄与した。	
産業通商 資源部長官 表彰	キム・ヒョヌ 韓国航空宇宙研究院 責任研究員	ディスプレイ産業及び韓国型発射体開発事業で品質 検査分野の技術を開発し、知的財産の創出、関連産 業分野の発展及び雇用創出に寄与した。	
	チェ・ヨンソプ 国家核融合研究所 責任研究員	11件の主発明者で特許を登録 (海外特許2件を含む)、このうち4件を2012年、2014年、2015年、2020年に技術移転し、2019年度には研究院による起業のための技術移転責任者として部処員の起業を支援するなど知的財産の創出及び技術事業化に寄与した。	
中小 ベンチャー 企業部 長官 表彰	オ・チャンジン 韓国造幣公社 技術研究院 首席先任研究員	世界初及び唯一の偽造・変造防止セキュリティパターン及び認識技術を開発して「模造品のない信頼社会の構築」と「商品券の市場取引の透明性の確保」に大きく寄与した。	
	チョン・ホジョン (株式会社) カイアイ カンパニー 代表取締役	児童・生徒の歯科治療や口腔検診など、口腔医療データ分析の技術開発及び特許登録を行い、医療体系をイノベーション的に改善し、児童・生徒の口腔健康増進及び雇用創出に寄与した。	
公正取引 委員長 表彰	キム・ブョン 韓国知識財産保護院 専門委員	社会的弱者を対象とする産業財産権の出願に関する 相談や書類作成、教育を支援するとともに、特許審 判及び審決取消訴訟などの紛争対応を支援して知的 財産権の創出・保護及び紛争対応に寄与した。	

	イ・キュデ 公州大学教授	韓国著作権委員会のソフトウェア著作権侵害などに 関する鑑定の専門家として活動し、プログラム開発 者の創作物の保護及び著作権保護活動に寄与した。
特許庁長 表彰	キム・ムニル 全羅南道 知識財産センター センター長	劣悪な全南地域の知的財産の創出のために、知的財産・発明の関連のインフラを造成し、関係機関と協業して全南地域の知的財産の活性化に寄与した。
	ファン・ジフン 特許戦略開発院 研究員	特許ビッグデータを分析してディスプレイ産業の産業イノベーション戦略を策定し、公共及び民間が活用できるように提供しており、これにより、産業全般に特許情報活用の拡大に寄与した。

^{* 2019} 年国家知識財産施行計画の推進実績の点検及び評価の結果、最優秀中央行政機関 (2) の担当者

4. 知的財産トークコンサートの開催

知財委は知的財産の重要性について国民が簡単で楽しく理解できるよう、知的財産に関連しているユーチューバー、インフルエンサーなどを手配し、非対面方式で「知的財産トークコンサート」を3回開催した。

このコンサートは知財委の公式 SNS(カカオ TV、ネイバーTV、ユーチューブ、フェイスブック)及び関係機関⁷⁰の SNS、双方向のコミュニケーションプラットフォームなどを通じて生中継し、トークコンサートを視聴している視聴者にリアルタイムでアンケート調査を行い、クイズを出して出演者が解答するなど、非対面・リアルタイム・双方向のコミュニケーション方式で行われた。

92

⁷⁰ 科学技術情報通信部、特許庁、韓国著作権委員会、韓国科学創意財団、特許情報振興センター、韓国 特許戦略開発院、韓国著作権保護院、韓国知識財産保護院、韓国知識財産研究院、韓国特許情報院など

[表Ⅲ-4] 知的財産トークコンサートの概要

回	日付	テーマ	出演者	再生数
1	2020. 07. 08	知的財産 ビッグバン時代	司会:パク・ジョンヒアナウンサーパネル:イム・ソンギョンイラストレータージョン・ジングン江原大教授ユーチューバー賢い小学校生活ユーチューバー今日もキム先生	3, 103回
2	2020. 09. 04 ⁷¹	第四次産業革命 時代、知的財産 の範囲と価値	司会 : チェ・ジュヨン科学コミュニケーター パネル: クァク・チェド文化技術 PD ジョン・ソンチャン IP イノベーションエコシステム研究所長 ユーチューバージュヨン(ZUYONI) ユーチューバーチョコーディング	16,644回 (知的財産 の日の式典 全体)
3	2020. 11. 06	世界に伸びてい くKブーム、韓流 の中の知的財産	司会 : チェ・ジュヨン科学コミュニケーターパネル: ハン・テス作曲家 ノ・ゴンシクサウンドリパブリカ代表 ジョン・ヒョンスン弁護士 ユーチューバーGREAPA X CHERRI	2, 151 回

[写真Ⅲ-3] 2020 年知的財産トークコンサート







3回目 (2020.11.06)

⁷¹ 第3回知的財産の日の記念行事、第2部で行われた。

5. 知的財産保護政策協議会の運営

知財委は部処別に分散された知的財産権執行体系を連携させ、相互交流を促進し、執行の効率性を高めるために、2014年から「知的財産保護政策協議会」を運営しており、2020年にはコロナ禍でも出席の範囲を縮小して2回開催した。

2020年第1回知的財産保護政策協議会(09.24)では文体部、貿易委員会、外交部、特許庁、警察庁、関税庁などが参加し、各部処の知的財産保護施策の現状共有及び分散された情報の統合提供による国民向けサービスの改善策について議論し、第2回協議会(12.29)では中国の知的財産紛争状況の分析結果を共有し、部処横断的な対応方向について議論した。

[写真Ⅲ-4] 2020 年知的財産保護政策協議会





6. 知的財産の代替的紛争解決制度活性化教育セミナーの開催

代替的紛争解決制度とは、当事者間の対話及び合意に基づき、簡素な手続きに沿って紛争を解決する方法のことを意味し、訴訟に比べて費用が安く、迅速な解決が可能で、ベンチャー企業や小規模なスタートアップの紛争の際に有効に活用することができる。また、オンライン上で短時間で無限に複製、配布などの侵害行為が行われる主な知的財産権(商標、著作権など)の特性上、代替的紛争解決制度の積極的活用が必要である。したがって知財委は知的財産分野の代替的紛争調停制度を運営する事務機構及び調停委員のスキルアップを図り、制度を活性化させるためのオンラインセミナーを開催した。

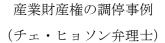
セミナーは12月7日と8日、2日間開催され、知的財産紛争の種類の特殊性に応じた調停のタイプとの調停技術、2020年の新規導入制度及び紛争調停事例などの理論教育と、調停の膠着状態の診断及び解決方法、調停倫理と調停人の行為規範、説得戦略及び説得コミュニケーション技法など、実務で活用できる実技教育などが実施され、ユーチューブの知財委チャンネルでリアルタイムで送信された。

[表Ⅲ-5] 知的財産の代替的紛争調停制度活性化教育セミナーの内容

日付	内容	備考
	・挨拶及びセミナーのご案内	知的財産振興官
	・知的財産紛争の種類の特殊性に応じた調停のタ イプとの調停技法	イ・ギュ ホ教授 (中央大法科大学院)
1 日目	・産業財産権の調停事例	チェ・ヒョソン弁理士 (広開土国際特許)
(12.07)	・2020 年の新規導入制度及び事例のご案内	
	- 共生調停委員会の説明及び調停事例	チュ・スンウ弁護士 (法務法人仁義)
	- 著作権職権調停の説明及び事例	ムン・ソンヨン 教授 (淑明女子大学法学部)
2 日目 (12. 08)	・調停の膠着状態の診断及び解決方法	ハム・ヨンジュ教授 (中央大法科大学院)
	・調停倫理及び調停人の行為規範	チョ・ホンジュン弁護士 (法務法人ハンギョル)
	・説得戦略及び説得コミュニケーション技術	キム・ジョンミョン代表 (イソップラーニング)

[写真Ⅲ-5] 知的財産の代替的紛争調停制度活性化教育セミナー







調停の膠着状態の診断及び解決方法 (ハム・ヨンジュ教授)

7. IP を基盤とする起業活性化のための IP 活用の専門家フォーラムの開催

知財委と韓国科学技術団体総連合会は 2020 年 7 月 14 日の共同会議で、科学技術分野の雇用問題の重要性に対する共感帯を形成し、特に、教員による起業や実験室での起業など、大学の IP を基盤とする起業を拡大する必要性があるということで意を共にした。したがって、2020 年 10 月 13 日、「大学の技術事業化及び教員による起業の活性化策」をテーマに IP 活用の専門家フォーラムを開催し、専門家の意見をまとめる場を設けた。

フォーラムでは主要イシューに対する専門家の問題提起と総合討論が行われた。知財委の活用専門委員であるイ・ヒスク弁理士は、教員による起業企業の設立後、改良発明が行われた場合、特許権の帰属に関するガイドラインを確立する必要があると発表した。続いて、韓国技術持株会社協会のイ・ジフン事務局長は、実験室での起業活性化のための根拠法令及び部処間の協力支援体系の構築の必要性を強調した。最後に、高麗大学シム・ギョンス教授は韓国型 I-Corps 事業を紹介し、大学(院)生による起業活性化のためには、これを基盤とする市場性の検証前後の段階に区別した支援が必要であると発表した。その後、3人の発表者に加え、建国大学パク・ジェミン教授、教員による起業企業の代表ジョン・ヒョンイル教授、ペク・ユンギ延世大学教授、チェ・ジソン弁護士などの専門家が参加した総合討論が行われた。

また、フォーラムは国家知識財産委員会のユーチューブチャンネルなど、複数のオンラインメディアでリアルタイムで送出され、テーマに関心がある人がより簡単にアクセスできるようにした。フォーラム映像と発表資料は知財委のユーチューブチャンネル及びウェブサイトで視聴やダウンロードすることができる。

[表Ⅲ-6] IP 活用の専門家フォーラムの内容

歓迎の言葉	ジョン・サンジョ 国家知識財産委員会委員長
祝辞	イ・ウイル 韓国科学技術団体総連合会長 ハン・ミング 韓国科学技術翰林院長
テーマ1	教員による起業の改良発明に関するガイドラインの必要性 発表: イ・ヒスク シウォン国際特許法律事務所代表弁理士
テーマ2	技術持株子会社の持分比率の現実化を通じた教員による起業企業を 制度圏に活性化 発表: イ・ジフン 韓国技術持株会社協会事務局長
テーマ3	教員支援を基盤とする大学(院)生による起業活性化 発表:シム・ギョンス 高麗大学教養教育院教授

座長:パク・ジェミン 建国大学技術経営学科教授

パネル: イ・ヒスク シウォン国際特許法律事務所代表弁理士

イ・ジフン 韓国技術持株会社協会事務局長

シム・ギョンス 高麗大学教養教育院教授

ジョン・ヒョンイル 延世大学教授、ジュビック代表

チェ・ジソン ローアンドサイエンス代表弁護士

ペク・ユンギ 延世大学名誉特任教授

[写真Ⅲ-6] IP 活用の専門家フォーラム (2020.10.13) 開催



パネル

ディスカッション

ジョン・サンジョ委員長の 歓迎の言葉



イ・ウイル会長の祝辞



ハン・ミング院長の祝辞



テーマ1発表



テーマ2発表



テーマ3発表



生中継の送出



総合討論

第3節 国家知識財産委員会の主要案件

1. 人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会の構成・運営計画 (案)

1) 推進の背景

人工知能(AI)の時代の到来⁷²により、AI によって創出される新しい知的財産(IP)の登場とともに、発明者・著作者としての適格性、AI マシンラーニングに使用されたデータの著作権保護の可否など、AI 関連の IP イシューが台頭している。したがって AI による新たな IP 保護でイノベーションの誘因を提供するとともに、公共の社会・経済的利益も向上するよう、既存の IP 法制度の補完と整備が必要である。

AI 関連 IP イシューについて、科技情通部、文体部、特許庁など関係部処は個別に対応していた⁷³。2020年2月、「人工知能 (AI) 関連の IP 法・制度・政策の改善の方向を設定するための中央部処・民間の専門家懇談会」を開催し、特別専門委員会の構成に対する認識を共有し、特許・著作権など、さまざまな種類の IP について部処間の総合的観点から IP 法制・政策の改善の方向について話し合うために、人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会 (以下、「AI-IP 特委」)を発足させることにした。

2) 主要内容

AI-IP 特委は AI 技術の研究開発、特許・著作権法、産業界及び関連政府部処などの専門家・関係者の中から 20 人以内の委員からなり、委員委嘱時から 1 年間で一時的に運営し、月 1 回開催を原則とするが、必要に応じて随時開催される。

AI-IP 特委の運営結果は関係部処と協議し、必要に応じて法・制度・政策の改善の方向 (案)を設け、本会議に上程する予定である。

⁷² 人間の知的能力を実行するレベルまで発展したAIは、技術・産業・経済など社会全般にわたって影響を与えている。特に、人間の知的能力の産物である発明・著作・創作など、IPに対しては莫大な波及力が予想される。

^{73 (}科技情通部) AI 法制度の改善の推進(AI 法制度研究フォーラム、AI 法制整備団の運営)、(文体部)著作権法の改正の推進(上半期を目指す、著作権法改正研究班の運営)、(特許庁)特許法・制度・審査指針の改善計画、AI 分野の IP 協議体の運営

「図Ⅲ-3] AI-IP 特委運営の手続き(案)

AI技術の動向及び 現行法・制度の検討 IPイシューの 検討・発掘

解決策模索

IPイシューに対する 関係部処別実行計画 の策定

AI技術・産業の 動向分析

既存のIPイシュー検討 ₩WIPO イシューレポート

IPイシュー深層検討 - 国内の現状及び 海外の事例検討

- 外部の意見聴取 (フォーラム、 セミナー開催)

法・制度・政策の

- IP現場での アンケート調査

- WIPO議論事項の反映

関係部処の実行計画

- 法令改正など

改善策の策定

- 改善事項の広報・ コミュニケーション

現行関連IP

法・制度の検討

技術とIP体系のGAP >

新規IPイシュー発掘

参考

- 特委(小委)運営 - フォーラム・ セミナー開催

改善の方向(案)導出

知財委の後続措置

- 案件化推進
- 中長期ロードマップ づくり
- ・関連部処での持続的 議論
- ・後続研究課題の導出

関連部処と推進事項の検討・連携、関連部処及び利害関係者からの意見聴取

2. バイオ産業の知的財産(IP)政策提案(案)

提案理由

コロナ禍で変化した環境の中で、国民の健康を守り、国の経済を支えるために、医療・ 防疫大国から進み、バイオ産業大国への飛躍のための国レベルの戦略が必要である。した がって、バイオ産業の成否の重要な要素である知的財産と連携して効率的な国家バイオへ ルス戦略が策定されるよう、制約要因を総合的に検討して長期・短期の政策課題を提示し たい。

2) 主要内容

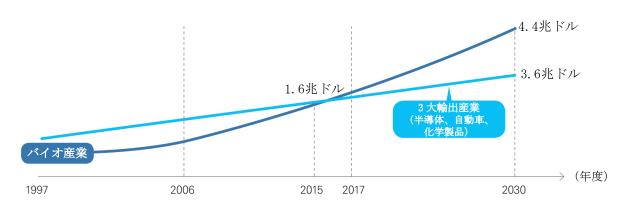
(1) 推進の背景

新型コロナウイルスの世界的拡大と国別の対応の過程でバイオヘルス産業の競争力が国 民の生命と国の経済を左右する重要な要素となった。また、診断・防疫、ワクチン・創薬 などの保健医療分野で自国中心主義が拡大し、国内のバイオ産業の競争力の重要性が浮き 彫りになった。したがって、たった一つの高品質な中核特許が事業の成否を左右するバイ 才産業の特性を考慮し、知的財産中心の効率的な支援のための政策の策定が必要である。 しかし、少数の中核特許のみでも莫大な収益を創出することができるが、同時に徹底した IP 戦略がなければ、紛争に巻き込まれて失敗しやすい知識集約的な特性が存在する。パン デミック収束後、景気後退を克服し、新たな感染症に備えるためには、根本的にバイオ産 業の競争力強化が必要である。

(2) バイオ産業の現状及び IP の競争力分析

世界のバイオ市場は年平均 7.4%と急成長しており、3 大輸出産業(半導体、化学製品、自動車)を合わせたものより大きな市場になると見込まれる⁷⁴。世界バイオ(医薬品、医薬機器)市場の規模は 2015 年の 1.6 兆ドルから 2030 年には 4.4 兆ドルになると見込まれ、3 大輸出産業(半導体、化学製品、自動車)市場の規模は 2015 年の 1.6 兆ドルから 2030 年には 3.6 兆ドルになると見込まれる。

[図Ⅲ-4] 世界バイオ (医薬品、医薬機器) 市場の規模



一方、韓国国内のバイオ市場も急成長(年平均 7.8%)しているが、グローバル市場に 占めるシェア⁷⁵が低く、国家競争力は低下⁷⁶しており、企業は零細⁷⁷な状況である。したが って、優秀な基盤インフラ、高レベルの政府のバイオ R&D 投資によるバイオ産業の競争 力強化のためには IP 中心の効率的な政策の策定が必要である。つまり、世界最高レベル の基盤インフラ、積極的な高品質な特許出願及び継続的に拡大している⁷⁸政府バイオ R&D 投資を産業競争力の強化につなげる必要がある。また、IP 戦略の重要性が非常に大きいバ イオ産業の特性を考慮すると、産業の全段階及び部処間の垣根を超え、IP 中心の効率的な 支援が必要となる。

⁷⁴ 世界バイオ (医薬品、医薬機器) 市場の規模 (2015) 1.6兆ドル→ (2030) 4.4兆ドル。3大輸出産業 (半導体、化学製品、自動車) 市場の規模 (2015) 1.6兆ドル→ (2030) 3.6兆ドル

⁷⁵ グローバルバイオ産業のシェア: 医療・健康サービス1%、医薬品2%、医療機器1.7% (産業通商資源 部、第四次産業革命の時代を主導するためのバイオヘルス産業の発展戦略 (2017.04.17、2面)

^{76 (2009}年) 15位→ (2013年) 24位→ (2018年) 26位 (米サイエンティフィック米国発表、2009~)

^{77 300}人未満の中小企業がバイオ企業全体の88.3% (50人未満の企業では62.2%)。損益分岐点を超える 売上高が発生した企業も全体の37.2%に過ぎない。

⁷⁸ 政府バイオR&D投資: (2014年) 2.9兆→ (2016年) 3.3兆→ (2018年) 3.5兆→ (2025年) 4兆ウォン以上 (予定)

(3) バイオ産業の知的財産6大イシュー

これを受け、バイオ産業 IP 特別専門委員会を構成し、バイオ産業における IP 関連の政策イシューを導出し、イシュー別政策提案を提示した⁷⁹。バイオ IP 産学研の専門家 12人、7 つの関係部処が 6 つのイシューについて深層検討し、短期推進課題と中長期検討課題に分類した。

「表Ⅲ-7] バイオ産業の知的財産イシュー

区分	イシュー名
	①バイオヘルス AI の融合技術に対する審査基準の整備
IP創出	②医療方法の発明の特許の適格性検討
	③バイオ研究の活性化及びIPの創出のための法制の改善の方向
ビッガギニカギ田	④バイオ分野のデータの権利及び保護
ビッグデータ活用	⑤ビッグデータ産業の育成のための支援体系確立
推進体系	⑥バイオIP中心産業のエコシステムづくり方策

(4) ポストコロナ時代のバイオ IP 推進課題(案)

特委で導出されたイシュー別の政策提案について、現行法制・政策・事業との連携などを検討して短期課題⁸⁰と検討課題⁸¹に分類した。長期検討及び社会的議論が必要な場合、国家知識財産委員会を中心に継続的な研究・検討・意見聴取及び動向のモニタリングを推進した。

⁷⁹ 第24次国家知識財産委員会でバイオ産業におけるIP特別専門委員会の構成・運営計画(案)を上程・ 議決し、2019年4月から2020年3月までの11カ月間で特別委員会を運営(全体会議4回、小委員会9回開 催)

⁸⁰ バイオ産業のIP創出のためのいち早い制度の改善、バイオ産業のビッグデータ活用度向上

⁸¹ バイオ産業の全サイクルIP連携強化策(R&D、人材、金融)、バイオ産業のIP連携政策疎通体系の構築

3. 非対面時代、新韓流活性化のための海外著作権の進出拡大及び保護策 (案)

1) 提案理由

文化的価値を経済成長に導く媒体の著作権は韓流の拡大により、将来の成長エンジンとして浮上しており、重要性はさらに増す見通しである。また、新韓流拡大のための輸出活性化を支援するとともに、韓流のグローバル化に伴って増加し続ける、海外での違法コピーなどの海外著作権を保護することが重要である。

2) 主要内容

(1) 現状分析

韓流コンテンツの海外需要の増加に伴い、輸出条件の改善が必要であり、途上国の不正利用などに対応する著作権の合法的な利用を要求する必要がある。特に、非対面・デジタル時代に合った著作権侵害に対する国際化・知能化対応が必要である。しかし、海外での著作権紛争の増加にもかかわらず、企業の被害救済は限定的である。

[表Ⅲ-8] 海外著作権の進出拡大及び保護策

ビジョンコンテンツと著作権が率いる新韓流の拡大と文化経済の実現

より広い世界に進む 韓流の著作権

- 1. 韓流著作物の戦略的輸出支援
- 2. 通商条約の締結及び点検で海外進出の法的保証
- 3. 新韓流の範囲拡張及び持続基盤基づくり

合法的な利用が日常になる 流通文化造成

- 1. 韓流著作物の戦略的輸出支援
- 2. 通商条約の締結及び点検で海外進出の法的保証

共に努力する 海外著作権侵害対応

- 1. 韓流著作物の戦略的輸出支援
- 2. 通商条約の締結及び点検で海外進出の法的保証
- 3. 新韓流の範囲拡張及び持続基盤基づくり

創作意欲を高める 正当な権利救済

- 1. 韓流著作物の戦略的輸出支援
- 2. 通商条約の締結及び点検で海外進出の法的保証

(2) 重要な推進課題

①より広い世界に進む韓流の著作権

進出段階別(準備・進入・成熟)にコンテンツの輸出企業に対して支援し、海外進出企業に集中的に投資する政策金融(マザーファンド文化勘定)を拡充する。また、自由貿易協定(FTA)締結による市場開放で、韓流進出を法的に保証する⁸²。最後に、新韓流により、関連産業の同伴成長を牽引し、持続可能な韓流の基盤を構築する。

②合法的な利用が日常になる流通文化造成

海外進出の前後に韓流著作物が海外で合法的に流通できるよう、進出国の現地状況に合わせて支援する。国別の著作権情報の提供、法律コンサルティング、現地流通プラットフォームとネットワークの構築などがその例となる。また、国際交流及び先進ノウハウを伝え、著作権を尊重する文化を造成する。

③共に努力する海外著作権侵害対応

国内外の組織をいち早く整備して新韓流の拡大に伴う需要の増加に備える⁸³。また、国 内官民合同「海外知的財産の保護協力体系」による共同対応を模索し、海外政府との協力 体系⁸⁴を構築し、救済措置を拡大する。最後に、権利者団体を構成し、活動を支援して民 間自力救済を活性化する。

④創作意欲を高める正当な権利救済

海外著作権紛争の発生時に司法救済手段へのアクセスのしやすさを向上⁸⁵させる一方で、代替的紛争解決制度(ADR)の活用を促進する。

(3) 期待される効果

海外での著作物の不正利用を減少させ、合法的流通を活性化することが期待される。また、著作権侵害による韓流の経済的損失は海外売上高の少なくとも10%以上と推定されるため、韓国経済におけるイノベーション的な成長エンジンとしてコンテンツの経済的価値の創出を後押しすると期待される。

(4) 今後の計画

2020年から海外の著作権進出・保護事業を拡大し、協力体制を構築する。

⁸² 韓-メルコスール (MERCOSUR、南米南部共同市場) (2018 年 5 月~) 、韓-ロシア (2019 年 6 月~) など、韓流進出の新興有望市場との FTA 交渉が進行中

^{83 (}国内)海外著作権協力産業団、専門捜査組織、(国外)海外事務所の拡大(4→10)

⁸⁴ 中国国家版権局、タイ警察庁、ベトナム放送電子情報局などとの協力体系を構築

⁸⁵ 現地の著作権関連司法制度について説明、法律コンサルティング及び訴訟費用などの一部支援

4. 知的財産の価値評価体系の改善策(案)

1) 提案理由

知的財産が経済及び技術覇権における主な対象として浮上するなか、知的財産市場の活性化のための価値評価体系の改善策が必要である。

2) 主要内容

(1) 推進の背景

イノベーション的なアイデアや研究開発の産物である知的財産が活用・取引され、再投資につながるためには、知的財産市場の活性化が欠かせない。つまり、オープンイノベーション(Open Innovation)時代には企業の新しい成長エンジン及び国家間の競争優位の確保を信頼性の高い知的財産の価値を算定し、IP 金融や取引につながるような知的財産市場の好循環の環境整備が必要である。したがって、市場(金融業界・企業など)が信頼できる IP 価値評価サービスを提供し、民間 IP サービス業の育成が求められる。

(2) 現状と必要性

ひとまず、IP 価値評価市場の急増により、IP 評価機関認証制度の改編が必要となっている。近年、IP 金融連携の価値評価は増加するなど、価値評価市場は急成長している⁸⁶。特に、1994年に発明振興法の制定により導入された IP 価値評価認証制度を市場環境の変化に適合するように改善する必要がある⁸⁷。

一方、IP 価値評価の需要は急増しているが、IP 価値評価サービスの品質向上のための 基本的な環境は不十分である。特に、IP 価値評価に必要な準拠情報の DB が不足し⁸⁸、IP 特性を考えた価値評価ガイドも不十分⁸⁹である一方、関連評価専門人材も不足している。 また、市場の需要を反映した評価モデル支援⁹⁰が不十分で、公正な市場価値を反映(現物 出資など)のための努力と民間 IP サービス業を育成する努力が必要である。

⁸⁶ IP価値評価件数: (2018) 2,541件→ (2019) 4,311件→ (2020.06) 2,704件

⁸⁷ IP価値評価機関:現在、計20の機関(公共11、民間9)が認証され、活動している。

⁸⁸ 部処/機関に特許取引情報、評価情報などが散在しているため、効率的に活用することが困難である。

⁸⁹ IP評価専用の実務ガイドがないため、技術価値評価実務ガイド(産業部)を準用している。

⁹⁰ 小口金融支援用の略式型評価モデル、海外IP評価支援など

標

推進戦略及び

題

信頼性の高い IP 価値評価による知的財産市場の活性化

- ·IP 価値評価の規模: (2019) 4,300 件→ (2024) 20,000 件
- ·IP評価準拠DB: (2024) 20万件(年間3万件、4年間拡充)
- 1. IP 価値評価サービスの 品質向上
- ·IP 価値評価機関認証制度の改編
- ・評価機関の品質評価制度の運営
- · IP 評価準拠 DB 連携 · 構築
- ·IP 価値評価の3大実務ガイド提供・普及
- 2. 市場の需要に適した評価サービス提供
- ·IP価値評価モデルの多様化
- ·海外IP価値評価サービス提供
- ·IP価値評価の大衆化及び裾野拡大
- 3. 公正な評価価値の反映及び 民間の評価サービス育成
- ・公正な評価価値の反映のための制度づくり
- ·民間のIP価値評価サービス育成
- ·IP価値評価の専門人材育成の活性化

① IP 価値評価サービスの品質向上

第一に、IP 価値評価機関の認証体系を全面改編する。現行の評価機関認証制度を評価専門人材を基準として 2 段階化(レベル 1・レベル 2)し、実績・品質に応じた昇降制に改編する⁹¹。

第二に、評価機関の品質評価制を導入して運営する。評価機関の評価報告書、評価人材 運営実態などを点検して3等級(優秀・良好・不十分)と評価し、品質の向上を図る⁹²。

第三に、IP 評価準拠 DB を連携して構築し、提供する。市場で取引された IP 取引情報、IP 評価情報、企業情報などを収集・連携して IP 金融・評価市場に準拠情報として提供する。評価準拠 DB は利用者(企業・金融機関・評価機関など)の需要に応じて市場に提供する。

^{91 (}既存)専門人材10人以上指定→(改善)2段階指定(レベル1:5人以上、レベル2:10人以上)

^{92 (}既存) 評価機関自体の品質検査→ (改善) 評価機関の品質管理活動全般を総合的に評価した後フィードバックをし、自己改善につなげる。

第四に、IP 価値評価の 3 大実務ガイドを提供し、普及する。IP 価値評価実務ガイド⁹³、評価品質管理ガイド、IP 投資実態調査ガイド⁹⁴(3 大基本インフラ)を作成して普及・拡大する。また、IP 価値評価実務ガイドを作成する際、使用目的(ローン・投資・事業化など)、技術分野(IT、バイオ分野など)に適した評価技法を提供する。

②市場の需要に適した評価サービス提供

第一に、金融市場の需要に合致する評価モデルを多様化する。簡素化された略式型評価モデル%を開発し、金融機関などに普及する。また、金融市場にフレンドリーな評価モデルを運営するために、金融機関と評価機関が共同で評価を行うモジュール型評価モデルを提供する。

第二に、海外 IP 価値評価サービスを提供する。つまり、海外主要国の特許を対象としたオンライン格付けサービスを開発・提供し、海外 IP の価値評価のための評価ガイドを市場に提供する⁹⁷。また、金融業界が海外 IP を担保として扱うことができるように関連情報を提供し、回収支援機構⁹⁸を介して海外担保 IP の買い取りを支援する。

第三に、IP 価値評価の大衆化を図り、裾野を拡大する。つまり、一般企業・国民も IP 価値評価を簡単に活用できるよう、個人・中小企業に対するオンライン特許評価サービスを拡大する⁹⁹。また、企業・個人が高付加機能を持つ民間 IP 評価サービスに容易にアクセスできるよう、政府・公共機関のウェブサイトに民間 IP サービスへのリンクを提供する。

③公正な価値評価の反映及び民間の評価サービス育成

第一に、公正な評価価値を反映するための制度を設ける。現物出資の IP 価値評価に対する基本ガイドを作成し提供する。つまり、「IP 価値評価実務ガイド」に現物出資価値評価に関する指針と注意事項を反映し、評価機関などに普及する。また、特許権の現物出資価額の裁判所の承認手続きにおいて検査人選任などの公正性を向上することができる方策を講じる。

第二に、民間 IP 価値評価サービスを育成する。オンライン評価サービス(SMART3)の評価 DB 及び評価要素 Data を民間に提供し、評価と連携した高付加価値の民間 IP サービスの開始を図る。また、民間 IP サービス企業の海外市場進出のために、SMART3 多言語ウェブページを構築し、SMART3 教育、博覧会の費用支援などを推進する。

94 投資目的の権利性評価など、精密診断する方法・手続きなどを提供

⁹³ IP権利性の詳細評価方式、主要変数の推定方式及び適用方法

⁹⁵ 評価領域別の分析内容を、要点を中心に簡素化したモデルで、小口IPローンなどに活用

^{96 (}例) 金融機関(市場性+事業性)、評価機関(技術性+権利性)などの協業評価

^{97 (2019)} 韓国、米国、欧州特許→ (2020) 中国特許に拡大→ (2021) 日本特許に拡大

⁹⁸ 政府と銀行が共同で出捐金を造成し、担保IPを買取・活用(売買・ライセンスなど)

⁹⁹ 個人・中小企業の新規利用者にSMART3サービス無料提供(5件)、KPAS I (格付け評価) 無料提供及び KPAS II (有料、価額評価) の提供拡大

第三に、IP 価値評価専門人材の育成を活性化する。金融業界、弁理士業界、大学の人材を対象に、IP 金融・価値評価に関する教育を開設・支援する。特に、IP 金融フォーラム内の「IP 価値評価分科」を運営するなど、認識向上を推進する。

3) 今後の計画

2020 年下半期には評価機関 2 段階昇降制の導入及び評価機関の一斉整備、IP 価値評価 3 大実務ガイド作成、IP 評価準拠 DB 構築などを推進する。

2021年上半期には需要者に合わせた IP-DB サービスを提供し、評価機関の品質評価制を 導入・適用し、SMART3 と民間間評価サービスの連携などを実施する。

第4節 専門委員会の運営

1. 運営の概要

知財委に上程される案件の事前検討と分野別の主要懸案などについて議論するために、各界の民間専門家 75 人からなる 5 つ (知的財産の創出・保護・活用・基盤・新知的財産) の専門委員会を構成して運営している。各専門委員会で懸案の政策イシューを発掘・研究し、その結果を委員会を通じて関係部処に政策課題として提案し、その推進計画及び実績を点検する。

2020年には第4期専門委員会の運営が終了し、4月9日に第5期専門委員会が新たに発足した。第4期専門委員会では「高品質な IP 創出のための IP-R&D の実行案」、「知的財産分野の紛争調停制度の活性化策(案)」、「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会運営計画」など、第21回~26回知財委の案件を事前に検討して調整した。また、CPO制度の活性化、南北の知的財産権交流協力、業務上の著作物法制の改善、知的財産特例上場、ビッグデータの保護及び利用促進など、20の政策イシューを発掘・研究し、関係部処に政策化を提案した。

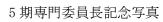
第 5 期専門委員会は IP 法制度、R&D、海外紛争、韓流、技術移転及び価値評価、IP 金融、起業、IP 教育及び人材、遺伝資源、データなど、産業界、学界、研究界などから知的財産関連の専門家を委嘱して 4 月 9 日に発足した。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、専門委員委嘱式のイベントの代わりに 5 分野の専門委員長による懇談会を行った。

5 つの専門委員会は 2020 年度に各 3 回ずつ計 15 回開催され、9 つのか知財委への上程 案件を事前検討し、計 10 の知的財産政策シューを発掘・研究した。

[写真Ⅲ-7] 第5期専門委員会の運営



5 期専門委員長懇談会





第58回保護専門委員会

第 53 回新知的財産専門委員会





第 49 回基盤専門委員会

第54回新知的財産専門委員会





第 58 回活用専門委員会

第60回保護専門委員会

2. 5 つの分野別専門委員会

1) 知的財産創出専門委員会

高品質な知的財産は第四次産業革命時代で企業の競争力を確保し、国のイノベーション成長を主導する中核資産である。したがって、知的財産を基盤として IP-R&D 戦略による中核技術である知的財産を先取りし、起業と中小・ベンチャー企業の成長を牽引する知的財産活動の支援を強化するなど、知的財産の創出分野の案件検討及び懸案議論のために「知的財産創出専門委員会」を運営している。

知的財産創出専門委員会は 2020 年 12 月時点、計 60 回(2020 年 3 回)開催され、2020 年度には「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の構成・運営(案)」、「バイオ産業における知的財産政策の提案(案)」、「知的財産の価値評価体系の改善策(案)」など、国家知識財産委員会の案件について事前検討を行った。また、「ポストコロナ時代における知的財産ビッグデータを基盤とするビジネスモデルプラットフォーム」、「国家 R&D 事業の知的財産の成果創出の強化のための知的財産の成果指標適用体系の改善策」など政策イシューを発掘・研究した。

[表Ⅲ-10] 知的財産創出専門委員会のスケジュール

口	日付	議論案件
第58回	8回・2020 年度創出専門委の年間運営計画の共有 ・2021 年度政策イシュー提案発表 (19 件) 及び候補課題選別 (4 件 ①ビッグデータ関連の IP 体系構築 ②知的財産の成果指標 ③職務発明補償制度 ④スタートアップの創出活性化	
第59回	・創出専門委の政策イシューの最終選定及び小委員会の構成 (1 小委) ポストコロナ時代における知的財産ビッグデータを基盤と するビジネスモデルプラットフォーム (2 小委) 国家 R&D 事業の知的財産の成果創出の強化のための知的 財産の成果指標適用体系の改善	
第60回	2020. 10. 06	・小委別政策イシューの研究結果の共有及び最終点検

2) 知的財産保護専門委員会

強い知的財産の保護体系の構築は、特に中小・ベンチャー企業が保有する技術の価値が 正当な評価を受けられるようにすることで、知的財産のエコシステム全般のしっかりとし た土壌となる。最近では米中間の貿易摩擦と韓流コンテンツの拡大などにより、海外での 知的財産の保護が国内での保護に劣らず、重要なイシューとして浮上している。このため 「保護専門委員会」は知的財産の保護関連の案件と懸案を積極的に検討して対応する一方 で、保護法制全般に対して点検し、政策イシューを提示することにより、知的財産尊重文 化の拡大に寄与している。 保護専門委員会は 2020 年 12 月まで計 60 回 (2020 年 3 回) 開催され、2020 年度には国家知識財産施行計画の推進実績の点検・評価など、法定案件以外にも「海外著作権進出拡大及び保護策(案)」、「中国の知的財産紛争状況及び対応の方向(案)」などの案件の検討と非対面社会の知的財産イシューなどについて集中的に検討した。また、「公共著作物の公正な利用のための改善策」、「ブロックチェーン分散アプリの知的財産法的保護策」など 2 つの政策イシューを発掘・研究した。

[表Ⅲ-11] 知的財産保護専門委員会のスケジュール

口	日付	議論案件
第58回	第58回・2020 年度保護専門委の年間運営計画共有 ・2021 年度政策イシュー提案発表 (8 件) 及び候補課題選別 (8第58回2020.05.12①公共著作物の公正な利用 ②ブロックチェーン分散アプリ ③実施許諾者破産時の実施権者保護 ④非物性を基盤とする美術の著作物 ⑤IP 主要国の特許審査基	
第59回	 ・政策イシュー、 小委別進進捗状況の共有及び意見聴取 (1 小委) 公共著作物の公正な利用に関する法制度改善策 (2 小委) ブロックチェーン分散アプリ (DApp) の知的財産法上の 地位 ・知財団独自の研究課題に対する意見聴取 - 中国の IP 判例分析を通じた対応方向の策定など 	
第60回	2020. 10. 07	・小委別政策イシューの研究結果の共有及び最終検討

3) 知的財產活用専門委員会

知的財産活用のエコシステムの活性化を促進し、知的財産サービス市場の専門性を高めるために、「活用専門委員会」は知的財産の取引及び事業化の促進、IP 金融高度化、IP 経営強化などの懸案について議論及び関連政策議題の発掘・検討のために取り組んでいる。

活用専門委員会は2020年12月時点、計58回(2020年3回)開催され、2020年度には「バイオ産業における知的財産政策提案(案)」、「知的財産の価値評価体系の改善策(案)」など、国家知識財産委員会への上程案件を書面で確認し、意見を述べた。また、「教員による起業を活性化させるための改良発明ガイドライン作成づくり」、「知的財産を基盤とする新金融投資・融資技法の開発研究」の2つの政策イシューを発掘・研究した。

[表Ⅲ-12] 知的財産活用専門委員会のスケジュール

口	日付	議論案件	
第56回	 第5期専門委員会の運営計画報告 ・2021年度政策イシュー提案発表(8件)及び候補課題選別(4 ①教授による起業の職務・改良発明 ②IP を基盤とする金融投資 ②公共 IP を基盤とするアクセラレーティング、基礎源泉 IP をするプラットフォーム ④IP権利維持の評価システム、大学/公共研のIP実用化の専門核 		
第57回	2020. 07. 14	・政策イシューへの着手状況の共有及び意見聴取 (1 小委)教員による起業を活性化させるための改良発明ガイドライン作成づくり (2 小委)知的財産を基盤とする新金融投資融資技法の開発研究 ・「バイオ産業における IP 政策提案」の案件の検討及び後続研究の意見聴取	
第58回	2020. 10. 06	・小委別政策イシューの研究結果の共有及び最終検討	

4) 知的財産基盤専門委員会

知的財産の創出・保護及び活用の促進のための基盤づくりに関する案件と懸案について 議論するために、「知的財産基盤専門委員会」を運営している。

基盤専門委員会は 2020 年 12 月まで計 51 回(2020 年 3 回)開催され、2020 年には「2019 年国家知識財産施行計画の点検評価の結果及び 2021 年度財源配分の方向(案)」、「人工知能(AI)-IP 特別専門委員会の構成・運営(案)」、「2020 年知的財産政策イシュー推進計画(案)」、「バイオ産業における知的財産政策提案(案)」など、本会議の案件について事前検討し、第四次産業革命の時代に求められる産業・経営・市場に対する高いレベルの IP 戦略策定のための「IP ビッグデータのランドスケープ分析活用」、将来のイノベーション成長を牽引する知的財産の人材を育成するための「国家教育課程(高校)での知的財産教育の強化」など、2 つの政策イシューを発掘・研究した。

「表Ⅲ-13] 知的財産基盤専門委員会のスケジュール

口	日付	議論案件	
		・2020 年度専門委員会の運営計画報告 ・2021 年度政策イシュー提案発表(12 件)及び候補課題選別(6 件) ①IP ランドスケープ活性化及び IP ビッグデータアナリスト育成 ②アンタクト(Un+Contact、非対面)公演と著作権 ③オンライン授業の拡大と著作権 ④AI 創作物の利用・流通 ⑤国家教育課程における IP 教育 ⑥音楽放送物の変形使用に対する権利帰属	
第50回	2020. 07. 23	・政策イシューへの着手の報告及び小委員会構成 (1 小委) 技術評価の実効性を補完するための IP ビッグデータ・ランドスケープ分析の活用 (2 小委) 国家教育課程(高校) での知的財産教育の強化 ・IP基盤分野の発展のための情報共有及び自由討論	
第51回	第51回 2020.09.23 ·小委別政策イシューの研究結果の共有及び最終チェック		

5) 新知的財産専門委員会

科学技術・社会環境などの変化により、従来の知的財産権の保護対象として確立されていないが、経済的価値があり、今後、付加価値の創出が期待される新たな知的財産である「新知的財産」分野の案件検討及び懸案議論のために「新知的財産専門委員会」を運営している。

新知的財産委員会は 2020 年 12 月時点、計 55 回 (2020 年 3 回) 開催され、2020 年度には国家知識財産施行計画の点検など、法定案件と「人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会の構成・運営計画 (案)」、「バイオ産業における知的財産 (IP) 政策提案 (案)」、「人工知能・データ基盤のデジタル知的財産イノベーション戦略 (案)」などの案件について検討した。また、「実感コンテンツの活用及び政策方策」など 2 つの政策課題を発掘・研究した。

[表Ⅲ-14] 新知的財産専門委員会のスケジュール

口	日付	議論案件
第 53 回	2020. 05. 15	・第5期専門委員会の運営計画報告・2021年度政策イシュー提案発表(18件)及び候補課題選別(2件)①バイオ・地理的表示の分野 ②データ・AR/VR分野
第54回	2020. 07. 16	・2021 年知的財産政策イシューの推進状況の共有 (1 小委)遺伝資源関連の知的財産の確保の動向 (2 小委)実感コンテンツの活用及び政策方策 ・「新知的財産の概念定立」などの関連議論
第 55 回	2020. 09. 17	・小委別政策イシューの研究結果の共有及び最終検討

3. 2021 年知的財産政策イシューの発掘

知財委は知的財産を取り巻く環境の急速な変化と政策的ニーズにいち早く対応し、委員の政策諮問機能を強化するために、毎年、実効性のある政策イシューを発掘し、関係部処に政策化の推進を勧告している。2020年には知的財産の創出・保護・活用・基盤及び新知的財産分野の5つの専門委員会で次年度の政策化課題として10の政策イシューを選定した。

1) 推進目的

知的財産政策イシューの発掘-討論-諮問-政策化につながる全周期的な政策活動の支援 体系を構築し、現場で適用可能な実効性のある政策イシューを発掘し、関係部処に提案し て政策化することに目的がある。

2) 推進方向

知的財産政策イシュー発掘の基本方向は民間委員が現場の経験をもとに、主導的かつ自主的にイシューを発掘し、研究を推進し、発掘された政策課題を関係部処に提示すれば、関係部処では導出された政策課題を検討し、これを推進するか、または政策代案を提示するものである。

3) 推進体系

知的財産政策イシュー発掘は、次のような推進体系に基づいて行われる。ひとまず、5 つの専門委員会で発掘した 10 のシューごとに小委員会を構成して小委員会を中心に研究 を進め、各専門委員会では所管するイシューの研究について検討して諮問する。研究過程 で関係部処の担当者が参加して政策化の可能性を検討することができる。研究完了後、「知的財産政策イシュー総合発表会」で国家知識財産委員会の委員全体に研究結果を発表・共有し、「知的財産の主な政策イシューの発掘(案)」を策定し、本会議の案件として上程する。関係部処では政策イシューに対する推進計画及び推進実績を提出し、これを国家知識財産委員会に報告する。

[図Ⅲ-5] 「2021 年知的財産政策イシュー」の推進日程



4) 推進の現状と経過

2020年5月、第5期専門委員会の委嘱とともに、5つの(創出・保護・活用・基盤・新知的財産)の専門委員会で65件の知的財産政策を提案し、そのうち、専門委別に課題を2つずつ、計10の政策イシューの課題を選定した。以降、各政策イシューごとに小委員会を構成して専門委員32人、外部の専門家8人など計40人の専門家が研究に参加した。

これにより発掘された政策イシューについては、各専門委員会が主体となって政策研究活動を推進した。5つの専門委員会では15回にわたり政策イシュー課題の選定、課題点検などの会議を開催し、10のイシュー別小委員会では39回研究会を開催した。

また、2020年10月23日にはオンナラ(全国)-PCビデオ会議システムで「知的財産政策イシュー総合発表会」を開催し、これまで研究してきた10の政策イシュー研究の結果を発表・共有した。同日の総合発表会には国家知識財産委員会本委員会の民間委員など計49人が参加して発表内容を共有し、質疑応答及び追加意見を提案した。

政策イシューの研究結果は「2021 年知的財産の主な政策イシュー発掘(案)」を策定 し、第 28 回国家知識財産委員会に報告し、関係部処との協議後、部処別に政策化推進計 画を案件化し、第 29 回国家知識財産委員会に上程・報告する予定である。

[表Ⅲ-15] 2021 年知的財産政策の課題

	政策イシュー	関係部処
1.	ポストコロナ時代における知的財産ビッグデータを基盤とする ビジネスモデルプラットフォーム	中企部、特許庁
2.	国家 R&D 事業の知的財産の成果創出を強化するための知的財産の成果指標適用体系の改善	科技情通部、特許庁
3.	公共著作物の公正な利用に関する法制度の改善策	行安部、文体部
4.	ブロックチェーン分散アプリを活用した知的財産の保護策	文体部
5.	教員による起業を活性化させるための改良発明ガイドライン 作成	教育部、科技情通部、 特許庁
6.	知的財産を基盤とする新金融投資・融資技法の開発研究	文体部、中企部、金融委
7.	技術評価の実効性を補完するための IP ビッグデータ・ランド スケープ分析の活用	金融委、特許庁
8.	国の教育課程での知的財産教育の強化	教育部、特許庁、 地方自治体
9.	実感コンテンツの規制改善及び活用の政策策	科技情通部、文体部、 特許庁、地方自治体

5) 2021 年知的財産政策化課題の主要内容

(1) ポストコロナ時代における知的財産ビッグデータを基盤とするビジネスモデルプラット フォーム

コロナ禍は情報通信技術(ICT) が中心となる第四次産業革命の時代を加速させる起爆剤となり、非対面(オンライン教育、リモートワーク、動画プラットフォームなど)産業を活性化させている。これに対応し、ポストコロナ時代に小商工人(小規模商工業者)、スタートアップ、中小企業が非対面産業に関連するビジネスモデル(BM)を容易にすばやく検索して有望なアイテムを発掘し、ビジネスに挑戦するために活用できる「知的財産ビッグデータを基盤とするビジネスモデルプラットフォーム構築」が提案された。

そのプラットフォームはポストコロナ時代の新製品・新サービス BM を創出するためのイージーアンドクィック(EQ)でアンタクト=非対面(U)な知的財産(IP)ビッグデータプラットフォーム(EQUIP)で、製品とサービスを構成する特許、デザイン、ブランド、出願人の情報などをストーリーテリング技法によってアイデアツリー化し、簡単なキーワードで手軽に検索ができるように機能を実装する。

韓国政府は知的財産ビッグデータプラットフォームを構築し、民間サービス業者はデータセットを活用してビジネスモデル(BM)に関連するあらゆる情報を保存・流通し、商用化サービスを提供するなど、官民の役割を分担する運営を提示した。

(2) 国家 R&D 事業の知的財産の成果創出を強化するための知的財産の成果指標適用体系 の改善

韓国政府のR&D投資拡大に伴い、国家R&D事業の質的成果向上のための知的財産 (IP)の成果目標及び指標の設定に対する需要は急増している状況であるが、現在、適用 可能なIP成果指標は制限的であると同時に、限界が存在するという問題点が提起されて た。特に、韓国国内の特許成果指標が定量的指標に限られており、R&Dの成果物である特 許の品質に対する成果の評価は困難だと指摘されてきた。

これを受け、IP 成果指標の改善のために必要な当面課題を評価体系・指標設定・質的成果の向上・学習と成長の視点から導出し、IP 成果指標の適用体系の改善の方向を検討した。

ひとまず、成果評価体系の改善の方向である。中長期的な観点から技術レベル向上のための評価ができるよう、事業の代表的な特許中心の評価制度に改善し、IP-R&D活動指数 ¹⁰⁰の開発と国家 R&D 事業 IP 専門評価団の運営による定性的な知的財産成果の評価体系の導入を提案した。成果指標の改善の方向としては国家 R&D 事業の成果評価に適した SMART 指数の開発と事業の特性に応じた成果の評価が行われるよう、成果目標と指標の設定における事業所管部処の自主性と責任を強化する方策が示された。また、質的成果の向上のた

¹⁰⁰ 先行特許の調査・分析、特許戦略策定、ターゲット特許出願(登録)など、IP-R&D活動の全体プロセスの実行程度を測定

めに、世界的な高品質な IP 挑戦型 R&D 事業の新設を推進し、自主的な研究実行後に事業が終了する場合、世界的な IP 創出で成果を評価する事業の導入を提案し、知的財産の成果目標及び指標の詳細ガイドブック製作と優秀事例の紹介による成果指標の持続的な改善と活用促進が必要だと提案した。

(3) 公共著作物の公正な利用に関する法制度の改善策

これまで公共著作物がアップロードされ、公共のデータになる場合、積極的な公開と活用を促進し、ある程度成果を収めているが、公共データ法と著作権法のどちらが優先されるのか、公共著作物の適正な管理方向はどうあるべきかなどについては政策的かつ実務的な考慮が不足している状況であった。つまり、公共データ公開政策の推進とともに、これを公正に活用するための制度的補完も必要な状態であるが、公共機関の刊行物を丸ごと提供してもらい、営利的に活用しながらも出処を正しく表示しないなど、事業者の不公正利用が発生した場合などの対応手続きと方策に対する明確な指針がないのが現状である。

したがって、公共データ法や著作権法を適用する上での実務的問題を解決できる方向に著作権関係法令を改善するする一方、法令解釈の基準とガイドラインが作成される必要があり、この過程で通常のデータと他の著作物の特性を考える必要性が高い。両法の関係で著作権法を優先的に適用する一方で、利用方法と著作物の特性に合った利用条件を設け、公正な利用を図る方向に現行法の解釈の基準の提示に加え、関連法制と指針を改善することを提案した。

(4) ブロックチェーン分散アプリを活用した知的財産の保護策

第四次産業革命時代の中核技術の一つであるブロックチェーンに基づく分散アプリの拡大を受け、これをソフトウェアとデジタルコンテンツの流通・取引の過程で効率的に活用してセキュリティを強化し、偽造・変造を防止するなど積極的に活用し、既存の知的財産の保護体系を改善する可能性が高まる状況である。実際、日本など他の先進国では実使用が可能な形でブロックチェーン分散アプリのモデル事業を推進するなど、知的財産分野へ取り入れようとしている。

このように、ブロックチェーン分散アプリは将来のコンピューティング環境を画期的に変える手段的価値が非常に高く、これを活用して著作権保護などに体系的に適用することができるモデル事業の推進を検討することを提案した。

(5) 教員による起業を活性化させるための改良発明ガイドライン作成

技術を基盤とする起業の活性化のためには、大学発の起業を促進する必要があり、その中核はまさに大学が保有している技術に対する専門性を持つ教員による起業である。教員による起業は一般起業に比べ、雇用創出の効果及び生存率が高いためである。しかし、教員による起業企業が設立以降、改良発明を進めた場合、その特許権の帰属及び成果の配分に関する明確なガイドラインがないため、今後の技術紛争が発生する可能性があり、起業意欲を低下させる要因になることもなる。したがって、教員による起業と改良発明を類型化してガイドラインを確立する必要性が提起された。

具体的には、①起業する教員の身分による分類(兼職の場合と休職の場合)、②改良発明財源の出処による分類(国家 R&D 資金の場合と民間投資資金の場合)、③後続発明の性格による分類(利用発明の場合と協議の改良発明の場合)によるそれぞれのチェックリストを提示した。また、今後、必要に応じてその後の深層研究及び利害関係者の意見聴取を踏まえ、ガイドラインを確立していくことを提案した。

(6) 知的財産を基盤とする新金融投資・融資技法の開発研究

近年、K-pop をはじめとする韓国の音楽、ドラマ、映画など、韓国のコンテンツが世界市場で急拡大している。特に、コロナ禍では非対面コンテンツの需要が増加し、コンテンツ産業が経済成長の新たな成長エンジンに位置づけられている。コンテンツ産業の成長は消費財及びサービス産業といった関連産業の同伴成長を牽引することができ、その生産誘発効果は約40.2兆ウォンに達すると予想される。

しかし、コンテンツ産業に特化した政府の予算支援が不足しており、「高リスク-高収益」の特性がある産業の特性上、一般的な政策資金の確保及び民間投資の誘致も容易ではなく、コンテンツ企業は財政的な困難を抱えている。

したがって、別途の専門財源を確保し、コンテンツ企業に特化した投資・融資の資金を 支援する方策、韓国コンテンツ振興院が評価・審査して推薦する有望企業には別途の保証 審査手続きを大幅に緩和し、保証付き融資を支援できる制度を設けるなど、コンテンツ産 業を活性化させる政策の実効性の担保のためのさまざまな支援政策及び制度を実施するこ とを提案した。

(7) 技術評価の実効性を補完するための IP ビッグデータ・ランドスケープ分析の活用

第四次産業革命の時代とデジタルコンタクト時代を迎え、韓国企業のグローバル市場への進出が加速し、グローバル企業との競争のためには未来産業・市場・製品・競合他社に対する迅速な予測や先取りのために、高いレベルの IP 戦略が必要である。

米国、欧州の先進企業はすでに特許ランドスケープを活用して事業・経営戦略に活用しており、日本も欧州企業をベンチマークし、最近 IP ランドスケープ分析方法を企業に積極的に導入している。

特許ビッグデータ分析は世界の技術及び市場のトレンドを確認するうえで非常に有用な方法であるが、韓国は米国、欧州に比べて IP 情報の企業の事業・経営戦略への活用が不十分である。特に、売上高の実績や担保力が不足している中小企業、起業初期のベンチャー企業のために企業の信用度と技術力をともに検討する技術信用評価制度(2014 年導入・施行)が保有する知的財産権と技術人材の量的評価に依存しており、技術力より信用評価を中心に行われているため、技術競争力に対する質的評価案と迅速かつ理解しやすい客観的な技術力の評価モデルが必要な状況である。

そこで、このような技術信用格付けの技術力評価を補完するために、技術金融分野に IP ビッグデータ・ランドスケープ分析技法を導入し、これを活性化させる方策として、産業の特性ごとに実際、企業の成果につながる技術の革新性や競争力を代弁することができる技術競争力評価モデルと指標の開発、国内外の企業情報、産業分類、特許分類などの異種データ間の連携及び最適にカスタマイズされた結果を導出するための統合 DB の構築と最適のカスタマイズ結果(関連特許、競合他社など)を導出することができる分析プラットフォームの構築を提案した。

(8) 国家教育課程(高校)での知的財産教育の強化

第四次産業革命の時代以降の時代に備え、新技術を基にする産業の発展のために創造発明を基盤とする知的財産の創出が求められ、知的財産の価値を理解し活用することができる人材育成教育が必要である。

特に、社会進出を目指す高校生に将来の社会のイノベーション成長及び雇用創出を牽引することができる高付加価値の無型資産である知的財産関連の発明の特許教育を提供することが重要だと指摘され、2018年から高校の教育課程に「知的財産一般」教科が反映されたが、人文系高校(日本の普通高校)の教育課程にのみ進路選択科目に反映され、職業系高校(特性化高校、マイスター高校、日本の専門高校)での発明の特許教育の機会が制限されており、知的財産に対する学校長や現場の教師の認識不足と専門指導教員の不足などで体系的な教育の拡大が難しい状況である。

そこで、2022年の教育課程を改訂する際、職業系高校の教育課程にも知的財産教科を新設・反映する必要があり、教員育成機関に知的財産関連科目を開設して現職教員に対する研修の拡大と教員資格整備による指導教員の資格付与を明確にするなどして専門指導教員の育成、体系的な知的財産教育を拡大するための関連法令(教育基本法、知識財産基本法など)の制定・改正などの法的・制度的インフラの拡充を提案した。

(9) 実感コンテンツの規制改善及び活用の政策策

バーチャルリアリティ(VR)、拡張現実(AR)、MR、メディアファサードといった実感コンテンツはスペース、コンテンツ、ゲーム、文化、観光、教育など、さまざまな分野の産業で活用されているが、実感コンテンツについて法律的に定義する個別の法令が存在せず、各部処所管の法令で重複した規制を受けている。また、ゲーム産業法ではゲームの定義を双方向性の特徴を基準とするため、学習及び運動効果を高めるための医療・教育分野での実感コンテンツもゲーム類に分類される可能性が高い。ゲーム類に属する実感コンテンツは市場投入及び更新ごとに等級分類が必要であり、製作・流通及び販売場所など、複雑な行政行為によって相当な制限が発生する。

そこで、文化産業振興基本法に「実感コンテンツの定義」の規定を導入し、コンテンツ産業振興法に実感コンテンツ関連特例など、実感コンテンツを支援するための法的根拠を新設する必要があり、実感コンテンツに適した新たな分類体系を新設してコンテンツ類型に関係なく、統合的に管理できる方策を立てることを提案した。また、VR/ARの写真撮撮影・録画など、実感コンテンツの創作過程で偶然に著作物が含まれる場合が発生するが、最近、改正された著作権法に「付随的利用」に対する免責許可に関連して「付随的利用」の具体的基準を設ける必要があり、商標、デザイン、パブリシティ権などにも「付随的利用」に対する免責が適用される必要があると提案した。

第5節 特別専門委員会の運営

知財委では5つの分野別の専門委員会のほかにも、知識財産基本法施行令第6条7項¹⁰¹に基づき、一時的に特別専門委員会を構成・運営している。今年は第24回

(2019.03.28) 委員会の議決を通じて発足した「バイオ産業 IP 特別専門委員会」が運営され、「人工知能(AI) IP 特別専門委員会」が第 26 回(2020.03.31) 委員会の議決を通じて発足した。

1. バイオ産業 IP 特別専門委員会

1) 運営の経過及び主要内容

バイオ産業は、BT (Biotechnology) など第四次産業革命時代の融合複合技術の中核として浮上しており、新型コロナウイルス感染拡大などにより、健康に対する国民の関心が高まり、その重要性が増している。これを受け、2019年4月に発足した「バイオ産業-IP特別専門委員会(以下、「バイオ IP 特委」)」の責任と役割もより重大になった。

バイオ IP 特委は国家知識財産委員会及び傘下の専門委員会委員、バイオ産業分野の専門家など 12 人の民間委員と、科学技術情報通信部、行政安全部、保健福祉部、文化体育観光部、公正取引委員会、特許庁などの 7 人の政府委員からなっている。2020 年には前年の活動に引き続き、1 月 31 日に第 4 回特別専門委員会を開催して活動期間中に発掘した政策イシュー別の結論を導出し、最終報告書の作成及び案件の上程の方向について議論した。

バイオ IP 特委は 2020 年 3 月、すべての公式活動を終了し、活動の成果物として「医療方法の発明の特許適格性」をはじめとする 8 つのバイオ分野の主な IP イシューを導出した。また、導出したイシュー別に問題解決のための政策を提言し、これを第 27 回国家知識財産委員会(2020.09.03)に上程する成果を収めた。

¹⁰¹ 第6条(専門委員会の構成及び運営)⑦委員長は緊急事案に対する専門的な検討のために必要であれば、委員会の議決を経て専門委員会のほかに、一時的な特別専門委員会を構成・運営することができる。

[表Ⅲ-16] バイオ産業の知的財産政策イシュー議論

分野	イシュー名
1.	①医療方法の発明の特許適格性
バイオ IP保護	②バイオヘルスAI分野の特許審査基準の整備
II MR	③バイオIP中心産業のエコシステムづくり方策
バイオ	④バイオIPデータの権利及び保護
IPイノベーション	⑤生物学的物質の特許寄託活用及び統合DB構築策
. 9 . 7.	⑥バイオビッグデータ関連法令・規制の統一的整備策
バイオ IP規制	⑦バイオ研究の活性化及びIP創出のための法制の改善策
11 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	⑧リサーチツール特許に関連する利害関係の調整

2) 今後の計画

バイオ IP 特委での研究結果が国家知識財産委員会に上程されることにより、関係部処では政策提案に対する推進策を検討し、政策及び制度に反映させるための努力を続けるであろう。また、「バイオ産業全周期 IP 活用策」をテーマにした政策研究用役が 10 月から発注されて行われており、関連部処の担当者からなる政策協議会及び専門家諮問団を構成し、議論を続ける計画である。政策研究及び議論の結果は、2021 年の第 30 回国家知識財産委員会に案件として上程される予定である。

2. 人工知能(AI) IP 特別専門委員会

1) 運営の経過及び主要内容

AI-IP 特委は関係部処の推薦と産学研の分野、専門性を考慮して委員候補を選抜し、特委の委員長と政府委員(科技情通部・文体部・産業部・中企部・特許庁の5人)、民間委員(産業財産権、著作権、技術・産業の専門家など14人)からなっている。また、AI-IP 特委の中核課題ごとに特委委員・外部専門家・関係部処からなる小委員会(法・制度/産業・規制/規制・慣行)を別途に運営し、課題別の特徴及び進行状況に合わせて具体的な改善策について議論し、それに伴った案件化作業を推進した。

AI-IP 特委の全体会議は 2020 年 6 日 16 日から 2020 年 12 月 1 日までに 3 回、小委会議は 2020 年 7 月 3 日から 11 月 6 日までに 7 回開催された。

[表Ⅲ-17] AI-IP 特委の運営

口	日付	主要内容
1	2020. 06. 16	·AI-IP 特委委員の委嘱式開催 ·AI-IP 特委の中核課題及び推進方向発表 ·AI-IP 特委の運営方策、AI-IP 中核イシューなど議論
2	2020. 08. 19	・小委別政策イシューの議論の内容の発表及び討論・関係部処別の担当者及び外部の専門家(韓国科学技術情報研究院など)の意見聴取
3	2020. 12. 01	・「人工知能・データを基盤とするデジタル知的財産のイノ ベーション戦略」(案件)の事前検討 ・データ保護規定に対する争点及び整合性向上策の議論

[表Ⅲ-18] AI-IP 特委の小委員会の主要運営内容

回	日付	主要内容	
1	2020. 07. 03	・小委別「AI-IP 特委」推進課題(案)の争点発表及び討論 ・部処別AI-IPに関連し、既に推進されている政策について の発表及び議論	
2	2020. 07. 16	・ビッグデータプラットフォームとセンター構築事業の発表 ・AI活用IPサービスのためのデータプラットフォームの構築 方策論議	
3	2020. 07. 24	 ・小委別「AI-IP 特委」推進課題(案)の争点別イシュー及び改善策議論 - (法制度)「AI-知的財産特別法」、AIの創作保護、データの共有・保護など - (産業・R&D) 特許 Landscape、研究データの共有、AI取引所など - (規制慣行) AI学習データとWebクローラー、学習データとしての公共著作物の活性化策など 	
4	2020. 08. 28	・AI-IP 特委の戦略報告書の争点検討 ・「AI-IP特委」及び小委会議の結果に応じた案件の議論	
5	2020. 10. 16	·AI-IP 案件の推進課題(案)の検討 ·AI技術・産業競争力の強化のための推進課題の争点議論	

6	2020. 10. 26	・AI-IP 案件の推進課題(案)の検討及び争点議論・(仮称)「人工知能-知的財産特別法」の争点及び主要内容議論
7	2020. 11. 06	・AI-IP 案件の推進課題(案)のち(仮称)「人工知能-知的 財産特別法」(案)の必要性及び争点の検討 ・韓国の AI 産業の振興のために AI 創作の保護対象・範囲な どに対する国内外の議論及び保護体系を構築するための考 慮事項の検討

[写真Ⅲ-8] 人工知能 (AI) -IP 特別専門委員会





人工知能(AI)-IP特委発足

第2回人工知能(AI)-IP特委

2) 今後の計画

AI-IP 特委及び小委の議論の結果として「人工知能・データを基盤とするデジタル知的財産のイノベーション戦略(案)」を策定し、第 28 回国家知識財産委員会に上程し、今後、国家知識財産委員会は AI-IP 特委の運営を延長して提示された戦略の推進状況を点検し、後続の計画作りを推進したい。多部処関連の中核課題については別途の小委を構成・運営する計画であり、民間委員、専門委員会(創出・活用・保護・基盤・新知的財産)及び国家知的財産ネットワークなどを活用して産業界など、現場から意見を聴取する計画である。

第6節 国家知的財産ネットワーク (KIPnet) 運営

国家知的財産ネットワーク(Korea Intellectual Property Network、KIPnet)は知的財産政策分野の関係機関、団体、産業別協会などが幅広く参加するチャンネルとして、2012年4月5日に発足して以来、毎年、知的財産関連の懸案をテーマに参加機関間のコミュニケーション及び政策議論を進めてきた。これまでに11回のカンファレンスを開催し、分科別協議会・ワークショップ・フォーラムなど、さまざまな活動を通じて参加機関間の活発な交流と協力を強化している。2020年には86の機関が参加し、分野別の現状とイシューを共有・議論した。

また、年次カンファレンスを開催し、産学研官を包括する各界のさまざまな現場の意見を聴取し疎通する窓口の役割を果たしている。さらに、現場の声が政策に反映されるよう、真の国家知的財産ガバナンスの主軸となるのが KIPnet が目指す役割である。

1. 4 つの分科活動

国家知的財産ネットワーク(KIPnet)は4つの分科を構成して参加機関が自由に分科に参加するようにし、分科別幹事機関と知的財産戦略企画団の担当官を指定して分科の活性化及び参加機関間の協力を積極的に支援している。

[表Ⅲ-19] 2020 年度 KIPnet 分科別の活動実績

分科	IP−創出	IP-活用・人材	IP−保護	IP−著作権
幹事機関	韓国特許戦略開発院	韓国産業技術大学	韓国知識財産保護院	韓国著作権委員会
参加機関	24	16	30	16
分科活動	協議会7回	協議会6回	協議会4回	協議会6回

幹事機関は分科別協議会など分科運営を主管し、参加機関の意見をまとめる役割を果たした。また、国家知識財産委員会とともに、幹事機関懇談会を通じて KIPnet カンファレンスのテーマ選定及びカンファレンス開催の方向について議論した。

1) IP-創出分科

IP-創出分科では「高品質 IP の創出のためのイノベーション的な戦略」を分科運営のテーマに定め、分科協議会で4つの小テーマを導出した。最初のテーマは「大型事業団 CPO制度の活性化策」で、政府の R&D 全周期にわたる CPO 支援戦略及び推進方向について議論した。第二のテーマは「IP-R&D 教育の活性化策」で、教育対象の需要に合うカリキュラム開発と時代の変化に応じた IP-R&D 方法論の拡大方策などについて議論した。他に

も、中小企業・スタートアップを対象とした IP-R&D の優秀事例の紹介方法と国家 R&D 成果向上のための IP 創出・活用の連携方策などについて活発な議論を続けた。

IP-創出分科は21人の参加機関の専門家と3人の知財委の専門委員からなり、協議会を 7回行い、小分科別のテーマ発表と討論を通じて政策意見をまとめ、分科長会議で重要議 論の結果を導出した。

創出分科では特に、「CPO制度及び教育の活性化による IP-R&D 戦略の拡大」について 踏み込んだ議論を行い、政府 R&D の効率性向上及び R&D 全周期の特許戦略の拡大のため の方策として「CPO 制度の導入・定着支援及び IP-R&戦略教育センターの設立による IP-R &D内在化教育」を提案した。

[写真Ⅲ-9] KIPnet IP-創出分科活動







第1回協議会(2020.05.29) 第4回協議会(2020.09.25)

第5回協議会(2020.10.16)

2) IP-活用・人材分科

IP-活用・人材分科は「IP 関連の雇用創出の活性化のための制度的支援策」を分科運営 テーマに選定し、小分科の特性に応じた 4 つの小テーマを選定した。IP-人材育成の小分 科では「IP 専門人材の確保のための関連分野の制度改善」と「需要中心の就業連携型 IP 専門人材育成の強化」をテーマに議論し、IP-活用の小分科では「公共技術移転事業化の 活性化制度の改善」と「IP 起業活性化政策」をテーマに議論した。

IP-活用・人材分科は 12 人の参加機関の専門家と 4 人の国家知識財産委員会の専門委員 からなり、6回の協議会を進め、分野別にさまざまな政策意見をまとめ、知的財産現場の 懸案を共有し、政策案件を導出した。

特に、「IP 金融の活性化に対応する IP 価値評価人材育成策」について踏み込んだ議論 を行い、無形資産に対する前門的評価による IP 金融市場の育成のための方策として、著 作権、ブランド価値評価の専門人材の育成と知的財産評価機関の拡大、IP 価値評価人材の 専門性強化策を提案した。

[写真Ⅲ-10] KIPnet IP-活用·人材分科活動







第1回協議会(2020.06.23) 第2回協議会(2020.09.25)

第3回協議会(2020.10.27)

3) IP-保護分科

IP-保護分科は「第四次産業革命の時代に合った特許適格性の改正案」をテーマに分科 協議会を4回行った。分科には参加機関及び専門家30人が参加して自由討論をし、専門 家が問題提起をして第四次産業革命の時代に合った特許制度の再設計の必要性について共 感し、特許法改正案について議論した。

協議会で、日本を除くほかの五庁の国とともに、特許法上の発明の定義を削除し、発明 が持つ意味それ自体から判例の解釈に依存する方策と発明の定義を一般化し、欧州連合や ドイツのように、特許の適格性を否定する理由を消極的に列挙する案など、特許法改正案 を提案した。

[写真Ⅲ-11] KIPnet IP-保護分科活動



第1回協議会(2020.07.10)



第 2 回協議会 (2020.08.10)



第3回協議会(2020.10.13)

4) IP-著作権分科

IP-著作権分科は「新しいコンテンツ流通プラットフォームの登場による著作権イシューと対応戦略」をテーマに、協会、コンテンツ制作会社、放送事業者、プラットフォーム事業者など 16 機関の利害関係者を中心に、ネットワークを構築し争点について議論した。キックオフミーティング及び分野別会議を 5 回、総合討論会を 1 回行い、OTT など新しい流通プラットフォームでの著作権と著作隣接権者などに対するイシュー及び解決策などについて議論した。

主な争点は 0TT サービスの法的性格の不明確さ、著作隣接権使用料の支払い主体の不明確さ、映像著作物利用過程での著作隣接権処理の難しさなどであり、これを解決するために、新しいコンテンツ流通プラットフォームの法的性格の付与、拡大された集中管理制度の導入、レコード補償請求権の拡大及び映像著作物特例規定の改正などについて検討した。

[写真Ⅲ-12] KIPnet IP-著作権分科活動



第1回 協議会(2020.07.03)



第 2 回協議会 (2020.07.16)



第3回協議会(2020.10.14)

2. 2020 国家知的財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス開催

2020年11月19日には「急変する社会環境に対応する知的財産(IP)イノベーション戦略」をテーマに、「2020国家知的財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス」を開催した。行事は新型コロナウイルス感染拡大のために知財委の公式ユーチューブチャンネルなどで現場からオンラインで同時に生中継され、発表者と討論者以外の現場に参加する人数を最小限に抑えて開催された。

今年で11回目を迎えるカンファレンスはグローバルバリューチェーン (GVC) の再編、新型コロナウイルスの感染拡大など、さまざまな要因によって産業・技術の環境だけでなく、生活環境まで急変している状況に対応するための知的財産の役割について議論するために開かれた。

カンファレンスは 3 つのセッションで行われた。 [セッション I]ではジョン・サンジョ 国家知識財産委員会民間委員長の開会の辞、ジョン・ガプユン知的財産団体総連合会長の 祝辞、「技術冷戦時代の IP 戦略」をテーマにしたホン・ナムピョ韓国研究財団社事務総

長の基調講演が行われた。続いて今年、各分科活動の求心点の役割を果たしてきた4つの 幹事機関の担当者に功労牌が授与された。

[セッションⅡ]では「技術環境の変化に対応する戦略的 IP 人材育成策」をテーマに、IP-創出分科と IP-活用・人材分科の発表が続いた。

IP-創出分科の発表者の金鳥工科大学ジ・ソング教授は「ニューノーマル時代、就業・起及び産学研現場向けの IP 教育」をテーマに、新しい技術が氾濫するポストコロナ時代に対応するための R&D 現場の IP の問題解決教育、特許ビッグデータの専門家育成教育など、ニーズに合わせた IP 教育の必要性を強調した。

IP-活用・人材分科のテーマは「デジタル転換とオープンイノベーションに対応する IP 価値評価の専門人材育成策」であった。発表者の韓国産業技術大学イ・ナクボム教授は、成功するイノベーション技術事業化の中核である IP 価値評価の専門人材育成のために、現在の IP 創出と IP 管理人材育成に偏っている IP 人材育成政策の改善の方向を提示した。

「セッションⅢ」では「ニューノーマル時代の到来に伴う法律の制定・改正の必要事項の提言」をテーマに、IP-保護分科と IP 著作権分科の発表が行われた。

IP-保護分科の発表者の(株) ヒューロムのイ・ジンス本部長は、「ポストコロナ、アンタクト時代に合わせた特許法改正案」をテーマに、韓国版デジタルニューディールの中核でもあるデータ(Data)、人工知能(AI)などのソフトウェア技術が特許性を認められるようにする法律の整備案について発表した。

IP-著作権分科のテーマは「OTT での著作権及び著作隣接権の争点に対する検討」であった。 慶熙サイバー大学パク・ギョンシン教授は OTT 環境での制作の活性化のための方策、著作権及び著作隣接権者の使用料支払いに対する基準と透明性向上の必要性、部処横断的な協力による好循環な OTT 市場構築の必要性及び対応策を提示した。

各セッションのテーマ発表が終わった後は発表内容及びセッションのテーマの専門家が 議論した。より踏み込んだ議論を行うために、発表者のほかにも、各分野の専門家が議論 に参加し、オンラインで聴衆と双方向コミュニケーションする時間も設けた。

[表Ⅲ-20] 2020 年度 KIPnet カンファレンスプログラム

	SESSION I. 開会式
開会の辞	ジョン・サンジョ 国家知識財産委員会委員長
祝辞	ジョン・ガプユン 知的財産団体総連合会共同会長
功労牌 表彰	韓国特許戦略開発院、韓国産業技術大学、韓国知識財産保護院、韓国著作権委員会
基調講演	ホン・ナムピョ 韓国研究財団事務総長「技術冷戦時代のIP戦略」
SESSION	II. 技術環境の変化に対応する戦略的IP人材育成策
テーマ 発表 1 IP-創出 分科	・発表:ジ・ソング 金烏工科大学教授 ・テーマ:ニューノーマル時代、就業・起及び産学研現場向けの IP 教育
テーマ 発表 2 IP-活用・人材分科	・発表:イ・ナクボム 韓国産業技術大学教授・テーマ:デジタル転換とオープンイノベーションに対応する IP 価値評価の専門人材育成策
パネル ディスカッシ ョン	 ・座長:ジュ・サンドン IP-Daily 代表 ・パネル:ジョン・ソンチャン 知的財産科学新エコシステム (研)所長 チャ・ワンギュ 崇実大学教授 キム・ジェジン 延世大学教授 キム・ギュテ 延世大学副センター長
SESSION III. = = -	-ノーマル時代の到来に伴う法律の制定・改正の必要事項の提言
テーマ 発表 1 IP-保護 分科	·発表:イ・ジンス株式会社ヒューロム本部長 ·テーマ:ポストコロナ、アンタクト時代に合わせた特許法改正案
テーマ 発表 2 IP-著作権分科	・発表:パク・ギョンシン慶熙サイバー大学教授 ・テーマ:0TTでの著作権及び著作隣接権の争点に対する検討
パネルディスカッシ ョン	 ・座長:ジョン・ジングン江原大学教授 ・パネル:イ・ジンス株式会社ヒューロム本部長 バク・ギョンシ 慶熙サーバー大学教授 ノ・ギョンソプ 京畿知識財産センター責任 ジョン・ヒョンスン 大法院裁判研究官

[写真Ⅲ-13] 2020 国家知的財産ネットワークカンファレンス



基調講演



KIPnet 功労牌表彰



テーマ発表



パネルディスカッション



カンファレンス現場



記念撮影

第7節 発刊資料

1. 2019 知的財産保護政策の執行年次報告書

最近、新型コロナウイルスの衝撃が世界の社会・経済・人文・生態環境を急変させている中、知的財産の分野では知的財産の保護の重要性がこれまで以上に高まっている¹⁰²。このような状況で、知財委は世界を驚かせした「K-防疫体系の構築」、映画「パラサイト」のアカデミー4部門受賞、「BTS(防弾少年団)」のビルボードアルバムチャート1位達成など、韓国の知的財産の成果を継続するために、昨年、政府の成果を集約した「2019年知的財産保護政策の執行年次報告書」を発刊した。本報告書は2013年から発刊されており、今年は産業部、福祉部の知的財産保護活動を追加し、米国、日本、中国など主要国の政策に加え、世界知的所有権機関(WIPO)のイシューについても紹介することで、国内外の知的財産情報をより忠実に提供した。

報告書は序論、知的財産の現状、知的財産保護政策、知的財産保護政策の執行成果、海外主要国の知的財産保護政策、今後の推進計画の第6章で構成されており、第2章知的財産の現状では産業財産権の出願及び登録の現状、著作権の登録及び侵害の現状をはじめ、営業秘密・産業技術及び新知的財産に関する重要な統計データを提供し、第3章知的財産保護政策では韓国の知的財産政策及び法律体系と知的財産の保護のための政府部処の政策推進体系及び活動内容を盛り込んでいる。第4章知的財産保護政策の執行成果では知的財産権法の改正事項と知的財産関連の取り締まりの現状、知的財産紛争解決の統計及び事例などを紹介し、第5章では海外の主な知的財産保護政策について案内し、第6章では知的財産保護政策の執行に関連する今後の展望及び政策対応の方向について扱う。

本報告書は韓国語だけでなく、英語でも発刊される。国内外の主要機関に同報告書を配布することで、韓国の知的財産の保護の存在感を高めるために取り組んだ。この報告書は知財委のウェブサイト資料室からダウンロードすることができる。

134

¹⁰² 五庁共同声明 (2020.07.21) : 現在の経済不況を打開するためには、知的財産が有用な手段であることを認識し、すべての産業分野で知的財産の保護を強化する(抜粋)。

[写真Ⅲ-14] 2019 知的財産保護政策の執行年次報告書(韓国語・英語)







英語報告書

2. 国民の知的財産権保護のための政府用役契約のガイドライン

知財委では政府が発注した用役契約の過程で発生する知的財産権に関する紛争を解消するために、「国民の知的財産権の保護のための政府用役契約のガイドライン」を発刊し、中央部処、広域(都道府県)・基礎(市町村)自治体及び民間事業者団体に500部を配布するとともに、オンラインでも誰もがダウンロードできるよう、知財委ウェブサイトの資料室に公開した。

ガイドラインは政府用役契約における知的財産権関連の規定を網羅して分かりやすい解説を提供し、契約時の留意事項、Q&A、チェックリストなども収録して民間事業者と契約担当公務員の双方に良い指針となるものと期待される。また、2021年からは調達教育院と協力して政府の用役契約の担当公務員・公共機関従事者を対象とする知的財産権教育課程も運営する予定である。

[写真Ⅲ-15] 国民の知的財産権保護のための政府用役契約のガイドライン



表紙

国家知識財産委員会

2020 年次報告書

Presidential Council on Intellectual Property Annual Report 2020

第4章

知的財産施行計画の主要成果

- 第1節 2020 年国家知識財産施行計画
- 第2節 施行計画の点検・評価体系
- 第3節 施行計画の主要成果 (5大戦略、21の中核課題)

第4章 知的財産施行計画の主要成果

第1節 2020年国家知識財産施行計画

1. 推進体系

1) 策定体系

国家知識財産委員会(以下、「知財委」)は知識財産基本法第9条¹⁰³に基づき、「第2次国家知識財産基本計画」の政策目標を実現するための年度別細部実践計画である「2020年度国家知識財産施行計画」を策定した。施行計画の策定手続きに従って、2019年10月31日、知財委は関係部処及び自治体に2020年施行計画の策定指針を送付し、2020年2月28日、関係機関が提出した計画(案)をまとめて施行計画(案)を作成した。施行計画(案)に対する関係機関と協議し、知財委の委員の意見をまとめた後、2020年3月末、知財委の審議議決を経て2020年施行計画が最終確定した。

特に、2020年度施行計画は課題体系を改編し、関係機関の推進計画(案)をまとめて施行計画を作成した。

[表Ⅳ-1] 2020 年度施行計画の課題体系の改編要旨

- ◇施行計画の点検・評価及び財源配分の方向の実効性を高めるために、知的財産の財 政事業体系(細部事業、内訳事業など)との連携強化
- ◇国内外の知的財産政策環境の変化及び新規需要を反映し、第2次国家知識財産基本 計画(2017年~2021年)の目標達成を誘導するように体系化

区分	第2次国家知識財産基本計画(2017~2021)							
年度	2017	2021						
体系	基本計画体系	\rightarrow	\rightarrow	新規課題体系	\rightarrow			
検討	検討 課題体系の 再検討 次期基本計画 策定							

¹⁰³ 知識財産基本法第9条(国家知識財産施行計画の策定)①韓国政府は関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画に基づく推進計画を提出させ、毎年、国家知識財産施行計画(以下、「施行計画」)を策定しなければならない。②韓国政府は施行計画を策定や変更する場合は委員会の審議を経て確定する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合はその限りではない。

2) 主な特徴

2020 年国家知識財産施行計画は政策を展開する環境の変化と文在寅(ムン・ジェイン)政権の下半期における重点推進課題などを考慮するなど、国内外の IP 政策環境の変化に伴い台頭する政策の需要を反映できるよう、ローリング・プラン (rolling plan) として5 大重点戦略、21 の中核課題を導出して反映している。つまり、2018 年文在寅政権の発足当時、雇用創出、第四次産業革命時代への対応、イノベーション成長、公正な経済など、主な国政戦略及び課題を裏付けるために、第2次基本計画の5 大戦略をもとに、6 大重点方向を導出している¹⁰⁴。その以降、韓国国内の知的財産の動向及びこれまでの知的財産政策の成果分析などを反映し、2020 年には5 大重点戦略別中核課題を体系化した。具体的には知財委の審議・調停案件の推進状況を点検し、国内外の IP 政策環境の変化と将来展望の分析などにより、政策的な示唆点を導出して重点的な政策の需要を発掘した。また、施行計画の実効性を高めるために施行計画中核課題と IP 予算事業体系(細部事業、内容事業など)との連携を強化した¹⁰⁵。

[表IV-2] 2020 年度国家知識財産施行計画 5 大重点戦略導出体系

6大重点方向	政策環境の変化	新規政策の需要	5大重点戦略
①第四次産業革命 時代への対応 及び新産業創 出のための強 いIP確保	·IP-R&D 連携に優秀な IP の創出を促進 ·先端技術への積極的支 援と強い特許の創出	·素材・部品・装置 関連課題への支援 など	①市場の需要を反映 したIP戦略資産化 を推進
②起業と中小・ベ ンチャー企業の 成長のための IP 力の強化及 び公正な秩序の 確立	・中小・ベンチャー企業 及び起業企業への IP 競争力の強化を支援	・特許ビッグデータを基盤とする起業・アイデア取引プラットフォーム活性化など	②中小・ベンチャー 企業の起業・成長 及び保護を強化
③グローバル IP 対応力の強化	・南北間の IP 分野の相 互交流・海外知的財産権紛争へ の支援	·海外進出の高品質 IP 技術事業化への 支援策など	③国内 IP のグローバ ル進出支援を強化

¹⁰⁴ IPを基盤とする質の良い雇用創出に貢献、第四次産業革命の時代への対応及び新産業創出のための強いIPの確保、起業と中小・ベンチャー企業の成長のためのIP力の強化や公正な秩序の確立、デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤づくり、グローバルIPへの対応力強化、IP尊重文化の拡大及び基盤づくり

¹⁰⁵ 各部処のIP予算事業は細部事業 (57の事業) 、細部事業のうちの内容事業など、さまざまである。

④デジタル環境に 対応する著作権 エコシステムの 基盤づくり	・国内の IP 保護	・コンテンツの価値 評価支援など	④デジタル環境の創作に対する公正な 共生エコシステム を造成
⑤IP 尊重文化の 拡大及び基盤づ くり⑥IP を基盤とす る質の良い雇用 創出に貢献	・障害者・高齢者の IP へのアクセス向上、女 性 IP 専門人材育成		⑤人と文化を中心と する IP 土壌を構築

また、第2次国家知識財産基本計画及び国政課題との有機的連携を通じ、国家知的財産 政策の方向の一貫性を向上した。

[表IV-3] 2020 年度施行計画の 5 大戦略 21 の中核課題

5大戦略	21の中核課題
	01. IP-R&D による優秀な IP 創出促進
<1>	02. 事業化有望技術の商用化開発の支援強化
市場の需要を反映した	03. IP・技術の取引、金融及び事業化支援の活性化
強いIP戦略資産化	04. 新技術分野の R&D 標準特許との連携強化
	05. 公共研究機関の IP 経営戦略の高度化
<2>	06. IP を基盤とする起業活性化及び IP サービスの費用の支 援強化
中小・ベンチャー企業の	07. 中小企業の IP 競争力強化の支援拡大
起業・成長及び保護を強化	08. 中小企業の IP・技術保護強化
	09. 海外進出企業への知的財産活動の支援強化
<3>	10. 韓流コンテンツの海外進出拡大強化
国内の知的財産のグローバル	11. 国際協力による知的財産権の保護
進出支援を強化	12. 生物遺伝資源の確保及び国際ルール対応
	13. 新品種事業化の促進及び品種保護制度の運営の効率化
<4>	14. 創作者の保護及びデジタル著作権侵害対応体系の先進化
デジタル環境の創作に対する	15. 著作物の流通及び活用支援の活性化
公正な共生エコシステムを	16. 有望コンテンツへの投資活性化及び産業育成
造成	17. 職務発明制度の拡大による正当な補償文化の定着

<5>

人と文化を中心とする 知的財産の土壌を構築

- 18. 実務及び起業連携の知的財産専門人材の育成
- 19. 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡大
- 20. 特許審査インフラ整備及び専門能力の向上
- 21. 地域の IP 競争力強化

2. 5 大戦略の重点課題

1) 市場の需要を反映した IP 戦略資産化

(1) 推進の背景及び目的

第四次産業革命の時代に登場した新技術関連の IP を確保するために主要国間の競争が激しい中、市場の主導権を先取りし、貿易摩擦などの影響を受けにくい製造業の環境を造成するなど、技術の自立を図る必要性が提起された。これに対し、R&D 実行により、アイデアと結果を IP 創出につなげるパッケージ (R&D+IP 確保)の支援と、研究開発の全プロセスにわたって特許情報を活用した源泉・中核技術と特許の先取りが必要である。また、これまで技術移転事業化のためのさまざまな支援を継続してきたが、これによる収益が少なかったため106、潜在的な市場価値がある公共の R&D 成果物の移転・事業化を支援し、中小・中堅企業の競争力を高める必要がある。したがって、知的財産に関連する国際的な流れと韓国市場の需要を反映し、戦略的に IP を資産化する必要がある。

(2) 主要内容

第一に、IP-R&Dにおより、優秀な IP の創出を促進する。素材・部品・装置分野における戦略品目の R&D を集中的に支援し¹⁰⁷、部処間の協業で IP 戦略-R&D パッケージを支援し¹⁰⁸、技術の自立と中核 IP・源泉 IP を確認する。また、特許ビッグデータを分析して課題を発掘し、研究の企画・実施など全周期にわたって特許戦略・設計を支援し、さらに有望な技術を発掘し、強い特許を確保できるように支援する¹⁰⁹。

第二に、事業化有望技術の商用化のための開発支援を強化する。有望技術の商用化を促進するために、中小・中堅企業に公共研の有望技術を移転し事業化を支援する¹¹⁰。また、民間投資金・政府出捐金を共同支援し、事業化と IP 創出を促進する¹¹¹。一方、需要ベース

¹⁰⁶ 技術料収入 (2017) : (大学) 700億ウォン、(公共研究所) 1,127億ウォン (2018公共技術移転事業 化の状況調査)

¹⁰⁷ 技術イノベーション開発事業(中企部、2020新規): 735億ウォン

¹⁰⁸ 起業成長技術開発事業 (億ウォン) : (2019) 197 (中企部168/特許庁29) → (2020) 192 (中企部 160/特許庁32)

¹⁰⁹ IP-R&Dの拡大 (特許庁) : (2019) 13のイノベーション成長エンジン産業分野→ (2020) 全産業分野

¹¹⁰ R&D再発見プロジェクト (産業部) : 32の課題を支援、91.04億ウォン (2020新規)

¹¹¹ 事業化連携技術開発(産業部):54の課題を支援、300億ウォン(2020継続/新規)

の R&D などを拡大するために、企業の需要と連携した追加 R&D などを支援して技術事業 化を促進し¹¹²、出捐研の需要ベースの R&D 課題の実績を点検し、優秀な成果を広報する。

第三に、IP・技術取引、金融及び事業化の支援を活性化する。優秀特許を保有しているスタートアップなどに IP ファンドを支援¹¹³して資金負担を解消し、経営の安定化と IP 担保融資のための回収支援機構を発足する¹¹⁴。また、IP 仲介を活性化させるため、民間取引機関及び特許取引専門官¹¹⁵と協力し、特許・技術取引を支援し、IP 及び技術価値評価の信頼性を向上する。

第四に、新技術分野の R&D 標準特許の連携を強化する。このため、第四次産業革命時代における技術分野の R&D・特許連携戦略と標準開発を支援し¹¹⁶、標準コンサルティング・教育などの標準化能力を強化するための支援を実施する。また、国際標準化活動を強化するために、ICT 国際標準化専門家フォーラムを選定し、グローバル事実標準化機構の主導権を確保し¹¹⁷、標準特許情報の DB を最新化する。

第五に、公共研の IP 経営戦略を高度化する。大学・公共研の優秀な IP の好循環のために、特許ギャップファンド¹¹⁸を拡大¹¹⁹し、政府支援が終了した後も稼働するよう、大学・公共研の TLO 中心の特許技術エコシステムを構築する。また、出捐研の特性に合った IP 経営戦略を策定し¹²⁰、定期的な資産調査を行い、未活用特許¹²¹に対する体系的な管理を強化する。

143

¹¹² 研究産業育成事業(科技情通部): 30億ウォン(2020)、保健産業事業化コンサルティング支援事業 (福祉部): 6億ウォン(2020)

¹¹³ 新規技術事業化ファンド(産業部、1,060億ウォン規模)、IPプロジェクト投資ファンド(特許庁、 200億ウォン規模)

¹¹⁴ 韓国政府と銀行業界が共同で出捐し、IPを担保にして融資した不良特許を買い取り、銀行の損失を軽減させる。

¹¹⁵ 特許庁知的財産取引所 (IP-Market) 所属の専門家 (博士、技術士、弁理士、弁護士) で、特許取引 技術移転契約書の作成に関する法律諮問などを行う。

¹¹⁶ 国家標準技術力向上事業(産業部): (2018) 245億ウォン→ (2019) 263億ウォン→ (2020) 305億ウォン

¹¹⁷ ICT国際標準化議長団進出(科技情通部、名): (2018) 139→ (2019) 140→ (2020) 141

¹¹⁸ 大学・公共研が特許技術移転の成功例からの収入の一部を回収し、他の有望な特許技術に支援する方法で、政府支援の終了後も継続できるように運営する。

¹¹⁹ 特許ギャップファンド拡大 (特許庁) : (2019) 6の機関、18億ウォン→ (2020) 9の機関、27億ウォン

^{120 「}出捐研IP経営戦略コンサルティング支援事業(科技情通部、2019.03~2020.03)」の後続措置として推進(2020)

¹²¹ 未活用特許の割合: (2018) 9.5%→ (2019) 10.3%→ (2020) 9.5%

2) 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護を強化

(1) 推進の背景及び目的

新型コロナウイルスにより加速された低成長時代に、経済成長と雇用創出のためには IP を基盤とする起業企業への支援が欠かせない¹²²。特に、起業企業の 70%以上が 5 年を持ちこたえることができずに廃業しており¹²³、起業企業の生存と成長のために IP 力の強化が何よりも重要な時点である。

第四次産業革命の時代をリードするイノベーション企業を育成し、関連産業の成長のためには優秀な IP の確保が欠かせないが、韓国の中小企業はこのような特許の確保が不十分で¹²⁴、IP 人材と力も不足しているため、海外の特許攻勢に対して無防備である¹²⁵。したがって、IP を基盤とする起業活性化のための政策、中小企業の IP 競争力強化のための実効的な政策が必要である。

(2) 主要内容

第一に、IP を基盤とする起業を活性化し、IP サービスの費用に対する支援を強化する。このため、地域の IP 起業ゾーンを拠点にコンサルティング起業資金を連携できるように支援し 126 、スタートアップが IP サービス・機関を選択するバウチャーを支援する 127 。また、優秀な研究の成果による起業を促進するために、部処間で協業 128 し、起業支援を拡大し 129 、実験室での起業に特化した先導大学の指定を拡大する 130 。

第二に、中小企業の IP 競争力強化のための支援を拡大する。中小企業の成長段階別に特許戦略・投資・R&D を連携できるように支援し¹³¹、中小企業の R&D 全段階で教育を実施して企画力を向上することができるように支援する。また、IP 即時支援サービスの場

¹²² 起業支援企業の5年後の生存率が53.1%で、一般企業の28.5%の2倍水準(2019年起業支援企業の履歴の成果調査)

¹²³ 起業企業の生存率: (1年) 62.4%→ (3年) 38.8%→ (5年) 27.3% (「2015年企業生命行政統計)

^{124 2015}年韓国の中小企業の海外出願率は全体の4.3%に過ぎない(特許庁、2019.07.19)

^{125 2018}年韓国の中小企業の米国での特許紛争は118件で、前年に比べて181%が増加している(2018 IP-Trend年次報告書、韓国知識財産保護院)

^{126 (2018) 425}件→ (2019) 460件→ (2020) 643件

^{127 (2019) 105}社、1,000百万ウォン→ (2020) 135社、1,476百万ウォン

¹²⁸ 実験室での起業に特化した先導大学である「実験室起業特化型先導大学(教育部)」と科学技術を基盤とする起業に特化した先導大学「科技起業特化型先導大学(科技情通部)」を連携して起業を誘導し、「初期起業パッケージ(中企部)」を用いて起業を支援

¹²⁹ 実験室特化型: (2019) 9.9億ウォン→ (2020) 25.7億ウォン、科学技術特化型: (2019) 21.3億ウォン→ (2020) 100億ウォン、初期起業パッケージ: (2020新規) 75億ウォン

^{130 (2019) 5}校→ (2020) 15校

¹³¹ 企業の成長段階に合わせたIP-R&D支援(特許庁): (2019) 63→ (2020) 82の課題

合、即時支援の選定基準を力量から緊急性に改編して IP 隘路事項に対する緊急支援サービスを提供する¹³²。

第三に、中小企業の IP・技術保護強化する。技術・営業秘密の保護のために被害立証の責任を軽減し、秘密保持契約の導入を拡大する。そのための法令の改正を推進し¹³³、スマート工場などの技術寄託制度の実効性を高める。また、技術の侵害・奪取を根絶するために、中小企業の技術保護のための現場との相談を実施し書類作成を支援する。さらに、官民合同共生調停委員会¹³⁴と協力捜査体系を構築し、被害事件を迅速に解決する。

3) 国内の知的財産のグローバル進出支援を強化

(1) 推進の背景及び目的

米国と欧州のグローバル企業の特許攻勢の強化を受け、韓国企業が海外市場に無事に定着するために、海外現地で韓国企業の IP が保護されるよう、さまざまな支援が必要である。特に、スタートアップ、中小企業がグローバル競争力を備えて海外市場を先取りするためには、IP 確保が欠かせない¹³⁵。また、厚いファンを確保している K-POP の成長と映画パラサイトの成功などをもとに、韓流コンテンツの拡大を加速させるための支援強化が必要である。つまり、中国、日本、東南アジアなど、韓流の成熟市場で政府間の交流を強化するなど、ビジネス環境を改善し、成長可能性が高い北米・欧州市場に韓流の前進基地を構築する必要がある。

一方、韓国は五庁として、IP 関連のさまざまな国際的議論に積極的に参加することで、いち早く対応する必要がある。特に、公海上海洋・遺伝資源をめぐり発生する IP を規律するための新規範体系¹³⁶の設立の議論が進んでいるが、これに対する影響を最小限に抑えることができる対応策が必要である。

(2) 主要内容

第一に、海外進出企業に対して IP 活動の支援を強化する。グローバル IP 企業を育成するために、体系的な IP サービスを提供してグローバル IP スター企業を育成する¹³⁷。ま

Jurisdiction: 国家管轄二元地域(公海など)での海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のための協定

137 グローバルIPスター企業を選定(特許庁): (2018) 510社→ (2019) 570社→ (2020) 700社

¹³² 産業団地公団と協力し、現場密着型IPサービスを提供する「韓国産業団地特許チーム」を運営(特許庁)

¹³³ 共生協力法改正案及び中小企業の技術保護法改正案が国会で審議中(中企部)

¹³⁴ 関係部処・関係機関・民間の専門家などからなる官民共同委員会で、個別部処及び紛争争調停委員会で処理することが困難な事件の所管の再配分、連携、調停(案)を検討する。(中企部)

¹³⁵ ドイツ向け輸出の25%を占めるヒドゥンチャンピオンは、優れた特許競争力で世界市場を掌握している(従業員1,000人当たりの特許出願:ヒドゥンチャンピオン31件、大企業6件)。

¹³⁶ Biodiversity Beyond National

た、グローバル技術事業化協力センター(Global Commercialization Center)と欧州技 術協力ネットワーク(Enterprise Europe Network)などを活用し、海外パートナーの発 掘・契約締結・技術取引の拡大を支援する。一方、現地での対応体系を強化するために、 在外公館・海外支援センター間の協議チャンネルを強化し¹³⁸、IP-DESK の新規開所¹³⁹、現 地の弁護士など専門家支援プログラムを拡大する。

第二に、韓流コンテンツの海外進出拡大を支援する。新規市場を開拓するために、コンテンツの輸出ハブを構築し¹⁴⁰、コンテンツの海外市場を多様化する。また、官民協力を通して韓流コンテンツと連携消費財産業¹⁴¹が同伴進出できるように支援する。一方、海外著作権の支援を強化するために、国内のコンテンツに対して海外流通市場の進出を支援し¹⁴²、著作権紛争防止活動¹⁴³で韓国コンテンツ企業の海外収益を増大させる。

第三に、国際協力で知的財産を保護する。審査協力を強化するために、特許の共同審査を拡大し¹⁴⁴、 五庁間の PCT 協力審査を改善する。さらに、特許審査ハイウェイ (PPH) ¹⁴⁵を拡大するなどして、国際審査協力を強化する。一方、国際的 IP を先導するために韓 - WIPO 間の協力を強化し、WIPO 地域事務所の誘致を推進する。また、 韓 - サウジ特許行政協力事業の拡大と IP-ODA 事業の充実¹⁴⁶を推進する。

第四に、生物・遺伝資源を確保し、国際ルールの対応を推進する。韓国国内の生物・遺伝資源を保護するために国家生物資源総合インベントリを構築する¹⁴⁷。また、随意伝資源を持続的に収集・保存し、森林生命資源の管理を強化する¹⁴⁸など、保存・管理体系を強化する。一方、海外の生物資源を確保するために、生物資源大国¹⁴⁹と協力し、これらと利益を共有する基盤を整える。また、同様の利害関係国(日米など)と情報を共有し、IP イシューに対して共同対応を推進する。これとともに、国際ルールに対応するために、生物・遺伝資源に関する新国際ルールの専門人材を育成する。また、名古屋議定書及び ABS

145 PPH施行国: (2018) 29カ国→ (2019) 33カ国→ (2020) 35カ国

149 6カ国 (タンザニア、ベトナム、カンボジア、カチン州、ネパール、コスレ) の生物標本3300点を確保

¹³⁸ IP-Desk (現在、8カ国15カ所)、著作権海外事務所、KOTRA、海外進出企業間の知的財産権常設協議 体を構築

¹³⁹ フィリピン:模倣品の生産が多く、韓流に便乗する企業が活発に活動している。

¹⁴⁰ コンテンツ輸出マーケティングプラットフォーム(ウェルコン、WelCon)を基盤として機関別 (KOTRA、NIPAなど)の輸出情報を統合(文体部)

¹⁴¹ 文体部、中企部、産業部など部処横断的な「文化・産業融合博覧会」開催(2カ国)、生活文化の商品を紹介する「モコジコリア、MOKKOJI KOREA」(3カ国)、海外韓流行事連携コンテンツ・消費財広報マーケティング行事を推進(4カ国)など

¹⁴² 海外進出需要別の専門家説明会及び合法利用チャンネル招待交流会を開催 (文体部)

¹⁴³ 標準契約書の配布、契約書の検討及び現地著作権認証登録の支援(文体部)

^{144 (2019)} 米国、中国→ (2020) 米国、中国、英国

¹⁴⁶ ベトナム国家ブランドの開発及び広報により、IP-ODAに対する認識を高める(特許庁)、カンボジア・ミャンマー・モンゴルを対象に信託管理団体を設立・運営(文体部)する。

¹⁴⁷ 国家生物種を管理(環境部、累積種): (2012) 39,150→ (2020) 52,628→ (2030) 68,000

¹⁴⁸ 管理機関の運営拡大(農食品部): (2019) 10カ所→ (2020) 11カ所

(Access to genetic resources and Benefit Sharing) に対応するために海外の動向を 分析し¹⁵⁰、コンサルティングと教育を実施する¹⁵¹。

第五に、新品種事業化を促進し、品種保護制度の運営を効率化する。新品種開発のために新品種育種の裾野を拡大し、出願を活性化させるために現場訪問コンサルティングを実施する。また、水産分野ゴールデンシードプロジェクト(Golden Seed Project、GSP)¹⁵²の施行計画を策定する。一方、森林植物品種の保護制度を改善し¹⁵³、水産品種の種子企業に対して需要に合わせた輸出支援システムの構築策を策定し、生産技術の現地化¹⁵⁴を推進する。

4) デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムを造成

(1) 推進の背景及び目的

デジタル技術の発展やスマート機器の普及により、デジタル環境での IP 侵害のタイプが 多様化した。したがって、これに対応するための新たな IP 体系と方法が必要になった。特に、デジタル環境では著作権侵害が頻繁に発生するため、著作権侵害のタイプを審議し、侵害状況を追跡することができる新技術を導入して著作権保護の死角地帯を最小限に抑える必要がある。また、放送、映画、音楽などのコンテンツ産業内に存在する不公正な慣行と複雑な権利帰属の問題などを解消するための権利者の補償体系の改善も必要である。

一方、非対面の時代にオンライン教育の実施など、オンライン上での IP 活用が強化されると予想されるため、オンライン上で活用することができる著作権情報を統合し、ユーザーがスムーズに利用できるように、デジタル著作権取引所¹⁵⁵を通した著作権流通基盤をより強化する必要がある。

(2) 主要内容

第一に、創作者を保護し、デジタル著作権の侵害への対応体系を先進化する。公正・共 生体系を構築するために、政府支援事業に対して標準契約書の適用を拡大し¹⁵⁶、被害相談

150 ABS法制定国の遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する手続きの分析(環境部): (2019) 46カ 国→ (2020) 75カ国

154 タルボット (ヒラメ類、中国)、ハタ (ベトナム、マレーシア、インドネシア、中国 (新規))、ア ワビ (メキシコ (新規)) など

156 (2019) 標準契約書使用の事後点検→ (2020) 協約締結前の事前コンサルティング

¹⁵¹ バイオ産業博覧会で現場コンサルティングブースを運営、企業の研究所を対象として出張型ABSコンサルティングを開催(40回)、ケーススタディ及び集中議論の方法でABS企業の実務力を強化する教育を実施(2回)

¹⁵² 韓国の種子のグローバル競争力の強化のために野菜・園芸・水産・食糧・種畜の分野の輸出及び20の輸入代替戦略品目に対する研究開発事業

¹⁵³ 森林植物特性調査の要領 新規16件の制定及び配布(農食品部)

¹⁵⁵ 著作物の権利情報を体系的に収集・管理し、これを活用して著作権利用許諾契約の締結を支援するサービスプラットフォーム (http://www.kdce.or.kr)

¹⁵⁷とデジタル著作権保護のための総合対応体系を構築¹⁵⁸する。また、SW 保護体系構築のために SW 著作権紛争の職権調停決定制度¹⁵⁹の利用を活性化し、SW の侵害・紛争についてタイプ別に対応するために鑑定団の構成を拡大し¹⁶⁰、鑑定団の専門性を強化する。

第二に、著作物の流通と利用に対する支援を活性化する。民間需要に基づき、自由に利用可能な高品質の著作物を拡充して提供し¹⁶¹、著作権の権利情報を統合¹⁶²して収集・提供するなど、著作物利用のワンストップサービス¹⁶³を提供する。また、著作権紛争を防止するために、小・中学校におけるフォントの著作権紛争と不公正な利用防止のための教育¹⁶⁴を実施し、教育機関のフォント紛争対応体系(TFT)¹⁶⁵を運営する。

第三に、有望なコンテンツへの投資を活性化し、関連産業を育成する。このため、コンテンツ分野の価値評価の適用対象を拡大¹⁶⁶し、コンテンツの企画開発・制作の初期段階と疎外されてきたジャンルにファンドの投資を拡大¹⁶⁷する。また、文化観光・スポーツ・ゲームなどの民間分野と敬天寺塔・武寧王陵・ハングルといった有形無形の文化資源に対する実感型コンテンツの制作を支援する¹⁶⁸。

第四に、職務発明制度を普及し、正当な補償文化を定着させる。職務発明制度を拡大し充実するために、産学研の発展協議会を運営し、フォームのサンプルなどのガイドライン (Tool Kit) を製作・配布する。また、専用実施権の設定基準を明確化するなど、市場の需要に合わせた高品質な特許創出と事業化を誘導し、公務員の職務発明¹⁶⁹の活用率を向上する。

161 自由に利用可能な著作物の利用件数 (千件/年): (2018) 5,810→ (2019) 7,473→ (2020) 8,668

¹⁵⁷ コンテンツ公正共生センター (2018.05~) で相談 (文体部、件数) : (2018) 51→ (2019) 106→ (2020) 110

¹⁵⁸ 著作権保護審議委員会の処理案件(文体部、件数): (2019) 167,524→ (2020) 168,000、官民協力著作権侵害対応措置(文体部、件数): (2019) 41,817→ (2020) 43,817

¹⁵⁹ 当事者が合理的な理由なく調停案を拒否する、または紛争の価額が少額の場合など、迅速に解決する ために「職権調停決定制度」を導入(文体部、実施2020.08.05)

¹⁶⁰ SW鑑定団を構成 (文体部、人) : (2019) 65→ (2020) 81

¹⁶² 統合著作権の権利管理情報(文体部、万件): (2018) 3003→ (2019) 3,492→ (2020) 4,700

¹⁶³ デジタル著作権取引所及び著作権委託管理業システムなど、権利情報管理システム間の連携を強化し、委託管理業者及び利用者活用を誘導(文体部)

^{164 (2020}年上半期、全学校)出張型教育でフォント・著作権教育を実施(教育部)

¹⁶⁵ 教育部、教育庁、文体部、外部の専門家からなる (2019.12~2020.12)。

^{166 (2019)} ゲーム、放送、映画、アニメーション、ミュージカル、音楽、eラーニングコンテンツ→ (2020) 漫画、キャラクターを追加

¹⁶⁷ マザーファンド文化勘定への出資予算: (2018) 540億ウォン→ (2019) 630億ウォン→ (2020) 1,130億ウォン、マザーファンドの文化勘定内に「コンテンツ冒険投資ファンド」を800億ウォン規模で新設造成

¹⁶⁸ 民間分野: (2019) 88.7億ウォン→ (2020) 153億ウォン、文化資源: (2019) 100億ウォン→ (2020) 100億ウォン

¹⁶⁹ 公務員の職務発明に対する処分の管理及び補償等に関する規定(大統領令)を改正(2020)

5) 人と文化を中心とする IP の土壌を構築

(1) 推進の背景及び目的

発明教育は第四次産業革命の時代に必要な創造的・融合型人材を育成し、イノベーション成長のための起業・雇用創出の必修と位置づけられている。毎年高まる青少年対象の発明教育の需要に対応する¹⁷⁰とともに、将来のイノベーション人材を育成するためには発明教育を高度化し、充実させる必要がある。また、国の IP 競争力をより強化するためには、産業界が求める IP の創出・活用サービスの専門人材の育成が先行されなければならない。特に、コンテンツ産業の現場型専門人材、製薬・医療機器産業に特化した専門人材の育成などが必要である。さらに、超知能・超連結的な特性により、技術が融合・複合し、伝統的な審査体系や方法では第四次産業革命時代の技術の権利保護には限界がある「「1」。したがって、専門の審査人材を補充し、先行技術調査事業を充実させて審査能力を高める必要がある。

一方、地域の IP を中心として地域経済を活性化するために、優秀な郷土資源を発掘、 育成し、地域の環境や特性に合った地域の主力特化産業と地域の中小企業への支援が必要 である。このため、中央部処と地方自治体が協力して地域の初期企業を発掘し、地域の中 小企業の IP 経営活性化のための IP コンサルティングなど、総合的支援が必要である。

(2) 主要内容

第一に、実務と起業を連携した IP 専門人材を育成する。IP 力を強化するために起業保育センター¹⁷²と連携して企業を教育し、コンテンツ創造人材(将来のコンテンツ産業をリードしていくコンテンツ創作分野の若くてクリエイティブな人材)の教育人数を拡大する ¹⁷³。また、地域のコンテンツ創造人材を発掘する。一方、IP 教育と起業・就業を連携するために、産学が連携して IP 採用プログラム¹⁷⁴を運営し、IP 講座を開設する ¹⁷⁵。さらに、青年起業企業(青年が起業した企業)を対象に IP 実務教育・コーチング ¹⁷⁶と大学での IP 教育を活性化する。

第二に、発明・特許の素養教育を強化し、著作権を尊重する文化を拡大する。発明教育 センター - メーカー体験施設を連携してワンストップ教育課程¹⁷⁷を提供し、小中高に著作

175 忠南大・ハンバッ大・デドク大(大田圏)、 漢拏大・翰林大・カトリック関東大(江原圏)、東西 大・東義大・新羅大(釜山圏)で特許明細書の作成、IPを基盤とする経営・起業など15単位以上の実 務中心の講座を開設(特許庁)

¹⁷⁰ 発明教育の需要の年平均伸び率: (2016) 5.7%→ (2017) 8.3%→ (2018) 9.8%→ (2019) 10.3%

¹⁷¹ 現在の審査官1人の単独審査方式では融合・複合技術分野の特許審査に限界がある。

^{172 (2020)} 拠点センターを8カ所選定、センター別に3回 (1回当たり3時間) 教育を実施(特許庁)

^{173 (2019) 400}人→ (2020) 500人 (文体部) 、 (2020新規) 約100人以上の規模 (文体部)

¹⁷⁴ 教育プログラム履修学生に地域の企業への就業を支援

¹⁷⁶ 発明振興会や大中小農漁業協力財団、弁理士などによるIP実務教育30回(2020)を支援(中企部)

^{177 3}Dプリンタ、レーザーカッターなどの体験後に浮かんだアイデアの試作品製作を支援(特許庁)

権体験教室を提供するなど、正しい著作物の利用方法について教育する¹⁷⁸。教員・産業従事者・保護者などを対象にカスタマイズ教育課程¹⁷⁹を設け、ユーチューブ・ウェブトゥーン・SNS などを活用して生活の中での著作権広報を強化する。

第三に、特許審査のインフラを整備し、専門能力を高める。特許審査で3人協議審査¹⁸⁰の実施を拡大し、機械翻訳サービスを高度化¹⁸¹する一方で、審査で引用された非特許文献の検索サービスを提供する。また、特許紛争の迅速な解決のために迅速¹⁸²・優先¹⁸³審判を支援し、審判の遅延を防止するために証拠・主張の適時提出主義¹⁸⁴の導入を推進する。

第四に、地域の IP 競争力を強化する。地域産業を育成するために、地域の特産品、伝統産業などに対して IP 視点の主力特化産業¹⁸⁵を育成し、地域の観光資源の固有ブランド¹⁸⁶を開発する。また、郷土村企業の IP 力を強化するために、農漁村企業を対象に IP 経営コンサルティング¹⁸⁷を支援し、IP 優秀事例の広報教育及び紛争関連相談、地域特化コンテンツの発掘を支援する。

178 (2020、青少年・教職員向け) 1万回以上、(2020、文化芸術の弱者向け) 120回以上

185 農業 (世宗) 、自動車部品及び造船機材 (蔚山) 、郷土資源健康食品化 (全北) 、シルク産業 (慶

¹⁷⁹ 教員の職務研修、産業従事者、大学生など向けのアカデミー、一般人向けの生涯教育、大学関係機関などで外部協力課程、遠隔教育などを実施(文体部)

¹⁸⁰ 融合・複合技術の分野(全審査件数にしめる割合、%): (2019) 17→ (2020) 20

¹⁸¹ 審判関連文書をAIベース機械翻訳の学習データに追加

^{182 (}迅速審判) 裁判所、検察など関連の侵害訴訟事件は3カ月以内に処理

^{183 (}優先審判)素材・部品・装置分野の審判事件は優先審判として処理 (2020~)

¹⁸⁴ 審判段階で過度に遅れて提出する証拠・主張を制限

¹⁶⁵ 展集(世示)、日勤単部而及び垣船機材(蔚山)、郷工資源健康良品化(生礼)、ジルク産業(慶南)、化粧品(済州)、バイオヘルス(忠北)、メディカルハブ資源(江原)など

¹⁸⁶ 八公山山中市場を再現(大邱)、地域文化資源の発掘及びキャラクター玩具などを開発(忠南)、伝統的市場のブランドを開発(釜山)

¹⁸⁷ 国内外のIP権利化、パッケージデザイン開発及びブランドネーミング開発、大型流通網都市などと協力し、販路開拓などを支援(仁川、釜山、光州、大田など)

[表IV-4] 細部課題別所管部処

	21の中核課題	72 の細部課題						
戦	戦略① 市場の需要を反映した IP 資産化							
1.	IP-R&Dによる優秀 なIP創出促進	 特許技術調査分析(特許庁、細部) 中小企業のR&D能力の向上(中企部、内訳) グローバルフロンティア(科技情通部、細部) 中小企業の商用化技術開発事業(中企部、特許庁、内訳) 						
2.	事業化有望技術の 商用化開発の支援 強化	5. 研究産業の育成(科技情通部、内内訳) 6. バイオヘルス技術ビジネスのエコシステム(福祉部、内訳) 7. 技術成果の活用促進(産業部、内訳) 8. 事業化連携技術開発事業(産業部、細部) 9. 中小企業の需要に基づくR&D活性化(科技情通部、制度) 10. 政策ファンド活用事業化支援(産業部、制度)						
3.	IP・技術の取引、 金融及び事業化 支援の活性化	11. 特許技術の戦略的事業化支援(特許庁、細部)12. マザーファンド出資(特許庁、細部)13. 技術信用貸付の質的改善及び技術ベースの投資拡大 (金融委、 制度)14. 食品技術取引移転支援事業(農食品部、内訳)						
4.	新技術分野のR&D 標準特許との連携 強化	15. 標準特許創出支援(特許庁、細部) 16. 情報通信放送標準開発支援事業(科技情通部、内訳) 17. 中小・中堅企業の国際標準化能力及びR&D標準連携の強化 (産業部、制度)						
5.	公共研究機関のIP 経営戦略の高度化	18. 国家科学技術研究会の研究運営費支援事業(科技情通部、内訳)						
戦	略② 中小・ベンチュ	アー企業の起業・成長及び保護を強化						
6.	IPを基盤とする 起業活性化及び IPサービスの費用 の支援強化	19. 知的財産を基盤とする起業の促進(特許庁、細部) 20. スタートアップ向けの特許バウチャー(特許庁、細部) 21. 中小企業の特許共済事業(特許庁、細部)						
7.	中小企業のIP競争 力強化の支援拡大	 22. IP-R&D 戦略支援(特許庁、細部) 23. グローバルな中小企業育成プロジェクト支援事業(中企部、詳細) 24. 中小企業の技術イノベーション開発(中企部、内訳) 25. 起業成長技術開発事業(中企部、詳細) 						

8. 中小企業のIP・ 技術保護強化	 26. 国内の知的財産権保護活動の強化(特許庁、内訳) 27. 中小企業の情報化能力強化(中企部、内訳) 28. 技術イノベーションの基盤造成(中企部、内訳) 29. 中小企業の営業秘密保護強化(公取委、制度) 30. 不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化(産業部、制度) 31. 捜査技術人材の高度化及び関係機関との協力強化(法務部、制度)
戦略③ 国内の知的財産	Eのグローバル進出支援を強化
9. 海外進出企業への 知的財産活動の 支援強化	32. 知的財産権保護強化の支援(関税庁、細部) 33. 海外の知的財産権保護活動の強化(特許庁、内訳) 34. 知的財産の創出支援(特許庁、細部) 35. 多国間での経済外交の推進及び経済協力の強化(外交部、内訳) 36. 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置(産業部、制度)
10. 韓流コンテンツの 海外進出拡大強化	37. 文化コンテンツ国際協力及び輸出基盤造成(文体部、内訳) 38. WIPO 信託基金支援(文体部、細部)
11. 国際協力による 知的財産権の 保護	39. 国際知的財産共有(特許庁、内訳)40. 審査品質向上のための主要国間の審査協力強化(特許庁、制度)41. 世界知的所有権機関(WIPO)への参加拡大及び地域事務所の誘致など(外交部、特許庁、制度)
12. 生物遺伝資源の 確保及び国際 ルール対応	42. 国家生物資源総合インベントリの構築(環境部、細部) 43. 生物資源の国際協力事業(環境部、細部) 44. 名古屋議定書に対応するために国内の利用者の認識向上 (環境部、細部) 45. 農林畜産検疫検査技術開発事業(農食品部、内内訳) 46. 海洋生物資源館の運営(海洋水産部、内内訳) 47. 生物・遺伝資源に関する新国際ルールに対応する人材育成 (環境部、細部)
13. 新品種事業化の 促進及び品種保護 制度の運営の 効率化	48. 品種審査及び栽培試験(農食品部、内訳) 49. 森林品種保護・採種園管理(農食品部、内訳) 50. 水産種子産業の育成(海洋水産部、内訳) 51. Golden Seed プロジェクト(海洋水産部、細部)

戦略④ デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムを造成

14.	創作者の保護及び デジタル著作権 侵害対応体系の 先進化	 52. 韓国著作権委員会の支援(文体部、内訳) 53. 文化産業政策の開発及び評価(文体部、内内訳) 54. 著作権保護活動の活性化(文体部、内訳) 55. 将来の著作権環境に適した法制度の改善の方向の研究など(文体部、制度) 56. 標準契約書の活用拡大、商業用レコードの公演権の範囲拡大など(文体部、制度)
15.	著作物の流通及び 活用支援の活性化	57. 著作権の流通支援及び利用活性化(文体部、内訳) 58. 教育著作権共有支援体制(教育部、制度)
16.	有望コンテンツへ の投資活性化及び 産業育成	59. 文化コンテンツへの投資活性化(文体部、内訳)60. 実感型コンテンツ育成(文体部、内訳)61. コンテンツ産業のエコシステムづくり(文体部、内訳)
17.	職務発明制度の 拡大による正当な 補償文化の定着	62. 職務発明の活性化(特許庁、細部) 63. 発明奨励文化の造成(特許庁、内訳)
戦略	各⑤ 人と文化を中心	いとする知的財産の土壌を構築
18.	実務及び起業連携 の知的財産専門 人材の育成	64. 需要者中心の知的財産専門人材の育成(特許庁、細部) 65. 実験室特化型起業先導大学(教育部、内訳) 66. 実験室起業支援(科技情通部、細部) 67. 起業成功パッケージ(中企部、詳細) 68. 医療機器の特性化大学院の支援(福祉部、細部) 69. 製薬産業の特性化大学院の支援(福祉部、細部)
19.	発明・特許素養教 育の強化及び著作 権尊重文化の拡大	70. 発明教育の活性化(特許庁、細部) 71. 著作権文化の基盤づくり(文体部、内訳)
20.	特許審査インフラ 整備及び専門能力 の向上	72. 特許審査支援事業 (特許庁、細部)
21.	地域のIP競争力強 化	※地方自治体自体の事業に該当

第2節 施行計画の点検・評価体系

1. 概要

1) 根拠

知財委は「知識財産基本法」に基づき、国家知識財産基本計画を策定し、関係中央行政機関及び自治体から基本計画に基づく推進計画を提出させ、国家知識財産施行計画を策定する。これにとどまらず、同法第10条で知財委が施行計画の推進状況を点検・評価し、改善意見を通知できるように規定することにより、国家知識財産委員会は毎年、施行計画の点検・評価の結果を公開し、関係中央行政機関及び自治体が今後、政策の策定及び執行に反映できるようにする。

「知識財産基本法」

第6条 (国家知識財産委員会の設置及び機能) 第2項 委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

第1号 第8条による国家知識財産基本計画及び第9条による国家知識財産施行計画の 策定・変更に関する事項

第2号 第10条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する 事項

第3号 知的財産関連の財源の配分の方向及び効率的運用に関する事項

第9条 (国家知識財産施行計画の策定) 第1項 政府は、関係中央行政機関の長と市・ 道知事から第8条の基本計画による推進計画を提出させ、毎年、国家知識財産施行計画 (以下"施行計画"という)を策定しなければならない。

第10条(推進状況の点検及び評価)第1項 委員会は、基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。

第2項 委員会は、基本計画と施行計画の円滑な推進のために、必要な場合は関係中央 行政機関の長や市・道知事に第1項による点検・評価の結果を反映した改善意見を通知 することができる。

第3項 第2項により改善意見を通知された関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を策定して委員会に提出しなければならず、委員会は該当機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

2) 基本方向

2020 年度国家知識財産施行計画の点検・評価は関係中央行政機関(以下、「中央部処」)及び広域地方自治体(以下、「自治体」)が提出した 2020 年推進実績を対象として全体的な推進の成果を検討した。2020 年には成果管理及び評価の実効性を強化し、2022年財源配分の方向を効果的に導出するために以下の基本方向に応じて点検・評価を実施した。

第一に、評価対象事業の範囲を調整し、事業の特性に応じて評価対象群を設定し、評価結果の提示方法を区分するなどして評価の実効性を高めた。特に、中央部処の場合、財政(細部・内訳)事業、非財政事業(制度)に区分して事業単位を基準に評価し、自治体の場合、独自の推進課題と中央部処委任課題に区分し、中核課題を中心に評価することで評価の負担を減らす¹⁸⁸とともに、評価の効率性を強化した。また、施行計画対象事業の特性¹⁸⁹に応じて区分し、点検・評価を実施した。

第二に、評価のばらつきを改善するために事業の特性・評価者別の評価結果のばらつきを多様な統計手法を用いて調整し、事業間の不合理なばらつきを最小化するように改善した。ひとまず、事業特性別(又は評価者別)等級の過度のばらつきや偏りを防止するために、平均と標準偏差を用いて評価点数を調整した。また、評価の結果のみならず、IP 政策環境の変化と国政課題との整合性などを考慮して評価等級(又は財源配分の方向)を調整した。

2. 評価対象

評価対象機関は 2020 年度国家知識財産施行計画の事業を行う 15 の中央部処 (11 部・2 庁・2 委員会) と 17 の自治体である。

第一に、中央部処の評価対象事業は 15 の中央部処の 72 の事業であり、このうち財源配分の方向は財政事業に対してのみ策定した¹⁹⁰。一方、非財政事業の場合、予算支援はないものの、知的財産の面で重要であるため、制度の分野で評価し、改善意見を提示した¹⁹¹。

_

¹⁸⁸ 施行計画に盛り込まれている15以内の事業のうち、知的財産に関連性の高い10の事業にのみ点検・評価を推進

^{189 5}大戦略分科よりはR&D、人材育成などの基盤づくり、促進・支援・活性化、制度などの特性に区分して点検・評価を推進

¹⁹⁰ 予算の反映が難しい内内訳以下の事業 (知的財産関連事業 (72) のうち、4の事業 (5.5%)) は点検・評価のみ実施し、財源配分の方向の策定に反映しない。

¹⁹¹ 知的財産関連事業 (72件) のうち、14の事業 (19.2%)

[表Ⅳ-5] 2020 年度施行計画の点検・評価の対象機関

区分	機関名
関係中央行政機関 (15)	教育部、科学技術情報通信部、外交部、法務部、文化体育観光部、 農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、海洋水産部、 中小・ベンチャー企業部、公正取引委員会、金融委員会、関税庁、特許庁
広域地方自治体 (17)	ソウル特別市、釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、 大田広域市、蔚山広域市、京畿道、江原道、忠清南北道、全羅南北道、 慶尚南北道、済州特別自治道、世宗特別自治市

第二に、自治体の評価は17の自治体、170の細部課題に 広域自治体独自の予算で推進した固有細部課題と中央部処予算マッチングの細部課題のうち、自治体中核細部課題を独自に選定して作成するようにした¹⁹²。

3. 評価体系

中央部処の事業及び自治体に対する成果指標達成、優秀性及び波及効果、事業推進戦略及び対応体系(中央部処)、地域の特性及び需要対応戦略(自治体)、前年度の改善意見など事業の問題点に対する改善実績などの指標に基づき、評価を行った。特に、今年の評価は問題点及び改善事項、指摘事項の履行実績など、類似の評価項目を一元化し、問題点及び改善意見に対する改善と履行実績の配点を上方修正した。

¹⁹² 自治体の固有課題と中央部処委任課題など、計10の課題について推進実績を提出

[表IV-6] 評価指標及び配点

		-		
2019年度点検・評価など			2020年度点検・評価など	
(中央部処、自治体) 評価指標 i			(中央部処、自治体)評価指標	配点
推進日程達成度及び成果指標達成			成果指標達成	10
優秀性及び波及効果			成果の優秀性及び波及効果	35
(中央部処) 推進体系及び需要対応 (自治体) 市場需要対応	40	•	(中央部処)事業推進戦略及び対応体系 (自治体)地域の特性及び需要対応戦略	35
問題及び改善の方向	5	_	前年度の改善意見など事業問題点の改善	20
前年度の改善意見に対する履行実績	5	_	実績	1
合計			合計	100

また、事業特性別(又は評価者別)に平均と標準偏差を同じレベルで標準化した後、分布に基づいて等級を付与した。つまり、各分科別に評価点数の分布を統計的に標準化してばらつきを調整し、調整された標準点数で1.5点、0.75点、-0.75点、-1.5点を基準に等級を区分した。

[表IV-7] 評価の割合

等級	中央部処の事業		等級	自治体		
守权	2019 (53)	2020 (55の事業)	守败	2019 (17)	2020 (17)	
最 優 秀	3.8%=2	約 7% = 4 (標準化値 ≥ 1.5)	最優秀	1の 自治体	約 7%=1 (標準化値 ≥ 1.5)	
優秀	11. 3%=6	約17% = 9 (0.75 ≤ 標準化値 < 1.5)	優秀	2の 自治体	約 17%=3 (0.75 ≤ 標準化値 < 1.5)	
普通		約52% = 29 (-0.75 ≤ 標準化値<			約 52%=9 (-0.75 ≤ 標準化値	
		0.75)	普通		< 0.75)	
不十 分	84. 9%=45	約17% = 9 (-1.5 ≤ 標準化値 < -0.75)	不十	14の 自治体	約17%=3 (-1.5 ≤ 標準化値 < -0.75)	
			分			
非常 に不 十分		約7% = 4 (標準化値 < 1.5)	非常 に不 十分		約7%=1 (< 1.5)	

注1. 資料を提出していないか、すべての項目について評価できない程度で不誠実な場合と虚偽の事実がある場合は等級の割合に含めない。

注 2. 各等級の該当事業数は四捨五入した値である。

第3節 施行計画の主要成果(5大戦略、21の中核課題)

- 1. 市場の需要を反映した IP 資産化 戦略 1
- 1) IP-R&D による優秀な IP 創出促進 [中核課題 1]
- (1) 特許技術調査分析(特許庁) 細部1

特許庁は全周期における特許情報の活用を積極的に促進し、R&D の効率性を向上するために、特許ビッグデータを分析して将来有望技術を発掘し、国の特許先取り戦略を提示した。第一に、課題発掘段階で全産業分野と産業イノベーション戦略分野¹⁹³の五庁の特許ビッグデータを分析し、政府の R&D 戦略を策定するように支援した。特に、17 の産業、1,530 の細部技術に対する技術成長周期と特許の観点の国家競争力を分析し、産業別の浮上技術¹⁹⁴を発掘した。また、国の産業政策上の重要な産業技術分野に対して特許ビッグデータを分析して産業を診断し、産業の育成イノベーション戦略¹⁹⁵を導出した。

[表IV-8] 特許ビッグデータ基盤産業イノベーション戦略推進の手続き

①環境分析		②定量分析		③深層分析		④政策提案
主要国の政策動向 経済・産業 DB 市場分析報告書	⇒	有効特許抽出 定量指標算出 Landscape 分析	⇒	キーワード・SNA 分析 特許の群集化 政策・規制の観点から の分析	⇒	有望技術発掘 投資戦略導出 政策提言導出

第二に、研究企画段階で政府のイノベーション的な成長分野と素材・部品・装置の源泉技術分野に対する特許動向調査を実施し、これに対する戦略を支援することにより、企画の効率性を高めた。特許動向は、全部処を対象に需要調査を実施した後、優先支援審議を行って支援している。

[表IV-9] 優先支援課題選定審議委員会

評価項目	政府政策の投影度	R&D段階適合度	事業支援領域拡大度
評価内容	素材・部品・装置、イノベーション成長、社会的価値など、政府の重点投資分の関連性		特許動向調査の 新規支援の有無

¹⁹³ 人工知能(AI)、再生可能エネルギー、IoT家電、無人飛行体(ドローン)、未来型自動車

¹⁹⁴ 産業別10大浮上技術及び全産業を対象とした10大中核浮上技術を導出する。

¹⁹⁵ R&D事業企画に反映される予定(再生可能エネルギー)、 フィジビリティスタディの企画に活用する予定(ドローン)、民間の自動運転の開発に活用する予定、個別課題で結果を活用するように勧告 (未来車)

※運営規定(特許庁訓令第946号)第4条第5項による優先支援課題選定審議委員会

第三に、研究遂行と完了段階で優秀な特許を確保できる戦略と最適の権利範囲を設計できるようにか支援する政府の R&D の特許戦略を支援し、特許設計の支援を強化した。つまり、関係部処の専門機関と緊密に協力して産業と政策の変化に対応し、最適の効果を上げることができる課題を支援した。特に、素材・部品・装置の分野とイノベーション成長分野(DNA、BIG3)など、中核源泉特許の先取りが必要な政府の重点投資 R&D の課題を優遇して支援した。

第四に、事後管理の段階で政府のR&D事業で創出された不適法な個人名義の特許出願を対象に継続的な管理・監督を実施し、公共機関が保有している未活用特許に対して継続的に診断した。

(2) 中小企業の R&D 能力の向上(中企部) 細部 2

中企部は中小企業の R&D 能力を強化するために、IP 関連科目を正規の教育課程に入れて継続的に教育を実施し、約831 人が教育を受ける成果を収めた。特に、IP 関連の集中養育である IP 力強化教育で R&D の知的財産権の重要性を認識させ、知的財産理解、先行技術調査、特許出願及び明細書の作成など、教育科目に対する全体的な評価の結果が92.4点と高い満足度を達成した。つまり、R&D 全段階(企画→開発→事業化)に対する IP 教育とコーチングで中小企業の在職者が技術と知的財産を基盤とする研究開発戦略を策定し、これを活用することができるように支援した。

[表IV-10] 中小企業の R&D 能力強化 IP 教育

区分		教育内容	
オンライン教育		·R&D企画に対する企業の認識向上及び基本教育	
	正規教育	・(IP 製品イノベーション標準方法論)特許制度について説明、ベンチマーク OPIS・(事前特許検索及び回避設計)特許情報の必要性及び検索要領、特許請求範囲把握及び回避設計戦略	
オフライン	訪問型 教育	·R&D事業計画書の作成、ビッグデータを基盤とする事業の発掘、TRIZ活用の特許出願及びアイデア、プロジェクトのリスク管理など	
	協約 説明会	・ビッグデータを活用したIP及び中核技術の確保策の事例・実習	

	・(知的財産理解)特許、デザイン、商標、著作権の登録及び権利
IP力	・ (先行技術) 先行技術調査方法や報告書の作成のヒント
強化	・ (特許出願) 特許出願時に必要な書類及び作成方法。特許明細書

・(特許出願) 特許出願時に必要な書類及び作成方法、特許明細書 の作成方法及び事例など

(3) グローバルフロンティア(科技情通部) 細部3

科技情通部のグローバルフロンティア事業には 2010 年から 2023 年までの総事業費 1 兆 1,910 億ウォン(10 の研究団)が投入され、各研究団への支援規模は年間 50 億から 150 億ウォン/9 年(2+3+4) 196 である。本事業は研究団長が細部課題を連携・融合して実用化まで行い、事業終了後も持続できるように全周期の管理を支援する。 2020 年には 7 つの事業団が研究成果を達成した。

[表Ⅳ-11] 2020年の各研究団の代表成果

対象の研究団名	各研究団の代表成果
マルチスケール・エネルギーシステム	・世界最高効率の無機・有機ハイブリッドペロブス カイト太陽電池の開発
ナノベースのソフトエレクトロニクス	・世界最高の応答速度と敏感度を持つナノパターン の高性能ガスセンサーの開発
スマート IT 融合システム	・リアルタイム携帯用高解像度近赤外線脳画像装置
知能型バイオシステムの設計及び合成	・合成生物学ベースの高効率二酸化炭素固定微生物 菌株の構築
ハイブリッドベース将来素材 インタフェース	・電気代・室外機の心配のない水分吸着冷房/除湿 技術の開発
バイオナノヘルスガード	・線形アップコンバージョン蛍光ベースの高感度 Rapid Kit システムの開発
極限の制御波動エネルギー	・伸縮性メタ基板の製造技術の開発

(4) 中小企業の商用化技術開発事業(中企部、特許庁) 細部 4

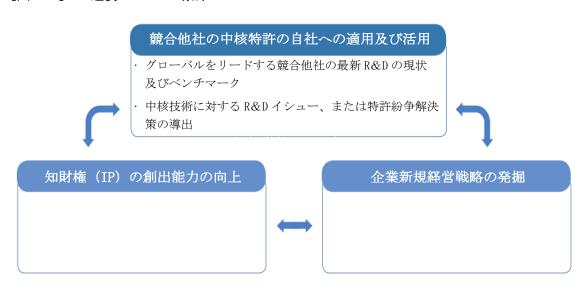
中企部は素材・部品・装置分野の中小企業にカスタマイズ型・密着型の特許戦略を支援した。購入条件付きの新規支援課題を行う中小企業に対して特許戦略の支援を行い、企業が中核・源泉特許を先取りし、技術開発の成果をあげることに貢献した。2020年には新規116の課題のうち、8つの課題にIP-R&Dを支援した¹⁹⁷。

[表IV-12] 中小企業カスタマイズ型・密着型の特許戦略支援(素材・部品・装置の分野)

戦略タイプ	細部支援内容
①中核特許対応戦略	・主な技術の特許 DB 確保・競合他社の特許分析・中核特許導出及び対応戦略策定
②R&D精巧化戦略	・中核特許のノウハウ確保のための R&D の方向 (課題) 提示・国内外の特許分析から研究開発に活用可能な中核情報の提供
③新規IPの創出戦略	・国内外の強い特許確保戦略の策定 ・知的財産権ポートフォリオの確保戦略など

本事業で企業ごとに必要な IP 戦略を支援をし、さまざまな IP 連携の R&D 効果を導出した。

[図IV-1] IP 連携の R&D の効果



¹⁹⁷ 中核支援型 (3千万ウォン) 7つの課題、深層支援型 (6千万ウォン) 1つの課題

[図IV-2] IP-R&D 支援の手続き



2) 事業化有望技術の商用化開発の支援強化 [中核課題 2]

(1) 研究産業の育成(科技情通部) 細部 5

科技情通部は、大学・出捐研が保有する研究成果のうち事業化有望技術の事業化(技術移転、起業)に必要な客様の需要に基づき、追加 R&D を支援した。技術移転型の場合、大学・出捐研が保有している公共研究成果の中で事業化有望技術に対してマッチング企業の需要をベースにした試作品、性能改良など、追加 R&D を支援し、技術移転による技術事業化を支援した。起業型の場合、研究産業企業(研究開発業、研究開発支援業)を起業する大学・出捐研の研究者、又は起業している研究産業企業が、マッチングされた起業チームを支援して技術を基盤とする研究開発サービス業の起業を支援した。

2020年には技術移転による技術事業化のほかに、大学・出捐研の研究者の技術起業による直接事業化を支援(2件)し、技術を基盤とする研究開発サービス業(研究開発支援業)を起業するとともに、研究開発サービス力の強化を誘導した。また、公共研究成果の技術事業化に必要な技術需要ベースの製品の製作と性能改良など、事業化に必要な追加R&Dを支援することにより、14件の技術移転の実績に加え、32人の新規雇用の創出も誘導した。

(2) バイオヘルス技術ビジネスのエコシステム(福祉部) 細部 6

福祉部は、バイオへルス技術分野のビジネスエコシステムを造成するために、第一に、技術発掘コーディネーター事業を通して保健産業分野の優秀技術を発掘し、技術価値評価を支援した。つまり、研究者のインタビュー、技術評価などによって発掘された優秀技術は民間企業などに移転させるか、または事業化を推進して付加価値を創出した。発掘された技術は事業化コンサルティング、特許出願などで事業化のための基盤となり、国内外の技術の需要を発掘し、技術マーケティング(SMK 作成、パートナリングなど)で技術移転のための連携を継続的に推進した。

第二に、特許連携コンサルティングを行って保健産業の事業化の全周期に対するコンサルティングを支援した。特許コンサルティング支援で該当技術に対する新規 IP 出願、中核源泉特許の獲得戦略、競合他社の中核特許への対応及び回避戦略、今後の事業方向に一致する IP ポートフォリオなどの成果を創出した。

[表IV-13] 特許連携コンサルティングの優秀事例

事例名:「3D バイオプリンティング細胞凝集体プラットフォーム技術開発」課題の成果

·主要成果の内容

- (新規起業) IP-R&D による事業計画の策定及び法人事業者登録(2020.08.24)
- (新規 IP 創出) 特許分析及び新規 IP 創出戦略策定による「細胞凝集体の製造方法及びこのような方法で製造された細胞凝集体」で優先審査中(特許出願第 10-2020-0117144 号)
- (IP 出願戦略導出) 起業者のアイデアを先行技術調査及び競合他社の特許分析を行い、「コア シェル構造体を形成した後、構造体の内部に細胞凝集体を製造する方法」を具体化し、優先審査で特許出願を完了
- (R&D 戦略策定) 3,813 件の特許から 1,180 件の有効特許を選別し、特許分析を行って知的財産権の確保の可能性を確認してから研究開発の方向性策定及び持続可能な R&D 開発のための特許動向報告書を提供
- (技術事業化) 知的財産権の分析結果と出願された特許の優秀性を中心に投資誘致のための IR 進行及び投資誘致*
 - * 3 億ウォン規模のシード投資 (ポステックホールディングス、2020.10.16)

第三に、保健産業分野における事業化の全周期に対するコンサルティング支援を実施した。IP が確保された保健産業分野の優秀技術と製品の事業化段階でコンサルティングを支援し、早期に市場参入ができるように支援した。

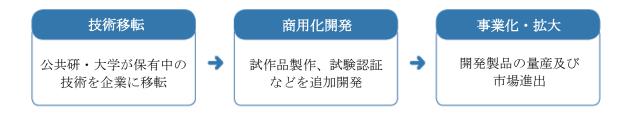
第四に、保健産業分野の優秀技術を発掘し、技術価値評価を支援した。保健医療に特化した技術価値評価モデルで事業化の妥当性を検討し、事業の方向を再設定し、事業のリスクに備えるなど、事業化の促進に貢献した。

第五に、保健産業分野での専門人材を育成し、協力体制の構築を支援した。つまり、保健産業分野の従事者と起業企業などに知的財産ベースの基本及び実務能力の教育を継続的に拡大し、知的財産専門人材の需要に対応した。また、保健産業に特化した IP R&D 戦略、IP ポートフォリオの構築策、IP 活用策、職務発明の管理策など、保健医療分野の知的財産の専門人材に特化した実務能力の強化に寄与した。

(3) 技術成果の活用促進(産業部) 細部7

産業部は技術成果の活用促進のために、第一に、R&D 再発見プロジェクトで中小・中堅企業に移転された公共研究機関の技術を事業化するために、後続の商用化開発を支援した。

[図IV-3] R&D 再発見プロジェクト



第二に、企業に移転された公共研が保有している技術の後続の商用化を開発するために、2020年には32の課題、91.04億ウォン(30の商用化開発支援、2の技術共有プラス)の規模で事業化資金を支援した。

第三に、技術共有プログラムで大企業から未活用技術の移転を受けた中小企業を対象に、2020年には「技術共有プラス」タイプを追加し、R&D商用化の支援を拡大した。

第四に、優秀事例を発掘し広報するために、2020 年新規選定遂行機関のワークショップ を開催した(2020.09.24)。

(4) 事業化連携技術開発事業(産業部) 細部 8

産業部は、中小・中堅企業が保有している優秀な有望技術に民間資本を投資し、政府の事業化 R&D 支援で事業化の成果を導出した。成果の分析¹⁹⁸の結果、事業化の成功率43.5%、事業化の売上高¹⁹⁹1,345.5億ウォン、R&Dの売上高²⁰⁰587.7億ウォンが発生し、616人の新規雇用を創出した。主な優秀事例として CES イノベーション賞の受賞及び海外市場進出、半導体の外国産設備の国産化に成功、コスダック上場、海外輸出など、注目すべき成果を導出した。また、事業化連携技術開発事業に関連し、2020年に109件の国内外の特許登録を完了した。

(5) 中小企業の需要に基づく R&D 活性化(科技情通部) 細部 9

科技情通部は、出捐研と企業との間の一方的な需要者、供給者の関係を脱皮し、中小企業の技術需要に中小企業が直接参加して中小企業それ自体の技術力を強化し、これにより、企業の成長に貢献した。2020年度需要ベースのR&Dの共同研究の割合が64%と、目標(35%)に比べて超過達成した。また、出捐研と企業の需要ベースのR&D支援事業のうち優秀な成果を発掘して事例集を発刊し、圏域別説明会を開催するなど、出捐研と企業の事例を共有し、研究成果を普及した。2020年度出捐研と中小企業の協力の優秀事例(25件)のうち、需要ベース技術開発の部分が11件であり、2021年3月に優秀事例集を出版する予定である。

(6) 政策ファンド活用事業化支援(産業部) 細部 10

産業部は、2020年に地域産業活力ファンドを260億ウォン造成した(韓国産業技術振興院80億ウォン出資)。同ファンドは主目的投資対象について技術事業化を推進する14の非首都圏に所在する地域イノベーション企業に設定し、地域投資を活性化している。つまり、結成金額260億ウォンの60%以上が非首都圏の地域に投資される。さらに、偏った地域投資を防ぐのために、圏域及び14の市・道別に50%以上を超える投資を制限した。また、コロナ禍で低迷した地域経済を活性化させるために、結成金額の20%以上を大邱・慶北地域に投資することを義務付けた。

200 R&Dの売上高=事業化の売上高×技術寄与度

-

^{198 2019}成果活用調査278の課題対象、2019発生分を基準とする。

¹⁹⁹ 事業化の売上高:課題関連製品の売上高

3) IP・技術取引、金融及び事業化支援の活性化[中核課題 3]

(1) 特許技術の戦略的事業化支援(特許庁) 細部 11

特許庁は、大学・公共研と中小企業の特許技術が積極的に活用されるよう、特許技術の事業化、取引、評価を支援するための目的のためで、知的財産取引の活性化のための技術取引、投資、事業化をつなげるためのネットワーク(IP-PLUG)を IP 取引の参加主体別に特性化した。つまり、官民協力型 IP 取引プラットフォームを構築するために6つの民間取引機関を選定し、取引活性化懇談会を開催(3月)し、特許取引活性化のための素材・部品・装置分野の有望スタートアップ 30 社を発掘(4月)し、コンサルティング(5月)などを実施した。

第二に、大学・公共研の事業化を支援するために、需要に基づき発明のインタビューを 実施した。これにより、関連規定又は職務発明の申告書フォームを改善した。

[表IV-14] 需要ベース発明インタビューの代表事例

支援機関	事例
檀国大学	 ・需要ベース発明インタビューを通じて職務発明として申告された 195 件の うち 39 件 (20%) を承継せず、節減できた予算で特許権利化及びマーケ ティングを強化 ・需要企業及び技術需要の発掘 (2020.01) →企業の需要に対応する権利補 強及び国内優先権主張出願 (2020.05) →技術移転契約 (1 億ウォン)

また、知的財産の収益を事業に再投資することで、大学・公共研の特許技術移転の優秀 事例と大型の技術移転の成果を創出した。特に、1回限りの政府支援の方法から知的財産 収入の再投資²⁰¹方式に切り替え、政府予算の投入効果を数倍に高めることができた。

²⁰¹ 大学・公共研が技術移転収益の一部を回収し、他の有望な特許技術に支援する方式で、政府の支援が終った後も継続的に運用できるようにする。

[表IV-15] 知的財産収入の再投資支援の代表事例

支援機関	事例
	支援事業の予算を活用して特許事業化を行い、投資誘致後に持分の一部を売
	却して収益化を実現(投入 0.3 億ウォン(FTO 0.2 億ウォン、持分投資 0.1
	億ウォン)→収益約1億ウォン→回収 2.8 億ウォン)
延世大学校	・(2019) 収益再投資事業を活用して FTO を分析し、海外に特許登録及び無
技術持株会社	効/侵害を分析
(2年目)	→(株)ジェノヘリックスを起業(miRNA 診断関連技術)
	・(2020) (株) ジェノヘリックス研究所企業の申し込み及び外部から約 20
	億ウォンの投資誘致
	→技術持株会社の持分の一部(2.8億ウォン)を売却

第三に、IP 金融の規模を拡大した。つまり、物的担保がなくても企業が保有している優秀技術の将来価値を基に資金を調達できるように支援し、有望企業に成長の機会を提供し、イノベーション成長の原動力を発掘した。これにより、知的財産金融の規模が前年に比べて約40%増加し²⁰²、担保ローン取扱銀行が継続的に拡大されるなど、知的財産金融の成長が加速すると予想される²⁰³。

(2) マザーファンド出資(特許庁) 細部 12

特許庁は優秀な特許技術を保有している中小・ベンチャー企業に安定的に資金を投資してイノベーション成長と雇用創出を促進するために、第一に、IP 投資市場を形成し、韓国の特許の海外流出を防ぐために IP それ自体に直接投資する 407 億ウォン規模の IP 専用投資ファンドを新設した。

第二に、大学・公共研が保有している IP の事業化を促進するために、460 億ウォン規模の公共 IP 事業化ファンドを造成した。

第三に、IP を基盤とする地域のスタートアップに対する投資を促進するために、地域のスタートアップに 60%以上を投資する 90 億ウォン規模のファンドを造成した。

第四に、中小・ベンチャー企業の IP 創出・買い取りなどを支援するために、すべての特許勘定ファンドで投資金額の一定部分以上を企業の IP に投資することを義務付けた。つまり、投資された金額の 5%、または 3 千万ウォンのうち少ない金額を特許の出願・登

^{202 2019}年 7,186億ウォン→2020年11月 10,044億ウォン

^{203 (2018)} 産業・企業銀行→ (2019) ハナ・国民・新韓・ウリ・農協銀行→ (2020~) 釜山など地方銀行

録・買い取り・ライセンスの費用及び特許戦略・保護コンサルティングなどに使用するようにした。

(3) 技術信用貸付の質的改善及び技術ベースの投資拡大(金融委) 細部 13

金融委は技術金融の信頼性を向上するための品質管理基準を設け、技術金融投資ファンドを継続的に造成し、技術金融投資を拡大した。また、2020年12月、技術評価の品質管理、技術金融対象業種、業務手続きなどの細部基準を盛り込んだ「技術金融ガイドライン」を設けた。一方、技術金融の投資実績は2020年末の1兆5,681億ウォンと、目標(1兆2,000億ウォン)を上回っており、前年に比べて(2019年末1兆897億ウォン)44%増加していることが分かった。

(4) 食品技術取引移転支援事業(農食品部) 細部 14

農食品部は、食品の技術取引移転の支援事業のために、技術取引機関を運営・管理し、技術移転の全周期を支援した²⁰⁴。また、協議体が保有している優秀技術の戦略的マーケティングを推進した。つまり、インタービズバイオパートナリング・投資フォーラムに参加して技術取引相談を行い²⁰⁵、食品の技術事業化活性化のため韓国食品栄養科学会に参加した(2020年10月22日)。これと共に、食品の優秀技術パートナリングのオン・オフラインのフォーラムを運営し(11月11日~25日)²⁰⁶、未来社会の変化のトレンドを予測するために、海外市場と産業を分析した「海外の優秀食品トレンドブック」と「食品の優秀技術資料集」を発刊した。

205 参加者:技術供給機関、需要企業、コンサルティング機関(約400社)など約1,000人

²⁰⁴ 食品の技術取引機関事業年次評価 (2020) を推進 (2020.12.16)

²⁰⁶ オンラインフォーラム:「食品の優秀技術パートナリング」専用のウェブサイトを利用した説明会 (15 日間)、オフラインフォーラム:食品企業など 75 人参加 (8 の大学、37 のメーカー)、マンツーマン相談 46 件

[表Ⅳ-16] 海外の優秀食品トレンドブック (Ⅰ、Ⅱ)

1次(上半期) 해외 우수 식품특허 트렌드북 [

해외 우수 식품특허 트렌드북 [[

2次(下半期)

2020





- < (左)動向資料 / (右)特許の要約>
- ・主要国市場におけるメディフード、高齢者 向け食品、代替食品の動向の資料を提供
- ·特許の要約資料 (SMK) 50 件を提供
- *メディフード 25 件、高齢者向け食品 12 件、代替食品 13 件
- **特許技術リスト118件ほど

- < (左)動向資料 / (右)特許の要約>
- ・主要国市場における HMR (常温/冷蔵/冷 凍)の動向の資料を提供
- ·特許の要約資料 (SMK) 50 件を提供
- * HMR (常温) 22 件、 HMR (冷蔵) 13 件、 HMR (冷凍) 15 件
- **特許技術リスト 105 件ほど

最後に、技術取引²⁰⁷仲介支援²⁰⁸、技術力の分析²⁰⁹、技術の価値評価²¹⁰、成果の管理²¹¹、 事後管理²¹²などを実施した。

4) 新技術分野の R&D 標準特許との連携強化 [中核課題 4]

(1) 標準特許創出支援(特許庁) 細部 15

特許庁は標準特許創出支援のために、R&D-標準-特許の連携を実施した。つまり、科技情通部・産業部などR&D及び標準化を担当する関係部処と連携して、標準特許創出支援の成果を上げ、特許戦略開発院の標準特許戦略の専門家と標準特許の専門弁理士が支援専門チームを構成し、支援機関に必要な戦略を支援した。

[図IV-4] 標準特許創出支援事業の推進戦略



210 技術移転・ (予定) 企業の需要に基づく価値評価を推進:6件

^{207 (2019) 24}件、前払い実施料708百万ウォン→ (2020) 56件、1,020百万ウォン

²⁰⁸ 実施料の10%を支払う、機関別技術取引仲介手数料を支援:48件

²⁰⁹ 事業化の可能性が高い優秀技術を選定:50件

²¹¹ 導入技術の安定的な定着のための技術指導を支援:10回

^{212 2019~2020}技術移転契約を締結していた24社をモニタリング

区分	役割
特許庁	事業計画の策定、事業の総括推進及び管理、評価
主管機関(特許戦略開発院)	(管理) 課題協力機関の選定・管理及び運営支援 (協力) 事業の関係機関と協力、標準特許協議体の支援など
標準特許戦略専門家	標準特許創出支援事業の個別課題の管理 R&D 及び標準化の方向の提示、標準特許の戦略導出
協力機関(専門弁理士)	標準技術に関連する特許検索及び分析 標準化したい技術の権利化支援、標準特許教育の実施
関係機関	標準案の開発及び標準化活動の支援 標準化の動向情報を提供し、標準技術分析の結果について諮問
参加機関	研究開発実施及び保有技術の詳細内容提供

また、環境の変化に対応するために、科技情通部・産業部などの関係部処と協力して課題を発掘し、専門家の意見を反映して優先支援分野を設定した。つまり、関係部処の需要調査と協議を経て標準特許の確保が有望な技術掘のための標準特許戦略マップの構築を推進し、関係部処のR&D及び標準化支援事業の課題をもとに、標準特許戦略策定の支援需要を発掘した。一方、弁理士会、産学研など関係機関と協力して把握した需要に基づき、標準特許専門人材の育成を推進した。専門人材課程を運営するに当たり、すべての教育希望者の標準特許認識水準(自己診断表)と希望するコンテンツ(需要調査票)を事前に調査して詳細コンテンツを設計し、希望機関を出張型教育を推進した。

[図IV-5] 標準特許教育



(2) 情報通信放送標準開発支援事業(科技情通部) 細部 16

科技情通部は ICT 分野の公式及び事実の国際標準化機構で主導権を確保するために、国内の専門家が国際標準化機構の議長団に進出することができるように支援し、2020 年に 263 席を確保した²¹³。また、アジア・太平洋地域の周辺国と協力し、国際標準に対応するための協力体制を確立した。具体的には日中韓 IT 標準協力会議 (CJK) で 5G を含む無線電力伝送、情報の保護、知能型ネットワークなどの主要懸案について国際協力策を共有し

²¹³ 公式国際標準化機構(ITU、ISO、IECなど): 111人(206席)、事実の国際標準化機構(IEEE、IETF、3GPPなど): 31人(57席)

た。また、ASTAP ²¹⁴/ AWG²¹⁵などアジア・太平洋地域の国家間の相互利益を図るために、標準協力の強化を推進した。

(3) 中小・中堅企業の国際標準化能力及び R&D 標準連携の強化(産業部) 細部 17

産業部は標準スキルを強化するために、中小・中堅企業などを対象に標準コンサルタントマッチング²¹⁶で 6 件の標準化活動と標準特許創出を支援した。また、R&D-標準連携のために、政府の R&D 全周期に対する標準連携の強化を推進した。つまり、R&D 課題の企画時の標準連携の課題を発掘(52)²¹⁷し、標準技術力向上事業を展開して第四次産業分野のNTB 登録技術などの標準開発を支援した(9つ)。一方、2020年 6 月に標準を R&D の代表成果として認めるために、研究成果評価法の改正を推進した。

5) 公共研究機関の IP 経営戦略の高度化 [中核課題 5]

(1) 国家科学技術研究会の研究運営費支援事業(科技情通部) 細部 18

科技情通部は出捐研に IP 経営戦略コンサルティングを提供して IP 経営戦略を高度化し、成果を普及させる専門担当組織 (TLO) の実務者の能力を強化する。一方で、保有特許資産の管理を強化する目的で IP 経営戦略コンサルティングを推進して IP 経営戦略の策定を支援し、出捐研が IP 経営戦略を策定し、高度化することができるように支援している。

「表IV-17〕出捐研に対する IP 経営戦略コンサルティング支援事業

事業名	支援内容	実績
出捐研に対するIP 経営戦略 コンサルティング 支援事業	・ (内容) IP 経営戦略コンサルティングが必要な出捐研の需要に応じ、タイプ別コンサルティングを支援・ (事業期間) 2019年3月~2020年3月	・出捐研を対象に 112 タ イプのコンサルティン グを提供し、24 の機 関の IP 経営戦略を策 定し、高度化を完了

215 アジア・太平洋電気通信標準化機関無線通信グループ (APT Wireless Group)

²¹⁴ アジア・太平洋電気通信標準化機関 (APT Standardization program)

^{216 3}社を対象に標準コンサルタントをマッチングして標準化活動を支援し、このうち9社は保有技術を活用して標準化を推進している。

²¹⁷ R&D課題の企画時、企画委員会に標準専門家の参加及び標準動向調査を義務付ける (産業技術イノベーション事業評価管理指針の改正、2019年12月)。

また、出捐研の教育需要及びコロナ禍による対面集合教育の環境の変化を考慮し、業務の段階・スキルに合わせて教育課程を企画し、戦略型 TLO スキルアップ教育を推進した。教育需要調査(2回)、環境変化への対応、関係機関との協議などにより、教育課程をより弾力的に企画し、受講生の参加を誘導した²¹⁸。これにより、出捐研の専門人材の専門性を高め、技術事業化の活性化に寄与すると期待される²¹⁹。

最後に、出捐研の保有技術に対する共同マーケティングを実施するとともに、関係機関と協力して継続的に特許の事業化活性化し、機関ごとに特許管理体系を強化して未活用特許の割合の減少のために努力した。出捐研ごとに周期的に資産調査を進めており、研究会では特許庁の特許設計支援、保有特許診断事業を連携して支援している²²⁰。

[表IV-18] 2020 年度未活用特許の割合

保有特許件数	活用特許件数	活用推進特許件数	未活用特許			
(A)	(B)	(C)	件数 (D = A-B-C)	割合 (D/A)		
44, 941	16, 402	24, 140	4, 399	9.8%		

^{*}活用推進特許:戦略的保有特許(国家安全保障、秘密など戦略的に活用することができない特許)、活用予定及びマーケティングの推進、5年未満の特許など

174

.

²¹⁸ 教育修了生:入門過程 (2019) 21人→ (2020) 23人/深化過程: (2019) 109人→ (2020) 83人 219 教育の満足度:入門過程 (2019) 4.40→ (2020) 4.53 /深化過程: (2019) 4.79→ (2020) 4.89 220 (2020) 特許設計支援事業8つを連携、保有特許診断事業3つを連携

2. 中小・ベンチャー企業の起業・成長及び保護を強化 戦略 2

1) IP を基盤とする起業の活性化及び IP サービスの費用の支援強化[中核課題 6]

(1) 知的財産を基盤とする起業の促進(特許庁) 細部 19

特許庁は起業に特化した IP 支援事業で起業企業の生存率を高めせ、安定的な市場参入を促進し、新たな付加価値と雇用を創出するために、さまざまな政策を実施した。第一に、アイデア発掘から起業準備、または初期、成長段階に至るまで段階に応じた支援を行い、知的財産基盤の起業を促進した。つまり、起業予備軍のアイデアを IP ベースの起業アイテムに導出するカスタマイズ・コンサルティングを支援し、起業予備軍の 946 件の特許出願と 261 件の起業の達成に寄与した(起業成功率 28%)。また、受益者が権利化された起業のアイテムで他部処の起業支援事業と連携して資金調達、試作品製作、IR コンサルティング、R&D 開発などを実施するなど、計 312 件の連携を支援した。

[表IV-19] 知的財産を基盤とする起業を促進するための他の部処・機関の協力内容

区分	協力事業	協力事項				
	起業先導大学	相互推薦及び推薦者に加点を付与、相互の教 育時間を認める				
中企部	起業士官学校	起業士官学校事業化への支援連携				
	K-スタートアップの部処横断的な 起業リーグ創造経済イノベーションセンター	優秀なアイデア発掘 (IP 礎 (ティディムドル) 及び IP 翼 (ナレ) 事業を通じて優秀なアイデアに対する特許コンサルティング及び				
行安部	公共データコラボプロジェクト	特許出願を支援)				
	全南麗水産学融合院	BI入居及び事業化支援を連携				
	仁川コンテンツコリアラボ					
自治体	光州テクノパーク保育センター					
PIPH	城南産業振興院					
	釜山デザイン振興院	優秀なアイデアの事業化支援を連携				
	慶北テクノパーク					
地域別	韓国科学技術院、忠北大、仁川大					
大学	など	- ・優秀なアイデアの事業化及び投資支援を連携				
民間	技術保証基金、ベンエンジェル	慶海はノイノノの事業化及び仅具又抜を連携				
機関	投資など					

第二に、起業予備軍が簡単にアイデアを事業アイテムに導出することができるように、各地域の IP 起業促進拠点で「IP 礎プログラム」を推進した。特に、新型コロナウイルス防疫及び検査のためのアイデアを保有している起業予備軍を対象に、2020 年 4 月から施行された臨時明細書制度を活用して特許出願期間の短縮を誘導した。

第三に、IP 戦略なしに起業に飛び込んだスタートアップの生存率を高めるために、起業企業に特化したコンサルティングを実施する「IP 翼プログラム」を推進した。特に、中企部の「起業成長技術開発事業」の礎プログラム起業課題に「IP 翼プログラムとの連携課題」を設けて起業資金などを支援し、IP 翼事業を選定する際、コロナ禍の被害を受けた企業を優先的に支援した(支援対象 709 社のうち、74 社(10.43%)を優先支援²²¹⁾。

[表IV-20] 中企部の「起業成長技術開発(礎(ティディムドル)起業)課題」との連携 事例

中企部「起業成長技術開発(礎(ティディムドル)起業)課題 」と連携(50 社、最大 1.5 億ウォン支援)

中企部の「起業成長技術開発(礎(ティディムドル)起業)課題」に「IP翼(ナレ)」 の特典を受ける企業を対象とする固有のトラックを運営

- 中企部「起業成長技術開発事業」の礎の起業課題に「IP 翼との連携課題」を新設
- 推薦企業の特典
 - 連携課題により推薦された50社は礎の起業課題の書類審査の免除後、対面審査* に進む。
 - *選択プロセス:書類審査(倍率10:1)→対面審査(倍率2:1)→現場調査

(2) スタートアップ向けの特許バウチャー (特許庁) 細部 20

特許庁はスタートアップが希望する時期に必要な IP サービスを選択して支援を受けることができるようにする需要者中心の IP 支援事業を実施している。つまり、スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップ自由に必要なサービスや機関を選択して利用し、バウチャーでサービスの手数料を支払う。2020 年には有望なスタートアップ 269 社を選定し、知的財産バウチャー311 件を発行した。

²²¹ 支援対象:前年同期比、売上が10%以上減少、または工場・事業場が閉鎖されるなど、コロナ禍による被害の事実を客観的に証明した企業が事業を申し込む場合に加点を与える。

[表IV-21] スタートアップ知的財産バウチャー支援企業数

	事業計画 補正計画				支援企業数			バウチャー数					
区分	企業	バウ チャー	企業	バウ チャー	1次	補正	連携	小計	1次	補正	連携	追加 発行	小計
小型	50	50	100	100	41	70	75	186	41	70	84	20	215
中型A	40	40	_	_	29	_	13	42	29	_	13	4	46
中型B	45	45	_	_	32	_	9	41	32	_	9	9	50
合計	135	135	100	100	102	70	97	269	102	70	106	33	311

(3) 中小企業の特許共済事業(特許庁) 細部 21

特許庁は特許共済事業で企業間の相互扶助の共済により、中小企業の海外特許出願と国内外の特許紛争など知的財産の費用負担を分散・緩和し、経営安定の基盤を提供している。つまり、積金の形態の掛金商品と積み立てられた掛金ベースのローン商品を運用している。掛金商品の場合、加入するときに掛金月額²²²を選択し、毎月積金の形で掛金を納付し、積み立てられた元利金は共済契約の解約時に一時支給している。一方、ローン商品の場合は特許共済に加入して1年後からローン商品を利用できるようにしている。2020年11月時点で前年に比べて加入企業数は4倍、掛金の規模は12倍にも及び、中小企業の特許紛争に対して安全網を提供することが分かった。

「図IV-6] 共済に加入する企業数と掛金の規模



2020年7月27日に知的財産費用のローン商品を初めて発売し、海外出願費用の支援を本格化した。知的財産共済の中長期加入目標(2025年まで26,000社加入)が達成されれば、約1兆ウォンの海外出願及び紛争対応支援効果とがあると予想される。

²²² 掛金の種類:30万ウォン、50万ウォン、80万ウォン、100万ウォン、200万ウォン、300万ウォン、500 万ウォン、1,000万ウォン

2) 中小企業 IP の競争力強化支援拡大 [中核課題 7]

(1) IP-R&D 戦略支援(特許庁) 細部 22

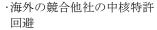
特許庁は世界の特許のビッグデータ分析の結果をもとに、中小・中堅企業に効果的な R &D の方向と優秀特許の確保戦略を提示している。つまり、IP 戦略の専門家と特許分析機関などで専門チームを構成し、企業の R&D の現場に必要な知的財産権確保戦略を支援している。

[図IV-7] IP R&D 戦略支援の推進体系

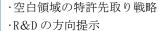
特許ビッグデータ分析

- ・技術の動向分析
- ・競合他社・市場の分析
- ・先行中核特許の導出

- 海外



特許連携R&D戦略提供





中小・中堅企業の競争力向上

- ・海外特許紛争の懸念解消
- ·優秀特許の取得
- ・新製品・新事業の創出

これにより、特許庁は第一に、2020年には産業部・中企部・科技情通部の中核品目 $(100+\alpha)$ の R&D の課題を対象に約300の課題を支援した。

[表IV-22] 素材・部品・装置の中核品目の R&D 事業支援

R&D部処	素材・部品・装置の中核品目のR&D事業	課題数	2020年以内 に着手
産業部	素材部品の技術開発、機械産業の中核技術の開発など	297	208
中企部	技術イノベーション開発、購入条件付き技術開発など	100	49
科学技術部	未来素材ディスカバリー、ナノ・未来素材源泉技術 の開発など	72	37
環境部	上下水道イノベーション技術開発事業	5	5
	計	474	299

第二に、新型コロナウイルスへの対応技術、デジタルニューディール、グリーンニューディールなど、ポストコロナのイノベーション成長エンジン分野に補正 IP-R&D を支援した(50 億ウォン、72 の課題)。

[表IV-23] ポストコロナ IP-R&D 事業支援

	区分	IP-R&D課題数	備考
新型コロナ ウイルス 対応技術	治療薬	8	ジネクシン、ジンウォン生命科学など
	ワクチン	11	緑十字、ユティレックスなど
	防疫・診断機器など	31	ジェンキュリクス、オサンヘルスケ アなど
	小計	50	
成	ナのイノベーション 長エンジン 「ジタルインフラなど)	22	

第三に、スタートアップにカスタマイズ IP-R&D を支援した。つまり、スタートアップ に対する「バリューアップ $IP-R\&D^{223}$ 」の新規支援と部処(中企部)協業パッケージ(R&D+IP-R&D)の課題 224 を推進した。

[図IV-8] 特許庁の IP-R&D と中企部の起業成長技術開発 R&D の共同事業プロセス



第四に、素材・部品・装置分野関連業界の中小企業の特許競争力を向上させるために、 日本による対韓輸出規制の主要品目分野の特許戦略の支援タイプを新設した。これにより、半導体、二次電池などの主要品目別に先導企業などに対する特許を分析し、R&D及びプロセスの改善に必要な有用な情報を導出して関連の産学研に提供した。

²²³ スタートアップ投資・M&A・上場の可能性を高めるための技術の価値向上の観点の「バリューアップ IP-R&D」新規支援(15の課題)

^{224 (}R&D+IP-R&D) スタートアップの技術開発の成功のために(中企部) R&D資金と安定的な事業化のための(特許庁) IP-R&D戦略支援(31の課題)

[表IV-24] 輸出規制主要品目分野の特許戦略

用途	特許文献から導き出すことができる有用な情報(例)
研究開発 (R&D)	①素材組成物の情報(成分、配合比率、物性パラメータなど)、 ②製品設計などに自由に活用できる消滅特許(有効期限が切れた特許・ 未登録特許)の情報
生產活動	特許文献に示されている素材・部品等の③製造工程に関する情報
輸入先の多角化、 M&Aなど	世界④中核特許技術を保有企業・機関情報、⑤重要な発明者の情報など

(2) グローバルな中小企業育成プロジェクト支援事業(中企部) 細部 23

中企部は優秀な中小企業をグローバル企業に育成して未来成長エンジンを拡充し、良質の雇用を創出し、産業の中核を強化するために、グローバルな中小企業育成プロジェクトを実施した。つまり、World Class 300 社に対して成長戦略書²²⁵で提示された技術確保戦略に基づき、中核及び応用技術の開発を支援している。2020年の技術開発支援に関する国内外の特許は計325件で、投入金額(721億ウォン)に比べて10億ウォン当たり4.5件を記録した。また、2020年のR&D関連の新規雇用数(管理+機能/専門+生産+研究開発)は706人で、投入金額(721億ウォン)を考慮すれば、10億ウォン当たり9.8人の雇用創出を達成した。

(3) 中小企業の技術イノベーション開発(中企部) 細部 24

中企部は輸出企業及び素材・部品・装置分野に連携している「IP-R&D 戦略策定プログラム」の連携対象を全内訳事業(6つ)に拡大した。つまり、技術イノベーション開発事業に迅速に代替する技術を確保し、強小企業を育成するために全内訳事業に IP-R&D を連携して支援した。特に、主管機関が差別化されたプログラム²²⁶を選択して支援するようにした。

²²⁵ 成長戦略書:市場拡大、技術確保、投資、経営イノベーション・雇用の4つの分野別に、今後10年間 の企業の成長戦略を記述(WC300企業選定時に提出)

²²⁶ 遂行期間/内容に応じ、差をつけて運営:①全周期IP型:3千万ウォン(2.5カ月)、②IPパッケージ型(中核支援型):3千万ウォン(2カ月)、③IPパッケージ型(深層支援型):6千万ウォン(3.5カ月)

[図IV-9] IP-R&D 戦略策定プログラムの推進体系



中小企業技術情報振興院

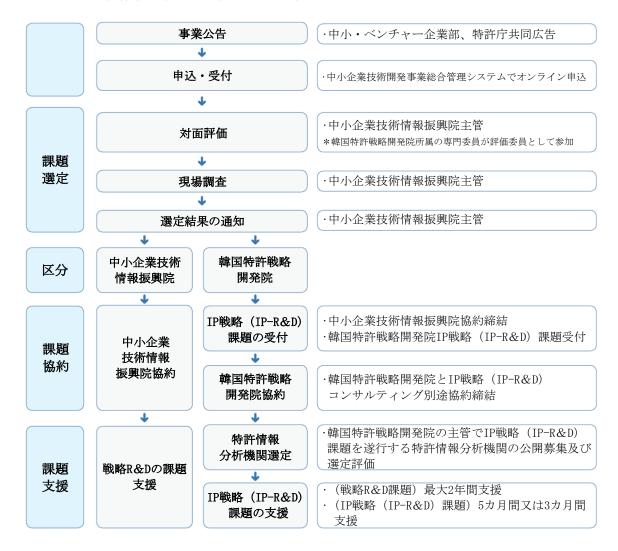
• 特許調查•分析機関

・グローバルな強小企業、輸出有望企業

(4) 起業成長技術開発事業(中企部) 細部 25

中企部はR&D支援と知的財産権戦略の策定を並行し、パッケージの形で支援した。つまり、起業成長技術開発事業のイノベーション型、戦略型起業課題でR&D(中小企業技術情報振興院)とIP戦略コンサルティング(韓国特許戦略開発院)を同時に支援できるようにした。このようなIP戦略など、パッケージ支援を行って起業企業がいち早くR&D能力を確認し、技術保護戦略を構築することにより、優秀な技術を持つ起業企業が流入し、事業化を促進することができるようにした。

[図IV-10] 起業成長技術開発事業の推進体系



3) 中小企業の IP・技術保護強化 [中核課題 8]

(1) 国内の知的財産権保護活動の強化(特許庁) 細部 26

特許庁は国内の知的財産権の保護活動を強化するために最初に、知的財産権侵害に対する懲罰賠償制度を特許分野から商標・デザイン権など知的財産権全般に拡大した(2020年10月20日施行)。また、保護の死角地帯であったアイデア奪取行為に対する制裁を強化するために、意図的なアイデア奪取行為に対して懲罰賠償制度を導入し、是正勧告を履行しない場合の事実公布の根拠を新設した(2020年10月公布)。

第二に、中小企業の営業秘密保護支援事業の一環として、深化コンサルティングを実施 し、50 社を対象に専門家が企業を訪問し、営業秘密管理体系の構築レベルを32%まで向 上させた²²⁷。また、営業秘密が流出した被害企業 30 社を対象に、弁護士とともに民事・刑事の救済策と再発防止に対する法律諮問を提供して被害を防止した。

管理体系の診断

管理体系深化コンサルティング

[表IV-25] 中小企業の営業秘密保護支援事業の成果

営業秘密保護コンサルティン

営業秘密保護教育

不要な行政力の無駄を省いた。

区分

営業秘密流出紛争の法律諮問

営業秘密管理体系の普及

2020年の実績	
130	
50	
30	
101	

11

(単位:件、回)

第三に、発明振興法の改正(2020年8月)により、産業財産権紛争の調停を活性化した。つまり、既存の紛争調停の対象から外された経営上の営業秘密及び不正競争行為まで調停範囲を拡大することにより、制度の利用を活性化するようにした。また、調停委員の上限数を拡大し、3人以下の調停部を構成するなど、調停の当事者に利便性を向上させ、

オンラインセミナー

説明会など

(2) 中小企業の情報化能力強化(中企部) 細部 27

中小企業の中核技術を安定的に保護できるように、中小企業の技術資料寄託制度を運営している。寄託企業は開発技術の奪取・流用防止は言うまでもなく、技術が流出した場合、開発の事実を証明することができる。技術寄託の必要性が広く認識され、58の大企業、公共機関が参加し、素材・部品、BIG3、D・N・Aなど新事業分野まで寄託技術が拡大している。2020年からはスマート工場のセキュリティ脅威の増加に応じ、スマート工場の寄託件数が1,389件締結された。外部のリスクから寄託物を保護し、総合的な情報セキュリティ管理を行うために、情報セキュリティ体系を構築した(IS027001の認証、2020年9月)。また、契約上のリスク予防及び運用の効率化のために寄託契約の体系的な品質管理システムを構築した(IS09001の認証、2020年3月6日)。

「表IV-26] 寄託件数

区分 2008~2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 計 寄託件数 7, 161 9, 462 8, 562 9, 467 9, 216 10, 415 11, 226 75,031 9,522

²²⁷ 参加企業の営業秘密管理体系の構築レベル: (前) 61.9点→(後) 81.6点、32%増加、営業秘密管理の等級「普通」以上の企業の割合: (前) 24%→(後) 74%

技術的、物理的なセキュリティが脆弱な中小企業への技術流出防止システムの構築を支援している。企業に必要な支援を行うために、セキュリティインフラ環境を診断し、設計した後、企業に最適のセキュリティシステムの構築を支援する。内部情報流出防止(移動式ストレージデバイス統制、DLPなど)、PC及びドキュメントのセキュリティソリューション(DRM、ウォーターマークなど)、国内本社と海外支社間のセキュリティシステム統合など 56 社を支援した。

技術の発達により、ハッキング、インサイダー流出など、さまざまなセキュリティ事故による被害が増加するにつれ、365日の技術保護管制を支援する中小企業技術保護サービスも運営している。セキュリティ管制サービス、内部情報漏洩防止サービス、マルウェア及びランサムウェア検出サービスを提供している。

[表IV-27] 技術保護管制支援件数

区分	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	累積
計	253	268	498	1,528	2, 467	1,076	919	1,056	955	1, 193	10, 176

(3) 技術イノベーションの基盤造成(中企部) 細部 28

中企部は技術奪取が社会問題化していることを受け、2018年以降、中小企業の技術奪取根絶・保護関連の対策を継続的に新設し施行している。2020年には技術奪取被害企業を迅速に救済するために、技術保護強化策を講じた。

[表IV-28] 中小企業の技術奪取関連保護対策

区分	2018	2019	2020
対策名	中小企業の技術奪取 根絶対策	第2次(2019~2021) 技術保護支援計画	中小企業の 技術保護強化策
主要内容	不公正な技術取引関係の 改善のための総合対策	技術保護インフラ、事後 救済、文化定着などの 技術保護政策全般	侵害流出前後の紛争企業 に対する被害予防及び 救済強化
推進体系	民主党、中企部、産業 部、公正委、特許庁	中企部、産業部、公正取 引委員会、特許庁	中企部、公正委、特許庁

技術奪取を根絶し、公正な技術取引慣行が定着するよう、関連法の改正を推進した。第一に、類似の法律の改正の動向に合わせ、中小企業の営業秘密の要件を大幅に緩和するように技術保護法を改正した(2020年10月、改正完了)。また、3倍の損害賠償制の導入

など、大・中小企業間の不公正な技術取引慣行を根本的に遮断するとともに、厳罰化する ために、共生法の改正案を立法し、2020年11月に国務会議で成立した228。

中小企業の技術力を高め、被害企業を迅速に救済するために、さまざまな支援事業を運 営した。第一に、中小企業の技術保護能力の向上による事前流出防止のために相談・アド バイス229を実施し、法務支援団230を運営した。

第二に、技術侵害行政調査231及び技術紛争調停・仲裁232による、技術侵害被害企業の迅 速な事後救済活動を推進した。また、中小企業の技術侵害行為に対して迅速な判断を下す ために、技術侵害諮問団を運営するとともに、被害企業に対して迅速なデジタルフォレン ジックも支援した233。

第三に、技術保護の必要性に対する認識を向上させるための広報、教育活動を展開し た。2020 年度には非対面の経営環境に合わせ、オン・オフライン教育課程を並行して支援 し、大・公共機関、起業・中小企業などの需要に合わせた認識の改善教育を推進した234。

²²⁸ 立法の内容: ①技術資料の定義新設、②秘密保持契約の義務付け、③立証責任の軽減、④3倍損害賠 償制の導入、⑤損害賠償額の算定など

²²⁹ セキュリティ、法律など、技術保護の専門家による現場診断・アドバイス支援と技術流出被害相談・ 申告センターを運営、2019年620件→2020年966件

²³⁰ 技術流出・侵害事件の現場相談(被害救済)支援範囲を事前防止まで拡大し、中小企業の技術保護能 力の強化を支援、2018年60件→2019年47件→2020年164件

²³¹ 共生調停委傘下の実務協議会で複数の部処関連の事件、重複申告などに対する迅速な調査の共有及び 共同調査の推進、処理状況:受付32件、終結19件、進行中13件

²³² 検察庁と連携した迅速な紛争解決を支援(2019年3件→2020年7件)し、起業・イノベーション企業を 対象に訴訟費用の支援限度を引き上げる(既存+500万ウォン)、支援実績: (2018) 19件→ (2019) 21件→ (2020) 30件

^{233 2020}年8件を支援

^{234 (2018) 4,170}人 (49回) \rightarrow (2019) 5,065人 (75回) \rightarrow (2020年) 10,585人 (41回)

[表Ⅳ-29] 直近3年間の技術保護教育の実績

(回))

支援分野	参加人数及び開催回数					
义 该分野	2018	2019	2020. 11	計		
起業・中小企業の人材育成教育	442	471	466	1, 379		
(AMPを含む)	(8)	(9)	(16)	(33)		
予備在職者(高校、大学)の	_	297	87	384		
人材育成教育		(6)	(3)	(9)		
知的財産戦略最高位コース	98	102	49	249		
(AIP)	(2)	(2)	(2)	(6)		
大・公共機関教育	3, 630	4, 195	315	8, 140		
	(39)	(58)	(11)	(108)		
オンライン教育	_	_	9, 668 (9)	9, 668 (9)		
合計	4, 170	5, 065	10, 585	19, 820		
	(49)	(75)	(41)	(165)		

(単位:人、

また、政策の需要者の理解やアクセスを容易にするために、オン・オフラインの媒体を活用した全方位的な政策広報を実施した 235 。

[表IV-30] 技術保護に対する認識改善の広報



²³⁵ メディア広報7回 (新聞広告2、ラジオ5)、オンライン25回 (SNS 2、バナー1、ウェブマガジン4、ウェブトゥーン8、クイズイベント1、ネイバー法律コーナー8、ユーチュウバーとの協業1)

第四に、中企部主導で部処横断的な推進体系を構築し、迅速に被害企業を救済することができるよう「共生調停委員会(委員長:中企部長官)」を運営し(2019年6月~)、「共生調停委員会の設置及び運営に関する規定」を制定し、法的根拠を新設した²³⁶。

[図IV-11] 共生調停委員会の組織図



全国的に技術奪取被害企業の隘路事項を解決するために、部処合同で「技術保護支援 班」を運営した。技術取引の際、隘路事項や紛争が発生すれば、支援班が企業の現場を訪 問して迅速に相談し、各部処の役割に合わせて救済策を設け、支援している。

[表Ⅳ-31] 技術保護支援班の構成

参加機関	役割				
地方中企庁 (技術保護責任官)	総括、需要企業の募集及び技術保護事業や制度の案内				
地方警察庁 (技術流出捜査チーム)	技術流出の被害発生時、警察庁と捜査連携				
国家情報院 (産業機密保護センター)	国家中核技術の流出防止活動				
大・中小企業協力財団	事前	現場診断、セキュリティシステム点検及び技術セキュ リティコンサルティング、役職員向けの技術保護の必 要性及び意識向上のための教育提供			
(技術保護支援班)	事後救済	被害発生時、初動対応による被害救済(法律相談) 支援事業(法務支援団、調停・仲裁、侵害行政調査な ど)の連携			

²³⁶ 大統領令第30810号、2020年6月30日制定

(4) 中小企業の営業秘密保護強化(公取委) 細部 29

下請け取引での技術流用といった不公正な行為は中小企業の成長基盤を侵食し、新しい技術開発のための意欲を低下させ、イノベーション成長を実現するうえで足かせとなる。したがって、公取委は不公正行為に対するモニタリングを強化するとともに、厳重に制裁し、中小企業の取引をめぐる環境を実質的に改善しようした。そのため、第一に、技術保護のための標準下請契約書を制定・改訂し、普及を拡大した。2020年にはエレベーター設置工事業種の標準下請契約書に秘密情報の定義²³⁷、秘密保持義務、損害賠償などの内容を盛り込んだ秘密保持契約書の内容を反映した。また、建設業など12業種²³⁸の標準下請契約書に技術資料寄託機関²³⁹及び寄託費用の負担主体²⁴⁰などについて規定した。

第二に、技術流用行為など不公正行為を根絶するために、実態調査の結果を活用して法 違反の疑いが高い分野を選定し、職権調査を実施した²⁴¹。

第三に、技術流用行為と技術資料の要求手続き違反行為に対し、法の執行を強化した²⁴²。

第四に、技術流用に関連する国内外の法律と事例を分析し、技術資料の定義に関する規 定²⁴³など、技術流用行為に対する違法性の判断基準を具体化するために研究を実施した。

(5) 不正競争行為の拡大及び処罰・行政措置の強化(産業部) 細部 30

産業部は不正競争行為を拡大し、関連処罰と行政措置を強化した。第一に、産業技術保護法の下位法令を整備した。つまり、情報公開請求制度による国家中核技術の流出防止のために、情報非公開対象機関の範囲を規定し、国家中核技術の保護措置を強化した。また、国家 R&D 支援の国家中核技術保有機関が外国人により買収・合併が行われる場合、承認及び申告手続きを別途で新設した。最後に、産業技術侵害調査及び実態調査時の関係行政機関に資料を提出するなど、協力要請の根拠を新設した。

²³⁷ 元請け・下請け事業者が業務遂行の過程で自ら知るようになるか、相手又はその従業員から提供を受けて知るようになる相手に関する一切の技術上あるいは経営上の情報及び、これを基に新たに発生した一切の技術上もしくは経営上の情報

²³⁸ 建設業、ゴム・プラスチック製造業、機械業、繊維業、エンジニアリング活動業など12業種

²³⁹ 大・中小企業、農漁業協力財団內の技術資料寄託センター

²⁴⁰ 技術寄託費用は原則として元請け事業者が負担するが、元請け事業者の要求なしに寄託した場合は下請け事業者が負担する。

^{241 [}集中監視業種]: (2018) 機械業種、(2019) 電気・電子業種、(2020) 造船業種

²⁴² 現代重工業(株)及び韓国造船海洋(株)による2件の技術流用行為に対し、それぞれ是正命令とともに課徴金(9億7,000万ウォン、2億4,600万ウォン)を課し、法人を告発した。

²⁴³ 下請法上の技術資料に該当するためには①秘密管理性、②製造・用役などの遂行方法に関する資料、 ③経済的有用性の要件を満たす必要がある。

第二に、産業技術保有機関を対象に、教育・コンサルティングを強化した。技術保護に対する認識が相対的に低い中小・中堅企業のCEO及び役員、研究機関の管理職を対象に、産業セキュリティ教育及び支援制度について案内した²⁴⁴。また、R&D人材、産業セキュリティ人材などを対象に、セキュリティ教育を推進した²⁴⁵。

最後に、産業セキュリティ常時教育システムを整え、セキュリティ教育の機会を拡大 し、オン・オフライン並行教育を実施して教育の効果を最大化した(計 86,577 人の教育 履修)。

(6) 捜査技術人材の高度化及び関係機関との協力強化(法務部) 細部 31

知的財産権侵害者に対する処罰規定の強化など、知的財産権関係法令の整備及び継続的な取り締まり活動を展開して多くの成果を収めているが、慢性的な商標盗用、書籍・レコードのコンピュータプログラム無断複製など、知的財産権侵害行為が根絶されておらず、大学教授などの専門家による技術流出の犯罪も相次いでいる。これに対し、法務部は知的財産権の侵害行為を放置しておけば、知識・情報化社会の基盤構築が難しいという判断に基づき、第一に、全国 28 の検察庁の知的財産権担当検事と文化体育観光部、特許庁、関税庁、韓国著作権委員会など関係機関が協力し、オンラインでの知的財産権侵害者に対して継続的に取り締まりを実施した。

[表IV-32] 2020 年度知的財産権侵害の取り締まり実績 (期間:2020.01.01~12.31)

	総計		商標法、不正競争 防止及び営業秘密 保護に関する 法律		著作権法		(ゲーム産業、 映画及びビデ オ、音楽産業) 振興法		デザイン保護法、特許法、実用新案法	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
全体	23, 999	34, 140	4, 603	6, 207	9, 932	13, 747	8, 551	12, 759	913	1, 427
拘束	135	183	18	26	5	7	109	147	3	3

※検察認知 115 件 186 人 (拘束 13 件、26 人)

²⁴⁴ 計11回、2,401社、2,568人に教育

²⁴⁵ ①産業別・地域別に現場のセキュリティ人材を対象に、セキュリティ業務遂行能力を強化するための産業セキュリティ教育を実施(計10回、918社、1,160人に教育)

②国家 R&D 事業への参加者を対象に、R&D 成果に対するセキュリティ管理を強化するためのセキュリティ教育を実施(計15回、163社、1,148人に教育)

③国家中核技術の保有機関及び企業・出捐研の産業セキュリティ人材を対象に、職務能力の向上及び 産業セキュリティの専門家育成のための遠隔実務教育を実施(6回、392社、806人に教育)

第二に、先端・知能化している知的財産権侵害者に効果的に対応するため、関係機関との懇談会、セミナー、ワークショップなどを開催し、情報を交換し、協力捜査体系を構築した。コロナ禍により、予定されたセミナー、ワークショップを開催することは難しかったが、2020年6月に大検察庁(最高検察庁)-韓国著作権委員会の著作物鑑定制度関連の業務協議及び特許情報振興センターと特許情報提供契約の延長、著作権侵害者関連の各種統計資料の共有など、関係機関との業務協議は継続的に維持した。

第三に、知的財産権の捜査力の強化のために、特許捜査諮問官を別枠で確保できるよう に推進した²⁴⁶。

第四に、法務研修院で捜査(取り締まり)人材の専門性強化のための教育体系を確立した。

- 3. 国内の知的財産のグローバル進出支援強化 戦略 3
- 1) 海外進出企業への知的財産活動支援強化 [中核課題 9]
- (1) 知的財産権保護強化の支援(税関) 細部 32

知的財産権の保護強化を支援するために、関税庁は第一に、電子通関システム (UNIPASS) の知的財産権統合情報管理システム (IPIMS) を用いて知的財産権侵害物品であるかどうかを鑑定した²⁴⁷。

第二に、知的財産権侵害の郵便物1万件余りを全量廃棄した。仁川空港国際郵便税関と(社団法人)貿易関連知的財産権保護協会(TIPA)の相互協力の下、知的財産権の権利者が郵便税関を直接訪問し、現場鑑定などの諸手続きを終えた知的財産権侵害郵便物1万件余りを廃棄し、知的財産権及び国内の消費者を保護した。

第三に、K-ブランド玩具の著作権侵害物品を摘発した。韓国インターネットポータル社の著作権を無断で使用して製作されたキャラクター人形 11,700 点(正規品の販売価格 2.8 億ウォン)相当を中国から密輸しようとした組織を検挙し、国内外で人気を集めている K-ブランドの保護を強化した。

第四に、韓国での偽物の衣類の製造・販売組織を検挙した。国内で偽物を製造する工場を運営し、偽造商標を付けた有名ブランドの偽物の衣類9万点(正規品の販売価格 110 億ウォン)を製造・販売した組織を逮捕し、オープンマーケットなどに対してモニターリングを強化した。

^{246 2020}年4月、大田地検特許犯罪調査部の派遣特許捜査諮問官4人(特許庁4級公務員)の正式職制が反映され、4人が追加派遣され、水原地検2人、大田地検2人が配置されている。

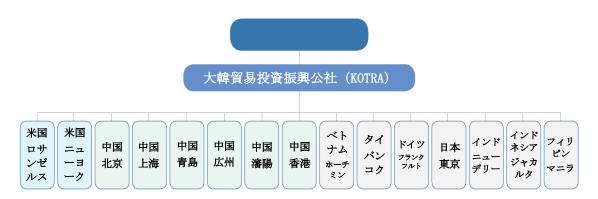
²⁴⁷ 税関 (UNIPASS内部網) と権利者 (UNIPASS外部網) 間の交流強化・情報交換のための専用システムで 2020年3,874件の知的財産権侵害物品を効率的に鑑定した (鑑定依頼全5,599件のうち69%)。

最後に、海外からの個人輸入が盛んなとき、知的財産権侵害と疑われる物品の取り締まりを実施した。特送・国際郵便物など簡易通関制度を悪用した知的財産権侵害物品の国内搬入と風船効果を遮断するために、中国の光棍節(独身の日、11月11日)など海外からの個人輸入がもっとも盛んになる時期に合わせ、簡易通関を担当する全国の税関に対して一斉取り締まりを行った(2020年11月9日から12月31日まで)。

(2) 海外の知的財産権保護活動の強化(特許庁) 細部 33

特許庁は韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争の可能性が高い地域に海外知識財産センター (IP-DESK) を設定 (9カ国 15カ所) し、知的財産権の出願、侵害調査などの費用を一部支援し相談するなど、法律サービスを無償で提供している。

[図IV-12] IP-DESK 設置状況



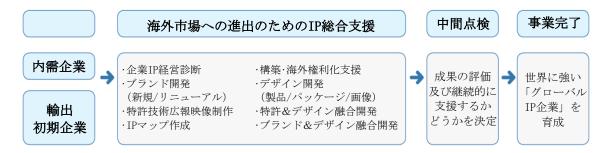
2020年12月時点で知的財産権の相談(10,222件)、出願支援(1,564件)、紛争対応(28件)、セミナー及び説明会(56件)、移動式 IP-DESK 運営(39件)などを実施した。また、海外で韓国製の商標を先取りするため、モニタリングが必要な国に、2020年にタイを追加した(2019年には中国・ベトナム)。この結果、中国 3,457件、ベトナム 282件、タイ 783件の無断先取りが疑われる商標を発見し、関連企業に通知した。また、中国 18,357個、アセアン及び台湾 144,315個のオンライン模倣品の販売掲示物(URL)を削除するように支援した(2020年12月)。特に、外国政府と協力し、海外の消費者に韓国企業だと誤解を生む、韓流に便乗する企業に対する大々的な取り締まりを誘導した。実際、タイ税関は韓流便乗企業に対して取り締まりを進め、約30品目で18,000点余りの物品(約8千万ウォン相当)を押収している。

一方、IP-DESK の専門人材を活用し、現地進出企業のための高品質な知的財産権サービスを提供した。

(3) 知的財産の創出支援(特許庁) 細部 34

特許庁は知的財産の創出支援の一環として第一に、2020年に地域の輸出有望中小企業820社を発掘し、海外権利化、特許及びデザインの融合などIP総合支援を通じてグローバル強小企業に育成した。この支援を受け、グローバルIPスター企業の輸出額が大幅に増加(1.0~8.2%)し、輸出国も増加(8.8~11.4%)し、輸出増加に寄与したことが分かった。

[図IV-13] グローバル IP スター企業支援体系



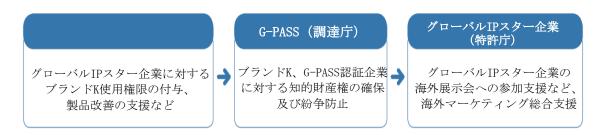
第二に、2020年には新型コロナウイルス関連対応企業(K-防疫技術中小企業など)の海外特許先取りなどを迅速に支援するために、第3次補正でグローバルIPスター企業育成事業費20.16億ウォンを確保し、追加で120社を支援した。K-防疫技術中小企業及び新型コロナウイルス被害企業に対するIP支援を拡大するために、補正予算20.16億ウォンを確保して120社を追加支援した。また、ウォークスルー技術²⁴⁸に対して国内外の特許出願を支援し、K-ウォークスルーブランド化(国内外商標出願)、中企部「ブランドK」事業と連携して後続支援を実施した。

第三に、地域の中小企業の IP 競争力向上のために、中央政府・自治体・企業支援機関などとの業務協力を通じて後続支援を行い、現場密着型 IP サービスを提供した。

193

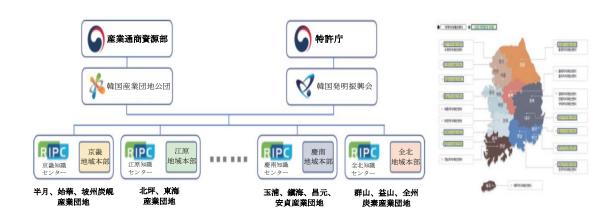
²⁴⁸ 外部に別途で設けられた場所を歩いて通過する過程で検体を採取する診療方式

「図IV-14] 中小企業の海外進出を促進するための関連部処協業体系の構築



特に、韓国産業団地公団の11の地域本部と11の地域知識財産センターを1対1でマッチングし、現場密着型IPサービスを提供する「ウリ(私たちの)産業団地特許チーム」などを運営した。

[図IV-15] 産業団地公団と地域知識財産センター1 対 1 マッチング体系



一方、2016 年に初めて「知的財産経営認証」制度を導入した以降、2020 年現在までに 約700 社(累積)が認証を受けた。

[表IV-33] 知的財産経営認証企業の状況

区分	2016	2017	2018	2019	2020. 12	合計 (累積)
認証企業数	53 社	150 社	180 社	115 社	197 社	695 社

(4) 多国間での経済外交の推進及び経済協力の強化(外交部) 細部 35

外交部は公館主導の知的財産権事業を展開し、現地に必要な事業を展開した。つまり、 知的財産権担当官の積極的活動を支援し、各地域に必要な知的財産権保護事業を展開する ために、海外の知的財産権の保護支援事業を前年度に続いて推進した。

[表IV-34] 海外知的財産権保護支援事業

主要公館	主要実績
駐中国 (大使館)	・駐中韓国企業向けの知的財産権保護の専門教育課程を開設 - 中国の知的財産権担当者の専門教育講義を速記・翻訳して韓国企業や関係機関などに提供 ・延吉地域に進出している韓国企業を対象に知的財産権セミナーを開催 ・現地進出企業向けの知的財産権の相談及び紛争解決を支援(52件)
駐広州 (総領事館)	・管轄区域に進出している企業向けの知的財産権セミナー及び巡回知的 財産権相談会を開催(東莞市、恵州市、深圳市、3回) ・韓国ブランド商品の識別説明会を開催 ・管轄地方政府と協力し、進出企業の知的財産懇談会を開催 ・韓流模倣製品の流通企業の現場を調査 ・現地進出企業向けの知的財産権の相談及び紛争解決を支援(17件)
駐香港 (総領事館)	・香港に出願された商標などから選定した商標(30)を対象に流通状況 調査を行い、商品の流通の状況把握及び未登録商品(12)及び偽造の 疑いがある商標品(9)お確認 ・現地進出企業向けの知的財産権の相談及び紛争解決を支援(17件)
駐米国 (大使館)	・2020 米国知的財産戦略セミナーを開催(画像) ・知的財産権関連企業別に有線及び電子メールでの相談を進行 ・現地進出企業向けの知的財産権の相談及び紛争解決を支援(9件)

(5) 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置(産業部) 細部 36

産業部は知的財産権侵害物品の輸出入行為など不公正貿易行為をより体系的かつ効率的に調査・処理するために、不公正貿易行為調査制度を改善した。「不公正貿易行為調査手続き等に関する規定」の改正により、申請書の補完期間などの調査手続上の期限を拡大・新設して予測可能性を高め、現地調査、資料提出などの詳細な手続きと方法を具体化して調査手続きがより透明に運営されるようにした²⁴⁹。

²⁴⁹ 調査申請書の補完期間を拡大(10日以内→10日以上30日以内)、現地調査7日前までに事前通知を義務化、資料・物品を提出させる場合、書面通知及び領置調査交付など詳細手続き・方法などを明文化

2) 韓流コンテンツの海外進出拡大強化「中核課題 10]

(1) 文化コンテンツ国際協力及び輸出基盤造成(文体部) 細部 37

コロナ禍による世界経済の成長鈍化にもかかわらず、非対面のコンテンツ消費の増加に対応し、コンテンツの海外進出のためのマーケティング支援や拠点の運営などにより、輸出額は前年に比べて 4.8%増加すると見込まれる²⁵⁰。

[表IV-35] 2020 年コンテンツの海外進出支援の主要実績

事業名	日程/場所	実績
K-コンテンツ オンライン 輸出相談会	06. 30 COEX (オンライン イベント)	・(協力機関)韓国貿易協会・(B2B)輸出相談件数:104件 輸出契約:104百万ドル、参加企業数:国内企業34社、海外4カ国52社
オン : 韓流 フェスティバル	11. 16~11. 23 COEX など (オンライン イベント)	 ・(協力機関) KOTRA、ネイバーなど ・(B2B) 輸出相談件数:386件、 輸出契約:1千5百万ドル、 参加企業数:国内企業79社、海外14カ国137社 ・(B2C) 160カ国118万ヒット
インドネシア K-コンテンツ エキスポ ※オン:韓流 フェスティバル 連携	11.16~11.17 COEX インドネシア現地 (オンライン イベント)	 ・(協力機関)インドネシア創造経済委員会など ・(B2B)輸出相談件数:165件 相談額:134百万ドル、 参加企業数:国内企業73社、現地48社参加 ・(B2C) 160カ国118万ヒット

(2) WIPO 信託基金支援(文体部) 細部 38

文体部はWIPO信託基金支援事業の一環として第一に、著作権に対する認識と著作権管理・保護能力を向上させることができるように能力を強化した。つまり、著作権政策担当者を対象に、遠隔会議とウェブセミナーを開催し、著作権に対する意識向上のための漫画、ガイドブックなどを製作した。

第二に、著作権制度の先進化と著作権産業の基盤を造成するための支援として、視覚障害者の著作物へのアクセス向上のために、関連条約の履行を支援し、国の著作権集中管理制度の設立・強化を支援した。

²⁵⁰ コンテンツ輸出額: (2018) 95.5億ドル→ (2019) 103.3億ドル→ (2020) 108.9億ドル、前年比 4.8%増の見通し (2020韓国コンテンツ振興院)

第三に、著作権関連の国際紛争解決を支援した。つまり、調停制度の広報とウェブセミナーの開催、国際調停制度の利用を支援した²⁵¹。また、国際著作権・コンテンツの紛争解決のための調停制度関連の研究も実施した。

第四に、韓国の著作権体系とその優秀性を認知する国際人材を確保した。主な韓流進出 国などの発展途上国の行政公務員、司法公務員などに著作権関連国の官僚、関連団体の関 係者、専門家を対象に、韓国の著作権制度を伝播し、関連の経験を共有した²⁵²。

3) 国際協力による知的財産権の保護 [中核課題 11]

(1) 国際知的財産共有(特許庁) 細部 39

特許庁は国際知的財産共有の一環として第一に、行政韓流など韓国型知的財産システムを拡大した。サウディアラビア・UAE などの中東諸国を対象に、国家知的財産戦略の策定、特許審査の代行、特許情報システムの構築など、韓国型行政サービスを輸出した。従来、行っていた国家知的財産戦略策定の支援に専門家を追加で派遣し、審査代行を新規に推進し、そのための審査官の派遣に合意した²⁵³。また、新南方の国で知的財産権コンサルティング事業²⁵⁴を展開し、審査協力を推進して効率的な知的財産制度と審査システムを定着させた。

第二に、WIPO、APEC などの国際機関や国内外の協力機関と共同で知的財産関連の教育コンテンツを開発し、このコンテンツの普及・拡大に寄与した。具体的には第11回韓-WIPO共同国際教育課程を運営し²⁵⁵、韓-メキシコの青少年発明及び知的財産権教育研修課程も編成した。また、WIPO-KIPO-KDI School-世宗市が共同で知的財産学修士課程を運営した。知的財産分野の発展と経済成長を成し遂げた韓国の事例を基に、知的財産とイノベーション、開発を連携した修士課程を開設・運営した。

٠

^{251 2020、}無料利用支援、2020.12~2021.02 推進中

²⁵² 韓・中・露・モンの著作権小地域ビデオ会議 (2020.07、中・露・モンの政策担当者約10人参加)、バングラデシュ対象の著作権ビデオ討論会 (2020.11 バングラデシュの関係者約20人参加)、国際著作権保護人材ワークショップの後続会議/執行分野のウェブセミナー (2020.06、7~8カ国・機関など、アジア・アフリカの国の担当者が出席)など

^{253 (2019)} 計11人(公8、民3)派遣→(2020)7人(公3、民4)追加派遣合意

²⁵⁴ 韓国の知的財産権の保護が難しい国を対象に、知的財産権法令、制度、政策などについて、相手国の 需要に応じたコンサルティングを実施し、関連スキルをアップさせるプログラムを支援

²⁵⁵ WIPO初のリアルタイム・双方向の国際教育イベントを開催し、非対面時代の国際知的財産教育における成功モデルとして位置づけられており、先進国-後進国間の知的財産格差の解消に貢献した。

[図IV-16] 韓-WIP0 共同国際教育課程の手続き

* 2020年の場合、ステップ3

のオフライン教育をオンラインにして行った。

第三に、知的財産 ODA 事業を拡大し体系化した。国際知的財産共有事業の適正技術及びブランド開発をパッケージで支援し、シナジーを創り出した²⁵⁶。また、フィジビリティスタディを実施し、すでに実施した事業の事後評価体系を確立した。

「図IV-17] 国際知的財産共有事業推進体系



(2) 審査品質向上のための主要国間の審査協力強化(特許庁) 細部 40

特許庁は米国及び中国の特許庁と実施中の特許共同審査 (CSP²⁵⁷) を、サウジアラビア、ロシアなど、審査能力または出願規最が大きな国を相手に拡大して推進した。また、国内企業の迅速な海外特許取得を支援し、審査品質を向上させるために新興国との特許審査ハイウェイ (PPH²⁵⁸) の実施を拡大して推進した。

一方、五庁間で実施している PCT 協力審査 (PCT CS&E²⁵⁹) に関連し、調査報告書の品質、電算システム、利用料金など、実務的な運営システムの改善について議論した。特

^{256 (}ベトナム) ベトナム産農水産品であることを認証する国家 GI 開発で、ベトナム商品の認知度上昇 及び農家の所得向上に貢献

⁽ブータン) ブータンの医薬品の主な材料であるハブ関連の乾燥技術、乾燥履歴 DB 開発を行い、ハブ の生産性向上及び医薬品需給問題の解決を支援

⁽エチオピア) 政府主導の車世代主力商品である養蜂に関連し、現地に適したハチの巣と蜂蜜タンクの開発及び蜂蜜ブランド開発を推進

²⁵⁷ CSP (Collaborative Search Program) :二つの国に同じ発明が特許出願された場合、審査に必要な先 行技術文献情報を共有する制度

²⁵⁸ PPH (Patent Prosecution Highway) : 第1庁で特許取得が可能だという審査結果を受けている場合、 第2庁にその結果を提出し、優先審査を申請できる制度

²⁵⁹ PCT CS&E (PCT Collaborative Search&Examination): PCT国際調査を一庁単独ではなく、五庁の検

に、コロナ禍により海外特許庁間の協力が困難になるところであったが、ビデオ会議など の非対面方式を利用して協力を強化し、拡大を推進した。

(3) 世界知的所有権機関(WIPO)への参加拡大及び地域事務所の誘致 (外交部、特許庁) 細部 41

外交部は第一に、駐ジュネーブ代表部を中心に WIPO の議論に積極的に参加し、外交部本部-在外公館-特許庁及び文体部など、関係機関間の協力体系を構築して情報共有を強化した。

[表IV-36] WIPO 主要会議の内容

日付	主要会議及びイベントの内容
2020. 02. 10~12	特許庁長WIPO要人及び事務局長候補と面談
2020. 02. 18~20	第52回国際特許分類 (IPC) の専門家会議
2020. 03. 04	第77回調停委員会
2020. 05. 07~08	第60回WIPO特別総会
2020. 07. 09~11	第2回知的財産 (IP) 及び人工知能 (AI) 会議
2020. 09. 07~11	第31回事業予算委員会 (PBC)
2020. 09. 16~18	第3回WIPOグローバルデジタルコンテンツマーケット国際会議
2020. 09. 21~29	第61回年次総会
2020. 10. 05~08	第13回特許協力条約(PCT)実務会議
2020. 10. 12~16	第17回マドリッドシステム改善実務会議
2020. 11. 02~03	第3回リスボンシステム改善実務会議
2020. 11. 04	第3回知的財産(IP)及び人工知能(AI)会議
2020. 11. 09	MIKTAセミナー開催 (知的財産と創造経済)
2020. 11. 09~13	第25回IPと開発委員会(CDIP)
2020. 11. 16~20	第40回著作権常設委員会(SCCR)
2020. 11. 23~26	第43回商標法常設委員会 (SCT)
2020. 11. 30~12. 04	第8回標準委員会 (CWS)
2020. 12. 03	第79回調停委員会
2020. 02. 07~10	第32回特許法常設委員会 (SCP)
2020. 12. 14~16	第9回ハーグデザイン国際出願実務会議

討と意見交換を経て実施する制度

第二に、次期 WIPO 事務局長選挙が韓-WIPO の協力において、韓国の重要な利益の達成に大きな影響を及ぼすと判断し、候補者個人の能力と資質などを総合的に考慮し、支持する候補を決定した。

第三に、WIPO 地域事務所の誘致に関連して WIPO 事務局長選挙を契機に、事務局長候補者など議論し、駐ジュネーブの WIPO 内での地域グループ間、二国間の協議及び協力活動に注力した。

韓国特許庁は第一に、WIPO事務局長選挙に積極的対応を実施した。2019年の候補者登録の締め切り後、各候補者の支持勢力を綿密に分析し、特許庁長と主要候補者の間の面談を通じて候補者の能力などの情報を入手した。また、米・中・シンガポールなどとの二国間の面談を通じて韓国の選挙対応戦略を策定し、韓国政府の利害関係者(外交部、文化体育観光部)との意見調整を実施した。第二に、知的財産権分野の国際会議に参加し、国益を最大化する基盤を用意する一方、WIPO次期事務局長との信頼関係を構築するために、特許庁長-WIPO事務局長間のビデオ会議を推進し、両機関の協力強化策について議論した260。第三に、WIPO地域事務所(External Office)を韓国に誘致する必要性についてWIPO事業予算委員会(PBC)のようなさまざまな外交チャンネルを利用し、積極的に説明した。

4) 生物/遺伝資源の確保及び国際ルール対応 [中核課題 12]

(1) 国家生物資源総合インベントリの構築(環境部) 細部 42

環境部は国家生物種リスト累積 54,428 種を構築し、確証標本 35,429 種の情報を確保することにより、韓国の自生生物の国際的権利の確保のための根拠資料として活用することができるようになった。また、北朝鮮地域の生物種の情報を確保し、「国家生物種のリスト集(北朝鮮地域の菌類)」を発刊した。これにより、今後、北朝鮮と生物多様性の分野で協力を推進する際、活用することができると期待される。

(2) 生物資源の国際協力事業(環境部) 細部 43

環境部は生物資源の国際協力事業の一環として、海外4カ国に対して生物資源を調査 し、有用生物素材50点を確保した²⁶¹。ただし、コロナ禍の長期化により、海外の生物多様

²⁶⁰ WIPO 事務局長を選出するための調整委員会 (3) 、WIPO 次期事務総長の任命のための特別総会 (5月)、WIPO 第 2 回・3 回 AI と IP 政策特別セッション (7、11月)、WIPO 事業・予算委員会 (9月)、WIPO 年次総会 (9月)、WIPO 開発委員会 (11月)、WIPO 事務次長 (補)の任命のための調整委員会 (12月)に対応

²⁶¹ タンザニア、ベトナム、ミャンマーカチン州、コスレなど、生物多様性に優れた地域の生物標本及び素材を確保した。

性の調査が全面キャンセルになり、現地の研究者から標本及び素材を確保したことに特徴がある。また、3,500点の海外生物資源 DNA バーコードを分析した。一方、2021年に発刊予定のベトナム薬用植物資料集、国立公園の生物多様性図鑑、カンボジアの蘭と植物図鑑の写真や原稿を作成した。最後に、海外の生物素材 200点の天然物試料を製作し、200点の効能(8項目²⁶²)を分析した。

(3) 名古屋議定書に対応するために国内の利用者の認識向上(環境部) 細部 44

環境部は名古屋議定書に対応するため、国内の利用者の意識向上のために第一に、民・ 官・産・学の協力体系を構築し、名古屋議定書に関連する遺伝資源の利用対応策について 議論した²⁶³。

第二に、専門家及び企業の実務者を対象に、ABSへの対応教育及び説明会を実施した。 ABSコンサルティングの専門知識強化とコンサルティング支援のために、専門家育成(70人)及び能力強化(10人)のための教育などを実施した。

「図IV-18」ABS 法律支援団



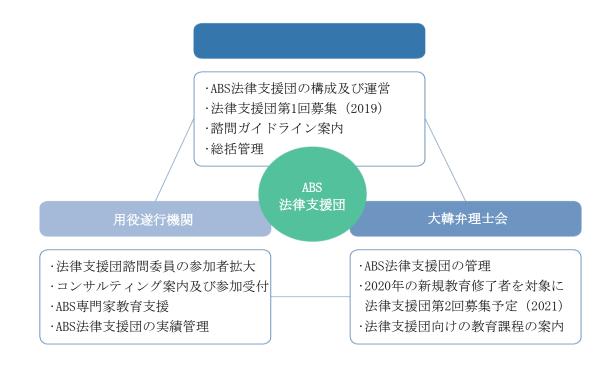
ABS 法律支援団能力強化教育



ABS 法律支援団運営策づくり

²⁶² 抗酸化、抗老化、美白、抗糖尿、抗炎症、抗アレルギー、免疫増強、脱毛

²⁶³ ①生物産業関連問題に関する情報共有及び対応策づくり、産業界の意見聴取のための生物資源産学研協議会の開催 (6回)、②遺伝資源法関係部処作業部会 (2回)及び協議の開催 (2回)、③バイオ産業界の意見聴取のための協会・協議会の開催 (2回)、④生物素材の国産化を促進するために国立園芸特作科学院、韓国バイオ協会、企業及び農家の関係者などと「生物素材の需要企業-栽培農家の協力ワークショップ」を開催 (07.24)及び「生物素材の国産化を促進するための業務協約」を締結 (11.02)



第三に、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関し、オンライン相談と出張型コンサルティングを実施した。

[表IV-37] 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)関連のオンライン相談及び出張型 コンサルティング

区分	オンライン相談	出張型コンサルティング
2020年12月 (累計)	19回(367回)	44回(249回)

最後に、国内外の名古屋議定書の最新動向などをニュースレター (20回) で発行した。

(4) 農林畜産検疫検査技術開発事業(農食品部) 細部 45

農食品部は国内資源を確保するために獣医遺伝資源を体系的に収集し、保存を推進した。つまり、獣医分野の研究事業の成果を体系的に管理し、有用遺伝資源の安定的な保存と民間の活用率を向上した。また、国家災害型家畜伝染病の病原体の保存とワクチンを開発し、国内の家畜の疾病防疫と動物薬品開発の活用基盤を整えた。さらに、国家研究開発事業の産物寄託について継続的な広報を実施し、遺伝資源を収集した。

また、海外の生物資源を収集して標準病原体を確保した。名古屋議定書及び遺伝資源法に基づき、適法手続きを進めて資源を使用する。これは、今後、海外遺伝資源の利用において国際紛争の発生を招くを根絶するためである。

最後に、利用活性化のために獣医遺伝資源の利用管理システムの利便性を提供した。つまり、BRIS、KAHISと獣医遺伝資源銀行情報を連携し、国民の遺伝資源情報検索と寄託の利便性を強化し、活用率を高めた。また、長期保存の病原体50株を対象に、生存能力及び遺伝資源の特性を分析した後、KAHISシステムに情報を反映する一方、遺伝資源情報及び管理標準マニュアルの使用に伴う品質管理の標準化を実施した。

(5) 海洋生物資源館の運営(海水部) 細部 46

海洋水産部は海洋生物資源館を運営するとともに、利益配分及び出処公開を義務付けることで、韓国のバイオ企業と研究者の IP が損なわれないよう、2021 年下半期に予定されている BBNJ 政府間交渉の際に類似する立場に立つ国と協力するなどして、国内の海洋バイオ企業と研究者の IP を保護するためにいち早く対応策を講じた。

[写真IV-1] BBNJ 国際専門家ビデオセミナー(11.27)





また、国際 IP の政策環境の変化を統合的にモニタリングし、適時に対応するために、 学際的な専門家のネットワークク体制を構築して運営しており、産学研の専門家からなる セミナーを開催した²⁶⁴。同セミナーで既存の国際機構の権限を損なうことなく、国家管轄 権二元地域所在の海洋遺伝資源の知的財産権を保護するための対応前略などについて議論 した。

²⁶⁴ 生物多様性条約、BBNJ、WIPOなどの国際会議で議論される国際IP政策環境の変化に対して統合的にモニタリングするとともに、共同対応のためにIP関連の関係機関と共同セミナーを開催(国立海洋生物資源館-韓国知識財産研究院が共同セミナーを開催、2020年11月13日)

(6) 生物・遺伝資源に関する新国際ルールに対応する人材育成(環境部) 細部 47

環境部は、4つの事業団 12の大学が参加し、国内の研究インフラが整っていない未開拓の生物分類群を専攻する 32人の修士・博士課程の学生を育成した。つまり、ハネカクシ、 端脚類、接合菌門など未開拓の生物分類の分野の修士・博士の専門家 32人の育成、博士 2人、修士 2人の学位取得、学術雑誌に論文投稿及び掲載(21の論文)、学術大会での発表(40件)、共同学術大会の開催などの成果を導出した。

また、生物学、国際法、エコメディアなど、生物多様性条約に対応できる多学際的な専門人材 8 人を育成した(博士研究員、大学院生)。これらは生物多様性条約関連の教育コンテンツ 70 件、生物多様性関連の国際動向ニュースレター50 件を製作し、生物多様性に関連する民・官・産・学の関係者と国民の意識向上の強化に寄与した。

5) 新品種の事業化促進及び品種保護制度の運営の効率化[中核課題13]

(1) 品種の審査及び栽培試験(農食品部) 細部 48

農食品部は新品種の育成を活性化し、輸出能力を強化するための支援事業の体系を構築するために第一に、植物新品種の開発支援を強化した。国内育成品種の海外市場への進出のための国際博覧会への参加を支援し²⁶⁵、これで民間育種家の新品種の育成及び国内育成品種の輸出活性化²⁶⁶などの支援を強化した。また、海外現地の品種展示圃場²⁶⁷と GSP 海外試験圃場²⁶⁸を運営し、種子輸出市場の開拓及び輸出促進のための広報・マーケティングを支援した。一方、大韓民国優秀品種上の標章²⁶⁹、国際機構との協力及び国際交流の強化²⁷⁰、途上国を対象に種子産業分野の ODA 事業を推進した²⁷¹。

第二に、品種保護制度の運営を効率化し、審査体系を改善した。品種保護運営機関である国立種子院、国立山林品種管理センター、国立水産科学院水産植物品種管理センター間の協力を実施し²⁷²、審査専門化活動²⁷³を行った。また、新品種の耐病性、機能性成分の含

²⁶⁵ 中国IPM北京園芸博覧会: 2020年9月16日~18日 (3日間)、5社、11作物、51品種、金堤国際種子博覧会のオンライン広報ブースの運営: 2020年10月15日~11月11日 (4週間)

²⁶⁶ 新品種開発費:23品種125百万ウォンを支援(輸出2品種、国内21)特殊検定費:19社、40百万ウォン を支援(輸出品種に最大5百万ウォン、一般2.5百万ウォン)

^{267 6}カ国12地域展示圃の設置・運営及び生育の評価:16社、694品種が参加

^{268 3} カ国 11 地域試験圃場の設置・運営及び生育の評価:15 社、591 品種が参加

²⁶⁹ 計8点を表彰:大統領賞1点、総理賞2点(1点は輸出賞)、長官賞5点(1点はイノベーション賞)

²⁷⁰ UPOV分野別の小グループ会議に参加(オンライン)し、国際審査基準の標準化及びUPOV総会 (10.26 ~30) にオンライン対応、アジア・太平洋種子協会 (APSA) 総会 (11.26) 及び分科会 (11.23~25) にオンライン対応、東アジア品種保護フォーラム (EA-PVP) 会議 (11.25) にオンライン対応

²⁷¹ ミャンマーで稲農業サービスセンター構築事業を推進 (2019~2023) 、キルギスタン・ミャンマーで 野菜種子の生産基盤構築支援事業を発掘 (2022)

²⁷² 品種保護公報発刊協力(毎月1回、計12回/年)

²⁷³ 審査官合同審議会の2回開催(4月21日、11月14日)、審査基準統一及び懸案の意見調整で審査官の能

有量の形質を審査基準として導入し²⁷⁴、新規作物出願に備えた特性調査基準 (TGの)制定・改訂 26 件を推進した。

[表IV-38] 特性調査基準 (TG) の制定・改訂事項

制定 (9作物)	フィソカルプス・オプリフォリウス 、べにばなときわまんさく、 ブッドレア、サルスベリ、ウスベニタチアオイ、 ビデンス・フェルリフォリア、 アッツ桜(ロードヒポキシス)、槙、 ファグラエア
改訂 (17作物)	桃、 金鷄菊、 スターチス、 カリブラコア、 ペチュニア、ツツジ、スイカ、 トールフェスク、オーチャードグラス、唐辛子、エゴマ、豆、メロン、トマ ト、プラム、キャベツ、トウモロコシ

最後に、品種保護制度の基盤強化のために関連制度とシステムを整備した。国家品種リスト登載のための性能審査基準(告示 2017-4 号)及び国家品種リスト登載のための性能審査要領(例規第 145 号)を改正した。また、電子請願システムのユーザー及び出願人(届出人、代理人)の情報を最新化した²⁷⁵。

(2) 森林品種保護・採種園管理(農食品部) 細部 49

農食品部は、木、DNA、種子など305.9 千点の造林樹種及び山林品種生命資源の保全を 実施した²⁷⁶。また、山林生命資源の現地外保存の強化のために山林生命資源管理機関の運 営を強化した²⁷⁷。最後に、山林生命資源の利用活性化のために、モンゴリナラの種子な ど、計7件、35点を分譲した。

力強化、新規審査官任用対象者向けの実務教育(3月16日~4月24日)

²⁷⁴ 種子メーカー、肉腫機関などの新品種育種動向及び意見を反映して新規審査基準を導入(耐病性3作物12種、機能性4作物4種)

²⁷⁵ 重複加入者及び 未ログインユーザーの整理、連絡先などユーザー情報の最新化 (2,000件)

²⁷⁶ 資源保存目標量 (累積): (2018) 300千点→ (2019) 305千点→ (2020) 315千点

²⁷⁷ 管理機関の管理強化: 更新指定は木浦大学など3カ所、現場点検は10カ所、年間1~2回

(3) 水産種子産業の育成(海水部) 細部 50

海水部は水産種子産業の育成のために、第一に、品種保護基盤を強化するために、審査 体系を改善し、専門性を高めた。水産植物の特性調査要領 (TG) の最終案を作成・制定し 278、品種保護権の侵害と種子紛争発生時の紛争解決のために品種確認マーカーを開発し ²⁷⁹、海苔の出願品種の遺伝子を分析し、遺伝子 DB を構築した²⁸⁰。

第二に、品種保護品種の無断流通を事前防止するために、水産種子の流通管理を実施 し、水産植物種子生産メーカーを対象に、現場コンサルティングを実施した。

(4) Golden Seed プロジェクト (海水部) 細部 51

海水部は Golden Seed プロジェクトでグローバル市場開拓型種子を開発し(輸出拡 大)、品種保護戦略種子を開発した(種子自給率の向上)。また、民間種子産業の基盤を 構築するために、水産種子事業団の4つの戦略品目を支援している。優良水産種子を開発 して 2020 年まで種子輸出を計 2000 万ドル達成し、輸入代替により、種子の自給率を高め た281。また、品種及び特許出願により、種子産業のインフラを構築するための基盤技術を 確保して優良種子の生産に寄与した。最後に、需要に基づく海外基地を運営(6件282)し て輸出実績の創出の可能性を高め、生産技術の現地化に寄与した。

²⁷⁸ 水産植物の特性調査要領 (TG) の最終案作成:2件(カジメ、ひじき)

²⁷⁹ ワカメ核遺伝子 (ITS) 及びmt遺伝子 (cox1) の塩基変異マーカーの開発

²⁸⁰ 海苔の出願品種の品種確認DNAを分析(種子10件、葉体5件)

²⁸¹ 種子の輸出: (2018) 360万ドル→ (2019) 703万ドル→ (2020) 723万ドル、種子の自給率 (海 苔): (2019) 10.41%→ (2020) 26.4%

²⁸² イシビラメ(中国)、ハタ(ベトナム、マレーシア、インドネシア)、アワビ(メキシコ(新規))

4. デジタル環境の創作に対する公正な共生エコシステムを造成 戦略 4

1) 創作者保護及びデジタル著作権侵害[中核課題14]

(1) 韓国著作権委員会の支援(文体部) 細部 52

文体部は韓国著作権委員会の支援を受け、SW 著作物に対する独自の調停8件、裁判所連携調停62件を行った²⁸³。また、SW 紛争に特化した高度の専門性を有する鑑定専門家を発掘・育成し²⁸⁴、IPサービス人材の専門性の強化に貢献した。

(2) 文化産業政策の開発及び評価(文体部) 細部 53

文体部は2018年5月からコンテンツ産業内の不公正取引行為を改善するために、コンテンツ公正共生センターを運営している。2020年に不公正取引行為²⁸⁵関連の相談・申告の受理処理は124件、被害救済訴訟支援は10件に達成した。また、分野別ヒョプダンチェと連携して申告相談センターを拡大し²⁸⁶、文化産業の公正な流通環境を整えるために、法・制度の改善セミナーを開催するなど、公正な文化の拡大に寄与した。

(3) 著作権保護活動の活性化(文体部) 細部 54

文体部は著作権保護活動の活性化のために、第一に、公共機関での正規のSWの使用を活性化するために78機関の役職員を対象に、訪問教育とコンサルティングを運営した。主にSWの著作権についての説明、侵害の取り締まり事例、フォントの著作権あどの侵害事例、SW著作権侵害による法的・金銭的リスクなどについて説明した。

第二に、中小企業を対象に、SW 違法コピーの防止活動を 1,520 回実施した。また、中央 行政機関、自治体、公企業などの公共機関での SW の使用実態を把握するために、150 カ所 に対して現場点検を実施した。

第三に、SW 著作権紛争防止及び正規品使用の文化に対する認識向上と効率的な SW の管理方法を提示するために、公共機関の SW 管理担当者を対象に巡回教育を推進した²⁸⁷。SW の著作権関連法令や訴訟事例、フォントライセンス及び効率的な SW 管理方法など対する教育を実施した。

²⁸³ SW著作物の不正利用による損害賠償・ライセンス契約締結、SW開発の契約関連の完成度をめぐる紛争、SW開発の発注者と開発者間の著作権者決定関連契約の解釈など

^{284 2019}年65人→2020年81人に鑑定団を拡大

²⁸⁵ 不公正な行為のタイプ:不公正契約の強制、収益配分の遅れ、情報の不当な利用など

^{286 2020}年、大韓歌手協会など3つの協会・団体

^{287 26}回、計2,226人が受講(オフライン/1回:79名、オンライン/25回:2,147人)

第四に、違法コピー物の流通サイトと違法サイト運営者に対する取り締まりを強化し、新規侵害のタイプに対して企画捜査を実施した²⁸⁸。これだけでなく、オンライン違法コピー物を自主的にモニタリングし、著作権侵害を発見した場合、関連法律に基づき、権利者の同意がなくても是正勧告を行い、積極的に措置した²⁸⁹。是正勧告に加え、著作権侵害に対して迅速に対応するために、官民協力対応措置を並行して運営している²⁹⁰。

第五に、韓流の拡大に基づき、韓国のコンテンツが海外で侵害される事例が増加しているため、これに対する侵害対応支援を強化した。海外の著作権事務所を中心に韓流コンテンツの不法流通モニタリングを実施し、特に、中韓ホットライン構築による侵害対応を支援した²⁹¹。

第六に、海外の著作権を合法的に利用できる環境の基盤を整えた。映像・音楽・ゲームなどコンテンツ分野別に合法利用の交流会を支援した²⁹²。また、中小企業の海外市場進出支援特別講義及び合法的な利用契約を支援した²⁹³。

最後に、ソウル著作権フォーラム及び東南アジア・日本の著作権懸案に対するフォーラムを開催し、グローバル著作権イシューを先導し、現地の著作権制度の先進化を支援した²⁹⁴。

(4) 将来の著作権環境に適した法制度の改善の方向の研究など(文体部) 細部 55

文体部は人工知能、ブロックチェーンなどの主要技術に対する産業現場の著作権法制度の改善意見を聴取し、新しい環境に対応する方向を模索した。その一環として、2020年12月に公正と共生の著作権エコシステムを造成するための著作権法の全部改正案を作成した²⁹⁵。

291 違法URL 162千件を削除

²⁸⁸ 文体部-警察庁が協業△著作権関連の犯罪者(2人)最初にインターポール国際逮捕手配書(赤手配書)を推進(2020年1月)、△国内最大の違法アニメサイト(アニメ24)の運営者を検挙(犯罪収益の起訴前追徴保全)、△IPTV違法送出の運営者(2人)を検挙、△IPTVでのコンテンツの違法流出者を検挙(2人)、△ウェブトゥーンの最初の無断転載者(翻訳者・写植者)を検挙(2人)、△ゲームの違法プライベートサーバー運営者を検挙(4人)、△違法コピー物のヘビーアップローダー27人を検挙(2020年12月時点)

^{289 2020}年、オンライン違法コピー物に対して是正勧告638千件を出した。

^{290 2020}年11月時点、42,715件

²⁹² 中韓の映像交流会 (10月)、中韓の音楽交流会 (10月)、韓ベトナムの映像/音楽/ウェブトゥーン交流会 (12月)、海外進出向けのウェブ交流会 (8月、12月)

²⁹³ 海外合法流通を支援するために専門家を招請して特別講演を実施(5月)、権利認証及び契約書検討など、合法的な利用契約を支援(242件)

²⁹⁴ 韓国 - タイ (9月) 、ソウル (10月) 、 韓国 - ベトナム (11月) 、 韓国 - フィリピン (11月) 、日 韓 (12月) 間の著作権フォーラムを開催

²⁹⁵ 著作権法の全部改正研究班の運営及び議論により、コンテンツの創作・消費環境の変化に対応した著作権法の全部改正案の新設及び推進

[表IV-39] 新しい技術別主要著作権イシュー

新技術	著作権イシュー (例)
人工知能	・人工知能による創作物の著作権を認めるかどうか、権利の帰属主体、 保護期間・範囲など ・人工知能のビッグデータ収集・活用の際、著作権侵害の問題など
ビッグデータ	・ビッグデータの収集・分析過程の著作物の複製に対する著作権侵害の 責任免責の要否及び許容範囲など
仮想現実(AR)・ 拡張現実(VR)	・既存のキャラクターの使用及び背景著作物の権利処理の問題 ・VR に登場する人物のパブリシティー権、肖像権などの議論など

(5) 標準契約書の活用拡大、商業用レコードの公演権の範囲拡大など(文体部) 細部 56

文体部はコンテンツ産業内の不公正な慣行を解消し、創作者に公正かつ合理的な補償体系を改善するために、第一に、放送分野の標準契約書の活用状況について調査した。放送通信委員会と合同で標準契約書の使用率など、放送番組の外注制作の取引状況を把握するために、放送局・外注制作会社を対象に実態調査を実施した²⁹⁶。

第二に、番組使用料の徴収・分配の改善のために、モニタリングシステムの構築を推進した(2019年~2021年)。信託管理団体(権利者団体)、放送局(利用者)が共同で推進し、番組の正確な使用料(音楽の使用履歴)を把握することができる先進システムを構築した。

第三に、教科用図書の創作者の利益拡大のために、制度改善を推進した。教科用図書補 償金の基準告示を改正し、2020年には2016年に比べて40%増加した水準に補償金を引き 上げた。

2) 著作物流通及び活用支援の活性化[中核課題 15]

(1) 著作権の流通支援及び利用活性化(文体部) 細部 57

文体部は権利管理情報を構築するために、デジタル著作権取引所を運営しており、これにより、著作権の権利情報をオンラインで確認できる基盤を設け、利用許諾契約を支援することにより、流通の透明性や利便性を向上した。既存の信託管理団体を中心に支援して

²⁹⁶ スタッフを対象とする「番組制作の労働環境の実態」は隔年で調査、2020年にはスタッフを対象に、「番組制作、フリーランスの雇用、キャリア管理の実態及び支援策に対する研究」を実施

いた取引所システムを代理仲介業者まで拡大して提供し、公演権の拡大業種(カフェ、ジムなど)に対するオンライン上の契約支援で著作権取引の利便性も向上した²⁹⁷。

また、「国民著作物宝探し」など、民間の需要を反映した高品質な共有著作物を収集 し、テーマ別に推薦サービスを提供していた。特に、著作権侵害紛争が頻繁に発生するフ ォントなど、需要が高い自由著作物を収集・製作し、提供を拡大した²⁹⁸。

一方、オープンソース SW を利用して SW を開発する、または IT システムを運営する企業・研究所・機関団体及び開発者を対象に、広報によるオープンソース SW ライセンスに対する認識向上を拡大した²⁹⁹。

(2) 教育著作権共有支援体制(教育部) 細部 58

教育部はコロナ禍による遠隔授業を支援するために、文体部・著作権協会と授業目的著作物の利用規制を緩和することに協議した³⁰⁰(2020年4月10日)。また、著作権イシューに共同で対応するために、著作権支援センター(KERIS 及び担当法律事務所4つ)を構築し、教育の著作権協議会を構成した(2020年9月)。また、コロナ禍による遠隔授業の実施期間中、授業目的の著作物利用FAQ 及びカードニュースを提供した。

「図IV-19〕著作権案内資料の配布







安全な著作物を活用するためのカードニュースを配布

^{297 8}つの分野4,050万件の著作権の権利情報を提供(前年比10万件増加)。音楽、語文、ニュース著作権 分野のオンライン利用許諾契約、計6,205件(2020現在時点)

²⁹⁸ 有効期限が切れた著作物 (5,312件) 、寄贈著作物 (2,783件) 、CCL著作物 (17,885件) など計 25,980件 (2020) 。権利確認の支援 (50万件) 及び権利確認 (1.5万件) による高品質な公共著作物 の開放を拡大 (2019年1,350万件→2020年1,686万件、前年比336万件増)

²⁹⁹ オープンソースSWライセンス総合情報システム及び検査システムの利用件数10,421件 (2020)

³⁰⁰ コロナ収束までに著作権者の利益を不当に侵害しない範囲内で、アクセス制限・複製防止措置後、リモート教材をオンラインで搭載・活用する。

3) 有望コンテンツへの投資活性化及び産業育成[中核課題 16]

(1) 文化コンテンツへの投資活性化(文体部) 細部 59

文体部は文化コンテンツへの投資を活性化させるために、コンテンツの価値評価の適用を拡大し、金融との連携を推進した。前年比の価値評価の対象分野を拡大し³⁰¹、コンテンツ価値評価に連携するファンドを造成し、金融連携を実施した³⁰²。

一方、文化産業完成保証の財源を拡充し、関連制度を整備した。国庫出捐や金融機関協約を通じて新規の保証供給のための財源を確保し、保証供給の規模を拡充した³⁰³。また、零細・起業企業を支援するために、起業企業への支援の割合を 50%以上に維持した³⁰⁴。

(2) 実感型コンテンツの育成(文体部) 細部 60

文体部は実感型コンテンツ制作支援を公募し、23の課題³⁰⁵に支援して主な実感コンテンツを発掘して育成し、実感コンテンツの新市場の創出に寄与した。

[表IV-40] 実感型コンテンツ制作支援の主要成果

<主要成果: (株) ディストリクト・ホールディングス・アルテミュージアム>

- ・「時空を超えた自然」をテーマに済州島に没入型メディアアート展示館を開館(9月30日)
- ・開館後、2 カ月間の累積観客 113,700 人、入場売上約 12 億ウォンを達成(2020 年 9 月 30 日~11 月 26 日)







^{301 2019}年7つ (ゲーム、放送、映画、アニメーション、音楽、音楽、eラーニングコンテンツ) →2020年 9つ (ゲーム、放送、映画、アニメーション、音楽、音楽、eラーニング、コンテンツ、漫画、キャラ クター)

^{302 2021}年、価値評価連携ファンド造成予算を編成(100億ウォン造成)

³⁰³ 完成保証出捐予算: (2019) 200億ウォン→ (2020) 200億ウォン→ (2021) 250億ウォン

³⁰⁴ 起業企業への支援(件数)の割合:2018年68.2%、2019年59.9%、2020年11月58.2%

^{305 (23}の課題) 中小型10本、グローバル型7個、ゲームに特化した実感型コンテンツ制作支援6つ

「BEACH」ZONE (国際ギャラリー展示中)





(3) コンテンツ産業のエコシステムづくり(文体部) 細部 61

コンテンツ産業のエコシステムづくりの一環として、 文体部は第一に、コンテンツ分野の同種異種間の協力の製作を支援し、優秀事例を広く広報してコンテンツのワンソース・マルチユースの活用を拡大し、企業のコンテンツの競争力及び付加価値を拡大した。 IP 活用専門の教育プログラムの新規推進(絵文字 IP 商品化教育)を図り、50 人の人材を育成した。また、歴史・文化素材の IP を活用して逆転の発想の創作団 14 組を輩出し、歴史・文化素材を源泉ソースとして提供するサイトのカルチャーリングのコンテンツの活用件数を 504 件達成した(前年比 5.9 倍)。

第二に、IP サービス人材の専門性を高めるために、教育修了生の事後支援及び創造・制作支援事業との連携などで試作品、完成品、流通、事業化などの継続的な成果を導出してコンテンツ産業の競争力を強化した³⁰⁶。

4) 職務発明制度の拡大による正当な補償文化の定着「中核課題 17]

(1) 職務発明の活性化(特許庁) 細部 62

特許庁は国内企業の職務発明制度の導入促進と正当な補償文化の定着のために、職務発明補償優秀企業の認証制度を運営し、補償規定を設けた。また、運用の問題点を解消するために、コンサルティングや意識向上のための制度に関する説明会などを推進した。特に、職務発明活性化のための説明会、コンサルティング、広報、相談などの活動を非対面のオンライン方式に切り替え・並行することにより、コロナ禍の長期化による業務の空白の最小化を推進した。

³⁰⁶ 文化技術専門人材育成事業の教育修了生の場合、2018~2020に創出した成果は就職3件、起業5件、事業化7件などを含む105件に達する。

[表Ⅳ-41] 職務発明補償優秀企業の認証実績:計1,208社(2013年4月~2020年)

区	分	2013. 04~12	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	計
認証	申込	120	152	162	180	257	259	309	346	1, 785
状況	認証	91	132	123	131	147	147	184	253	1, 208

(2) 発明奨励文化の造成(特許庁) 細部 63

特許庁は公務員が職務上で開発した発明(職務発明)を国が承継して国有特許として登録し、発明者に正当な補償金を支給するように、「公務員の職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正し、専用実施処分の拡大を図った³⁰⁷。つまり、現在のあいまいな規定を技術の特性、商用化の難易度など、事業化の側面を考慮して専用実施できるように条件を明確化した。また、公務員の職務発明関連告示を統廃合し、制度運営の一本化を推進した。

5. 人と文化を中心とする知的財産の土壌を構築 戦略 5

1) 実務及び起業連携の知的財産専門人材の育成[中核課題 18]

(1) 需要者中心の知的財産専門人材の育成(特許庁) 細部 64

特許庁は産業界が求める、特許に強い知的財産専門人材を育成するために、第一に、IP 教育先導大学を運営し、全国の4年制大学を対象に知的財産を正規科目として開設し、融 合教育を運営している。大学当たり年間1.8億ウォン以内に支援し、知的財産担当教授を 採用した³⁰⁸。また、知的財産の正規科目を6講座以上開設し、大学院では、2講座以上開 設した。

第二に、企業の IP 人材など現職の人材を対象に、現場の専門性と業務能力の向上を目的として専門学位課程を運営した³⁰⁹。この専門学位課程で現場実務中心の教育を実施し、理論と実務能力を兼ね備えた知的財産専門人材を育成した。

第三に、IP 地域人材の育成のために、政府と自治体が協力し、産学協力をリードすることができる地域の大学を選定して地域内の IP 教育基盤を拡大した。全国の3つ(大田、江原、釜山)自治体を選定した後、地域別に3つの大学を選定した³¹⁰。

_

^{307 2019}年3件→2020年14件

^{308 2020}年の運営(14校): 群山大、大真大、東亜大、ソウル科学技術大、延世大、嶺南大、済州大、成 均館大、漢城大、慶星大、崇実大、漢陽大

^{309 2020}年の運営(1校):東国大

³¹⁰ 大田 (忠南大・ハンバッ大・大徳大)、江原 (漢拏大・翰林大・カトリック関東大)、釜山 (釜慶

第四に、キャンパス特許ユニバーシアード³¹¹、D2B デザインフェア³¹²など、産学協同型 知的財産大会を運営している。

第五に、IP 政策・環境の変化に伴う新需要に対応するために、関係機関と協力して知的 財産実務人材を育成した。中企部・起業保育協会と協力して拠点センター入居スタートア ップ及び近隣企業を対象に、IP 教育を実施した³¹³。また、IP 金融、IP 保護及び素材・部 品・装置関連のイシューなど、企業の懸案を解決するために関係機関と連携し、IP 教育を 実施した。最後に、弁理士制度の改善を推進するために、実務修習、試験科目など弁理士 選抜制度の改編に関する研究を行った。

(2) 実験室特化型起業先導大学(教育部) 細部 65

教育部は研究成果を起業につなげる大学発の起業を活性化させるために、実験室での起業に特化した先導大学である実験室特化型起業先導大学を拡大した³¹⁴。また、起業支援技術の選定方法を改善し、成果の管理を強化した。つまり、大学が責任をもって起業させることができるよう、2020年から大学が支援技術を自ら決定するようにし、成果の評価に応じて事業費を配分するなど、大学主導の実験室起業の基盤を造成した。一方、教育部は科技情通部と支援した実験室特化型起業先導大学の実験室起業企業に対し、中企部の初期起業パッケージ事業³¹⁵と連携して事業化資金及びスペース、メンタリングなどの成長を支援した。また、校内で全般的に起業特化プログラムを運営し、大学全体の起業能力を強化し、実験室起業雰囲気を造成した。

(3) 実験室起業支援(科技情通部) 細部 66

科技情通部は大学院の実験室での起業のために、教育部との融合事業として優秀技術を保有している実験室を対象に、技術の高度化のための後続 R&D、事業化モデル (BM) 高度化、法人設立準備資金などを支援している。既存の大学の段階評価により、実績及び計画の点検で継続支援を決定し (2020年2月)、新規事業の遂行大学10校を選抜した (2020年5月)。また、実験室特化型起業先導大学(15校)131実験室の技術を対象に、後続R&D、企業設立などを支援した³¹⁶。さらに、実験室起業イノベーター育成事業などと連携し

311 産業界が必要とする知的財産人材を育成し、大学の創造的なアイデアを発掘して産業界に供給

大・東西大・慶南情報大) (2020)

³¹² 若いデザイナーにデザインを権利化・事業化する機会を提供し、IPに強いデザイナーに育成

³¹³ ①汎用センター (IP概要中心の教育) 6カ所、②特化センター (センター技術ベースのIP融合教育) を2つに区別して運営、センターごとに3回 (一回当たり3時間前後)、企業の在職者、センター長及 びマネージャーを含めて計780人

^{314 (2019) 5}校→ (2020) 15校 (累積、新規10校) → (2021) 25校 (累積、新規10校)

³¹⁵ 中企部の初期起業パッケージと連携 (2020年75億ウォン→2021年90億ウォン、10億ウォン増額)

³¹⁶ 支援の推移: (2018~2019) 29→ (2020) 131の実験室を支援

て技術事業化を支援し、起業成功率を高めるために起業専門家を技術に密着配置・支援した。

[表IV-42] 大学別起業教育プログラムの推進状況(代表成果)

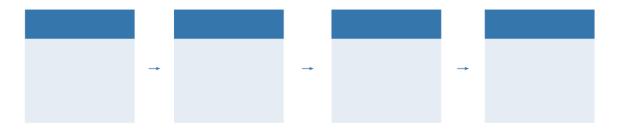
	·IR 研究所コンサルティングプログラムで IR の基本戦略、事業計画書作成を支援
延世大	(2019年10月~2020年12月)
	・テックアッププロジェクト第1、2段階を経て技術事業化
全北大	·IP を確保するためのメンタリングを新規導入(2020 年 11 月~)
土化八	·海外投資 IR を進行(2020 年 12 月~)
高麗大	·投資誘致及び IR 専門教育を実施 (2020 年 10 月~)
同鹿人	- スタートアップの成長段階別の投資誘致方法など

(4) 起業成功パッケージ(中企部) 細部 67

中企部は知的財産権関連の教育を実施し、実務を支援するため、知的財産権の専門家を招いてコーチングを実施した(教育 31 回、887 人参加、コーチング 51 回、173 人参加)。当初、国際発明展示会に参加させることで、起業企業が初期に市場参入できるような支援を図ったが、新型コロナウイルスの感染拡大による危険を考慮し、国内の展示会及び非対面教育などに切り替えた。

一方、受講生に起業教育とコーチングに関するアンケート調査(年2回)を行い、教育に対する満足度及び今後の需要調査を実施した。年間教育計画を策定する際、前年度のアンケート調査の結果³¹⁷を反映して教育課程を開設した³¹⁸。

[図IV-20] 青年起業士官学校の IP 教育及びコーチングの推進体系



(5) 医療機器の特性化大学院の支援(福祉部) 細部 68

³¹⁷ アンケート調査の結果 (1次、2020年9月) : (その他の意見) 教育内容・方法により、さまざまな教育課程が必要

^{318 2020}年の新規開設の課程: スタートアップの中核特許戦略 (2回、53人修了)、IPポートフォリオ構築戦略 (1回、109人修了)、スタートアップの出願実務 (1回、22人修了)

福祉部は医療機器産業の特性化大学院 3 校カ所を支援した。医療機器関連の技術経営、許認可・規制、製品化、グローバル進出など実務型専門人材を育成する一方、R&D・許認可・保険・技術経営など大学が自律専攻(自由に専攻が選べる)を運営することで、実務分野別に各分野に特化した専門家を育成した。つまり、医療機器産業の特性化大学院を運営し、産業界に必要な人材を輩出した。2 つの大学³¹⁹から 2020 年全日制基準で、産業界の人材を 64 人輩出した。また、全日制卒業者 64 人のうち 59 人が就業して就業率 91%を達成した。

(6) 製薬産業の特性化大学院の支援(福祉部) 細部 69

福祉部は製薬産業の特性化大学院を支援し、2020年の全日制卒業者の就業率が88.7%となり、製薬産業関連産業及び関係機関への高い就業率を達成した³²⁰。また、薬学・医学・経営・法学など多学際間の融合知識を蓄えることができる教育を実施するために、体系的な学位課程プログラムを運営し、国内製薬企業の人的資源の能力を強化した。

2) 発明・特許素養教育の強化及び著作権尊重文化の拡大 [中核課題 19]

(1) 発明教育の活性化(特許庁) 細部 70

特許庁は小中高学生の夢と才能を生かす発明・創造教育を通じて、第四次産業革命の時代をリードしていくクリエイティブで挑戦的な人材を育成するために、第一に、発明教育のインフラを強化し、体系的な発明教育を提供した。2021年下半期に開館予定の発明体験教育館³²¹の開館のために、展示体験物の設計、教育課程の編成、統合管理システムの構築、オンラインコンテンツの制作などを完了した。また、全国 207 カ所の発明教育センターを運営し、小中高学生の 6.4% (計 344,541人)を対象に、オン・オフライン混合型発明教育を支援して、発明・知的財産関連の進学、進路、起業全般に肯定的な影響を与えた。

³¹⁹ 東国大及び延世大 (成均館大は2020年下半期に支援したため含まれていない)

³²⁰ 薬学部(6年制)卒業者の多くは薬局で医薬品を調剤するか、または病院で服薬を指導しており、少数が研究開発分野に進出する。一方、特性化大学院の卒業者は産業界(製薬会社、CRO/コンサルティングなど)のR&D管理、許認可、経済性評価など、さまざまな分野に進出している。

³²¹ 発明教育統合支援センター (旧名称)」の合計予算180億ウォン、3棟(本館棟、発明センター、体育館)及び周辺施設の改造及び展示・体験施設の構築を推進(2021年末開館予定)

人)

	区分	2016	2017	2018	2019	2020
	生徒	338, 492	486, 753	556, 670	564, 085	344, 541
受講	教員	8, 729	5, 162	8, 047	6, 650	5, 623
生	保護者	15, 875	10, 182	13, 903	11, 100	4, 259
	小計	363, 096	502, 097	578, 620	581, 835	354, 423

一方、発明教育インフラに接することが難しい離島・僻地などの教育脆弱階層(教育を受ける機会が少ない階層)の青少年を対象に、訪問型発明教育である「訪問型発明体験教室」を実施し、教育格差の解消及び社会的価値を実現した³²²。

第二に、知的財産一般教科、発明教育のコンテンツを拡大し、発明教員を育成した。高校の選択科目である「知的財産一般」の採用を拡大するために先導学校を指定・運営し(27 校)、知的財産一般正規教科目(年間2単位以上)を採用した学校数を増やし³²³、先導学校の優秀事例を発掘して教科の拡大に肯定的な影響を与えた。また、総合教育研修院内にブレンド型職務研修、リアルタイムでの双方向研修を導入し、約660人の現職教員を対象に発明の研修を提供した³²⁴。一方、発明教師認証制度を運営して優秀な発明教師を発掘・認証し、専門人材プールを拡充した³²⁵。

第三に、起業・就業に特化した知的財産教育を提供した。レベルの高い発明英才教育課程(知的財産を基盤とする次世代英才起業家育成事業)を運営することにより、アイデア (技術) ベースの青少年・青年初期の CEO を育成した³²⁶。また、発明・特許特性化高校の 在学生に企業連携職務発明プログラムと発明教育への参加を勧め、就業・起業の能力強化 と技術移転などに貢献した³²⁷。

323 教科採用学校数: (2019) 46校→ (2020) 112校(一般高校97校、特別目的高校4校、発明特性化高校6校、一般特性化高校5校)

^{322 13,062}人、567の機関を対象に557回を実施

³²⁴ ブレンド型研修 (2回、計45人)、リアルタイムでの双方向研修 (13回、277人)、集合研修 (16回、338人)

^{325 2020}年、最初に認証を取得した教師99人 (1級3人、2級96人)

^{326 318}人の発明の才能に知的財産、起業、人文教育などに特化教育を提供

^{327 (}教育) 職務発明プログラムに参加した生徒が154%増加 (2019) 963人→ (2020) 1,483人)、(就業)産業機能要員3者協約締結の状況: (2019) 77社107人→ (2020) 50社99名、(技術移転) (企業) (株)テヤン情報/(技術)マルチプロセッシングを用いたスクラッピング速度の改善/(金額)1百万ウォン、(起業)生徒のアイデアをもとに、生徒主導の学校企業を設立(8件)などを行い、新しい進路開拓及び優秀事例を拡大

第四に、発明大会³²⁸と発明フェスティバル³²⁹で優秀なアイデアを発掘し、発明文化の拡大の場を設けた。また、クリエイティブな課題解決力を有する創造力チャンピオン大会の受賞チームと優秀な発明のアイデアを有する YIP 青少年発明家プログラムの受賞者に対してオン・オフライン³³⁰での表彰式を並行して開催した。

[表IV-44] 発明の大会及び発明フェスティバル

区分	主要内容	写真
優秀 受賞作 展示館 (4 ホール 展示場)	・学生展、教員展の上位作 100 点を展示館で設置・運営 - 学生展上位賞 91 点は賞別に分けて展示館設を置・運営 - 教員展上位賞 9 点は学生展の展示館と統合し設置・運営 < 上位賞の展示館: 61 点> - 学大統領賞(1点)、国務総理賞(2点)、最優秀賞(長官賞)(36点)、優秀賞(特許長庁賞)(20点)、特別賞(WIPO事務局長賞、朝鮮日報社長賞(2点) < 一般賞の展示館: 39点> - 奨励賞(韓国発明振興会長賞)30点 - 教員展 9点(教育部長官賞(1点)、産業通商資源部長官賞(2点)、特許庁長賞(4点)、朝鮮日報社長賞(2点)	
e-展覧会 広報館 (4 ホール 展示場)	 ・(e-展覧会の運営) 出品作のうち、受賞作 295 点はオンライン展示 - 計 295 点を展示(学生展 278 点、教員展 17 点) - 発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で運営(年中) 	Contract Store

(2) 著作権文化の基盤づくり (文体部) 細部 71

文体部は著作権体験教室を運営し、著作権文化の基盤づくりをした。小中高校で教員が クラスやサークルで著作権体験教室を運営している³³¹。また、アニメーションや授業の資料を提供し、配布した³³²。

³²⁸ 大韓民国学生発明展6,770件を受付、創造力チャンピオン大会2,556人参加、青少年発明家プログラム 140人(チーム:40組、個人:20人)の修了及び全員特許出願

³²⁹ 大韓民国学生発明展で作品を展示するとともに、表彰式とアンタクト (UN+CONTACT=非対面) に切り替えたe-展覧会チャンネルを構築し、オン・オフラインの展示会を並行して併催

³³⁰ 受賞者をオンラインで招待してオフライン表彰式の会場を設定し、オンライン画像プログラムを活用してユーチューブで生中継し、表彰式の現場を実装

^{331 300}校を選定、276校で完了、担当教員向けの補修教育(2回)及び遠隔研修を実施

³³² 青少年向けの著作権教室ホームページに授業目的の著作物利用に関するFAQ(文体部・教育部共

第二に、出張型著作権教育³³³を拡大・強化するとともに、コロナ禍によって対面教育が困難な場合は日程を調整・変更し、オンラインでのリアルタイムの講義ビデオ教育など、さまざまな教育の指導・参考資料を製作・普及した³³⁴。

第三に、教員、産業従事者、公務員、一般人など、学習対象に合わせた著作権遠隔教育課程を運営している³³⁵。また、コロナ禍に対応し、小中高校・関係機関などがオンライン授業で活用可能な教育用映像コンテンツ(外部と協力して制作)を提供して非対面教育を支援した³³⁶。さらに、多様なチャンネルを活用して著作権遠隔教育を推進した³³⁷。

第四に、生活の中の著作権の広報を強化した。ユーチューブ、ウェブトゥーン、SNS などで広報を拡大した³³⁸。また、知名度のある専門弁護士を出演させて著作権情報の映像を作成し(10 編)、著作権関連の主要イシューを扱ったドキュメンタリーコンテンツ(5編)及び分野別クリエーターをインタビューした映像(5 編)など、計 20 編の映像を製作した。

第五に、中小企業への著作権サービスを支援した。13 の地域著作権サービスセンターで著作権教育、相談、SW 管理体系に関するコンサルティング、著作権産業現場へのサービスなどを提供した。

[表**W-45**] 中小企業の著作権サービス統合管理体系の統計(2020.12) (単位:人)

区分	著作権 教育	著作権 相談	著作権 育成支援	SW管理 コンサル ティング	産業現場 サービス (相談)	産業現場 サービス (教育)	計
サービス 受益者	3, 898	1, 406	94	291	812	1,046	7, 547

同)、アニメ46種を提供、体験教室運営教材「曖昧著作権教室」及び授業資料「創作君・分かち合い 君の価値ボックス」などを制作・配布

³³³ 出張型著作権教育7,620回 (368,895人が受講)

^{334 2021}年2月時点、オンラインでのリアルタイム教育(668回、25,728人)、講義ビデオ制作(291編) 及びビデオ活用教育(2,523回、357,679人)、「学校教育と著作権」(全国の小中高校及び市・道教育庁13,500部)、「著作権ビョルビョル(いろいろな)物語」(改訂版)、全国小中高60,000部)、「青少年の著作権体験教育事例集(全国小中高校及び教育支援機関12,500部)」などを制作・配布

³³⁵ 教員(10の課程、12,532人)、アカデミー(35の課程、23,147人)、生涯教育(10課程、80人)。教育課程の運営:(2019年)1,723回→(2020年)2,074回

³³⁶ 申込機関及び受講人数: (2019) 71の機関、25,831人→ (2020年11月) 574の機関、142,505人

³³⁷ 関係機関との諮問会議(2回)、コースの案内資料・映像などを制作・配布。遠隔教育上の各種オンラインイベント及び実績の提出イベント(11回)、関係機関の広告メール発送、公共ポータルなどバイラルプ広報、遠隔教育の教補材(23,100部)及び教補材の映像2種を制作・活用

³³⁸ ユーチューブを中心にスマートメディアラボ (SMR) プラットフォーム、モバイルアプリ、列車など6 つの媒体で64百万回を送出 (前年同期比36.9%増加)

第六に、著作権の専門人材を育成するために、大学に著作権講座を開設・運営した。5 つの大学で創造的人材になるための著作権専門講座を28講座を運営した³³⁹。

3) 特許審査インフラ整備及び専門的能力の向上 [中核課題 20]

(1) 特許審査支援事業(特許庁) 細部 72

特許庁は審査インフラを整備し、専門能力を向上し、高品質な特許審査サービスを提供するために、第一に、主要国レベルの1人当たりの審査投入時間を確保して安定した審査処理期間を維持するために、特許審査人材の増員を推進した。

第二に、審査投入時間をさらに確保するために、審査過程の一部業務である先行技術調査を外部の専門機関に依頼し、審査官の審査業務を支援した³⁴⁰。審査官が調査機関の先行技術調査の結果を参考にし、拒絶理由及び承認について最終判断を下すことができるようにし、事業管理機関³⁴¹で先行技術調査事業の効率的計画を策定・運営した。

第三に、特許チーム長の主導で特許チームが所管する産業分野別に産業・特許・審査の動向を分析し、所管する産業への見識を確保し、審査方針を策定した。

第四に、AI ベースの高品質な機械翻訳サービスなど、検索サービスを高度化した。商用製品の導入、WIPO 翻訳システムの技術移転、外部の翻訳サービスとの連携など、さまざまな方法でニューラル機械翻訳サービスを拡大し提供した。

第五に、先行技術検索の利便性と効率性を高めるために、機能を高度化した。先行文献の理解を高めるために明細書と図面を分割し、図面符合の内容を一緒に提供することで、 先行技術文献に対する理解度を高めた。

[図IV-21] 先行技術文献の理解度向上のための機能

^{339 5}つの主管大学 (慶星大、祥明大、淑明女子大学、全南大、弘益大) の特性に合わせ、文化芸術、コンテンツ関連の専攻や教養科目として開設・運営、1,281人が受講

³⁴⁰ 先行技術調査事業を展開し、特許審査処理件の50%を外部の専門機関に依頼

³⁴¹ 特許法改正に加え、事業管理機関の指定(韓国特許戦略開発院)、専門担当組織の新設(審査支援センター)を行い、事業管理機関を導入(2018.07)



第六に、産業の観点からの審査イノベーション事業を推進し、産業の特性が反映された 審査実務の変化を加速させ、技術イノベーションを促進する審査基盤を整えた³⁴²。

最後に、迅速審判制度を効果的に活用し、審判処理期間を 2019 年の 9.6 カ月から 2020 年には 8.3 カ月に短縮した。

4) 地域の IP 競争力強化 [中核課題 21]

(1) 地域特化産業の育成及びブランド開発の支援(自治体)

仁川広域市は地域特化産業としてロボット分野を育成し支援した。特に、物流ロボット、エンターテイメントロボットのモデル事業予算を 4.8 億ウォン確保し、3 社を対象に地域特化ロボット融合モデルを発掘し、事業化を支援した。また、仁川ロボット産業イノベーションクラスター構築基本計画を策定し(2020 年 7 月)、仁川の戦略産業であるロボット産業を育成するための基盤を整えた。

[表IV-46] 仁川広域市の特化分野ロボット産業

区分	対象	課題名
物流	(株) ジエスイコンソーシアム (需要先:イノディス)	中小企業の生産/物流環境適合型 ハイブリッド小型無人搬送ロボット開発
120 t/lū	(株) パブロ航空コンソーシアム (需要先:ジェヤン航空海運)	群衆飛行技術ベースの垂直離着陸 ドローン配送サービス

³⁴² 特実審査ガイド・制度関連の政策 (22) 、審査・検索戦略 (17) 、特許取得支援策 (17) 、その他の 研究開発・紛争防止支援策 (6) などを導出

エンター テインメン ト

(株) ソウル A&T コンソーシア ム

(需要先:仁川経済庁)

主要公共施設の名所化に貢献する シロフォン自動演奏ロボットの 製作・設置。運営

済州特別自治道は無分別に使用されている済州のイメージを保護し、済州産の原料及び済州生産の化粧品の信頼を高めるために、済州化粧品認証マークを開発した。済州産の原物を使用した原料の含有量 10%(洗い流し製品 5%)以上を含有、済州の水を利用した精製水を使用、済州で生産した製品であることを済州道知事が証明する公式認定制度である済州化粧品認証制度を運営している³⁴³。済州化粧品認証制度を体系的に管理・運営(認証、事後管理など)し、済州清浄化粧品のイメージを高め、ブランドの競争力を向上した。

釜山広域市は釜山水産物に対する消費者の信頼性を高め、製品の国内外での競争力強化のために、釜山名品水産物ブランドの使用を活性化した。釜山名品水産物の国内外販売網を拡大するために、海外の博覧会に参加するなどマーケティング面で支援し、水産物の消費促進の拡大を推進した。

(2) 郷土・村企業の IP 力強化支援(自治体)

江原道は洪川郡の戦略産業である生命・健康産業の成長基盤を拡充するために、洪川メディカルハブ研究所を育成している。IP 企画を支援して企業が保有している技術の知的財産権の確保を支援し、成果調査を通じて企業の直接・間接の売上高と雇用創出効果を確認している。

全羅南道は地域内の小商工人、伝統的市場、技術熟練者、自活企業などを対象に、デザイン開発支援事業を実施した。新規ブランドやデザインの開発、リニューアルブランド及びデザインの開発、商標及びデザインの権利化、試作品及びマニュアルを制作し支援した。

慶尚南道は慶南スター企業の R&D 支援及び IP 確保により、地域の有望企業を育成している。2020年には15社を指定し、技術の事業化を支援した。

光州広域市は光融合産業のヒドゥン・チャンピオン企業を発掘し、グローバル強小企業 に育成した。零細な光山業界の脆弱な部分である認証、試作品製作などを支援して地域の 鉱山業界の競争力を高めた。

ソウル特別市は全国の自治体で初めて市政のすべての現場を企業のイノベーション製品・サービスを適用できるテストベッドとして提供し、イノベーション技術の性能を検証してイノベーション企業の製品化を支援した。事業対象はソウル所在の中小・ベンチャー

_

企業で第四次産業革命時代関連の中核技術が適用されており、市政の現場に設置可能な製品・サービスを選定した。

[表Ⅳ-47] ソウル特別市のテストベッドソウル実証事業

項目	R&D支援型	機会提供型
支援対象	ソウル所在の中小企業	ソウル所在の企業 (大企業、中堅企業も参加可)
支援事項	実証機会、場所及び対象、 実証事業費の支援	実証機会、場所及び対象の支援 ※製品生産、設置などの実証費用は企業負担

国家知識財産委員会年次報告書 2020

発刊登録番号 12-B552783-000027-10

発行日 2021年3月

発行元 国家知識財産委員会知的財産戦略企画団

住所 世宗特別自治市ガルム路 194 (オジン洞) 世宗ファイナンスセンター Ⅱ 608

문

ウェブサイト http://www.ipkorea.go.kr

Tel 044-202-4227

本年次報告書は、知識財産基本法第 15 条及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、知的財産関連の動向と前年度知的財産施行計画の主要内容及び業績に関する内容を収録しており、2021 年度国会提出のために作成されました。





韓国人の創造性と夢を 知的財産で実現いたします。

大韓民国政府